

鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 概要

(1) 鳥獣保護区

東京都では、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区に指定している。

令和8年7月現在、39箇所 48,635ヘクタールの鳥獣保護区を指定している。

なお、鳥獣保護区では狩猟が禁止されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日付法律第88号）」第28条

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

東京都では、鳥獣保護区の区域において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる地域を特別保護地区に指定している。

令和8年7月現在、8箇所 2,887ヘクタールの特別保護地区を指定している。

なお、特別保護地区では、狩猟の禁止に加え、一定の開発行為も規制されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日付法律第88号）」第29条

<要許可行為>

- ・建築物その他工作物の新改増築
- ・水面の埋め立て又は干拓
- ・木竹の伐採 など

2 自然環境保全審議会との関係

(1) 鳥獣保護区

新規指定及び区域の拡張する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

新規指定、区域の拡張及び存続期間を延長する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

第 2 回鳥獣部会後の変更点について

		概要	変更点
1	全体	・わかりやすい表現となるよう計画書の文章全体の修正及び補足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ 特別保護地区の区域、指定の目的を修正及び補足 ・ 2 ページ 農林水産物の被害状況を補足 ・ 8 ページ 特別保護地区内に生息する獣類リストの注釈修正
2	特別保護地区の保護に関する方針	・ 指定期間の中間時期に、当該地区において鳥獣の生息状況調査を実施する旨を追記	・ 1 ページ 2 特別保護地区の保護に関する方針に「指定の 10 年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。」を追記
3	特別保護地区内に生息する鳥類リスト	・ 令和 7 年度冬の生息状況調査の結果をもとに、「ツグミ」を鳥類リストへ追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ 鳥類 99 種から 100 種に変更 ・ 6 ページ 別表 2 特別保護地区内に生息する鳥類リストに「ツグミ」を追加
4	特別保護地区内に生息する鳥類リストの種の指定等要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ III の評価を、最新情報である「第 5 次レッドリスト（鳥類）」（2026 年 3 月環境省）に基づき修正 ・ 当該地区は、東京都レッドリストにおいて北多摩カテゴリーに分類されるため、IV の評価を修正 ・ V の評価において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に記載はないが、国外由来の外来種を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5～7 ページ 別表 2 特別保護地区内に生息する鳥類リストの種の指定等要件の III、IV の評価を変更 ・ 5～7 ページ 別表 2 特別保護地区内に生息する鳥類リストの種の指定等要件の V において、「*：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に記載はないが、国外由来の外来種」を追加
5	特別保護地区内に生息する獣類リスト	・ 文献調査の結果をもとに、生息獣類をリストへ追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ 獣類 4 科 4 種から 8 科 11 種に変更 ・ 8 ページ 別表 3 特別保護地区内に生息する獣類リストに「カヤネズミ、アカネズミ、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、キタリス、ムササビ、ニホンノウサギ、アカギツネ、アライグマ、ニホンイタチ、アナグマ、ハクビシン」を追加
6	特別保護地区内に生息する獣類リストの種の指定等要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地区は、東京都レッドリストにおいて北多摩カテゴリーに分類されるため、IV の評価を修正 ・ 「生態系被害防止外来種リスト」（2015 年 3 月環境省）の要件を VI に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ページ 別表 3 特別保護地区内に生息する獣類リストの種の指定要件の IV の評価を変更 ・ 8 ページ 別表 3 特別保護地区内に生息する獣類リストの種の指定要件の VI の評価を追加
7	指定区域における鳥獣の生息状況	・ 特定外来生物のみでなく、特定外来生物及び生態系被害外来種をのぞいた鳥獣類が当該地区の動物相の概要となるよう修正	・ 2 ページ エ動物相の概要 「特定外来生物をのぞいた」⇒「特定外来生物及び生態系被害防止外来種をのぞいた」に修正

東京都指定村山山口鳥獣保護区
特別保護地区計画書
【指定】

(素案)
修正見え消し版

令和8年 月

東京都

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

村山山口鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

別紙のとおり東京都西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市所在、東京都水道局山口貯水池用地一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、東京都水道局の山口貯水池に隣接する貯水池林である。一帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とコナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な野鳥及び獣が生息している。この中には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）において、国内希少野生動植物種として指定されているハヤブサも確認されている。

当該地域は、昭和44年に特別保護地区として指定されており、引き続き良好な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する方針

(1) 当該地区は、都立狭山自然公園に指定されているとともに、一帯の自然度の高い樹林地は、貯水池林として東京都水道局により良好に管理されている。しかしながら、外周には狭山丘陵ハイキングコースや都立野山北・六道山公園が整備されており、野外活動が活発な区域であるため、特別保護地区内の鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことのないよう、より静寂な環境の保持に務める。さらに、工作物設置、木竹の伐採等の開発行為を指導監督し、鳥獣の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように努める。

(2) 指定の10年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

特別保護地区は、瑞穂町の東部および武蔵村山市の北部に位置し、瑞穂町の北端は埼玉県入間市に、武蔵村山市の北端は所沢市に接している。当該地域は、埼玉県指定の狭山湖特別保護地区と隣接し一体となって727haの特別保護地区を形成している。また、当該地域は都立自然公園に指定され、さらに貯水池林になっている。

イ 地形、地質等

当該地域は、砂層、泥岩層、砂礫層などからなる上総層群とよばれる新生代第三紀末から第四紀洪積世に形成された地層が分布し、表面は、火山灰からなる関東ローム層と段丘礫層からなっている。

ウ 植生の概要

森林植物帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とコナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林の植生に恵まれている。また、隣接地内には、水面も多く鳥獣の生息に非常に適しており、その種類も極めて多く、生息環境としての植生の保全が必要である。

エ 動物相の概要

当該地域に生息または利用する野鳥の種類は猛禽類も含め豊富で、特定外来生物及び生態系被害防止外来種をのぞいた鳥類39科~~99~~100種、獣類~~48~~科~~411~~種が確認されている。確認種の多くはヒヨドリやヒタキ類、カラ類といった樹林性の種であり、サギ類やカモ類等の水辺性の種は一時的な利用をしているものが多い。

(2) 生息する鳥獣類

別表2、3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は、東京都水道局管理の貯水池林となっており、農林地がないことから

鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該地域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板を設置していく。

別表1 特別保護地区の面積内訳

◆ 形態別面積内

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	ha	ha	ha	136 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	133 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	3 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha

◆ 所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野庁所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
文部科学省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林以外の国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
環境省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体所有地	0 ha	0 ha	0 ha	136 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県所有地	0 ha	0 ha	0 ha	136 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
市町村有林地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	136 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆ 他法令による区

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	128 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通地域	0 ha	0 ha	0 ha	128 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
文化財保護法による地域*	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2				
				I	II	III	IV	V
27	カモ目	カモ科	オカヨシガモ					
32	カモ目	カモ科	カルガモ					
33	カモ目	カモ科	マガモ					
35	カモ目	カモ科	コガモ					
43	カモ目	カモ科	キンクロハジロ			VU		
55	カモ目	カモ科	ホオジロガモ				VU	
56	カモ目	カモ科	ミコアイサ				CR	
64	キジ目	キジ科	キジ				NT	
65	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	CR	
69	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ			VU	・	
79	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				・	
80	カッコウ目	カッコウ科	ホトギス				○	
82	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				・	
83	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				VU	
89	ハト目	ハト科	キジバト					
101	ツル目	クイナ科	オオバン				○	
117	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				VU	
119	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ				*	
121	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ				*	
315	カツオドリ目	ウ科	カワウ					
326	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ			NT	CR	
328	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ			VU	VU	
333	ペリカン目	サギ科	アオサギ					
335	ペリカン目	サギ科	ダイサギ				○	
336	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT	NT	
337	ペリカン目	サギ科	コサギ			VU	NT	
343	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ				VU	
352	タカ目	タカ科	ツミ				VU	
353	タカ目	タカ科	ハイタカ			NT	VU	
354	タカ目	タカ科	オオタカ			NT	VU	
359	タカ目	タカ科	トビ				○	
363	タカ目	タカ科	サシバ			VU	CR	
366	タカ目	タカ科	ノスリ				VU	
367	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				EN	
371	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				DD	
377	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				VU	
384	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				NT	
390	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ					
394	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ				○	

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2				
				I	II	III	IV	V
399	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				○	
402	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				VU	
407	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		内	NT	VU	
411	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ				CR	
419	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU	
422	スズメ目	モズ科	チゴモズ			EN	CR	
424	スズメ目	モズ科	アカモズ		内	CR	CR	
425	スズメ目	モズ科	モズ				VU	
427	スズメ目	カラス科	カケス					
429	スズメ目	カラス科	オナガ			NT	NT	
435	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス					
436	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス					
440	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ					
442	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ				○	
445	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ					
447	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ					
450	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				VU	
456	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ					
461	スズメ目	ツバメ科	ツバメ					
462	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				NT	
464	スズメ目	ウグイス科	ウグイス				○	
466	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				VU	
467	スズメ目	エナガ科	エナガ					
481	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ				・	
484	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ				VU	
497	スズメ目	セッカ科	セッカ				VU	
501	スズメ目	メジロ科	メジロ					
502	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				○	
503	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ				NT	
505	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				・	
507	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ					
509	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ					
514	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ				VU	
523	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ				NT	
525	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ					
526	スズメ目	ツグミ科	シロハラ					
527	スズメ目	ツグミ科	アカハラ					
531	スズメ目	ツグミ科	ツグミ					
539	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ				NT	
550	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ					
556	スズメ目	ヒタキ科	ルリビタキ					

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2				
				I	II	III	IV	V
561	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ					
575	スズメ目	スズメ科	スズメ					
584	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ					
585	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ					
586	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ				NT	
591	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ			NT		
595	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ					
598	スズメ目	アトリ科	シメ					
600	スズメ目	アトリ科	イカル				NT	
602	スズメ目	アトリ科	ウソ				NT	
606	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ				NT	
608	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ					
618	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ				NT	
622	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ					
625	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ			EN	VU	
633	スズメ目	ホオジロ科	アオジ					
634	スズメ目	ホオジロ科	クロジ				NT	
637	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン				NT	
9	キジ目	キジ科	コジュケイ					*
11	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)					*
25	スズメ目	ソウシチョウ科	ソウシチョウ					特定
26	スズメ目	ソウシチョウ科	ガビチョウ					特定
29	スズメ目	ソウシチョウ科	カオグログビチョウ					特定
計	15目	40科	103種	0種	2種	16種	61種	5種

※1 「No.」及び目・科・種名は、「日本鳥類目録（改定第8版）」（2024年9月日本鳥学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III ~~「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔鳥類〕」（環境省編 2020年）~~

~~「第5次レッドリスト（鳥類）」（2026年3月環境省）~~

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト（本土部）2020年見直し版」（2023年4月東京都環境局） ~~西多摩ランク北多摩カテゴリー~~

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、・：非分布

V 「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

*：特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律に記載はないが、国外由来の外来種

※※現地調査及び文献調査の結果による。現地調査は特別保護地区内で実施。文献調査は、特別保護地区の周辺を含む広域での調査結果による。

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2					
				I	II	III	IV	V	VI
1	トガリネズミ形目	モグラ科	アズマモグラ				○		
2	翼手目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ						
3	齧歯目	ネズミ科	カヤネズミ				EN		
4	齧歯目	ネズミ科	アカネズミ				○		
5	齧歯目	ネズミ科	ドブネズミ						外・総合
6	齧歯目	ネズミ科	クマネズミ						外・総合
7	齧歯目	ネズミ科	ハツカネズミ						外・総合
8	齧歯目	リス科	キタリス					特定	
9	齧歯目	リス科	ムササビ				DD		
10	兎形目	ウサギ科	ニホンノウサギ				VU		
11	食肉目	イヌ科	アカギツネ				EN		
12	食肉目	イヌ科	タヌキ						
13	食肉目	アライグマ科	アライグマ					特定	
14	食肉目	イタチ科	ニホンイタチ				NT		
15	食肉目	イタチ科	アナグマ				NT		
16	食肉目	ジャコウネコ科	ハクビシン						外・総合
17	偶蹄目	イノシシ科	イノシシ				○		
計	6目	10科	17種	0種	0種	0種	9種	2種	4種

※1 「No.」は通し番号 「種名」は「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III ~~「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔哺乳類〕」（環境省編 2020 年）~~
「レッドリスト 2020（哺乳類）」（2020 年 3 月環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト（本土部）2020 年見直し版」（2023 年 4 月東京都環境局） ~~西多摩ランク~~ 北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

VI 「生態系被害防止外来種リスト」（2015 年 3 月環境省）

国外由来の定着予防外来種：外・定着、国外由来の総合対策外来種：外・総合、
国内由来の総合対策外来種：内・総合

※※現地調査及び文献調査の結果による。現地調査は特別保護地区内で実施。文献調査は、特別保護地区の周辺を含む広域での調査結果による。

村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定の意見聴取について

参考資料 4

1 指定案の公告及び縦覧

- (1) 指針案の公示：公示方法を「公告」によることとし、指針案を東京都公報に登載
- (2) 指針案の縦覧
 - ・ 期間： 令和8年6月12日から6月25日まで
 - ・ 場所： 東京都環境局自然環境部計画課及び東京都多摩環境事務所自然環境課
- (3) 公告及び縦覧の結果：**意見書の提出なし**

2 利害関係人及び関係地方公共団体への意見照会

- (1) 意見照会期間： 令和8年6月2日から6月19日まで
- (2) 意見照会先：①瑞穂町長、②武蔵村山市長、③西多摩農業協同組合代表理事組合長、
④一般社団法人大多摩観光連盟会長、⑤東京都猟友会武蔵村山支部長、
⑥東京都猟友会多摩川支部長、⑦日本野鳥の会奥多摩支部長、⑧東京都水道局水源管理事務所長
- (3) 意見照会結果：**全団体とも賛成**

(4) 主な意見内容

【瑞穂町】当該区域は緑豊かな狭山丘陵に位置し、多様な動植物が生息していることから貴重な財産と考える

【武蔵村山市】絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息環境を保全するため、再指定に賛成である

【大多摩観光連盟】鳥獣保護区の生態系を次世代に継承していくため、再指定に賛成である

【日本野鳥の会奥多摩支部】当該区域内に約100種の野鳥が生息し、その内61種が都レッドリストに指定されている希少な野鳥を保護するために、森林と湖の豊かな環境の存続が必要であることから、再指定に賛成する

【東京都水道局水源管理事務所】水道局では、特別保護地区に指定される以前から、貯水池林を含む当該区域の森林を管理しており、今後も自然環境を保全することは貯水池林にとって有益であることから再指定に賛成する
なお、貯水池林の保護育成に関する工事については、その実施に支障が生じないよう対応を希望する

令和7年度
鳥獣保護区生息状況調査委託
報告書（抜粋）

令和8年3月

東京都環境局自然環境部計画課

株式会社 セルコ

1. 調査概要

(1) 調査対象

調査対象は鳥類及び哺乳類とした。

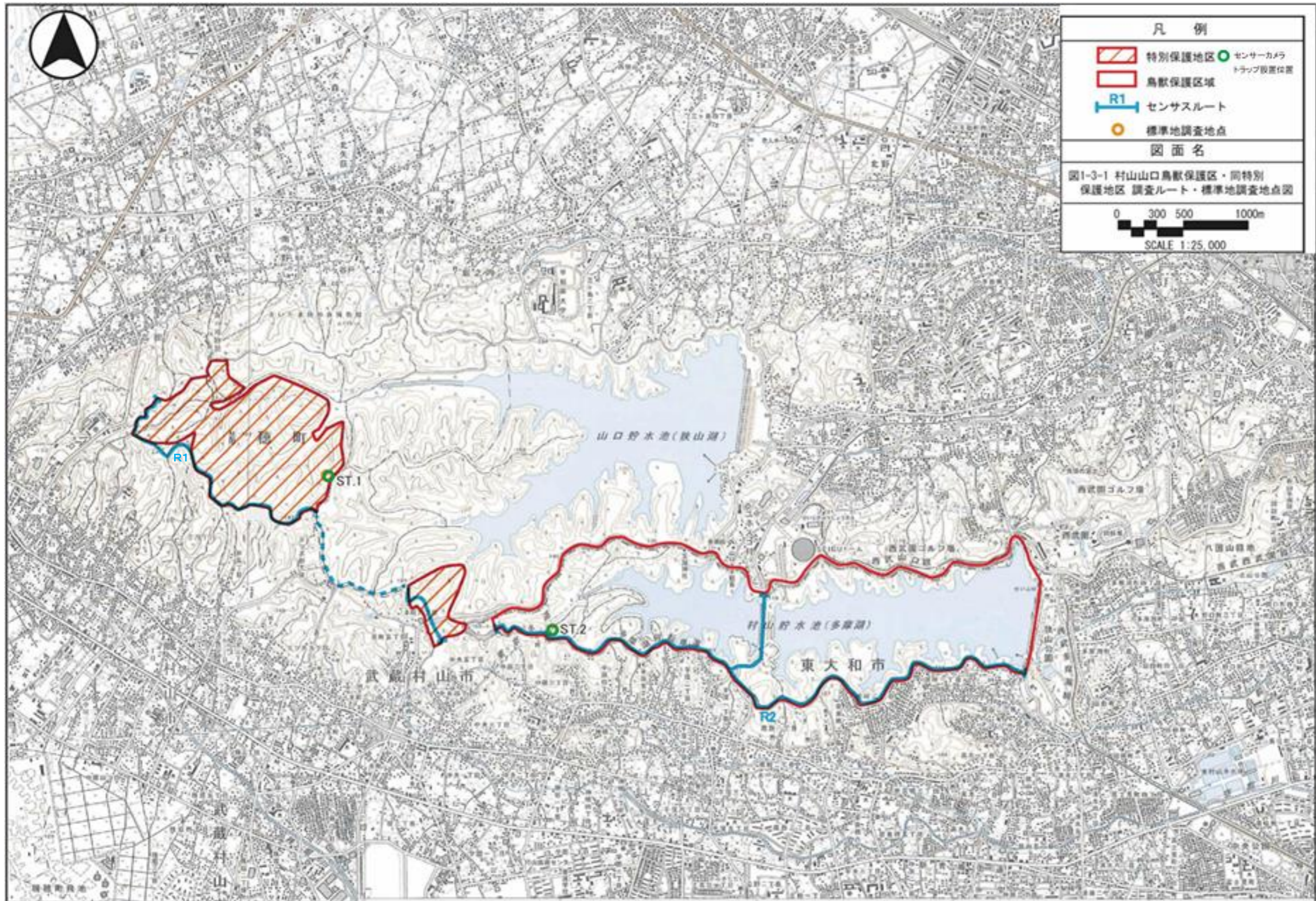
(2) 調査ルート及び地点等の設定

鳥獣保護区の鳥獣相を把握するため、調査対象鳥獣保護区において、都と協議のうえで表 1-3-1 に示す調査ルートを設定した。調査ルートの設定に際しては、地形の状況や周辺の土地利用、優占する植生の分布等を考慮し、生息する鳥獣の確認に支障を及ぼさない環境において、安全に現地調査が実施可能となるよう留意した。

なお、本調査では各調査ルートにおいて標準地調査地点を設け調査環境が多様になるよう配慮した。また、けもの道等においてセンサーカメラによる自動撮影調査を実施するとともに、夜行性鳥類を対象とした夜間調査とネズミ類を対象とした捕獲調査を実施した。各調査ルートの概要を表 1-3-1 に、各調査のルート及び設置地点などを図 1-3-1～図 1-3-9 に示す。

表 1-3-1 調査ルート一覧

調査対象 区域	ルート名
村山山口鳥獣保護区 特別保護地区	西多摩郡瑞穂町西部から村山山口鳥獣保護区同特別保護地区の外縁部に沿って野山北六道山公園の分岐点までの区間並びに武蔵村山市本町六丁目地先を通過するルート。 標準地調査は、コナラ群落を対象とする。
村山山口 鳥獣保護区	武蔵村山市中藤2丁目地先から村山貯水池南側を中心に、多摩湖自転車道に沿って狭山公園に至るルート。 標準地調査は、コナラ群落を対象とする。
多摩川 鳥獣保護区	多摩川中流域から多摩川左岸に沿って河口部に至るルート。 標準地調査は、ヨシ群落、セイバンモロコシ群落、オギ群落、コナラ群落、アラカシ群落を対象とする。
東京港 鳥獣保護区	東京港の港湾区域で、葛西臨海公園、若洲海浜公園、辰巳の森海浜公園、お台場海浜公園、大井ふ頭中央海浜公園、東京港野鳥公園の各公園内に設置したルート。 標準地調査は、海浜植生、植栽樹林群、シオクグ群落を対象とする。



凡例	
	特別保護地区
	鳥獣保護区域
	R1 センサスルート
	標準地調査地点
	センサーカメラ トラップ設置位置
図面名	
図1-3-1 村山山口鳥獣保護区・同特別保護地区 調査ルート・標準地調査地点図	
0 300 500 1000m	
SCALE 1:25,000	

(3) 現地調査

現地調査は、夏季及び冬季に実施した。

調査日の設定にあたっては鳥獣相を的確に確認できるよう留意し、雨天・荒天を除く日の適切な時間帯(原則として早朝)に実施した。現地調査の実施に際しては調査地管理者に事前に必要な連絡調整を行った。

現地調査は当該調査に精通した複数の調査員により実施した。調査員は「日本鳥類目録改訂第8版(2024年9月13日, 日本鳥学会発行)」並びに「日本野生鳥獣目録」(平成14年7月環境省)記載の鳥類及び哺乳類をフィールドサインにより判別できる者とした。調査の実施状況は表1-3-2に示すとおりである。

表 1-3-2(1) 現地調査実施状況(村山山口鳥獣保護区 同特別保護地区)

調査対象地域	季節	調査年月日	調査地点 ・ルート	調査内容	調査時間	天候
村山山口 鳥獣保護区 同特別保護地区	夏季	R7.9.16	R1	哺乳類調査(任意観察) 鳥類調査(ラインセンサス)	5:45~9:20	曇
	冬季	R8.1.15	R1	哺乳類調査(任意観察) 鳥類調査(ラインセンサス)	5:45~9:21	曇
	夏季	R7.7.15	R1	鳥類調査(夜間調査)	19:00~21:45	曇
	夏季	R7.10.20~21	St.1	哺乳類調査(センサーカメラによる自動撮影) 哺乳類調査(ネズミ類捕獲調査)	13:30~12:40	曇
	夏季	R7.11.4	St.1	植生調査	13:30~14:30	晴
村山山口 鳥獣保護区	夏季	R7.10.3	R2	哺乳類調査(任意観察) 鳥類調査(ラインセンサス)	8:00~12:30	晴
	冬季	R7.12.25	R2	哺乳類調査(任意観察) 鳥類調査(ラインセンサス)	8:00~13:20	曇
	夏季	R7.7.11	R2	鳥類調査(夜間調査)	19:00~21:00	曇
	夏季	R7.10.20~21	St.2	哺乳類調査(センサーカメラによる自動撮影) 哺乳類調査(ネズミ類捕獲調査)	11:40~11:30	曇
	夏季	R7.11.4	St.2	植生調査	10:30~11:30	晴



1) 調査方法

a) 鳥類調査

鳥類調査は、ラインセンサス法並びに夜行性鳥類繁殖期の鳴き声の確認を目的とした夜間調査を実施した。その調査方法を表 1-3-3 に示す。

なお、調査ルート外であっても当該区域内に出現した鳥類についても記録するよう努めた。


表 1-3-3 鳥類調査

調査内容	調査方法	
ラインセンサス法	調査範囲内の地形の状況や優占する植生の分布等を考慮し、あらかじめ設定した調査ルート上を歩行速度 1.5km/h～2km/h 程度で歩きながら、一定の範囲内に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別や確認状況を記録した。	 <p data-bbox="1114 992 1337 1025">ラインセンサス法</p>
夜間調査	夜間調査は、日没後 2 時間程度、ヨタカ、トラツグミ、フクロウ等が鳴く時期を目安とし、7 月～10 月に実施した。	 <p data-bbox="1169 1328 1281 1361">夜間調査</p>

b) 哺乳類調査

哺乳類調査は、任意観察、センサーカメラによる自動撮影及びネズミ類捕獲調査とし、その調査方法を表 1-3-4 に示す。なお、調査ルート外であっても当該区域内に出現した哺乳類についても記録するよう努めた。

表 1-3-4 哺乳類調査

調査内容	調査方法	
任意観察	<p>あらかじめ設定した調査ルートを踏査して、個体の目視確認及び主に大型・中型哺乳類のフィールドサイン（糞、足跡、食痕、掘り返し、爪痕及び塚等の生息痕跡）を確認した。痕跡を確認したら位置、種の推定等や写真撮影を行い記録した。</p>	 <p style="text-align: center;">任意観察</p>
センサーカメラによる自動撮影	<p>センサーカメラは、けものみちと想定される箇所付近の樹木等に設置した。10箇所に一晩設置した。</p>	 <p style="text-align: center;">センサーカメラ</p>
ネズミ類捕獲調査	<p>シャーマントラップおよびピットフォールトラップを使用してネズミ類を捕獲した。トラップの設置は全体で14箇所とし、1箇所あたり各トラップを10台ずつ設置、設置は一晩とした。誘引餌は落花生を用いた。採取したネズミ類は同定を行い、種名等を確認した後、放獣することとした。</p>	 <p style="text-align: center;">シャーマントラップ</p>  <p style="text-align: center;">ピットフォールトラップ</p>

(4) 文献調査

調査対象区域について、自然環境調査の報告書、継続的に野鳥調査を行う自然観察グループ等の各種団体の観察記録、その他の文献資料を収集し、当該区域に生息する鳥獣相をとりまとめることとした。

文献調査での文献収集先（ヒアリング先）と参考文献（ヒアリング記録）等を表 1-4-5 に示す。

表 1-4-5 (1) 調査（ヒアリング）結果

調査対象地域	ヒアリング先	ヒアリング記録
村山山口 鳥獣保護区 同特別保護地区	東大和市立郷土博物館 坂本卓也氏 令和 8 年 1 月 31 日 15 時 10 分～15 時 30 分	○近年の出現状況 ・周辺市街地含めてオオタカ、ツミ、ミサゴを見ることが多くなった。 ・カンムリカイツブリ、カモ類等水鳥が多摩湖では減っている感じがある。 ・キビタキ、ウグイスは、狭山丘陵では繁殖期にも声を聞くので繁殖している可能性がある。 ・鳥類外来種では、ガビチョウが増えているが生態系への影響は不明である。ソウシチョウは見なくなった。 ・シカ、イノシシ、サルの離れ個体が稀に狭山丘陵に出現する。 ・哺乳類外来種では、アライグマ、ハクビシンが増えているが顕著な獣害の発生は聞かない。キタリス、タイワンリスは狭山丘陵都側ではない。 ○その他 ・鳥獣保護区は更新してほしい。 ・当鳥獣保護区は基本的に一般人は立ち入れない水道局管理地なので、現状の管理で問題ないと思う。

(5) 現地調査とりまとめ

調査対象地域について、鳥獣調査の成果としてとりまとめ、以下第 2 章から第 4 章に調査結果と考察として示した。

各鳥獣の番号、目名、科名及び種名については、「日本鳥類目録（改定第 8 版）」（2024 年 9 月 13 日、日本鳥学会）及び「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（川田 他，2021）を参考にした。表中の選定基準に該当するものについては、該当するものの略称・記号を記載した。

第2章 調査結果と考察（村山山口鳥獣保護区及び同特別保護地区）

1. 標準地調査

標準地調査地点の植生群落一覧を表 2-1-1 に、標準地調査の結果を表 2-1-2～表 2-1-3 に示す。

表 2-1-1 標準地調査地点の植生群落一覧

調査対象地区	調査地点	調査年月日	群落名
村山山口鳥獣保護区 特別保護地区	St.1	令和7年11月4日	コナラ群落
村山山口鳥獣保護区	St.2	令和7年11月4日	コナラ群落

表 2-1-3 標準地植生調査 (村山山口鳥獣保護区 St.2)

群落組成調査票

No. 村山山口 St2		
調査地：村山山口鳥獣保護区	調査年月日：2025年11月4日	
地形：斜面上部	日当：やや陽	風当：やや強
土壌：黒ボク土	土性：シルト質壤土	土湿：やや乾燥
方位：N20W	傾斜：22°	面積：10 m × 10 m
標高：160m	天候：晴れ	種類数：63
群落名：コナラ群落	緯度：N 35° 32' 41.25"	
鳥獣調査 (フィールドサインの有無)：確認できず	経度：E 139° 44' 08.28"	

階層	優占種	高さm	植被率%	胸高直径cm	種類数
I 高木層	コナラ	17	65	30	2
II 亜高木層	マルバアオダモ	10	40	-	7
III 低木層	ヒサカキ	5	60	-	35
IV 草本層	コウヤボウキ	1.5	60	-	40
V -	-	-	-	-	-

L	D・S	spp.	L	D・S	spp.	L	D・S	spp.
I	4・4	コナラ	III	+	ヤブムラサキ	IV	+	ヒイラギナンテン
	1・1	アカマツ		+	クサギ		+	ヤツデ
				+	カクレミノ		+	シラカシ
				+	シロダモ		+	モミ
				+	モッコク		+	ミツバアケビ
II	1・1	マルバアオダモ		+	テイカカズラ		+	イヌツゲ
	1・1	アオハダ		+	アオハダ		+	エゴノキ
	1・1	シラカシ		+	ネジキ		+	ゴンズイ
	1・1	リョウブ		+	ムクノキ		+	ヤブムラサキ
	1・1	エゴノキ		+	アカメガシワ		+	ムクノキ
	1・1	コナラ		+	サルトリイバラ		+	カンアオイ
	1・1	ウワミズザクラ		+	イロハモミジ		+	イヌシデ
				+	イヌザクラ		+	ノガリヤス
				+	アラカシ		+	ヤマノイモ
				+	ミヤマガマズミ		+	クスノキ
III	2・2	ヒサカキ	IV	2・2	コウヤボウキ		+	オオバギボウシ
	2・2	アズマネザサ		2・2	アズマネザサ		+	ヘクソカズラ
	1・1	エゴノキ		1・2	テイカカズラ		+	シュロ
	1・1	ウワミズザクラ		1・1	コアジサイ		+	アラカシ
	1・1	ノリウツギ		1・1	ナガバノコウヤボウキ		+	ベニシダ
	1・1	オトコヨウゾメ		1・1	コナラ			
	1・1	ツクバネウツギ		1・1	チゴユリ			
	1・1	リョウブ		1・1	アセビ			
	1・1	マルバアオダモ		1・1	ヤブコウジ			
	1・1	アセビ		+	イロハモミジ			
	1・1	ヤマウルシ		+	キツタ			
	1・1	イヌツゲ		+	ササクサ			
	+	アケビ		+	アオキ			
	+	ヤマノイモ		+	ヤマツツジ			
	+	シラカシ		+	カシワバハグマ			
	+	ウリカエデ		+	マンリョウ			
	+	コバノガマズミ		+	ナガバジャノヒゲ			
	+	ナツハゼ		+	バイカツツジ			
	+	ムラサキシキブ		+	サルトリイバラ			
	+	ネズミモチ		+	マルバアオダモ			



標準地調査地

2. 鳥獣調査

(1) 結果の概要

現地調査で確認された鳥獣（鳥類、哺乳類）の確認種数及び指定種の確認状況を表 2-2-1 に示す。

村山山口鳥獣保護区特別保護地域内で、鳥類では、猛禽類としてツミ、アオバズク、フクロウの 3 種、水鳥としてミゾゴイ、アオサギ、ダイサギの 3 種、陸鳥としてツツドリ、キジバト、コゲラ、アオゲラ、サンショウクイ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、ムクドリ、クロツグミ、マミチャジナイ、ツグミ、キビタキ、ジョウビタキ、スズメ、ビンズイ、シメ、イカル、カワラヒワ、コジュケイ、ガビチョウ、カオグロガビチョウの 28 種が確認されている。

哺乳類では、大型哺乳類としてイノシシ 1 種、中型哺乳類としてタヌキ 1 種、小型哺乳類としてアズマモグラ 1 種が確認されている。

自動撮影調査では、哺乳類は撮影されなかった。

ネズミ類の捕獲調査については、哺乳類は捕獲されなかった。

確認種の多くは樹林性の陸鳥類や猛禽類であり、サギ類等の水鳥類はやや少なく一時的に利用しているに過ぎなかった。

村山山口鳥獣保護区内で、鳥類では、猛禽類としてミサゴ、オオタカ、トビの 3 種、水鳥としてカワウとアオサギの 2 種、陸鳥としてホトトギス、キジバト、コゲラ、アカゲラ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、シロハラ、ツグミ、ジョウビタキ、コサメビタキ、スズメ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、イカル、シメ、カワラヒワ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、ガビチョウの 28 種が確認されている。

哺乳類では、小型哺乳類としてアズマモグラ 1 種が確認されている。

自動撮影調査では、哺乳類は撮影されなかった。

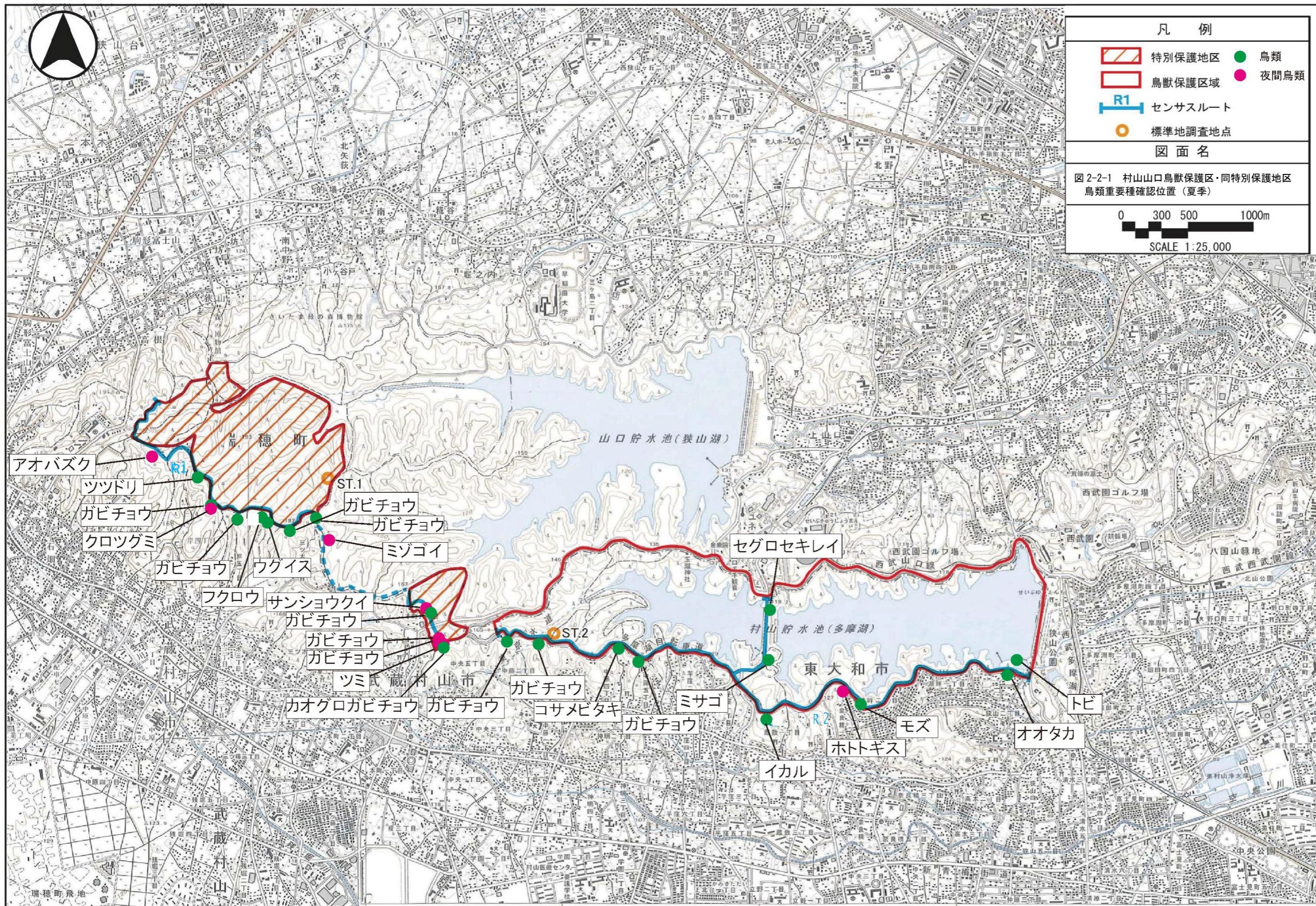
ネズミ類の捕獲調査については、哺乳類は捕獲されなかった。

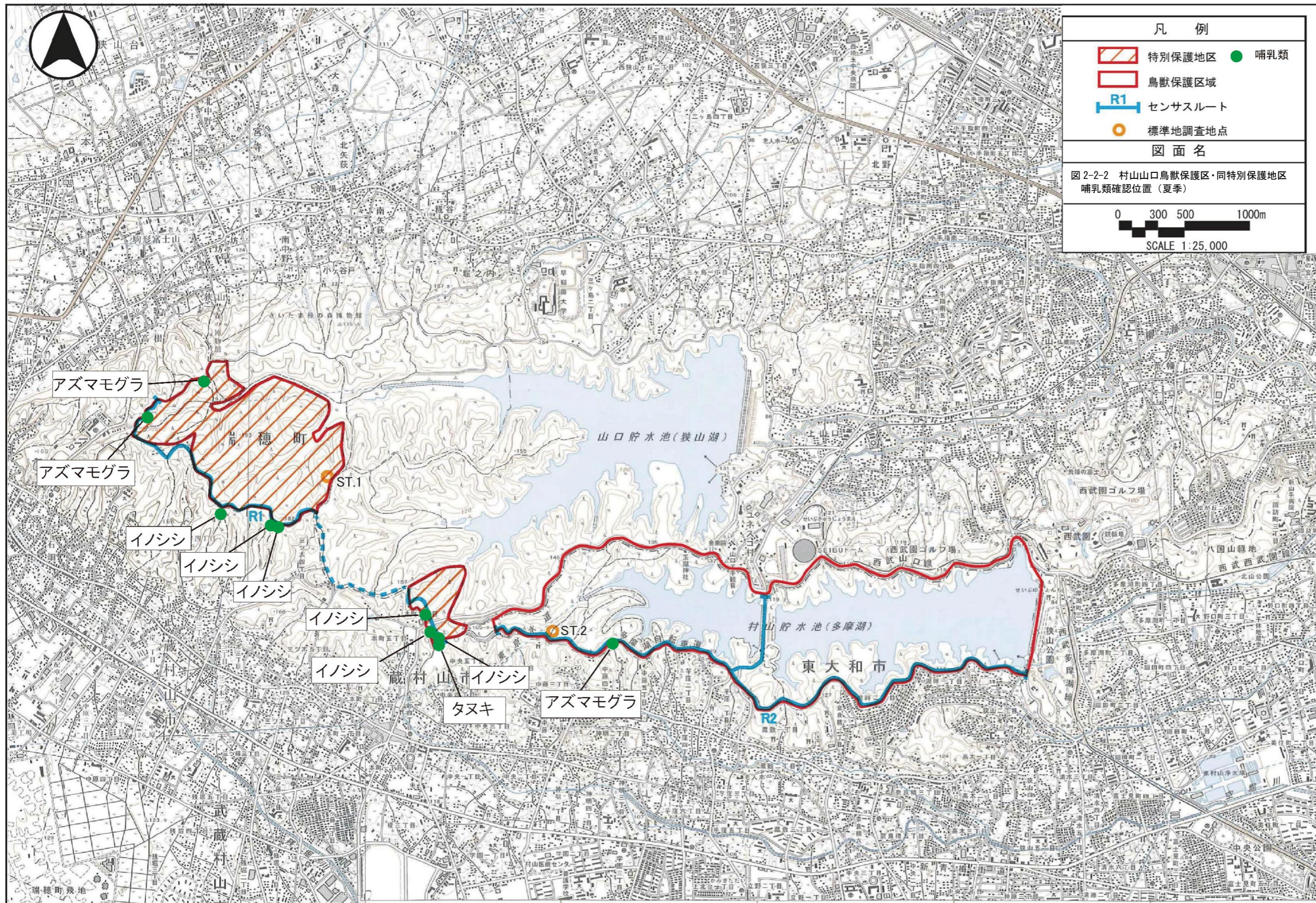
なお、特に村山山口鳥獣保護区特別保護地域内においては、人の立入りの影響が無い
ため、藪が発達し、林床にも落ち葉等のリターが厚く堆積していた。加えて、今年は降
雨も少なく、足跡等が残りやすい表土もほとんどなく、痕跡による確認は困難であつた。
したがって、今後は、無人カメラによる長期撮影を行うことで、確認制度を上げること
が可能と考えられる。

現地調査で確認された各種の内、重要な種の選定に該当する指定種については確認
位置図を図 2-2-1～図 2-2-2 に示す。

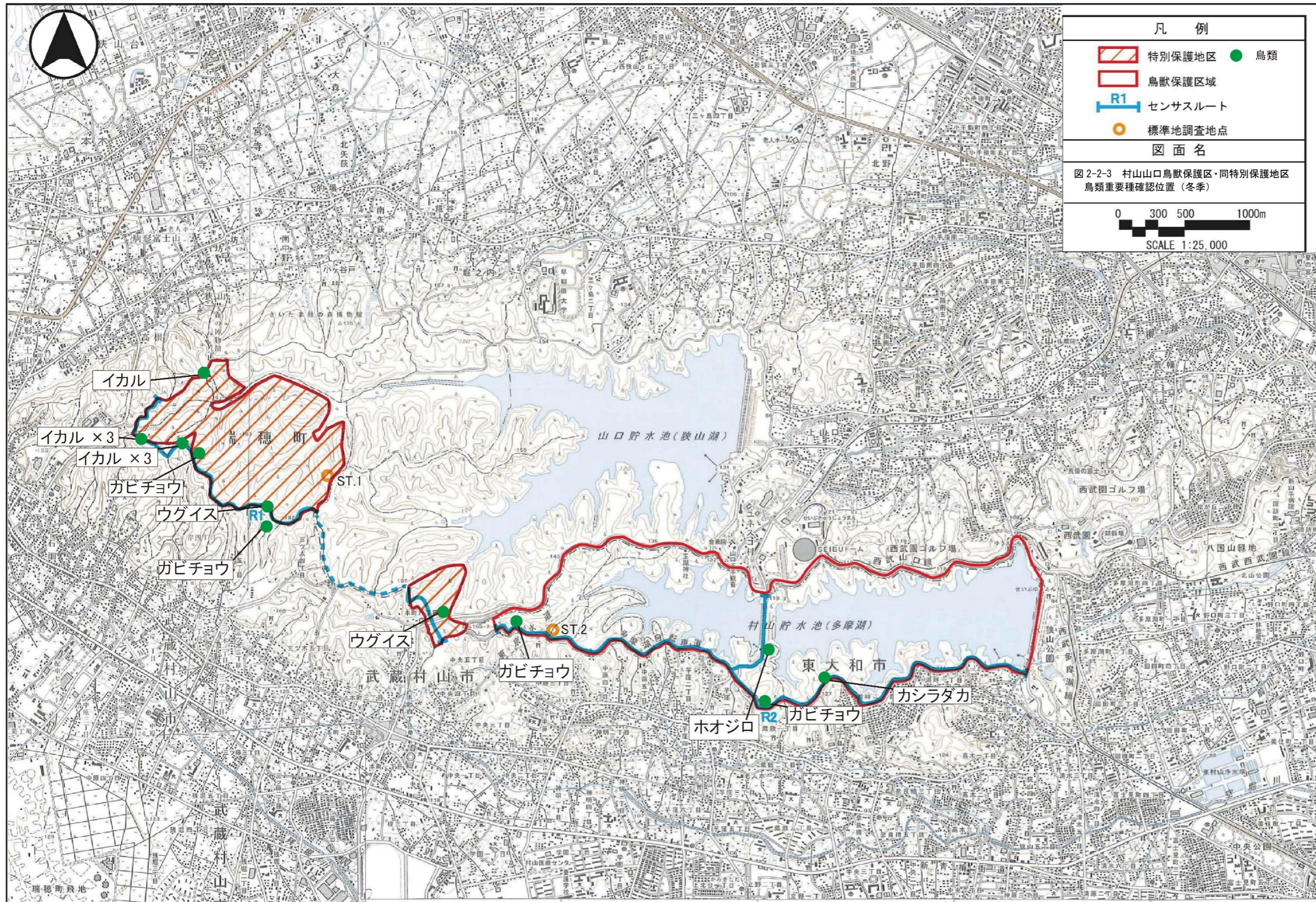
表 2-2-1 現地調査で確認された鳥獣確認種数及び指定種の確認状況
(村山山口鳥獣保護区 同特別保護地区)

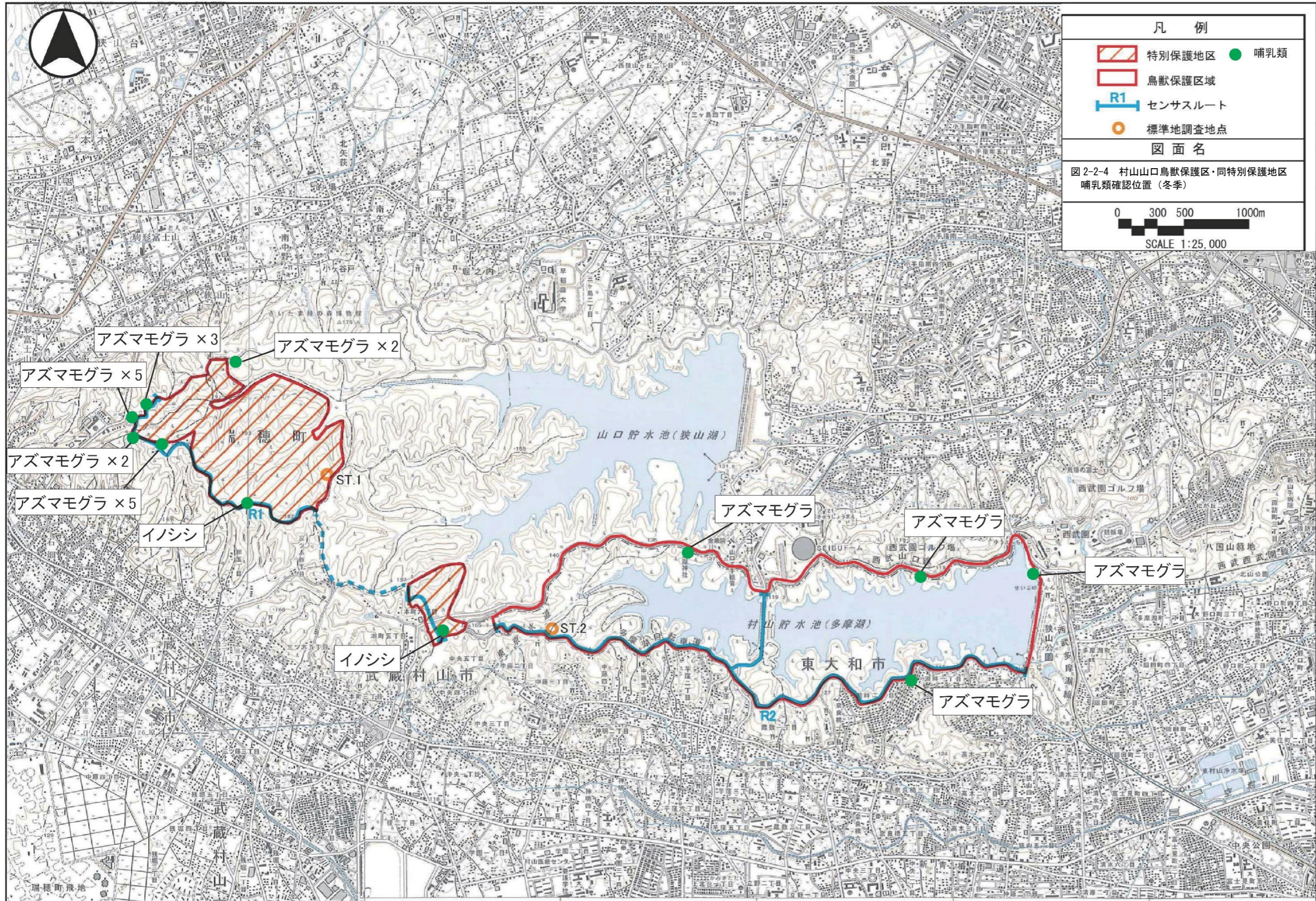
調査対象地域	ルート名	調査名	鳥類	哺乳類	指定種の確認状況
村山山口 鳥獣保護区 特別保護地区	R1	ライン センサス法	34 種	3 種	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：8 種、哺乳類：該当なし 特定外来生物：鳥類 2 種
		夜間調査	11 種	-	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：5 種、哺乳類：該当なし 特定外来生物：鳥類 1 種
		ネズミ類 捕獲調査	-	-	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：該当なし、哺乳類：該当なし 特定外来生物：該当なし
		自動撮影 調査	-	-	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：該当なし、哺乳類：該当なし 特定外来生物：該当なし
村山山口 鳥獣保護区	R2	ライン センサス法	33 種	1 種	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：11 種、哺乳類：該当なし 特定外来生物：鳥類 1 種
		夜間調査	1 種	-	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：1 種、哺乳類：該当なし
		ネズミ類 捕獲調査	-	-	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：該当なし、哺乳類：該当なし 特定外来生物：該当なし
		自動撮影 調査	-	-	環境省及び東京都のレッドリストに該当する種： 鳥類：該当なし、哺乳類：該当なし 特定外来生物：該当なし





凡 例	
	特別保護地区 ● 哺乳類
	鳥獣保護区域
	センサスルート
	標準地調査地点
図 面 名	
図 2-2-2 村山山口鳥獣保護区・同特別保護地区 哺乳類確認位置(夏季)	
0 300 500 1000m SCALE 1:25,000	





凡 例	
	特別保護地区
	鳥獣保護区域
	センサスルート
	標準地調査地点
図 面 名	
図 2-2-4 村山山口鳥獣保護区・同特別保護地区 哺乳類確認位置 (冬季)	
 SCALE 1:25,000	

現地調査において確認された種のうち、指定種等の選定については以下の表 2-2-2 に示す内容に準拠した。

表 2-2-2 現地調査で確認された指定種等の選定の参考資料

(注 1) 鳥類の配列 (No.) 及び目・科・種名については「日本鳥類目録 改訂第 8 版」(日本鳥学会、2024 年 9 月)、哺乳類の種名については「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」(川田 他、2021)に準拠した。

(注 2) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「第 5 次レッドリスト (鳥類)」(2026 年 3 月環境省)

III 「レッドリスト 2020 (哺乳類)」(2020 年 3 月環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト (本土部) 2020 年見直し版」(2023 年 4 月東京都環境局)

北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物、*：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に記載はないが、国外由来の外来種

VI 「生態系被害防止外来種リスト」(2015 年 3 月環境省)

国外由来の定着予防外来種：外・定着、国外由来の総合対策外来種：外・総合、国内由来の総合対策外来種：内・総合

(2) 調査結果（目録と指定種の確認位置）

鳥類及び哺乳類のルート別の調査結果（目録）を以下に示すとおり取りまとめた。

<ルートセンサス（夜間調査含む）村山山口鳥獣保護区 特別保護地区>

表 2-2-3 鳥類調査結果

表 2-2-4 哺乳類調査結果

<ルートセンサス（夜間調査含む）村山山口鳥獣保護区>

表 2-2-5 鳥類調査結果

表 2-2-6 哺乳類調査結果

<ネズミ類捕獲調査結果>

表 2-2-7 村山山口鳥獣保護区 特別保護地区

表 2-2-8 村山山口鳥獣保護区

<自動撮影調査結果>

表 2-2-9 村山山口鳥獣保護区 特別保護地区

表 2-2-10 村山山口鳥獣保護区

表 2-2-3 (1) 鳥類調査結果 (村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 ルートセンサス)

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2					令和7年度 現地調査		文献調査	ヒアリング	備考
				I	II	III	IV	V	夏	冬			
27	カモ目	カモ科	オカヨシガモ								●		
32	カモ目	カモ科	カルガモ								●		
33	カモ目	カモ科	マガモ								●		
35	カモ目	カモ科	コガモ								●		
43	カモ目	カモ科	キンクロハジロ			VU					●		
55	カモ目	カモ科	ホオジロガモ				VU				●		
56	カモ目	カモ科	ミコアイサ				CR				●		
64	キジ目	キジ科	キジ				NT				●		
65	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	CR				●		
69	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ			VU	・				●		
79	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				・				●		
80	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス				○				●		
82	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				・		●		●		
83	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				VU				●		
89	ハト目	ハト科	キジバト						●		●		
101	ツル目	クイナ科	オオバン				○				●		
117	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				VU				●		
119	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ				*				●	○	
121	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ				*				●		
315	カツオドリ目	ウ科	カワウ								●		
326	ペリカン目	サギ科	ミソゴイ			NT	CR		●				夜間のみ
328	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ			VU	VU				●		
333	ペリカン目	サギ科	アオサギ						●		●		夜間のみ
335	ペリカン目	サギ科	ダイサギ				○		●				夜間のみ
336	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT	NT				●		
337	ペリカン目	サギ科	コサギ			VU	NT				●		
343	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ				VU				●	○	
352	タカ目	タカ科	ツミ				VU		●			○	夜間のみ
353	タカ目	タカ科	ハイタカ			NT	VU				●		
354	タカ目	タカ科	オオタカ			NT	VU				●	○	
359	タカ目	タカ科	トビ				○				●		
363	タカ目	タカ科	サシバ			VU	CR				●		
366	タカ目	タカ科	ノスリ				VU				●		
367	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				EN		●		●		夜間含む
371	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				DD				●		
377	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				VU		●		●		
384	フッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				NT				●		
390	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ						●	●	●		
394	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ				○				●		
399	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				○		●	●	●		
402	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				VU				●		
407	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		内	NT	VU				●		
411	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ				CR		●				夜間のみ
419	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU				●		
422	スズメ目	モズ科	チゴモズ			EN	CR				●		
424	スズメ目	モズ科	アカモズ		内	CR	CR				●		
425	スズメ目	モズ科	モズ				VU				●		
427	スズメ目	カラス科	カケス						●		●		
429	スズメ目	カラス科	オナガ			NT	NT				●		
435	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス							●	●		
436	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス						●	●	●		
440	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ								●		
442	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ				○		●	●	●		
445	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ								●		
447	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ						●	●	●		
450	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				VU				●		
456	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ						●	●	●		夜間含む
461	スズメ目	ツバメ科	ツバメ								●		
462	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				NT				●		
464	スズメ目	ウグイス科	ウグイス				○		●	●	●	○	
466	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				VU				●		
467	スズメ目	エナガ科	エナガ						●	●	●		
481	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ				・				●		

表 2-2-3 (2) 鳥類調査結果 (村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 ルートセンサス)

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2					令和7年度 現地調査		文献調査	ヒアリング	備考
				I	II	III	IV	V	夏	冬			
484	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ				VU				●		
497	スズメ目	セッカ科	セッカ				VU				●		
501	スズメ目	メジロ科	メジロ						●	●	●		
502	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				○				●		
503	スズメ目	ミノサザイ科	ミノサザイ				NT				●		
505	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				・				●		
507	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ						●	●	●		
509	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ								●		
514	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ				VU				●		
523	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ				NT		●		●		夜間のみ
525	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ						●				
526	スズメ目	ツグミ科	シロハラ								●		
527	スズメ目	ツグミ科	アカハラ								●		
531	スズメ目	ツグミ科	ツグミ							●			
539	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ				NT				●		
550	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ						●		●	○	夜間含む
556	スズメ目	ヒタキ科	ルビヒタキ								●		
561	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ							●	●		
575	スズメ目	スズメ科	スズメ						●		●		夜間含む
584	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ								●		
585	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ								●		
586	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ				NT				●		
591	スズメ目	セキレイ科	ビズイ			NT				●	●		
595	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ								●		
598	スズメ目	アトリ科	シメ							●	●		
600	スズメ目	アトリ科	イカル				NT			●	●		
602	スズメ目	アトリ科	ウソ				NT				●		
606	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ				NT				●		
608	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ							●	●		
618	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ				NT				●		
622	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ								●		
625	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ			EN	VU				●		
633	スズメ目	ホオジロ科	アオジ								●		
634	スズメ目	ホオジロ科	クロジ				NT				●		
637	スズメ目	ホオジロ科	オオジョリソ				NT				●		
9	キジ目	キジ科	コジュケイ					*	●	●	●		
11	ハト目	ハト科	カララバト(ドバト)					*			●		
25	スズメ目	ソウシチョウ科	ソウシチョウ					特定			●		
26	スズメ目	ソウシチョウ科	ガビチョウ					特定	●	●	●	○	夜間含む
29	スズメ目	ソウシチョウ科	カオグロガビチョウ					特定	●				
計	15目	40科	103種	0種	2種	16種	61種	5種	27種	19種	96種	7種	11種

※1 「No.」及び目・科・種名は、「日本鳥類目録(改定第8版)」(2024年9月日本鳥学会)による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「第5次レッドリスト(鳥類)」(2026年3月環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト(本土部)2020年見直し版」(2023年4月東京都環境局)北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、
・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物、*：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に記載はないが、国外由来の外来種

(参考文献)

*1 平成17年度 村山山口鳥獣保護区等鳥獣生息状況調査委託報告書(平成18年3月)

*2 鳥獣保護区における鳥獣生息状況調査委託報告書(平成29年3月)

表 2-2-4 哺乳類調査結果（村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 ルートセンサス）

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2						令和7年度 現地調査		文献調査
				I	II	III	IV	V	VI	夏	冬	
1	トガリネズミ形目	モグラ科	アズマモグラ				○				●	●
2	翼手目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ									●
3	齧歯目	ネズミ科	カヤネズミ				EN					●
4	齧歯目	ネズミ科	アカネズミ				○					●
5	齧歯目	ネズミ科	ドブネズミ						外・総合			●
6	齧歯目	ネズミ科	クマネズミ						外・総合			●
7	齧歯目	ネズミ科	ハツカネズミ						外・総合			●
8	齧歯目	リス科	キタリス					特定				●
9	齧歯目	リス科	ムササビ				DD					●
10	兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ				VU					●
11	食肉目	イヌ科	アカギツネ				EN					●
12	食肉目	イヌ科	タヌキ							●		●
13	食肉目	アライグマ科	アライグマ					特定				●
14	食肉目	イタチ科	ニホンイタチ				NT					●
15	食肉目	イタチ科	アナグマ				NT					●
16	食肉目	ジャコウネコ科	ハクビシン						外・総合			●
17	偶蹄目	イノシシ科	イノシシ				○			●	●	●
計	6目	10科	17種	0種	0種	0種	9種	2種	4種	2種	2種	17種

※1 「No.」は通し番号 「種名」は「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「レッドリスト 2020（哺乳類）」（2020年3月環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト（本土部）2020 年見直し版」（2023年4月東京都環境局）北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、

・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

VI 「生態系被害防止外来種リスト」（2015年3月環境省）

国外由来の定着予防外来種：外・定着、国外由来の総合対策外来種：外・総合、国内由来の総合対

策外来種：内・総合

（参考文献）

*1 平成 17 年度 村山山口鳥獣保護区等鳥獣生息状況調査委託報告書（平成 18 年 3 月）

*2 鳥獣保護区における鳥獣生息状況調査委託報告書（平成 29 年 3 月）

*3 重昆達也（2011）狭山丘陵の哺乳類. トトロのふるさと財団 自然環境調査報告書 8：20-72.

*4 渡邊英之・澤田集一郎（2025）東村山市の中大型哺乳類相. トトロのふるさと財団 自然環境調査報告書 19：36-48.

表 2-2-7 哺乳類調査結果

(村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 ネズミ類捕獲調査結果)

No.	目名	科名	種名または亜種名	学名	重要な種の選定基準					現地調査		備考	
					1	2	3	4	5	夏季	冬季		
											捕獲無し	—	
計	0目	0科	0種		0種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	

表 2-2-9 哺乳類調査結果

(村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 自動撮影調査結果)

No.	目名	科名	種名または亜種名	学名	重要な種の選定基準					現地調査		備考	
					1	2	3	4	5	夏季	冬季		
											撮影無し	—	
計	0目	0科	0種		0種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	

第3章 文献調査の結果

鳥類及び哺乳類の鳥獣保護区(同特別保護地区)別の調査結果(目録)を以下に示す。

<特別保護地区>

表 5-1	村山山口鳥獣保護区	特別保護地区(鳥類)
表 5-2	村山山口鳥獣保護区	特別保護地区(哺乳類)

表 5-1 (1) 村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 (鳥類) (1)

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2					文献調査
				I	II	III	IV	V	
27	カモ目	カモ科	オカヨシガモ						●
32	カモ目	カモ科	カルガモ						●
33	カモ目	カモ科	マガモ						●
35	カモ目	カモ科	コガモ						●
43	カモ目	カモ科	キンクロハジロ			VU			●
55	カモ目	カモ科	ホオジロガモ				VU		●
56	カモ目	カモ科	ミコアイサ				CR		●
64	キジ目	キジ科	キジ				NT		●
65	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	CR		●
69	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ			VU	・		●
79	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				・		●
80	カッコウ目	カッコウ科	ホトギス				○		●
82	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				・		●
83	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				VU		●
89	ハト目	ハト科	キジバト						●
101	ツル目	クイナ科	オオバン				○		●
117	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				VU		●
119	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ				*		●
121	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ				*		●
315	カツオドリ目	ウ科	カワウ						●
328	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ			VU	VU		●
333	ペリカン目	サギ科	アオサギ						●
336	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT	NT		●
337	ペリカン目	サギ科	コサギ			VU	NT		●
343	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ				VU		●
353	タカ目	タカ科	ハイタカ			NT	VU		●
354	タカ目	タカ科	オオタカ			NT	VU		●
359	タカ目	タカ科	トビ				○		●
363	タカ目	タカ科	サンバ			VU	CR		●
366	タカ目	タカ科	ノスリ				VU		●
367	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				EN		●
371	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				DD		●
377	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				VU		●
384	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				NT		●
390	キツツキ目	キツツキ科	コガラ						●
394	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ				○		●
399	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				○		●
402	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				VU		●
407	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		内	NT	VU		●
419	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU		●
422	スズメ目	モズ科	チゴモズ			EN	CR		●
424	スズメ目	モズ科	アカモズ		内	CR	CR		●
425	スズメ目	モズ科	モズ				VU		●
427	スズメ目	カラス科	カケス						●
429	スズメ目	カラス科	オナガ			NT	NT		●
435	スズメ目	カラス科	ハンボンガラ						●
436	スズメ目	カラス科	ハンブトガラ						●
440	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ						●
442	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ				○		●
445	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ						●
447	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ						●
450	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				VU		●
456	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ						●
461	スズメ目	ツバメ科	ツバメ						●
462	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				NT		●
464	スズメ目	ウグイス科	ウグイス				○		●
466	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				VU		●
467	スズメ目	エナガ科	エナガ						●
481	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ				・		●

表 5-1 (2) 村山山口鳥獣保護区 特別保護地区 (鳥類) (2)

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2					文献調査
				I	II	III	IV	V	
484	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ				VU		●
497	スズメ目	セッカ科	セッカ				VU		●
501	スズメ目	メジロ科	メジロ						●
502	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				○		●
503	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ				NT		●
505	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				・		●
507	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ						●
509	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ						●
514	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ				VU		●
523	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ				NT		●
526	スズメ目	ツグミ科	シロハラ						●
527	スズメ目	ツグミ科	アカハラ						●
539	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ				NT		●
550	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ						●
556	スズメ目	ヒタキ科	ルリビタキ						●
561	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ						●
575	スズメ目	スズメ科	スズメ						●
584	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ						●
585	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ						●
586	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ				NT		●
591	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ			NT			●
595	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ						●
598	スズメ目	アトリ科	シメ						●
600	スズメ目	アトリ科	イカル				NT		●
602	スズメ目	アトリ科	ウン				NT		●
606	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ				NT		●
608	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ						●
618	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ				NT		●
622	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ						●
625	スズメ目	ホオジロ科	カシラガカ			EN	VU		●
633	スズメ目	ホオジロ科	アオジ						●
634	スズメ目	ホオジロ科	クロジ				NT		●
637	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン				NT		●
9	キジ目	キジ科	コジュケイ					*	●
11	ハト目	ハト科	カワラバト(トバト)					*	●
25	スズメ目	ソウシチョウ科	ソウシチョウ					特定	●
26	スズメ目	ソウシチョウ科	ガビチョウ					特定	●

※1 「No.」及び目・科・種名は、「日本鳥類目録(改定第8版)」(2024年9月日本鳥学会)による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「第5次レッドリスト(鳥類)」(2026年3月環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト(本土部)2020年見直し版」(2023年4月東京都環境局)北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、

・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物、*：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に記載はな

いが、国外由来の外来種

(参考文献)

*1 平成17年度 村山山口鳥獣保護区等鳥獣生息状況調査委託報告書(平成18年3月)

*2 鳥獣保護区における鳥獣生息状況調査委託報告書(平成29年3月)

表 5-2 村山山口鳥獣保護区 特別保護地区（哺乳類）

No. ※1	目名	科名	種名または亜種名	種の指定等の要件 ※2						文献調査
				I	II	III	IV	V	VI	
1	トガリネズミ形目	モグラ科	アズマモグラ				○			●
2	翼手目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ							●
3	齧歯目	ネズミ科	カヤネズミ				EN			●
4	齧歯目	ネズミ科	アカネズミ				○			●
5	齧歯目	ネズミ科	ドブネズミ						外・総合	●
6	齧歯目	ネズミ科	クマネズミ						外・総合	●
7	齧歯目	ネズミ科	ハツカネズミ						外・総合	●
8	齧歯目	リス科	キタリス					特定		●
9	齧歯目	リス科	ムササビ				DD			●
10	兎形目	ウサギ科	ニホンノウサギ				VU			●
11	食肉目	イヌ科	アカギツネ				EN			●
12	食肉目	イヌ科	タヌキ							●
13	食肉目	アライグマ科	アライグマ					特定		●
14	食肉目	イタチ科	ニホンイタチ				NT			●
15	食肉目	イタチ科	アナグマ				NT			●
16	食肉目	ジャコウネコ科	ハクビシン						外・総合	●
17	偶蹄目	イノシシ科	イノシシ				○			●

※1 「No.」は通し番号 「種名」は「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「レッドリスト 2020（哺乳類）」（2020年3月環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト（本土部）2020年見直し版」（2023年4月東京都環境局）北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、

・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

VI 「生態系被害防止外来種リスト」（2015年3月環境省）

国外由来の定着予防外来種：外・定着、国外由来の総合対策外来種：外・総合、国内由来の総合対

策外来種：内・総合

（参考文献）

*1 平成17年度 村山山口鳥獣保護区等鳥獣生息状況調査委託報告書（平成18年3月）

*2 鳥獣保護区における鳥獣生息状況調査委託報告書（平成29年3月）

*3 重昆達也（2011）狭山丘陵の哺乳類. トトロのふるさと財団 自然環境調査報告書 8: 20-72.

*4 渡邊英之・澤田集一郎（2025）東村山市の中大型哺乳類相. トトロのふるさと財団 自然環境調査報告書 19: 36-48.

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

東京都

【目次】

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 指定計画等	5
2 特別保護地区の指定	7
(1) 方針	7
(2) 指定計画	9
(3) 指定内訳	10
3 休猟区の指定	11
4 鳥獣保護区の整備等	11
(1) 方針	11
(2) 整備計画	11
第三 鳥獣の人工増殖に関する事項	12
1 鳥獣の人工増殖	12
(1) 方針	12
(2) 人工増殖計画	13
2 放鳥獣等	13
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	14
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	14
(1) 希少鳥獣等	14
(2) 狩猟鳥獣	14
(3) 外来鳥獣等	15
(4) 指定管理鳥獣	16
(5) 一般鳥獣	16
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定	16
2-1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	16
(1) 許可しない場合の基本的考え方	16
(2) 許可に当たって付する条件の考え方	17
(3) わなの使用に当たっての許可基準	17
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	18

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	18
(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集	18
3 目的別の捕獲許可の基準	19
3-1 学術研究を目的とする場合	19
(1) 学術研究	19
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	20
3-2 鳥獣の保護を目的とする場合	21
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	21
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	22
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	22
3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	22
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	22
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	23
3-4 その他特別な事由の場合	31
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	33
4-1 捕獲許可した者への指導	33
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	33
(2) 従事者の指揮監督	34
(3) 危険の予防	34
(4) 捕獲実施に当たっての留意事項	35
(5) 錯誤捕獲の防止	35
4-2 許可権限の区市町村長への委譲	35
4-3 鳥類の飼養登録	35
4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	36
(1) 許可の考え方	36
(2) 許可の条件	36
4-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	36
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	37
1 特定猟具使用禁止区域	37
(1) 方針	37
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	37
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	38
2 特定猟具使用制限区域	38
3 猟区の設定	38
4 指定猟法禁止区域	39

第六 特定計画の作成に関する事項	40
1 計画作成の目的	40
2 対象鳥獣の単位	40
(1) 第一種特定鳥獣保護計画	40
(2) 第二種特定鳥獣管理計画	40
3 計画期間	40
4 対象区域	41
5 計画の目標	41
6 保護事業又は管理事業	41
(1) 個体群管理	41
(2) 生息環境管理	42
(3) 被害防除対策	42
7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	42
8 計画の記載項目及び様式	43
(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載事項	43
(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載事項	43
9 計画の作成及び実行手続	43
(1) 検討会・連絡協議会の設置	43
(2) 関係地方公共団体との協議	44
(3) 利害関係人の意見の聴取	44
(4) 計画の決定及び公表・報告	44
(5) 計画に関する年度別実施計画の作成	44
10 計画の評価・見直し	45
11 計画の実行体制の整備	45
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	46
1 基本方針	46
2 鳥獣保護対策調査	46
(1) 鳥獣生息分布調査	46
(2) 希少鳥獣保護調査	46
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	47
3 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査	47
4 狩猟対策調査	48
(1) 狩猟鳥獣生息調査	49
(2) 狩猟実態調査	49
5 鳥獣管理対策調査	50
(1) 調査の概要	50

6	法に基づく諸制度の運用状況調査	50
	(1) 捕獲等情報収集調査	50
	(2) 制度運用の概況情報	51
7	新たな技術についての検討・普及	51
	(1) 捕獲、調査等に係る技術の検討・普及	51
	(2) 被害防除対策に資する検討・普及	51
	(3) 捕獲個体の活用や処分に係る検討・普及	51
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項		52
1	鳥獣行政担当職員	52
	(1) 方針	52
	(2) 配置計画	52
	(3) 研修計画	53
2	鳥獣保護管理推進員	53
	(1) 方針	53
	(2) 配置計画	54
	(3) 年間活動計画	54
	(4) 研修計画	55
3	保護及び管理の担い手の育成	55
	(1) 方針	55
	(2) 人材の育成及び配置	55
	(3) 研修計画	56
4	鳥獣保護施設等について	56
5	取締り	57
	(1) 方針	57
	(2) 年間計画	57
6	必要な財源の確保	57
第九 その他		58
1	傷病鳥獣救護の基本的な対応	58
	(1) 方針	58
	(2) 傷病鳥獣保護の実施	58
2	油等による汚染に伴う水鳥の救護	59
	(1) 連絡体制の整備	59
	(2) 事故発生時の対応	59
3	鳥類の鉛中毒の発生防止	59
4	感染症への対応	59

(1) 高病原性鳥インフルエンザ	59
(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)	60
(3) その他感染症 (SFTS 等)	60
(4) 家畜等における感染症発生時の対応	61
(5) 感染症にり患した傷病鳥獣保護個体への対応	61
5 大型獣類の市街地出没への対応	61
6 普及啓発	61
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	61
(2) 普及啓発施設について	62
(3) 愛鳥モデル校の指定	63
(4) 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの実施	63
(5) 安易な餌付けの防止	64
(6) 猟犬の適切な管理	64
(7) 法令の普及の徹底	64
7 小笠原諸島における鳥獣保護等について	65
(1) 概要	65
(2) 鳥獣保護区等について	66
(3) 鳥獣の人工繁殖について	66
(4) 外来鳥獣等の対策について	67
(5) 普及啓発	68

はじめに

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本とし、野生鳥獣を適切に保護及び管理することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第4条第1項の規定により、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（令和3年環境省告示第69号）に基づき、東京都（以下「都」という。）の地域事情を勘案して、「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画」を定める。

第一 計画の期間

計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とする。これまで、河川敷、比較的規模の大きな緑地等、鳥獣の保護繁殖に有益な区域を中心に鳥獣保護区39か所を指定し、その面積の割合は都の全面積の約22%となっている。

今後、鳥獣の生息環境だけでなく、昆虫類、両生類、は虫類、植物等の多様な生物の生息及び生育の場としての視点も加え、生物多様性の保全に資するような保護区の指定に努めていく。

また、本計画期間中において指定期間が満了する既指定保護区については、地域の自然的社会的状況を踏まえ、期間や区域の変更等も含めた検討を行った上で、原則として更新を行う。

鳥獣保護区及び特別保護地区においては、指定期間が長期にわたるため、指定期間中に自然的社会的状況が変化し指定時当初の要件から外れてしまうことが考えられる。このため、指定の更新期だけでなく、指定期間半ばにおいても現況調査等を行い、必要に応じて管理計画や区域の見直し、解除等を検討していく。

なお、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、関係地方公共団体、鳥獣の専門家、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間活動と鳥獣との共存を図るよう十分留意する。特に、区域周辺で鳥獣による農林水産業等の被害を受

けた場合には、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の実施等、関係者の理解が得られるよう適切な対応に努める。

行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあっては、隣接する自治体間で相互に連絡調整を図るよう努める。

また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜^{りょう}線、道路、鉄道その他現地で容易に確認できる区域線により区分けするよう努める。

なお、島しょに位置する鳥獣保護区では、指定の目的を勘案し、周辺海域を含めた必要な範囲の指定に努める。

1) 指定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況に合わせて、適切な期間を設定する。なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、適宜存続期間の見直しを行う。

2) 区域の指定及び見直し

区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づいて、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全に資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

3) 特別保護地区の指定

鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要な地域について、必要に応じて特別保護地区の指定に努める。

4) 他の制度等との連携

「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域で鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも関連づけられるように努める。なお、「葛西海浜公園」の三枚洲^す部分は、スズガモやカンムリカイツブリのアジア地域個体群の1%以上が飛来し、越冬していることから、国際的にも重要な生息地となっているため、ラムサール条約湿地に登録されている。また、鳥獣の生息域を増やすため、森林整備等の取組との連携にも努める。

5) 鳥獣保護区の指定による環境教育等への貢献

地域の実情に応じ、人と自然との触れ合いの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

6) 市街地の周辺における鳥獣保護区の指定

都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合には、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生

息状況の改善が見込まれる場所があれば、当該場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の保全にも資する。

森林面積のおおむね 10,000ha に 1 か所の割合で、次のアからウまでのいずれかの要件を満たす地域の中からできる限りまとまりをもった団地状(1 か所当たり面積は 300ha 以上)として、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく当該保護区を設ける。また、必要に応じて、保護対象となる鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切かを考慮した上で、新規指定、存続期間の更新等を検討する。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 天然林分布地域、森林地形が変化に富む地域、溪流又は沼沢を含む地域及び餌となる動植物が豊富な地域といった鳥獣の生息に適している地域

なお、都内における指定基準数は 8 か所で、本計画開始時点での指定数は充足している。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の保全にも資する。

次のアからウまでの要件に該当し、1 か所当たりの面積は 10,000ha 以上とする。

ア 猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等及び海棲哺乳類(鳥獣保護管理法第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌又は休息の場、ねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

ア 現在、都内において、渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ かつて、渡来する鳥類の種数又は個体数の多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲^{かいせい}哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等について、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、水面等も含めて集団繁殖地の保護区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護管理法第2条第4項に規定する希少鳥獣等であって、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類若しくはⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣及び都内において同様な状況になっている鳥獣の保護を図るため、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息地回廊の保護区を指定する。指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を、既存の鳥獣保護区のみならず自然公園法、文化財保護法等他の制度によってまとまった面積が保護されている地域を相互に結び付ける等により、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

第8次鳥獣保護事業計画の誘致地区及び愛護地区を引き継ぎ、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し又は創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然との触れ合いや鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 指定計画等

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区・(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				令和4年度	5	6	7	8	計(B)	令和4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所		8	箇所												
	面積(ha)	2,400	11,723	変動面積(ha)												
大規模生息地	箇所		0	箇所												
	面積(ha)		0	変動面積(ha)												
集団渡来地	箇所		1	箇所												
	面積(ha)		11,455	変動面積(ha)												
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積(ha)		10,800	変動面積(ha)												
希少鳥獣生息地	箇所		3	箇所												
	面積(ha)		2,354	変動面積(ha)												
生息地回廊	箇所		0	箇所												
	面積(ha)		0	変動面積(ha)												
身近な鳥獣生息地	箇所		26	箇所												
	面積(ha)		12,303	変動面積(ha)												
計	箇所		39	箇所												
	面積(ha)		48,635	変動面積(ha)												

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減※	計画終了時の鳥獣保護区※※
令和4年度	5	6	7	8	計(D)	令和4年度	5	6	7	8	計(E)		
													8 箇所
													11,723 ha
													0
													0
													1 箇所
													11,455ha
													1 箇所
													10,800 ha
													3 箇所
													2,354 ha
													0
													0
													26 箇所
													12,303 ha
													39 箇所
													48,635 ha

※箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

※※箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区

計画なし

2) 大規模生息地の保護区

計画なし

3) 集団渡来地の保護区

計画なし

4) 集団繁殖地の保護区

計画なし

5) 希少鳥獣生息地の保護区

計画なし

6) 生息地回廊の保護区

計画なし

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名称	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)	
令和4	森林鳥獣生息地	高尾	期間更新	4,414	0	4,414	令和4.11.1～ 令和24.10.31
6	〃	奥多摩	〃	2,576	0	2,576	令和6.11.1～ 令和26.10.31
	身近な鳥獣生息地	秋川丘陵	〃	2,235	0	2,235	令和6.11.1～ 令和26.10.31
	〃	井の頭恩賜公園	〃	47	0	47	令和6.11.1～ 令和26.10.31
7	森林鳥獣生息地	奥多摩湖	〃	691	0	691	令和7.11.1～ 令和27.10.31
	身近な鳥獣生息地	大島泉津	〃	470	0	470	令和7.11.1～ 令和27.10.31
	〃	上野恩賜公園	〃	55	0	55	令和7.11.1～ 令和27.10.31
8	〃	村山山口	〃	460	0	460	令和8.11.1～ 令和28.10.31
	森林鳥獣生息地	多摩川	〃	4,607	0	4,607	令和8.11.1～ 令和28.10.31
	集団渡来地	東京港	〃	11,455	0	11,455	令和8.11.1～ 令和28.10.31
合計		10か所		27,010	0	27,010	

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区内においては、特別保護地区の指定を積極的に進める。特に良好な生息環境の確保が求められている集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、都の実情を勘案して指定に努める。

なお、指定に当たっては、その区域内での行為（軽微な工作物の設置等は除く。）について許可を要することとなるため、土地所有者の協力が得られるよう努める。さらに、

指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、その位置はできる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定し、指定箇所数の2分の1以上の保護区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

本計画開始時点で5か所2,192haを指定し、基準を満たしている。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲^{かい}哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域が認められる場合は、広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域内について指定する。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について積極的に指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域については、国指定の小笠原群島鳥獣保護区内において、都内で唯一の指定が行われている。

(2) 指定計画

(第3表)

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					令和4年度	5	6	7	8	計(B)	令和4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	4	5	箇所	1		1	1		3						
	面積(ha)	1,213	2,192	変動面積(ha)	504		1,173	110		1,787						
大規模生息地	箇所		0	箇所												
	面積(ha)		0	変動面積(ha)												
集団渡来地	箇所		0	箇所												
	面積(ha)		0	変動面積(ha)												
集団繁殖地	箇所		0	箇所												
	面積(ha)		0	変動面積(ha)												
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所												
	面積(ha)		559	変動面積(ha)												
生息地回廊	箇所		0	箇所												
	面積(ha)		0	変動面積(ha)												
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所				1	1							
	面積(ha)		136	変動面積(ha)				136	136							
計	箇所		8	箇所	1		1	1	1	4						
	面積(ha)		2,887	変動面積(ha)	504		1,173	110	136	1,923						

本計画期間に区域縮小する 特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区						計画期 間中の 増△減 ※	計画終了 時の特別 保護地区 ※※
令和 4 年度	5	6	7	8	計 (D)	令和 4 年度	5	6	7	8	計 (E)		
													5 か所
													2,192 ha
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													2 か所
													559 ha
													0
													0
													1 か所
													136 ha
													8 か所
													2,887 ha

※箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

※※箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(3) 指定内訳

(第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護 区名称	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間
				異動前 の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後 の面積 (ha)	
令和 4	森林鳥獣生 息地	高尾	期間 更新	504	0	504	令和4.11.1～ 令和24.10.31
6	森林鳥獣生 息地	奥多摩	〃	1,173	0	1,173	令和6.11.1～ 令和26.10.31
7	森林鳥獣生 息地	奥多摩湖	〃	110	0	110	令和7.11.1～ 令和27.10.31
8	身近な鳥獣 生息地	村山山口	〃	136	0	136	令和8.11.1～ 令和28.10.31
合計		4 か所		1,923	0	1,923	

3 休猟区の指定

本計画期間中においては休猟区の指定は行わない。なお、計画期間中に休猟区指定の必要があると判断された場合は、必要に応じて指定に努める。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するために必要な整備等を実施する。

管理施設については、鳥獣保護区及び特別保護地区の区域が明らかになるよう制札及び案内板を設置する。設置箇所、老朽化等の状況を確認し、周辺の景観等に十分配慮した適切な寸法により既存の古い制札及び案内板を計画的に設置・更新していく。

(2) 整備計画

(第5表)

区分	年度					計	備考
	令和4	5	6	7	8		
制札	50本	50本	50本	50本	50本	250本	※
案内板	5基	5基	5基	5基	5基	25基	※

※数については、現状確認等の結果により増減することがある。

第三 鳥獣の人工増殖に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

- ① 都では、小笠原諸島にしか生息していないアカガシラカラスバト及びオガサワラカラヒワの保護増殖事業を実施している。本事業は、「絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律」（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、国により策定された事業計画のもと進められている。今後も動物園等での飼育繁殖を継続し、関係機関と連携するとともに合意形成を図りながら生息域外保全に努める。
- ② 都では、国により種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されているツシマヤマネコ（平成7年7月）、トキ（平成16年1月）及びライチョウ（平成24年10月）については、引き続き当該の計画に協力して動物園での飼育繁殖を実施する。また、コウノトリについては、野生復帰計画を推進している兵庫県等に協力しつつ、動物園での飼育繁殖を継続する。

(2) 人工増殖計画

(第6表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
昭和 47 ～	コウノトリ	安定した飼育個体群の確立、維持を図るため、動物園で飼育繁殖を継続実施	(該当なし)		希少鳥獣 国内希少野生動植物種 特別天然記念物 (文化庁、兵庫県等)
平成 12 ～	アカガシラ カラスバト	アカガシラカラスバト保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (環境省、都等)
平成 17 ～	ツシマヤマ ネコ	ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (環境省等)
平成 19 ～	トキ	トキ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 特別天然記念物 (環境省、新潟県等)
平成 26 ～	ライチョウ	ライチョウ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (環境省等)
令和 3 ～	オガサワラ カワラヒワ	オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画に基づき、小笠原諸島内の飼養施設で飼育下繁殖を実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 (環境省、都等)

2 放鳥獣等

計画なし

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣等

① 対象種

環境省のレッドリストにおいて、絶滅危惧 IA・IB類又はII類に該当する鳥獣、鳥獣保護管理法第2条第4項に基づき環境省令で定められた希少鳥獣又は都の最新のレッドリスト「東京都の保護上重要な野生生物種」において、絶滅危惧 IA・IB類に該当する鳥獣を対象とする。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。特に、都内に生息している絶滅のおそれのある鳥獣で、知事が特に保護する必要があると認める種については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、東京都希少野生動植物種の指定、捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、アカガシラカラスバト、アホウドリ、オガサワラカワラヒワ、及びオガサワラオオコウモリについては、種の保存法に基づき、保護増殖事業計画（アカガシラカラスバト：文部科学省、農林水産省、環境省、アホウドリ：文部科学省、農林水産省、環境省、オガサワラカワラヒワ：農林水産省、国土交通省、環境省、オガサワラオオコウモリ：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）が策定されており、これにより事業が実施されている。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

鳥獣保護管理法第2条第7項に基づき環境省令で定められているものである。

② 保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査等により生息状況等の把握に努める。また、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。管理の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

③ 狩猟禁止鳥獣

ツキノワグマについては、一部の地域で樹木の剥皮害や農水産物の食害のほか、人身被害も生じているが、地域に生息する個体数が安定的に維持されるよう厳重な保護管理が必要である。このため、鳥獣保護管理法第12条2項で規定される特に保護を図る必要

がある対象狩猟鳥獣と認め、引き続き令和4年4月1日から令和9年3月31日まで狩猟禁止とする。

本計画期間中は定期的に生息状況等を調査し、動向について注意深く監視していくとともに、関係市町村等との連絡体制の整備、目撃等の情報収集、堅果類の豊凶情報の収集、侵入防止対策の整備、学習放獣及び錯誤捕獲（意図しない捕獲）個体の放獣、ツキノワグマを誘引する生ごみや未収穫作物の適切な管理を促す普及啓発等について、関係市町村と協議していく。

なお、人身被害を防止する観点から、市町村による有害鳥獣捕獲については必要な行為であり、捕獲許可申請においては通常どおり審査し、実績等を踏まえた最小限の捕獲数について許可を行う。

(3) 外来鳥獣等

① 対象種

本来、我が国に自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする（例：ガビチョウ類、ソウシチョウ、アライグマ、キョン、クリハラリス、台湾ンザル、ハクビシン等）。

なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣（例：三宅島のニホンイタチ、新島のニホンジカ、小笠原のノヤギ等）については、外来鳥獣と同様の取扱いとする。（以下、国外由来・国内由来の外来鳥獣を示す場合は「外来鳥獣等」という。）

② 管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、国が策定した「外来種被害防止行動計画」を参考に、調査等を実施し、生息状況、農林水産業への被害、生態系等への影響について把握に努める。農林水産業、生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）による指定を受けた外来鳥獣（以下「特定外来生物」という。）については、外来生物法に基づき、生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を実施するよう指導する。また、排除や防除にあたっては、在来種の錯誤捕獲にも留意するよう指導する。

特に、近年、生息域が都内に広く拡大していると考えられるアライグマ及びハクビシンの防除については、農業被害や生活環境被害等が大きくなっているため、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、都と区市町村が連携し、地域住民の理解と協力を得ながら取組を進める。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

鳥獣保護管理法第2条第5項に規定する指定管理鳥獣とする。

② 管理の考え方

地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲を計画的かつ積極的に推進する。

指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息域の分布等に関する調査や個体数推定等を実施して、都内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、必要と認められるときは、区市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図る等、関係主体が広域的及び地域的に連携を図る。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努める。また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定

2-1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可」という。）に当たっては、鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあつては、捕獲許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 愛玩のための飼養が目的である場合

なお、法においては、個人又は法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たって付する条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量及び見回り、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等又は採取等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること（ツキノワグマが生息しない島しょは除く。）。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12cm 以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4mm 以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯^{きよ}がなく、開いた状態における内径の最大長は 12cm を超えないものであって、衝撃緩衝器具を装着したものであること。また、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。

3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

わなには、鳥獣保護管理法第 9 条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

平成 29 年 9 月に種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類^{きん}の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採

取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等により求める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進めるよう努め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図る。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者に当たっては、次の基準に適合する必要がある。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、捕獲する鳥獣が外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的で標識(タグや足環など)の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) テレメトリー用装置や標識の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。なお、テレメトリー用装置を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであることとし、一般の無線通信に障害を与えないように電波法を遵守すること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報の公開に努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

② 鳥類の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者にあつては鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕りとする。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講ずることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理推進員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえた期間であること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するために必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ、可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理推進員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理推進員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合にあっては第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合にあつては網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であつて、次の1)から4)までの要件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする事ができるものとする。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所有者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類、ネズミ、リス等の小型獣類及びアライグマ、ハクビシン、キョン、タイワンザル等の中型獣類を除きその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導する。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

捕獲は、現に被害が生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。また、原則として被害防除対策を講じても被害等の防止又は軽減ができないと認められる時に行うものとする。ただし、ニホンジカ及びイノシシといった指定管理鳥獣、ハシボソガラスやハシブトガラス、外来鳥獣等については、捕獲を推進

するため、被害や被害のおそれがなく、被害防除対策を講じていない場合でも有害鳥獣捕獲を可能とする。

捕獲に当たっては、各関係機関と連絡調整を行うとともに、協力体制の強化を図り、連携して捕獲の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるように努めるものとする。また、農林水産業の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、鳥獣の生息状況及び被害の実態を把握し、狩猟の活用を含む適切かつ効果的な防除方法の確立に努めるものとする。加えて、生活環境の悪化等の被害に対しては、鳥獣の生態や習性に関する知識及び生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても指導し、及び普及を図るよう努めるものとする。

② 予察捕獲

農作物や生活への被害等のおそれがある場合の予察に基づく被害を防止する目的での捕獲は、具体的被害が発生する以前であっても、農作物の作付け、過去の被害発生時と類似の条件、対象鳥獣の出現状況等を考慮して、予防策を講じても被害の発生が予測される場合に、被害を受けることが予測される者又は当該者から依頼された者から申請があった場合に適用するものとし、次の予察表の加害鳥獣、被害発生時期、被害発生地域において、過去の捕獲実績等を勘案して許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等についてはこの限りでない。

(第7表)

加害鳥獣名	主な被害等	被害発生時期	被害発生地域 ※1	捕獲対象等
ウミネコ	生活環境	3月～8月	23区内	個体（雛のみ）、卵 ※2
ハシホソカラス ハシブトカラス	サツマイモ等いも類・ラッカセイ等豆類・ スイートコーン、スイカ、トマト、アシタバ等野 菜類・シソ等果樹類	通年	23区内 多摩全域 島しょ	個体、卵
	生活環境	通年	23区内 多摩全域 島しょ	個体、卵
カワウ	アユ、ニジマス、ヤマメ、ウグイ、オイカワ等 魚類	通年	23区内 多摩全域	個体、卵
スズメ	水稻・小麦・スイートコーン等野菜類・ ブルーベリー	5月～10月	23区内 北多摩地域 西多摩地域	個体、卵
トビ	生活環境	通年	23区内 多摩全域	個体、卵
ヒヨドリ	キャベツ、コマツナ、ブロッコリー等野菜類・ キウイフルーツ等果樹類	通年	23区内 多摩全域 大島町	個体、卵
ムクドリ	キャベツ、ホウレンソウ等野菜類・ブルーベ リー等果樹類	通年	23区内 北多摩地域	個体、卵
	生活環境	通年	23区内、多摩 全域	個体、卵
全ての種類 ※3	航空航行障害	通年	空港周辺地 域	個体、卵

加害鳥獣名	主な被害等	被害発生時期	被害発生地域 ※1	捕獲対象等
イノシシ	サツマイモ等いも類・スイートコーン、カボチャ等野菜類・刈等果樹類、タケノコ、ワサビ	通年	西多摩地域 南多摩地域	個体
ニホンザル	ジャガイモ等いも類・ラッカセイ等豆類・スイートコーン、カボチャ等野菜類・刈、カキ等果樹類、タケノコ、ワサビ、シイタケ	通年	西多摩地域 南多摩地域	個体
ニホンジカ	スギ、ヒノキ、植栽苗木、育成樹木、ワサビ	通年	西多摩地域 南多摩地域	個体
	サツマイモ、アシタバ	通年	新島村	個体
タヌキ	ジャガイモ等いも類・ラッカセイ、スイートコーン、トマト等野菜類・ナシ、ブドウ等果樹類	通年	23区内 多摩全域	個体

※1 各多摩地域には、次の市町村を含む。

北多摩地域：立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、国分寺市及び狛江市

西多摩地域：青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町

南多摩地域：八王子市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市

※2 ウミネコは東京都レッドリスト（本土部）2020年度版において、区部・本土部の「留意種」に評価されていることから、本来の営巣環境ではない人工構造物上での繁殖により生活環境被害が発生した場合を対象とし、必要最低数の捕獲に限る。

※3 ただし、鳥獣保護管理法第2条第4項に規定する「希少鳥獣」を除く種類に限定する。

③ 鳥獣の適正管理

1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系への影響から適正な管理を実施する必要性の高い鳥獣については、農林水産部局等の関係部署と連携の上、効果的な適正管理を図るよう努める。なお、本計画では、多摩地域で被害を発生させているニホンジカ、ニホンザル、イノシシ等、島しょ地域で被害を発生させているキョン、タイワンザル、ニホンジカ、ノヤギ等、都心部を中心に生活環境被害が顕著なアライグマ、ハクビシン、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ムクドリ等、広域にわたって水産業への被害を及ぼしているカワウについて、各鳥獣の保護及び管理の考え方にに基づき、適正な管理を推進していく。また、ウミネコについて、近年、23区内の沿岸部における住宅地等で営巣し、糞や鳴き声による生活環境被害を及ぼしているため、適正に対応していく。

2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第8表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ (多摩地域)	平成 17～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整捕獲（市町村、地元猟友会等） 生息状況調査	「第6期東京都第二種シカ管理計画」及び「第5次東京都農林業獣害対策基本計画」に基づく事業
ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ等 (区部・多摩地域)	平成 13～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止電気柵等） 地元猟友会等による追い払い 有害鳥獣捕獲 生息状況調査	「第5次東京都農林業獣害対策基本計画」「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づく事業
キョン タイワンザル クリハラリス ニホンジカ ノヤギ (島しょ地域)	平成 18～	農林業被害調査 有害鳥獣捕獲 生息状況調査	「第5次東京都農林業獣害対策基本計画」、「東京都キョン防除実施計画」に基づく事業
ハシボソガラス ハシブトガラス	平成 13～	ごみ対策の推進（防鳥ネット、個別収集等） トラップ捕獲及び巣の撤去 生息状況調査	
カワウ	平成 20～	広域的な一斉追い払い、生息状況調査 有害捕獲 個体数管理	「関東カワウ広域協議会」の管理指針

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 許可基準

ア 許可対象者

許可対象者は、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（区市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者及び国又は地方公共団体職員を含む。）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器以外の方法による捕獲許可申請において、次の(ア)から(オ)までに該当する場合及びネズミ・モグラ類（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。）を捕獲する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

(ア) 被害を防止する目的で、次に掲げる捕獲を行う場合

- a 手捕り又はつき網やたも網等の手持ちの網を用いる方法で、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト及びクリハラリスを捕獲する場合
- b 捕獲器（構造及び設置場所から捕獲対象種以外の鳥獣を捕獲するおそれが少なく、かつ、人又は捕獲対象種以外の鳥獣が捕獲器に入ることにより、傷害を負わせたり致死させない構造のものに限る。）により、ハシボソガラス、ハシブトガラスやドバトを捕獲する場合。また、市販のネズミ捕獲器を改造することなくクリハラリスを捕獲する場合

(イ) 住宅等の建物、塀、垣等に囲われ不特定の人物が立ち入るおそれの少ないその住宅等の敷地内における被害を防止する目的で、小型のはこわな若しくはつき網やたも網等の手持ちの網を用いる方法又は手捕りにより、その建物又は敷地内においてアライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合

(ロ) 農林業被害を防止する目的で、次に掲げる捕獲を行う場合

- a 囲いわなを用いて、農林業者が自らの事業地内においてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- b 小型のはこわな若しくはつき網を用いる方法又は手捕りにより、当該農林業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）においてアライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲（意図しない鳥獣種の捕獲）等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(エ) 次の要件を満たす場合

- a 林野庁長官通達（昭和38年12月4日付38林野造第2047号）に基づき、国有林の職員であつて3年以内に所要の研修を受けた者が、国有林内において有害鳥獣を捕獲する場合

- b 人身被害を防止する等の緊急時の対応をする目的で、国又は地方公共団体が、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型及び中型の獣類を捕獲する場合
- c 動物園職員が展示動物の安全等の確保のため、園内ではこわなを使って中型哺乳類等を捕獲する場合
- (オ) 法人に対する許可で、銃器の使用以外の方法による場合であって、次の要件を全て満たす場合
 - a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - c 当該免許を受けていない者は、原則として当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせている種又はそのおそれのある種とする。

なお、鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止又は軽減の目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）とする。

ウ 期間

有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期又は被害等を予防できると認められる時期のうち、最も安全かつ効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって6か月を超えない範囲で必要最小限の期間とする。ただし、次に示す場合にあっては、1年を超えない範囲で必要最小限の期間とする。

- (ア) 飛行場の区域内において飛行機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合
- (イ) 国又は地方公共団体に対する許可である場合
- (ロ) 国又は地方公共団体との確定した契約等に基づき、その範囲内で鳥獣を捕獲する場合
- (エ) 捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等に限定されている場合
- (オ) その他特別な事由が認められる場合

なお、期間が6か月を超える場合にあっては、原則として6か月ごとの捕獲状況等について、報告書の提出を義務付ける。また、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

エ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いを行う。

オ 方法

原則として、鳥獣保護管理法第36条及び規則第45条に規定される危険猟法は用いることはできないものとする。ただし、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについてはこの限りでない。また、空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類、ネズミ、リス等の小型獣類及びアライグマ、ハクビシン、キョン、タイワンザル等の中型獣類を除きその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導する。特に捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な知見から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可にあっては、非鉛製銃弾を使用するか、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

カ その他

(ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣について、管理を目的とした捕獲は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害の防止を目的とする時、緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

(イ) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。

(ロ) 被害がまれである又は従来^レの許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点から、被害等が生じることがまれであるか、又は従来^レの許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に考慮して、捕獲の上限を定めるなどするとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

(エ) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、周囲の者が捕獲行為を行っていないと誤認することによる事故が起らないよう、必要に応じて、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者へ事前周知するよう指導する。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ニホンジカ、イノシシのような大型獣類等による農林水産業の被害等がある地方公共団体については、必要に応じて、その地域ごとに、あらかじめ有害鳥獣捕獲を目的として捕獲隊を編成するよう指導する。捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導する。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るよう指導する。なお、当該区市町村内では、捕獲隊の編成が困難な場合においては、区市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係区市町村に助言する。

なお、本計画開始時点では、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町等において捕獲隊が整備されている。

必要に応じて、被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都、区市町村、農林水産業団体、有識者、地域住民、狩猟者団体等の関係者による連絡協議会等を設置する。

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、複数地域で一斉に捕獲を実施する等、被害、防除技術等の情報の共有化をし、効果的な被害防止を図るよう関係区市町村に助言する。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、事前に地域住民に対して捕獲内容等を周知徹底させるとともに、錯誤捕獲の防止及び危害発生の防止を図るよう助言する。

3-4 その他特別な事由の場合

それぞれの目的ごとの許可の基準については、原則として次表により、その他公益に資すると認められる場合については、捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

なお、環境教育への利用の目的、環境影響評価等のための調査を目的として捕獲等又は採取等する場合及び被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等をする場合の許可の基準については、「第四 3-1 学術研究を目的とする場合」に準じて取り扱う。

(第9表)

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)	6 か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。	禁止猟法は認めない。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とすること。放鳥を目的とする場合は、放鳥予定地の個体とする。	6 か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。なお、他道府県居住者の申請については、都内で捕獲する特段の必要性に関する理由書を要する。その他特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕り

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
鵜飼漁業への利用の目的	水産関係部局（都では産業労働局農林水産部水産課）において登録を受けた鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）	6 か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	わな又は手捕り
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきていたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲等又は採取等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないように埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。

豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処分を行うよう指導を徹底する。

被害防止目的で捕獲された外来鳥獣等については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に致死させ、原則として焼却又は埋設処分し、放鳥獣しないよう指導する。

捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう指導するものとし、特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する（ただし、人身被害のおそれがある緊急の場合を除く。）。このできる限り苦痛を与えない方法とは、例示すれば次の方法がある。

- ① 袋や箱等に入れた後、高濃度の二酸化炭素の注入
- ② 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者による銃器の使用
- ③ 獣医師又は麻薬研究者による麻酔薬の投与
- ④ 電気止めさし器の使用（頭部（脳）への通電あるいは一次麻酔等により意識を消失させた後の使用が望ましい。）
- ⑤ その他、①から④までと同等と認められる方法

また、指定管理鳥獣、外来鳥獣等は、積極的な捕獲を推進するため、食用等に利用することを推進するよう努める。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者等が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、必要に応じて実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、必要に応じて関係地域住民等の周知を図らせる。

(4) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、許可証又は従事者証を携帯し、必要に応じて腕章等を着用するよう指導する。また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う。

わな猟による捕獲に当たっては、錯誤捕獲発生の可能性等も考慮し、ICT等の活用も含め適切な頻度で見回りを実施するよう指導する。

(5) 錯誤捕獲の防止

実施者は、わなの適正な使用を徹底することに加え、特にツキノワグマやカモシカなど希少鳥獣等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、希少鳥獣等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲の防止に努める。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努める。

都は、これらの対応を適切に実施するよう指導するとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう要請する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うよう指導する。

4-2 許可権限の区市町村長への委譲

本計画期間中は、許可権限の区市町村長への委譲については行わないが、必要に応じて、区市町村との意見交換等を行う。

4-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられるため、次のことに留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ・登録票の更新は、飼養個体と装着登録証（足環）を照合し、確認した上で行う。
- ・長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ・装着登録証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行う。
- ・愛玩のための飼養を目的とした他道府県における捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにする。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

4-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、鳥獣保護管理法第36条で使用を禁止されている麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣又は関東地方環境事務所長の許可を得るものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域 及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

(1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、住宅が集合している場所及び多数の者の集合する場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

新規計画なし

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和4	神津島村	神津島 (銃器)	1,858	令和4.11.1 ～ 令和14.10.31	再指定
	計	1か所	1,858		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和7	利島	利島 (銃器)	419	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島三根大賀郷 (銃器)	824	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島檜立 (銃器)	14	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島中之郷 (銃器)	33	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島末吉 (銃器)	20	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	計	5か所	1,310		

2 特定猟具使用制限区域

本計画期間中においては、指定は行わない。なお、自然的社会的状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて指定を検討する。

3 猟区の設定

本計画期間中においては、猟区の設定は行わない。なお、猟区を設定する場合にあっては、その必要性や公益性、安全性等を十分に検討し設定する。

4 指定猟法禁止区域

本計画期間中においては、指定は行わない。地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的・客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定を進める。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 計画作成の目的

特定計画（以下第六において、単に「計画」という。）は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

なお、広域指針が作成されている地域個体群や国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該指針又はガイドラインを参考に作成する。

2 対象鳥獣の単位

計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

なお、本計画期間においては、第一種特定鳥獣保護計画は作成しない。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱^{かく}を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3 計画期間

計画期間は、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、鳥獣保護管理事業計画の計画期間をまたいで特定計画の計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて必要な改定を行う。

なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討する。

4 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界又は顕著な地物を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が、都県の行政界を越えて分布する場合は、関係都県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるように、協議・調整を行う。

5 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合には、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

6 保護事業又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を組み合わせるよう努める。

(1) 個体群管理

① 共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を明示する。

② 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理(生

息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。)を行うものとする。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の達成を妨げない範囲で調整する。

地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等を抑制的に実施する。

③ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理(生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。)を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する。

(2) 生息環境管理

① 共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境として保全し、及び管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していくよう努める。

② 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画において、生息環境管理の推進としては、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元の実施によることとする。また、特に重要な生息地においては森林の育成等を実施するよう努める。

③ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施するよう努める。

(3) 被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となった被害防除対策を実施する。防護柵、防鳥網等による予防、威嚇音や煙火、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施するよう努める。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都は、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画における指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、目標、実施方法、実施結果の把握及び評価、事業の実施者等を可能な範囲で定めるものとする。

8 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次を標準とし、地域の実情に応じて調整する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載事項

- ① 第一種特定鳥獣保護計画策定の目的及び背景
- ② 保護すべき鳥獣の種類
- ③ 第一種特定鳥獣保護計画の期間
- ④ 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- ⑤ 第一種特定鳥獣の保護の目標
- ⑥ 第一種特定鳥獣の捕獲等の調整に関する事項
- ⑦ 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ⑧ その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載事項

- ① 第二種特定鳥獣管理計画策定の目的及び背景
- ② 管理すべき鳥獣の種類
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画の期間
- ④ 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- ⑤ 第二種特定鳥獣の管理の目標
- ⑥ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)
- ⑦ 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ⑧ その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

9 計画の作成及び実行手続

(1) 検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うとともに、関係者の合意形成に努める。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保護又は管理のために必要な事業、モニタリング方法等について、自然科学と社会科学の両面から検討できる体制の整備に努める。

(2) 関係地方公共団体との協議

計画を策定する場合は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る区市町村と協議する。また、都県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理に関係地方公共団体が連携して実施する場合は、鳥獣保護管理法第7条第7項（第7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する隣接県と協議する。

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、東京都公安委員会等との情報共有を行うものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し行うものとする。また、対象地域での鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

(4) 計画の決定及び公表・報告

ニホンジカについて、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画と整合を図りながら、計画として引き続き第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息数の適正化、自然植生や農林業への被害軽減を目的として、個体数調整、被害対策（侵入防止柵設置）等の各事業を実施する。

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告する。

（第11表）

対象鳥獣	計画作成の目的	計画期間	対象区域	備考
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・ 地域個体群の適正化・ 森林生態系の回復と保全・ 農林業被害の軽減	年度ごとに作成	八王子市の一部（中央自動車道以北で国道16号線以西の区域及び中央自動車道以南で明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園の区域）、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町	

(5) 計画に関する年度別実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実施する取組を、年度別実施計画として取りまとめ、公表するよう努める。

鳥獣被害防止特措法に基づき区市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

10 計画の評価・見直し

設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行う。それらの評価結果を踏まえて順応的に計画の見直しを行うものとする。

11 計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図る。また、施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会の設置等により、必要に応じて、大学・研究機関及び鳥獣の研究者と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得るよう努めるものとする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理を行うとともに、次期事業計画の策定の際に活用するため、必要に応じて次に示す鳥獣保護対策調査等を実施する。実施に当たっては、研究機関、博物館、研究者等、近隣県及び庁内各局と連携し効率的な調査体制の整備及び情報の共有化に努める。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の情報については積極的に収集する。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5 km メッシュ又は1 km メッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化及び共有化を図る。

2 鳥獣保護対策調査

都内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、次の調査等の実施に努める。

(1) 鳥獣生息分布調査

都内に生息する野生鳥獣の種類、生息数、出現の季節等を調査する。

ツキノワグマについては、生息状況の実態把握等を行うため、定期的に調査する。

(2) 希少鳥獣保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣、これに準ずる鳥獣等の分布、生息個体数、生息環境、生態等を調査する。

ニホンカモシカ及びアカガシラカラスバトについては、生息状況の実態把握等を行うため、定期的に調査する。

(第12表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥獣生息分布調査				
ツキノワグマ	令和4～8	生息状況調査（専門機関等による調査）	西多摩地域、南多摩地域	通年
希少鳥獣保護調査				
ニホンカモシカ	令和4～8	関東山地カモシカ保護地域通常調査（教育庁地域教育支援部所管、文化庁補助事業）	奥多摩町（関東山地保護地域内）	通年
アカガシラカラスバト	令和4～8	生息状況調査（専門機関等による調査）	小笠原諸島	通年

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や飛来時期等を調査する。調査の実施に当たっては、環境省の定める日に実施される全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、鳥類に詳しい鳥獣保護管理推進員等を活用する。

(第13表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
多摩川、秋川、浅川、荒川、中川、奥多摩湖、多摩湖、その他都市公園や緑地内の水辺等、計80か所	令和4～8	「ガンカモ科鳥類の生息調査実施要領」（環境省）に基づき、鳥獣保護管理推進員等の調査員が現地調査を実施	原則、環境省の定める日

3 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等においては、必要に応じて管理計画や区域の見直し、解除等を検討する。このため、指定の更新期はもとより指定期間中においても、鳥獣の生息状況、生息環境、施設等を把握する必要がある。文献調査、定点調査、ラインセンサス調査等を実施する。

なお、鳥獣の良好な生存を図るために、それを支える生息地、繁殖地等の生態系としての諸条件を把握することが保護区の維持、管理等にも重要であるので、鳥獣以外の動物や

植物も含めた生息環境の調査方法について、専門家や有識者等への意見聴取も行って検討していく。

(第14表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
奥多摩	令和5	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区を含む。
秋川丘陵	5	鳥獣保護区更新のための調査	
井の頭恩賜公園	5	鳥獣保護区更新のための調査	
奥多摩湖	6	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区を含む。
大島泉津	6	鳥獣保護区更新のための調査	
上野恩賜公園	6	鳥獣保護区更新のための調査	
村山山口	7	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区を含む。
多摩川	7	鳥獣保護区更新のための調査	
東京港	7	鳥獣保護区更新のための調査	
御岳	4	鳥獣保護区管理のための調査	特別保護地区を含む。
清瀬	4	鳥獣保護区管理のための調査	
調布市深大寺	4	鳥獣保護区管理のための調査	
図師小野路	4	鳥獣保護区管理のための調査	
七国山	4	鳥獣保護区管理のための調査	
東豊田	5	鳥獣保護区管理のための調査	
三宅島雄山	5	鳥獣保護区管理のための調査	
御蔵島	6	鳥獣保護区管理のための調査	
坪田大路池	6	鳥獣保護区管理のための調査	
こどもの国	6	鳥獣保護区管理のための調査	
八丈富士	6	鳥獣保護区管理のための調査	
八丈三原山	6	鳥獣保護区管理のための調査	
小岩戸ヶ鼻	6	鳥獣保護区管理のための調査	
北山	6	鳥獣保護区管理のための調査	
三宅島富賀山	8	鳥獣保護区管理のための調査	

注) 調査は専門機関が実施する。

4 狩猟対策調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息分布、生息概況、生息環境の変化、捕獲状況等を調査する。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を、個体数推定の基礎情報として活用する。

(1) 狩猟鳥獣生息調査

主な狩猟鳥獣について、生息状況、生息環境の変化、捕獲等の状況を把握するため、狩猟者等を対象にアンケート調査等を実施する。特に獣類については、位置情報、性別、捕獲年月日等の捕獲等の状況の把握に努める。

(第15表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
狩猟鳥獣全般 ニホンジカ イノシシ	令和4～ 8	アンケート調査、 出猟カレンダーに よる調査	シカ及びイノシシについては、出猟カレンダーにより、出猟日数当たりの捕獲数等を調査し、被害対策の資料とする。

(2) 狩猟実態調査

狩猟者の出猟日数、狩猟可能区域への狩猟者への立ち入り頻度、錯誤捕獲等を調査する。第15表の狩猟鳥獣生息調査と合わせ、主に出猟カレンダーを用いたアンケート調査等により実施する。

5 鳥獣管理対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、鳥獣の生息状況やその生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努める。また、調査の実施に当たっては、関係部局等の情報を一元化し、連携して調査を実施するよう努める。特定鳥獣が指定管理鳥獣である場合は、生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行うとともに、個体数推定を行う。

(1) 調査の概要

(第16表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
カワウ	平成 17～	捕獲による胃内容物調査 (多摩川、秋川流域) ねぐらモニタリング調査	産業労働局農林水産部水産課による実施 関東カワウ広域協議会と連携して実施
カラス類	平成 13～	生息状況調査	都内のねぐら約 40 か所において個体数等を調査
ニホンジカ (多摩地域)	令和 4～ 8	被害状況、生息分布、個体数等モニタリング調査	「シカ管理計画」に基づく調査
ニホンザル等	平成 18～	農作物被害状況、生息分布、個体数等モニタリング調査	産業労働局農林水産部所管の「東京都獣害対策基本計画」に基づく調査
イノシシ	令和 4～ 8	生息状況調査(専門機関等による調査)	西多摩地域において通年実施

6 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数及び処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)及び成獣(鳥)の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化(標準化)を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定を行い、情報収集に努める。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(2) 制度運用の概況情報

都は、法に基づいて行う制度運用の概況を把握する。都は、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に生かすとともに、国に提供する。

7 新たな技術についての検討・普及

(1) 捕獲、調査等に係る技術の検討・普及

銃猟について、従来の巻き狩りだけでなく、誘引狙撃等様々な猟法を組み合わせた捕獲技術について検討する。わな猟について ICT 等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくりわなやはこわなの改良について開発された技術の普及・導入などを検討する。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術についても検討を進め、普及に努める。

(2) 被害防除対策に資する検討・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT 等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなど技術開発について検討し、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発について検討し、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る検討・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分について検討し、普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

職員は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないよう努める。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修等を行い、専門的知識の向上を図る。その際、国、大学等が提供する研修等の活用も検討する。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員は、必要な専門的知識について習得を図り、区市町村への情報提供、定期的な意見交換等を行い、専門的知識の向上と連携した取組の実施に努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(2) 配置計画

(第17表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
【本庁】	人	人	人	毎年の業務量や社会情勢等を勘案し、適切な人員、人材を配置する。			
環境局自然環境部計画課	4	0	4				
【出先機関】							
環境局多摩環境事務所自然環境課	5	0	5				
【各支庁】							
総務局大島支庁産業課	0	1	1				
総務局三宅支庁産業課	0	1	1				
総務局八丈支庁産業課	0	1	1				
総務局小笠原支庁産業課	0	1	1				
計	9	4	13				

(3) 研修計画

(第18表)

名称	主催	時期 (予定)	回数/ 年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護 担当者会議	環境省	6月 10月	2回	全国	2人	鳥獣保護全般に わたる国の方針	
野生生物保護 研修	環境省	5月	1回	全国	2人	野生生物保護 関係	必要があ れば派遣
鳥獣保護担当 者会議	都	4月	1回	全都	15人	年間事業計画、 法令関係、重点 事項	
関東山静プロ ック会議	各都県 持ち回 り	11月	1回	環境省 関東1都6 県、山梨 県、静岡 県、長野県	2人	鳥獣保護行政 全般	

2 鳥獣保護管理推進員

(1) 方針

鳥獣保護管理に関する指導・取締り、普及啓発等、鳥獣保護管理行政の効果的な実施を図るため、鳥獣保護管理推進員を設置する。任用に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する相当の知識を十分に有する者へ委嘱する。

鳥獣保護管理推進員の総数は、地域に密着した活動を実施するため、原則として区市町村数に見合う数を最大とし、その配置については、地域の鳥獣の保護及び管理の実情等を勘案した担当地区制とする。

また、行政効果を高めるため、活動マニュアル等を用いて計画的に研修や意見交換等を実施し、鳥獣保護管理推進員としての知識や技術の向上を図る。

(4) 研修計画

(第21表)

名称	主催	時期、回数、規模等	内容・目的		備考
鳥獣保護管理推進員研修会	都 (本庁)	年1回(4月) 鳥獣保護管理推進員 全員を対象	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護及び管理、関係法令等の説明 取締り指導及び普及啓発の進め方 鳥獣行政の現状及び問題点 等 		
〃	都 (担当地区別)	年2回程度 地区別研修会	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟取締り及び密猟取締り 傷病鳥獣の取扱い 違反事例と問題点 活動に当たっての課題 等 		

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

都においては、狩猟免許所持者(のべ数)の数は平成28年の約5,500人から、平成29年には約6,100人と近年増加傾向にある。しかし、都内在住の狩猟免許所持者のうち都への狩猟者登録を行った者は平成29年で約200人であり、免許資格を有しながら都内で狩猟をしない人が大半である。

一方で、西多摩地域及び南多摩地域においては、鳥獣による農林産物への被害や生態系への影響が顕著であり、有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施、被害や生息状況等の調査等、鳥獣の適正な管理が求められ、担い手の育成が急務となっている。

そこで、都で実施している狩猟免許更新講習会の機会を活用して、現在直面している都の現状課題等について情報を発信し、公益社団法人東京都猟友会の協力を得ながら、狩猟者の役割の重要性を伝える等、都の鳥獣保護管理に資する担い手確保に努めていく。また、地域の捕獲の担い手の確保及び育成のために、初心者や狩猟免許所持者で未登録の者を対象とした狩猟体験や技術向上を図るための研修等について検討する。

また、狩猟者には、狩猟事故や違法行為の未然防止を訴える等、資質の向上に努め、社会から信頼を得られるよう、狩猟のマナーや公益的役割についても、併せて普及啓発を図っていく。

(2) 人材の育成及び配置

① 都職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、研修を受ける等研

さん
鑽に努める。

② 鳥獣保護管理推進員の育成及び配置

都は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理推進員を対象とした研修を計画的に実施する等、資質の維持・向上に努める。

③ 区市町村職員の育成

都は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された区市町村職員が、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講できるよう配慮する。

④ 民間の保護及び管理の担い手の育成

都及び区市町村は、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少していることから、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努める。また、地域における効果的な捕獲体制の整備のため、区市町村等へ認定鳥獣捕獲等事業者の活用事例の情報を提供する。

(3) 研修計画

(第22表)

名称	主催	時期、回数等	人数	内容・目的
狩猟免許更新講習会	都	5月～9月 年6～20回程度	100～300人／ 回	狩猟免許更新時の講習会にて、鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発を図る

4 鳥獣保護施設等について

傷病鳥獣の保護や鳥獣に関する普及啓発の拠点となる鳥獣保護センター等の施設については設置は行わず、既存の体制や施設を活用することで対応する。

傷病鳥獣の保護については、都内各所で開業している公益社団法人東京都獣医師会所属の病院による身近できめ細やかな治療とNPO団体、傷病野生鳥獣保護サポーター等による適切なハビリ等を機能的に運用しながら実施していく。

鳥獣に関する普及啓発については、自然公園内に設置されている各ビジターセンター、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業）」に参加している東京港野鳥公園等の既存の施設を有効に活用していく。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の違法捕獲、違法飼養、違法な販売行為等については、警視庁と連携し重点的に取締りを実施している。警視庁が捜査、検挙に関する事務を担い、都は鳥獣保護管理推進員を現地に派遣して野鳥の識別判定及び調書の作成に協力している。さらに、鳥獣保護管理推進員が都内のペットショップ等を巡回パトロールし、野鳥の違法販売等についての監視体制を強化している。今後も、鳥獣保護管理推進員の更なる資質の向上を図り、警視庁との連携を密に積極的な取締りを推進していく。

狩猟の取締りについても、地域を所轄する警察署との情報交換及び連携を一層密にし、迅速かつ適正な取締りを推進していく。狩猟期間中は鳥獣保護管理推進員による定期的なパトロールを実施する。特に、狩猟者が多数出猟すると予想される解禁日、週末等はパトロールを強化する。

違法捕獲や違法飼養の鳥獣で、任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、個体の様子を観察し、十分な体力をつけてから放鳥獣する。また、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲等又は採取等された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

(第23表)

事業内容	実施時期（月）												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
狩猟取締り、とりもち、かすみ網等による違法捕獲取締り									←			→		狩猟期間及びその前後
違法捕獲及び違法飼養取締り	←												→	
鳥獣販売業者パトロール及び取締り	←												→	

6 必要な財源の確保

本計画に記載されている各種鳥獣保護管理事業を円滑に実施するため、その必要性や金額を十分に精査の上、必要な財源の確保に努める。また、支出に当たっても、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の各種事業の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

1 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

- ① 生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の野生復帰を図ることを目的に傷病鳥獣の救護を実施する。
- ② 保護の対象とする種は、希少種や交通事故等の人為的な要因で傷付き、かつ野生復帰の見込める個体とする。
- ③ 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣として、「表6 予察表」に記載されている次の種は保護の対象としない。
対象外鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ
- ④ 本来地域に生息しない外来鳥獣等や人間の介入により野生復帰が困難となり得る雛及び出生直後の幼獣についても保護の対象としない。
- ⑤ 雛及び幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、適正な鳥獣との関わり方について普及啓発に努める。
- ⑥ 東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル、同水準と認められるマニュアル等に即して、傷病鳥獣の収容、治療、保護飼養、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ⑦ 救護した傷病鳥獣から今後の保護管理に有用な情報の収集に努める。
- ⑧ ニホンカモシカについては、特別天然記念物であり、文化財保護法に基づき適切な対処を行う。

(2) 傷病鳥獣保護の実施

- ① 東京都獣医師会、NPO 団体、獣医系大学等保護機関との連携を推進するとともに、東京都傷病野生鳥獣保護サポーター制度を活用して、ネットワーク体制の充実を図る。
- ② 傷病鳥獣の保護収容は、通報者（都民等）の協力を得て、東京都獣医師会、NPO 団体、獣医系大学等保護機関と連携して実施し、治療、保護飼養の後、回復した鳥獣は野生の生活に戻すことを原則とする。
- ③ 傷病鳥獣として収容された鳥獣のうち、特定外来生物に指定された鳥獣や野生復帰が感染症等まん延の原因となるおそれのある鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させる。

2 油等による汚染に伴う水鳥の救護

(1) 連絡体制の整備

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病の水鳥が発生した場合に備え、情報の収集及び提供並びに円滑な救護活動に資するよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また、関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

(2) 事故発生時の対応

油汚染事故等一時的に多数の傷病の水鳥が発生した場合には、保護機関のほか、東京都鳥獣保護管理推進員、環境省所管の「水鳥救護研修センター」、動物園等とそれぞれ連携を図りながら対処に努める。

3 鳥類の鉛中毒の発生防止

鳥類の鉛中毒による事故死を防止する取組を推進するに当たって、鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。国が実施する鉛中毒に関するモニタリングの結果を踏まえ、鉛中毒による鳥類への影響を評価するとともに、水鳥又は猛禽類^{きん}の保護の観点から効果が見込まれる場合には、該当地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進める。

4 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼育等に影響の大きい鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び都内関係機関との連絡体制を整備する。

野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施する。また、関係する機関に加え、都民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

- ・人獣共通感染症であり、家きんへの影響も大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を行う

とともに、家畜衛生部局、保健所、区市町村等と連携し、発生時には迅速な対応を行う。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民等への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)

- ・平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱 (CSF) 感染が継続して確認されている。都内でも令和 2 年に野生イノシシでの本病の感染が確認されていることから、野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、周辺県や関係区市町村と連携しながら捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き (令和元年 12 月環境省・農林水産省公表)」に基づいた防疫措置に配慮しながら捕獲を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係区市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。
- ・アフリカ豚熱 (ASF) については、現在国内での感染は確認されていないが、アジア地域で感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整える。

(3) その他感染症 (SFTS 等)

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

重要な家畜伝染病 (例：口蹄疫^{てい}等)、既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜との間で伝播^はする感染症 (例：SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等)、国内での感染は確認されていないが発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響及び人への感染が懸念される感染症 (例：ウエストナイル熱等) については、鳥獣における感染状況を早期に発見し対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

- ・SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などマダニが媒介する感染症の広がりが懸念されている。関東地方周辺では、研究によりマダニ媒介感染症における最重要種の一つであるフタトゲチマダニの密度が、ニホンジカ密度と相関していることが示されている。一方、感染拡大の要因は単一ではなく、様々な要因が関与していると考えられている。将来的な備えとして、適切な野生動物管理が必要であり、関係機関と共に情報収集に努める。
- ・疥癬に罹患したタヌキ等については、疥癬のまん延防止に努めるために、できる限り苦痛を与えない方法で致死させる。
- ・口蹄疫等が発生している場合には、発生地周辺の鳥獣に異常がないか監視に努める。

(4) 家畜等における感染症発生時の対応

都内及び周辺県で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 に規定する特定家畜伝染病が発生している場合は、同病に感受性の高い鳥獣の監視に努めるとともに、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等（産業労働局）と調整し、適切な対応を図る。

(5) 感染症にり患した傷病鳥獣保護個体への対応

傷病鳥獣を保護した際には、必要に応じて搬入後速やかに隔離し、感染症の有無を確認する。感染症にり患している可能性がある場合には検査を実施し、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い適切に対処するとともに、第九の 1 の (2) ②若しくは③に基づき対応する。

5 大型獣類の市街地出沒への対応

近年、ニホンジカやイノシシ等の大型獣類の生息範囲が拡大傾向にあり、市街地への出沒の可能性が高まり、人との軋轢が懸念されることから、大型獣類が市街地へ出沒した際に対応していくための体制の整備が求められている。

そのためには、生息状況調査の継続的な実施により、常に大型獣類の生息分布域の拡大の有無等を把握し、市街地への出沒に備える必要がある。また、専門家等の意見も踏まえ、対象獣類の生態、行動特性、想定される出沒原因や移動経路など人身被害等の防止に向け、留意すべき事項について整理し、関係部局や区市町村と情報共有を図る。加えて、実際に出沒した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係部局、区市町村、関係機関と連携し、出沒の際の連絡体制や捕獲体制の構築、住民への注意喚起等、都の地域事情に応じた対応方法について検討する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

都民の鳥獣の保護管理思想についての普及啓発を図ることを目的として、愛鳥モデル校をはじめとする小・中学校の教育の場を重点とした野鳥の巣箱コンクール、愛鳥週間用ポスター原画コンクールの開催、また、地域住民による保護活動等の育成指導等を行う等、地域の特性に応じた事業の実施を検討する。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のために、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するよう努める。また、鳥獣の撮影や観察時における配慮に欠けた行為（例えば、希少猛禽類の営巣を至近距離から長時間撮影する等）は、鳥獣の生態に影響を及ぼすため、適切なマナーを普及するよう努める。

(2) 普及啓発施設について

野鳥等の観察に適する場所や公園等にある野鳥と親しめる主な観察施設等

(第24表)

名称及び整備年度	所在地及び面積	施設概要及び内容	利用方針
東京港野鳥公園 平成元年度開設	大田区 約 36ha	ネイチャーセンター 自然学習センター 観察小屋（4棟）	入園料一般 300 円 レンジャーによる観察指導あり
光が丘公園 昭和 56 年度開設	練馬区 約 61ha	観察舎（1棟）	無料 バードサンクチュアリでの自然解説あり（土日祝）
檜原都民の森 平成 2 年度開設	檜原村 約 197ha	観察小屋（1棟） 遊歩道・ハイキングコース	無料 自然解説員による無料ガイドあり（週末中心）
水元公園 昭和 40 年度開設	葛飾区 約 96ha	観察舎（6棟）	無料
葛西臨海公園 平成元年度開設	江戸川区 約 78ha	ウォッチングセンター 観察舎（7棟）	無料 ウォッチングセンターでの自然解説あり（土日祝）
山のふるさと村 平成 2 年度開設	奥多摩町 約 30ha	ビジターセンター ネイチャートレイル (5, 500m)	無料 (宿泊施設は有料)
八丈植物公園	八丈町	ビジターセンター	無料

昭和 37 年度開設	約 22ha	観察小屋（1 棟）	自然解説員による無料ガイドあり（週末中心）
------------	--------	-----------	-----------------------

注) その他自然公園施設 御岳ビジターセンター、奥多摩ビジターセンター
高尾ビジターセンター、小笠原ビジターセンター
小峰ビジターセンター、御岳インフォメーションセンター

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣の保護思想についての普及の一環として、保育園、幼稚園及び小中学校を対象に、申出の中から地域的な配置等を考慮して愛鳥モデル校等を指定する。必要に応じて、高等学校その他の学校等についても指定対象範囲とする。指定校等には、東京都鳥獣保護管理推進員等による指導や鳥獣保護のための必要な助言を行う。

② 指定期間

3年以内とし、当該校の希望、活動状況等を勘案し、更新することができることとする。

③ 活動内容

愛鳥モデル校等に対し、当該指定を表す銘板の交付等を行う。また、学校からの要望等に応じて、愛鳥教育の指導員として鳥獣保護管理推進員を派遣し、野鳥のための樹林の育成、巣箱等の野鳥の誘引施設の設置等について助言指導を行う。これらにより、地域の鳥獣を保護思想の普及の核となるよう働きかける。

④ 内訳

(第25表)

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	16	1	17	17	1	18	18	1	19	19	1	20	20	1	21
中学校	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5	5	1	6
その他の学校	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5	5	1	6
計	18	3	21	21	3	24	24	3	27	27	3	30	30	3	33

(4) 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの実施

身近な自然の中で、野鳥の生態を観察し、自然の仕組みを知る環境学習のきっかけとして、都内の小中学生が作成した愛鳥週間用ポスター原画を募集する。同コンクールに応募があった全ての作品は作品展で展示するほか、都民向けに鳥獣の保護管理等について普及啓発を図る。

(5) 安易な餌付けの防止

都内では、主にドバト等の野生鳥獣へ安易に餌付け行為が行われることにより、個体数が異常に増え、フンや鳴き声、家屋侵入等による生活環境への被害等が発生しているため、鳥獣への安易な餌付けの防止について、継続的な普及啓発に努める。

普及啓発は、関係団体等によるポスターの掲示、ホームページの活用、看板の設置、広報媒体への掲載、鳥獣保護管理推進員や施設管理者による呼びかけ等により実施する。なお、過度な餌付け行為については、区市町村、施設管理者、警察等と連携し、餌付け行為をやめるよう注意する。

また、生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ることについても、積極的な普及啓発に努める。

(6) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収、個体識別措置の徹底等猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(7) 法令の普及の徹底

① 方針

鳥獣に関する法令に係る違法行為については、メジロ、ホオジロ等の野鳥（非狩猟鳥獣）の違法な捕獲、飼養、販売行為等について重点的に取締りを実施しているものの、違法行為が絶えない状況である。今後も、警視庁との連携を図りながら、鳥獣保護管理推進員等によるパトロールを実施する等、法令の普及徹底に努める。

都民に対しては、関係団体と協力して、密猟防止看板の設置や広報誌、ポスターの掲示、パンフレット、ホームページ、SNS等の媒体の活用により周知徹底を図る。

狩猟者に対しては、狩猟免許更新講習会において狩猟事故及び狩猟違反の防止について周知徹底を図る。特に、捕獲した鳥獣の適正処理（残滓^{じぶ}放置規制）等、法令に関しては十分な周知徹底を図るとともに、狩猟者としてのマナーの向上に努めることについても指導し、狩猟免許所持者の資質の向上を図る。さらに、捕獲許可時の申請者への指導、猟期における現場での巡回取締り等により周知徹底を図り、事故及び違反の防止に努めていく。

(2) 鳥獣保護区等について

小笠原諸島では、本計画開始時点において、鳥獣保護区が4か所、特別保護地区が3か所、特別保護指定区域が1か所指定されており、その全てが国指定となっている。

なお、特別保護指定区域は、オガサワラオオコウモリの冬季の集団ねぐらの形成域として、特段の保護を図るために指定されている。

(第27表)

鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域	
指定区分	鳥獣保護区名称 (国指定)	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間
希少鳥獣生息地	小笠原群島	20,065	令和1.11.1 ～ 令和21.10.31	1,377	令和1.11.1 ～ 令和21.10.31	3	令和1.11.1 ～ 令和21.10.31※
集団繁殖地	西之島	29	平成20.8.1 ～ 令和9.10.31	29	平成20.8.1 ～ 令和9.10.31		
〃	北硫黄島	860	平成21.8.1 ～ 令和11.10.31	557	平成21.11.1 ～ 令和11.10.31		
〃	南鳥島	395	平成21.11.1 ～ 令和11.10.31				
合計	4か所	21,349		1,963		3	

※令和元年12月24日から令和21年10月31日までの各年の12月1日から翌年6月30日まで

(3) 鳥獣の人工繁殖について

① アカガシラカラスバト保護増殖事業

小笠原諸島の固有亜種アカガシラカラスバトは、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されており、平成12年度から恩賜上野動物園での飼育繁殖を中心に保護増殖事業を実施している。平成18年8月には、種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定され、本事業はこの計画に基づいて実施されている。今後も動物園での飼育繁殖を継続し、関係機関と連携して合意を図りながら生息域外保全に努める(13頁 第6表 参照)。

② オガサワラオオコウモリ保護増殖事業

小笠原諸島の固有種オガサワラオオコウモリは、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されており、平成 22 年 11 月に種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定され、国が調査を行っている。なお、都も、平成 19 年度から、火山列島において、平成 23 年度から、父島においてオガサワラオオコウモリ保全調査を行っている。今後も、国に対し、必要に応じて協力を努める。

③ オガサワラカワラヒワ保護増殖事業

現在、オガサワラカワラヒワの生息が確認されているのは、小笠原諸島の母島、母島属島及び南硫黄島のみである。オガサワラカワラヒワは、国内希少野生動植物種に指定されており、令和 3 年 4 月に種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定された。今後も、国に対し、必要に応じて協力を努める（13 頁 第 6 表 参照）。

(4) 外来鳥獣等の対策について

① ノヤギ

家畜として持ち込まれたヤギが野生化し、固有の植物を食べたり、踏圧により地表をむき出しにし、島の植生に大きな影響を与えていたため、1970 年頃から捕獲を開始した。その結果、南島、東島、聳島列島、西島、兄島及び弟島で根絶が達成され、本計画時には、父島で捕獲を実施しており、根絶に向けた取組を続ける。

② ノネコ

父島及び母島においては、ペットとして飼われていたネコが野生化し、希少な鳥類等を捕食していることから、NPO 団体が捕獲を始めた。その後、国及び小笠原村や NPO 団体とが協働することにより本格的に捕獲を進め、捕獲されたネコの本土への搬送を行い、東京都獣医師会が搬送されたネコの飼い主を探すという取組を実施しており、野生化したネコの根絶に向けた取組を続ける。また、国は、一部の地域で鳥類の繁殖地保護等のため、ネコ等の侵入防止柵を設置し、監視に取り組んでいる。

③ クマネズミ

船にまぎれて侵入したとされるクマネズミは、固有の植物の種子、実等を食べ、また、希少な鳥類を襲う等、島の生態系に影響を与えているため、南島において、餌箱や手餌撒きにより殺鼠剤を散布し駆除を実施している。また、国は、聳島、兄島等において、ヘリコプターを使った殺鼠剤の散布により駆除に取り組んでいる。

④ ドブネズミ

向島において、オガサワラカワラヒワの繁殖地保護のため、殺鼠剤によるドブネズミの駆除を実施している。

⑤ その他

国は、希少な昆虫類を捕食しているグリーンアノール（は虫類）、在来の樹林に侵入するアカギ（木本植物）等についても、駆除対策を講じており生態系の回復を図っている。なお、弟島のノブタ及びウシガエル（両生類）については、駆除が行われ根絶した。

(第28表)

対象名	対策	実施主体	地域
ノヤギ	銃等による駆除	都	父島
ノネコ	捕獲、本土搬送しペット化	国、小笠原村、NPO 団体 都、東京都獣医師会	父島、母島
クマネズミ	殺鼠剤の散布による駆除	国、都	聟島列島 兄島、弟島、南島
ドブネズミ	殺鼠剤の散布による駆除	国	向島
グリーンアノール (は虫類)	粘着シートによる捕獲 拡散防止等のための柵 設置	国、都	父島、母島、兄島
アカギ(木本植物)	薬剤注入による枯殺や 伐倒	国、都	父島、母島 都有地

(5) 普及啓発

旅行者等に対しては、本土、他の島又は他の場所から外来種等を持ち込んだり、拡げたりしないようにするため、小笠原航路の船内において、ポスターの掲示、客室へのパンフレット配布等を行い、引き続き啓発を進める。また、竹芝栈橋での乗船時や母島上陸時の靴裏の洗浄、父島遊歩道入り口における衣服又は荷物に付着した虫、種子等の除去や靴裏の洗浄についても、事前案内、説明板等により協力を求めている。

小笠原ビジターセンターでは、小笠原の文化、自然等を映像や模型、パネル等により分かりやすく展示、解説し、来館者に対して貴重な自然について理解を深めてもらうよう努める。

環境省は、世界自然遺産の保全管理の取組を進めることを目的に、平成29年5月に小笠原世界遺産センターを開所し、世界遺産の価値や保全の取組に関する情報発信や希少種の保護増殖、外来種対策等を実施している。

都は、小笠原村と協定を締結し、ガイド制度の導入、利用ルールの設定等、保護と適正な利用の両立を図りながら地域の発展に寄与する「東京都版エコツーリズム」を実施している。これにより、南島及び石門一帯では、自然解説、利用指導等を行う認定ガイドの同行を義務付けており、引き続き講習会等を開催し、ガイドの養成やスキルアップに取り組む。

国や村もそれぞれガイド制度を設け、利用者への普及啓発を進めており、地元NPO団体等は、アカガシラカラスバトの保全を進めるため、「あかぼっぼの日」を設定し、展示や講演を行う等島民全体を対象にした普及啓発活動も行っている。また、国による「ボラン

ティアによる外来植物の駆除ツアー」や村による「飼いネコのマイクロチップの装着」等、島内外の協力による取組が実施されている。

アカガシラカラスバトの建物のガラス窓等への衝突、オガサワラオオコウモリの交通事故や農業用ネット等への絡まり、ミズナギドリ類の人工光誘引による不時着など、小笠原特有の鳥獣保護対策について、島内の行政機関、民間の関係団体及び島民と連携して取り組む。

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 (案)

目次

8	I	鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	1
9	第一	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	1
10	第二	関係主体の役割の明確化と連携	4
11	1	関係主体ごとの役割	4
12	2	関係主体の連携	6
13	第三	科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	8
14	1	科学的情報の収集	8
15	2	特定計画制度の推進	9
16	3	鳥獣保護区の指定及び管理	10
17	4	狩猟の適正化	11
18	5	鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項	11
19	第四	鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	12
20	1	制度上の区分に応じた保護及び管理	12
21	2	鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方	15
22	第五	人材の育成及び配置	18
23	1	鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置	18
24	2	研修等による人材育成	18
25	3	認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用	18
26	第六	その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	19
27	1	国の鳥獣捕獲許可の許可基準	19
28	2	輸入鳥獣の取扱いの適正化	19
29	3	愛玩飼養の取扱い	19
30	4	傷病鳥獣救護に関する考え方	20
31	5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護	20
32	6	鳥獣の保護及び管理における感染症への対応	20
33	7	鳥獣への安易な餌付けの防止等	21
34	8	国際的取組の推進	21
35	9	鳥類の鉛汚染の防止	21
36	II	希少鳥獣の保護に関する事項	22
37	第一	希少鳥獣の保護及び管理	22
38	第二	希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	22
39	1	計画の対象とする鳥獣	22
40	2	計画の期間	23
41	3	計画の対象区域	23
42	4	保護又は管理の目標	23
43	5	保護事業及び管理事業	23
44	6	計画の記載項目	24
45	7	計画の作成及び実行手続	25
46	8	計画の見直し	26
47	9	計画の実行体制の整備	26

1	III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項.....	27
2	第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間.....	27
3	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項.....	27
4	1 鳥獣保護区指定の目的と意義.....	27
5	2 鳥獣保護区の指定方針.....	27
6	3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準.....	28
7	4 特別保護地区の指定.....	30
8	5 特別保護指定区域.....	31
9	6 休猟区の指定.....	31
10	7 鳥獣保護区の整備等.....	31
11	第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項.....	32
12	1 鳥獣の人工増殖.....	32
13	2 放鳥獣等.....	32
14	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	33
15	1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項.....	33
16	2 目的別の捕獲許可の基準.....	35
17	2-1 学術研究を目的とする場合.....	35
18	2-2 鳥獣の保護を目的とする場合.....	37
19	2-3 鳥獣の管理を目的とする場合.....	38
20	2-4 その他特別の事由の場合.....	41
21	3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	43
22	3-1 捕獲許可した者への指導.....	43
23	3-2 許可権限の市町村長への委譲.....	45
24	3-3 鳥類の飼養登録.....	45
25	3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可.....	45
26	3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項.....	46
27	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項.....	46
28	1 特定猟具使用禁止区域.....	46
29	2 特定猟具使用制限区域.....	47
30	3 猟区.....	47
31	4 指定猟法禁止区域.....	47
32	第六 特定計画の作成に関する事項.....	48
33	1 計画作成の目的.....	48
34	2 対象鳥獣の単位.....	48
35	3 計画期間.....	49
36	4 対象区域.....	49
37	5 計画の目標.....	49
38	6 保護事業又は管理事業.....	49
39	7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	50
40	8 計画の記載項目及び様式.....	51
41	9 計画の作成及び実行手続.....	51
42	10 計画の評価・見直し.....	52
43	11 計画の実行体制の整備.....	52
44	第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項.....	53
45	1 計画的な管理施策.....	53
46	2 適切な情報発信.....	54
47	第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項.....	54
48	1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	54
49	2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査.....	55
50	3 新たな技術の研究開発・普及.....	55

1	第九	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	56
2	1	鳥獣の保護及び管理を進める行政機関.....	56
3	2	鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材	56
4	3	鳥獣保護管理員.....	57
5	4	保護及び管理の担い手の育成及び配置.....	58
6	5	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備.....	59
7	6	取締り.....	59
8	7	必要な財源の確保.....	60
9	第十	その他.....	61
10	1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	61
11	2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い.....	61
12	3	狩猟の適正化.....	61
13	4	傷病鳥獣救護への対応.....	61
14	5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護.....	62
15	6	感染症への対応.....	63
16	7	普及啓発.....	64
17	IV	指定管理鳥獣の管理に関する事項.....	66
18	第一	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項.....	66
19	1	目的.....	66
20	2	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目.....	66
21	第二	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項.....	66
22	1	背景及び目的.....	67
23	2	対象鳥獣の種類.....	67
24	3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間.....	67
25	4	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域.....	67
26	5	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標.....	68
27	6	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容.....	68
28	7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制.....	69
29	8	住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項.....	69
30	9	その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項.....	69
31	第三	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続.....	70
32	1	関係地方公共団体との協議.....	70
33	2	利害関係人の意見の聴取.....	71
34	3	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告.....	71
35	4	国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続.....	71
36	5	国の機関が実施する場合の手続.....	71
37	第四	指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方.....	72
38	1	委託先の考え方.....	72
39	2	委託契約の在り方及び考慮すべき事項.....	72
40	3	従事者証の交付.....	72
41	第五	夜間銃猟の実施に関する作業計画.....	73
42	1	夜間銃猟の委託と作業計画の作成.....	73
43	2	夜間銃猟の実施手続.....	74
44	第六	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価.....	74
45	V	危険鳥獣の管理に関する事項.....	75
46	第一	基本的な考え方.....	75
47	第二	危険鳥獣の管理のための施策.....	75
48	1	人の日常生活圏への侵入の防止.....	75
49	2	緊急銃猟.....	75
50			

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、国民の暮らしを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。我が国は、高度に経済が発達しながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有しており、このような豊かな生物の多様性を将来にわたって保全していくことが求められる。

現在、我が国では、生息環境の悪化等により個体数が減少し、絶滅のおそれがある鳥獣が存在する一方、生息数の増加や生息地の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣の存在感が増しており、人の生活圏への鳥獣の進出が大きな社会問題となっている。また、近年は鳥獣に関する感染症への積極的な対応も求められている。このため、鳥獣を適切に保護しつつ、人と鳥獣との適切な関係の構築を通じて、両者の軋轢の最小化を図り、これらの問題の解決を目指すことが求められている。令和4(2022)年に採択された生物多様性に関する新たな世界目標では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復させる、いわゆるネイチャーポジティブが目標として掲げられており、その中においても絶滅危惧種の絶滅回避、人間と野生生物との軋轢最小化、病原体の異種間伝播のリスク低減などの行動が各国に求められている。

我が国における鳥獣の科学的・計画的な保護管理は、平成11(1999)年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」(大正7年法律第32号)の改正によって創設された特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)制度に基づき、実施されてきた。平成14(2002)年の法律のひらがな書き口語化等の改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」となり、平成26年には、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)」に改められるとともに、鳥獣の「保護」及び「管理」が法律上で定義された。また、特定計画が、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理され、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣については積極的に捕獲を進め、生息状況を適正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」のための施策を強化することとなった。

特定計画の多くは、個体群管理等を目的としたものとして、一定の成果を上げてきたが、全国的に人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に人間活動が縮小していく中で、鳥獣によっては生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施が目標としている被害軽減につながるよう、鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。また、市街地や農地などの鳥獣を排除するエリア、里地里山の管理により鳥獣を近づけないエリア、積極的に捕獲を進めるエリア、鳥獣の生息地として保全するエリアなど、空間ごとの役割を明確化する「ゾーニング」により、人と鳥獣のすみ分けを進めていくことが重要である。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)

1 に基づく被害防止対策と整合の取れた対策を進めていくことも必要である。

2 特に、クマ（ツキノワグマ及びヒグマ。以下同じ。）やイノシシの市街地等への出没は、人の
3 生活の安全を脅かす喫緊の課題である。このため、令和7（2025）年の法改正により、鳥獣の保
4 護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に危
5 険鳥獣の管理に関する事項を、鳥獣保護管理事業計画に必要な応じ危険鳥獣の人の日常生活圏へ
6 の侵入の防止に関する事項を記載することとされ、また、人の日常生活圏に侵入した場合等の一
7 定の条件を満たした場合には、市町村長が、安全確保等の条件の下で、銃器を使用した当該危険
8 鳥獣の捕獲等を可能とする緊急銃猟制度が設けられた。また、クマ被害対策等に関する関係閣僚
9 会議において、令和7（2025）年11月に「クマ被害対策パッケージ」を、令和8（2026）年3月
10 に「クマ被害対策ロードマップ」を決定し、関係省庁が一丸となり、必要な対策を進めている。
11 引き続き、これらの施策を適切かつ着実に実施することで、人とクマのすみ分けを実現し、国民
12 の命と暮らしを守っていく。

13 また、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣の急速な生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産
14 業や生活環境の被害、生態系への深刻な影響が続いている。環境省と農林水産省では、平成25
15 （2013）年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和5（2023）年度までに平成
16 23（2011）年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減することを目標として掲げた。また、
17 両省が平成26（2014）年4月に示した「被害対策強化の考え方」において、10年後（令和5年度）
18 までに、ニホンザルは加害群の数の半減、カワウは被害を与えるカワウの生息数の半減を目指す
19 ことを目標とし、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含めた取組を実施するこ
20 ととした。しかし、ニホンジカの個体数はその後も高い水準で推移し、令和5（2023）年度の半
21 減目標達成は難しい状況にあったことから、環境省と農林水産省では、目標の期限を令和10年
22 （2028）度まで延長することを決定し、ニホンジカ・イノシシの更なる捕獲強化の取組を進めて
23 いくこととなった。また、カワウの個体数についても増加傾向にあり、令和5（2023）年度の半
24 減目標達成は難しい状況にあったことから、漁業被害を軽減しつつ、更なる捕獲対策の強化を図
25 り、令和10（2028）年度までに、内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数の半減を目指すこと
26 となった。

27 これらの施策により、近年のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は合計130万頭程度で推移して
28 おり、この10年で1.2倍以上に増加した。一方で両種の推定個体数は、ニホンジカは約303万頭、
29 イノシシは約122万頭（いずれも令和5（2023）年度末時点の中央値）とされており、依然とし
30 て高い水準にあることから、令和10（2028）年度の目標達成に向けては更なる捕獲強化が必要と
31 なっている。また、全国的に生息域が拡大しているニホンジカ及びイノシシによる被害が増加し
32 ているなど、鳥獣による農林業等への各種被害への対策が必要となっており、鳥獣被害防止特措
33 法に基づく被害防止対策との整合のもと、効果的な捕獲等が求められている。

34 地域の状況に応じて効果的な捕獲手法が選択できるよう、平成26（2014）年の法改正により、
35 市街地での麻酔銃猟が、また、指定管理鳥獣捕獲等事業に限り夜間銃猟が可能となった。加えて、
36 令和7（2025）年に創設された緊急銃猟制度では人の日常生活圏における銃猟が可能となり、こ
37 れまで捕獲活動が行われなかった場所や時間帯での捕獲が可能となった。こうした新たな捕獲制
38 度の創設も踏まえ、安全確保の観点から事故の発生防止に一層努めていく必要がある。捕獲作業
39 に従事する者には、猟具の使用に係る技術の向上だけではなく、意図しない鳥獣種の捕獲（以下

1 「錯誤捕獲」という。)への対応も含めた捕獲作業における安全管理の徹底が求められる。

2 鳥獣の保護の観点では、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして、鳥獣保護管理
3 法に基づく希少鳥獣に指定されている鳥獣も多く、これらの種については、鳥獣保護管理法に基
4 づく第一種特定鳥獣保護計画や希少鳥獣保護計画、鳥獣保護区等の各種制度を通じて、当該希少
5 鳥獣とその生息地の保護を適切に図っていくことが重要である。また、鳥類の鉛汚染の防止や、
6 錯誤捕獲の防止等に努めることも必要である。

7 鳥獣に関する感染症は、希少鳥獣を始めとする鳥獣の個体群の保全を含む生物多様性の確保並
8 びに人の生活や健康及び家畜の飼養等への広範な影響を及ぼすことから、生物多様性の保全や公
9 衆衛生、家畜衛生等に関する各分野にまたがる問題である。鳥獣に関する感染症についての情報
10 を広く収集し、感染症対策の観点からも鳥獣の保護及び管理に取り組んでいくことが重要である。
11 また、その際には、人間や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、分野横断的に課
12 題を解決していくワンヘルス・アプローチを踏まえ、感染症対策等を推進することが求められる。

13 これらの取組を進めていくためには、科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理に係る体制の整
14 備が不可欠である。まず、国、都道府県、市町村、民間の団体等は、本指針に基づく役割を果た
15 すとともに、各主体間相互の調整と連携に一層努めていくことが求められる。また、鳥獣の保護
16 及び管理を進める行政機関においては、科学的な情報の収集と計画的な事業目標の設定、事業の
17 実施、そして評価の仕組みが不可欠である。さらに、事業の確実な実行のため、鳥獣の保護及び
18 管理に関わる専門的な知見を有する人材の確保及び育成と適所への継続的な配置及び活用が求め
19 られる。

20 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材として、狩猟者を始めとした捕獲の担い手だけでなく、
21 生息環境管理や被害防除対策の担い手や関係者の調整の役割を担う人材の確保及び育成も必要で
22 ある。狩猟免許所持者の減少は平成 24 (2012) 年度以降下げ止まり、近年は若い狩猟免許所持者
23 も含め増加傾向にあるが、増加しているのはわな猟免許所持者であり、銃猟免許所持者は減少傾
24 向にある。また、狩猟免許所持者であっても狩猟者登録をしていない者も多数存在しており、捕
25 獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている。このため、銃猟を始めとした狩猟
26 免許取得促進のための取組を継続することに加え、捕獲技術の向上を図り、継承していくための
27 仕組みづくりと捕獲事業等に取り組む従事者の負担軽減を図っていくことが重要である。また、
28 鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制があり、従事者が一定の技能及び知識を有するとして都道府県
29 知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者は全国で 180 団体程度となっているが、引き続きその
30 育成・確保を進めていく必要がある。さらに、捕獲だけでなく、個体群管理・生息環境管理・被
31 害防除対策、関係者の調整といった役割を総合的に担うことができる人材・事業者を育成し、支
32 援する仕組みが求められている。

33 こうした鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材については、クマ被害対策においても重要で
34 ある。緊急銃猟を現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正す
35 るべきものであり、中・長期的には、地方公共団体職員である捕獲の担い手の育成・確保や、委
36 託契約等により民間事業者へ委託して実施するといった対応も必要であり、育成には時間を要す
37 ることから、着実に進めていく必要がある。

38 地方公共団体職員における専門人材の育成及び確保、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術
39 者に対する支援及び育成について国においても、必要な取組を進めていくこととしている。

1 なお、本指針では、鳥獣保護管理法に基づき、「鳥獣の保護」とは「生物の多様性の確保、生活環境の
2 保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその
3 生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」、
4 「鳥獣の管理」とは「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点か
5 ら、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義して使
6 用する。

7

8 第二 関係主体の役割の明確化と連携

9 1 関係主体ごとの役割

10 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果た
11 す。

12 (1) 国の役割

13 国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針により、国全体としての鳥獣行政の方
14 向性について示すとともに、これに沿った取組を促進する。また、国は、鳥獣の保護及び管理
15 の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5年ごとに基本指針を見直す。

16 具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切
17 な管理、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理、渡り
18 鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣に関する感染症の対応に必要な
19 情報収集及び研修等の実施に努める。

20 また、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を適切かつ効果的に推進するため、ニホンジ
21 カ・イノシシ・クマを含め指定管理鳥獣等の特に重要な鳥獣の全国的な分布域の調査や個体数
22 の推定を行うとともに、データに基づく個体群管理、効果的な捕獲、鳥獣のすみ分けのための
23 ゾーニング管理等に関する技術の開発及び普及を行う。このほか、希少鳥獣の基礎的な知見の
24 収集を行うとともに、各都道府県の生息状況調査等の取組の促進や技術的な助言を行う。さら
25 に、鳥獣保護管理法に基づいて行う制度の運用の概況に関する情報を鳥獣関係統計として集計
26 する。

27 指定管理鳥獣等の捕獲の推進に関しては、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府
28 県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援するとともに、国が管理する区域等における捕
29 獲事業等を実施する。また、地域における鳥獣の保護及び管理を担う人材や事業者の育成及び
30 確保のため、研修を行う。さらに、大学等と連携した鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知
31 識を有する人材を育成・確保するための体制の運用に協力する。

32 広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。

33 (2) 地方公共団体の役割

34 ア 都道府県

35 都道府県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、当該都道府
36 県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実

1 施する。

2 具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理事
3 業の実施体制の整備を行う。また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い、市町村等が取
4 り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う。

5 必要に応じて、特定計画を作成し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的と
6 して、対象とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定するとともに、達成状況を評価し、計画
7 等の見直しを行う。また、当該都道府県内において、各主体が実施する取組の調整を行うと
8 ともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。

9 特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必
10 要に応じて各都道府県における個体数の推定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する
11 実施計画を策定するとともに、当該計画の目標達成のために必要な指定管理鳥獣捕獲等事業
12 を積極的に実施する。これらの取組を着実に進めていくため、捕獲を含めた鳥獣保護管理の
13 担当職員の確保に努めるとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な捕獲技術を有する事業
14 者の育成を進める。また、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する
15 等、国の施策との連携・協力を努めるとともに、複数の都道府県にまたがって広域的に分布
16 又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たっては、関係する都道府県との連携の
17 確保に努める。さらに、特定計画において広域的なゾーニングとして都道府県内の市町村を
18 またがるクマの分布域の管理に向けた方針を決定するとともに、市町村の取組を支援する。

19 鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が、鳥獣保護管理事業計画及
20 び特定計画との整合が取れたものであるかを確認し、相乗効果が発揮されるよう調整を行う
21 とともに、市町村が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に防止することが困難であ
22 る場合には、関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連
23 携に一層努める。

24 鳥獣に関する感染症への対応として、鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査を始め、関
25 係部局と連携したサーベイランス等の対策を実施する。

26 また、緊急銃猟を実施する際に市町村長より応援の要求があった場合には、人員を派遣し、
27 応援を行う。

28 イ 市町村

29 条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を都道府県から委譲さ
30 れている場合があるほか、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づく施策を実施す
31 る場合がある。鳥獣の捕獲許可の権限を委譲された市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保
32 護管理事業計画に基づき、適切な捕獲許可の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害
33 防止計画を策定した市町村は、都道府県及び近隣市町村と連携し、被害防止計画に基づく施
34 策を実施する。具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害
35 防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲個体及び捕獲結果に関する情報は、
36 被害防除対策や個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に、都道府県に報告
37 する。

38 また、危険鳥獣の出没時への対応として、必要な場合に緊急銃猟による対処を行うほか、
39 平時から出没を想定した体制整備を行う。さらに、クマが恒常的に生息する地域においては、

1 集落周辺等でクマを排除又は管理強化するエリアなど集落レベルのゾーニングを地域の関係
2 者と連携して設定する。

3 (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

4 ア 事業者

5 事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。また、特に、
6 認定鳥獣捕獲等事業者を始めとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に
7 行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

8 また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画
9 や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するとともに、農林水産業に関
10 わる事業者においては、鳥獣を誘引する未収穫作物の除去、防護柵の設置・管理等、地域の
11 被害防止活動への積極的な参画に努める。

12 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の保護及び管理に影響を与えるよ
13 うな餌付け等の行為を控えることとする。

14 エコツーリズムを始めとする自然体験活動を提供する事業者においては、鳥獣の生息して
15 いる良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも資する自
16 然体験活動の実施、普及及び定着に努める。

17 学生や社会人を対象とした鳥獣の保護管理に関する教育の機会を提供する事業者について
18 は、鳥獣の保護及び管理の担い手となる専門人材を育成するためのカリキュラムの作成・提
19 供に努める。

20 イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

21 市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及
22 び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要
23 な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払
24 いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。

25 専門的な知識及び技術等を有している団体、自然とのふれあいに関する民間団体等は、各
26 団体の専門性等に応じて、調査活動を始めとした鳥獣の保護及び管理に関わる活動への参画、
27 評価、提言、普及啓発、人材育成を行うことにより、行政と市民との情報の橋渡し等の役割
28 を担うことが期待される。

29 専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し、科学的な観点
30 から適切な助言・指導を行うとともに、鳥獣の保護及び管理に係る技術の開発及び普及を図
31 ることが期待される。

32 また、狩猟者は、鳥獣被害対策等への協力も含め、地域における鳥獣の保護及び管理の担
33 い手として重要な役割を果たしてきている。このため、地域社会としても狩猟者の社会的役
34 割を理解し、支援していくことが求められる。

35 2 関係主体の連携

36 (1) 関係主体間の横断的な連携

37 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門

1 家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。

2 また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、都道府県の鳥獣行政部局は、都道府県内
3 の他の関係行政部局、市町村等、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担うと
4 ともに、都道府県や市町村をまたぐ広域的な連携の確保に努める。

5 特に、捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大等が生じないように、
6 隣接する地方公共団体間で、情報と取組方針の共有を図る。

7 (2) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

8 従来、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被
9 害の防止の目的での捕獲は、平成 26（2014）年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基
10 づく数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。

11 この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲
12 と、個別の被害を防止する目的での捕獲とでは、求められる体制は異なる。

13 特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道
14 府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定
15 鳥獣管理計画の下で、都道府県等により体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕
16 獲等に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。

17 山林の奥地等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等
18 事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の活用も含めて、その場所に
19 最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要がある。

20 クマの捕獲等（緊急銃猟を除く。）については、地方公共団体職員である捕獲の担い手の育
21 成・確保や委託契約等により民間事業者に委託して実施するといった対応が今後必要である。

22 生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の捕獲に当たっては、捕獲作
23 業中に複数種類のこれらの鳥獣を捕獲できる機会が発生する可能性がある。このため、捕獲作
24 業を行う区域に生息し、同じ捕獲方法で捕獲できるこれらの鳥獣全てについて捕獲許可等の手
25 続きを行うことで、効果的な捕獲が行えるようにする。市町村がこれまで編成してきた鳥獣被
26 害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下
27 同じ。）等の捕獲隊について、全国では隊員数は増加しているものの、隊員数が現状維持の地域
28 も見られるほか、隊員の高齢化も進んでいる。捕獲隊員等の選定については、意欲と能力を有する
29 多様な人材を捕獲隊員に選定する、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する、又は農林
30 業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。
31 その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要
32 がある。

33 (3) 市街地等に出没する鳥獣への対応

34 近年、クマやイノシシ、ニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、
35 人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群を
36 安定的に維持していくためには、鳥獣の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と鳥獣
37 のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した管理目標のもと

1 で施策等を実施していくゾーニング管理に取り組むことが重要である。

2 市街地等への出没を減少させるためには、適切な規模まで個体数を減少させるとともに、
3 誘引物等の管理や市街地等に接する里地里山等の環境管理等の出没防止対策が必要である。必
4 要に応じICT等の新たな技術も活用しながら、市街地等への出没の可能性を検知するための監視
5 体制を整備することや出没リスクに応じた住民等への適切かつ正確な情報提供を実施する。

6 クマなどの鳥獣が市街地等に出没した場合には、迅速な対応や高い技術力が求められる。出
7 没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、市町村が中心となり、対応でき
8 る者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針をあらかじめ定めておく
9 ようにする。

10 さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、
11 都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重
12 要である。また、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向け
13 た緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と市民への普
14 及啓発も併せて検討する。

15 (4) 地域に根ざした取組の充実

16 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分である。関係主体が連携して、生息
17 環境の適切な管理や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが
18 効果的である。都道府県が特定計画を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具
19 体化・明確化し、地域的な共通認識の醸成を図りながら、その内容を集落レベルまで周知して
20 いく必要がある。

21 また、都道府県及び市町村等においては、鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識
22 し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよ
23 う適切な活用を図る。

25 第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施

26 1 科学的情報の収集

27 (1) 順応的な計画の作成と目標の設定

28 鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不確実性を有する自然を対
29 象に取り扱うものである。そのため、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、科学的かつ計画
30 的な目標の設定を行い、事業計画等を順応的に見直していく姿勢が重要である。

31 この目標は、適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的な知見に基づい
32 て設定することが必要となる。ここでいう科学的な知見については、生態学的な考え方や鳥獣
33 保護管理事業の実施結果の客観的な情報だけではなく、農林水産業に関する情報、社会科学的
34 な知見も重要である。これらの多岐にわたる情報を収集・整理するためには、調査を計画的に
35 実施する必要がある。また、これにより得られた知見を事業結果の評価に活かすことが不可欠
36 である。

1 (2) 収集すべき情報とその活用

科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理を推進する上で収集すべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定等に必要な捕獲情報及び生息密度情報、市街地への出没等の情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とする。捕獲等に係る情報については、法令に基づく情報（捕獲場所、鳥獣種別の捕獲数等）のほか、必要に応じ、捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）別、捕獲努力量、目撃数等の情報とし、情報を収集する対象鳥獣種は、登録狩猟（鳥獣保護管理法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）、捕獲許可、指定管理鳥獣捕獲等事業及び緊急銃猟により捕獲される全ての鳥獣種とし、錯誤捕獲された個体も含むものとする。なお、これらの情報は、法に基づく権限者や事業実施者ごとに収集する。

都道府県は、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県内の鳥獣保護管理事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行う。鳥獣保護管理事業計画については、これらの評価に基づいて、必要に応じて順応的に見直すよう努める。評価の過程で得られた情報は、関係者間において共有する。

国は、都道府県等における鳥獣保護管理事業の状況も踏まえながら、科学的な鳥獣の保護及び管理を推進するために必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進める。なお、最も基礎となる情報の一つである捕獲等に係る情報を収集し、一元的に管理する情報システム等の体制整備を図る。また、鳥獣の保護及び管理が抱える課題を解決するためには、一般市民の理解・協力が不可欠であることから、収集した情報については、行政等の関係者のみならず一般市民も活用できるよう、得られた情報のオープンデータ化を推進するとともに、情報を可視化するなど、わかりやすい形の提供に努めていく。

2 特定計画制度の推進

(1) 特定計画に基づく施策の着実な実施

都道府県及び市町村は、特定計画の着実な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を地形、植生、土地利用、鳥獣の生息状況等も考慮したうえで更に区分した地域において、特定計画に基づく施策を適切に実施するための年度別の実施計画（以下「年度別実施計画」という。）を作成する等し、個体群管理・被害防除対策・生息環境管理のそれぞれの観点から、必要な対策を講じていく。なお、都道府県は、関係市町村が年度別実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過した場合は、必要に応じて翌年度以降の計画で調整するなど必要な指示を行う。

(2) 技術ガイドライン等の整備

国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドライン等を整備する。技術ガイドラインについては、概ね 5 年ごとに見直し、情報の更

1 新に努める。

2 3 鳥獣保護区の指定及び管理

3 (1) 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

4 鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整
5 備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し
6 た上で、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る等、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に
7 努める。

8 ア 鳥獣保護区の指定・更新及び管理の考え方

9 国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点
10 から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づい
11 て必要があると認められる場合には、計画的に指定・更新を行う。また、鳥獣の保護のモデ
12 ルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を推進する。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び
13 特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策につ
14 いて、その記述内容に準じて実施する。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣管理
15 計画に基づく鳥獣の数の調整、指定管理鳥獣の捕獲等の必要な取組を進めること等により、
16 鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図る。

17 湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区
18 については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、
19 ラムサール条約湿地の指定・拡張に努める。

20 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観
21 点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要
22 があると認められる場合には、計画的に指定・更新を行う。

23 イ 保護に関する指針の充実

24 近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生
25 じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿
26 地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理
27 が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環
28 境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲で
29 の適正な利用の推進が求められている。

30 こうした状況の変化に対応するために、鳥獣保護区の保護に関する指針及び特別保護地区
31 の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努める
32 とともに、当該指針には、Ⅲ第七2(1)の対象となる地域で行った鳥獣の生息状況、生息環
33 境、被害等の調査結果を反映する。また、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特
34 性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努める。

35 (2) 鳥獣保護区における保全事業の推進

36 保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該
37 鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認

1 めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。指定者
2 である国又は都道府県は鳥獣の生息環境の保全及び整備を図る観点から、積極的に保全事業を
3 行うものとする。

4 保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関
5 係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関
6 する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

7 また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全
8 事業の実施計画を作成し、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得る。

9 なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努
10 める。

11 (3) 環境教育等の推進

12 鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所
13 に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。
14 また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発
15 信等を行うよう努める。

16 4 狩猟の適正化

17 登録狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った
18 者の自由な意思で行われる。その一方で、狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢
19 献し得るものであることを踏まえ、登録狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。
20 また、狩猟者は、鳥獣保護管理事業の重要な担い手であり、今後も社会から信頼を得て、市民
21 の理解を得続けていくことが必要である。

22 登録狩猟においては、重大な事故や錯誤捕獲等が発生し得る。猟具の使用による危険の予防
23 等は、登録狩猟を行う上で、最も基礎的で重要な事項の一つである。狩猟の適正化のため、狩
24 猟者にとっては、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも
25 含めて遵守することも求められている。

26 一方で、全国的に狩猟者の減少・高齢化が続いている中、捕獲技術等を十分に有した狩猟者
27 の育成及び確保が喫緊の課題となっている。このため、狩猟の役割について普及啓発や第一種
28 銃猟免許を始めとした狩猟免許取得を促進するための取組を一層進めるとともに、免許取得後
29 の狩猟者の知識及び技術の向上等に向けた方策についても充実させるよう努める。

30 5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

31 (1) 錯誤捕獲の防止

32 全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念さ
33 れる。国及び都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業を始めとする鳥獣捕獲等事業においては、
34 錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置、わなの使用状況等の情報を収集し、錯誤捕獲の防止及
35 び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用するとともに、錯誤捕獲の防止に効果が見
36 込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を講じるとともに、市町村は、都

道府県の依頼に基づき各市町村内で実施している被害防止目的の捕獲における錯誤捕獲の情報を都道府県に報告する。

また、頻繁なわなの見回りや、わなを設置した付近でクマやニホンカモシカ等の生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導することにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努める。特にクマは錯誤捕獲が生じると、個体の取扱が危険であるなどその対応に多大な労力を要することなどから、わなの設置方法を工夫することなどにより錯誤捕獲の防止に努める。なお、わなの見回りに関しては、原則1日1回以上の見回りを求めることが一般的であるが、ICT 機器等の活用により、遠隔からわなの動作状況を確認でき、かつ当該わなに鳥獣がかかっていることが明らかな場合等は、見回りの頻度を削減しても構わない。事業実施者は、クマやニホンカモシカ等の生息地において、わなによる捕獲を行う場合に、これらの動物を錯誤捕獲し、放獣する場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整備・決定しておくなど、安全な放獣に努める。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意する。一方で、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行い、適切に対応する。

(2) 捕獲個体の適正な処理及び活用の促進

鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、捕獲後の運搬を経て処理するに至るまでの一連の対応について問題が生じていないか地域において確認するとともに、必要に応じて多様な主体により作業を分担することや減容化等の取組を進めるとともに、可能な限り施設に搬入し、食肉等への有効利用ができるよう、衛生管理の知識や技術の習得等を促進する。

(3) 地域住民の理解と協力

鳥獣の管理では鳥獣の捕殺を伴うこともあり、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況並びにそれらを踏まえた対策の必要性及び科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、指定管理鳥獣等については、近年、捕獲数が増加しているが、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことが重要である。

第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進める。

1 制度上の区分に応じた保護及び管理

(1) 希少鳥獣等

ア 対象種

1 希少鳥獣には、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に
2 該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の
3 手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管
4 理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるものとする。国は、レッドリスト
5 の見直し又は適切な保護若しくは管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。

6 また、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができ
7 るものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされ
8 ている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。

9 なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

10 イ 保護及び管理の考え方

11 環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等
12 の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

13 さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護
14 又は管理に努める。なお、希少鳥獣等に関する地域における取組について、必要に応じて、
15 都道府県が任意に地域の計画を作成することは妨げない。

16 特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関
17 する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植
18 物種に指定し、同法に基づく取組を実施する。

19 (2) 狩猟鳥獣

20 ア 対象種

21 狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

- 22 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 23 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響
24 を及ぼさないもの。
 - 25 ① 当該鳥獣の保護の観点
 - 26 ② 生物多様性の確保の観点
 - 27 ③ 社会的・経済的な観点

28 この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、
29 地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業又は生態系等に係る被害の程度の側面
30 等を踏まえ、総合的に検討する。外来鳥獣については、①当該鳥獣の保護の観点は適用しな
31 い。また、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無
32 等についても考慮する。また、飼養されている動物と外見上識別が困難な種については、現
33 状として狩猟により捕獲した動物が飼養されている動物を錯誤捕獲したものであるかを現場
34 において確認することが困難であると考えられることや近年の狩猟実績等も考慮の上、対象
35 種としての適否を検討する。なお、狩猟鳥獣以外の種を管理等する目的で捕獲する場合に
36 あっては、適切な管理がなされるよう許可捕獲において対応する。

37 国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見
38 直しを行う。

1 **イ 保護及び管理の考え方**

2 国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて
3 狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッド
4 リスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利
5 用が可能となるよう保護を図る。

6 ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の
7 観点での保護の取組は行わない。

8 **(3) 外来鳥獣**

9 **ア 対象種**

10 外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入
11 された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域
12 を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせ
13 ている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

14 **イ 管理の考え方**

15 農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害
16 の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内
17 の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定
18 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来
19 生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

20 **(4) 指定管理鳥獣**

21 **ア 対象種**

22 指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している
23 鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥
24 獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施
25 状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）と
26 して、環境省令で定めるものとする。

27 国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該
28 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結
29 果から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断し
30 て、適切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。

31 **イ 管理の考え方**

32 指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画
33 的かつ積極的に推進する。特に農林業への被害軽減に向けては、農地や人工林など被害が発
34 生している地域やその周辺で、加害個体を捕獲する。このため、管理目的が達成されるよう
35 モニタリング結果に基づき必要に応じて捕獲数を見直すなど順応的な管理を行うことが望ま
36 しい。

37 都道府県は、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等によ

1 目標達成状況の評価に努める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、
2 捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、都道府県は、
3 生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく
4 被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の
5 目標との整合が取れたものであるかを確認し、相乗効果が発揮されるよう調整を行う。

6 国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定するとともに、全国的な分布域
7 の調査や生息数の推定、個体群管理、捕獲、ゾーニング管理等に関する技術の開発及び普及
8 を行う。また、国の機関が、自らが管理する区域内で、自らの業務の遂行上必要があると認
9 める場合においては、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指
10 定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

11 (5) 一般鳥獣

12 ア 対象種

13 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

14 イ 保護及び管理の考え方

15 全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系
16 に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準
17 じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、ニホンカモシ
18 カ等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、特定計画に基づく保護又
19 は管理を図る。また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅
20 のおそれのある個体群がある場合や、各都道府県のレッドリストに掲載されている種につい
21 ては、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があ
22 るとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

23 2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

24 (1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

25 3以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に
26 当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県に
27 よる特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場
28 合がある。この場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管
29 理に係る取組事例を踏まえ、以下のとおり、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下
30 「広域指針」という。）の作成に努める。

31 ア 広域指針の作成及び見直し

32 広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域
33 に関係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをする。

34 広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計
35 画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施する。

36 イ 広域協議会の設置

37 広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係

1 する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な
2 関係機関及び関係者により構成されるように努める。なお、行政機関については、鳥獣行政
3 部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加する。

4 ただし、カワウ等のように、行動域が広く、地域個体群の分布域を示すことが難しいもの、
5 クマのように複数の都府県で複数の地域個体群を共有するものについては、各地方ブロック
6 等を広域協議会設置の単位とし、国と都道府県は、それぞれの役割を踏まえ、各地方ブロッ
7 ク等の実情と必要に応じて、設置に向けた調整・協力を図る。

8 **ウ 科学的及び順応的管理の推進**

9 広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実
10 施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行う。

11 広域協議会は、必要に応じて、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に
12 関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置する。科学委員会は、関係都道
13 府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の
14 鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の
15 作成及び見直しについて助言を行う。

16 **エ 広域指針の記載項目**

17 広域指針には、以下の項目を必要に応じて記載する。

- 18 1) 広域的な保護又は管理の目的及び背景
- 19 2) 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 20 3) 広域指針の期間
- 21 4) 広域指針の対象地域
- 22 5) 広域的な保護又は管理の目標（①保護又は管理の目標、②対象地域内における区域
23 ごとの目標設定（ゾーニング等））
- 24 6) 広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項
- 25 7) 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項
- 26 8) 広域的な保護又は管理における被害防除対策
- 27 9) 広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック
- 28 10) その他広域的な保護又は管理のために必要な事項（①広域的な実施体制（広域協議
29 会の体制等）、②特定計画及び都道府県協議会について、③普及啓発、④その他）

30 **(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣**

31 半島、離島等の地理的条件や生息環境の変化等により生息分布が隔離している鳥獣であって
32 生息数が少ない又は減少しているものについては、国による希少鳥獣保護計画及び都道府県に
33 による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。

34 オオタカについては、これまでの種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通につい
35 ても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカ
36 を種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することとなったが、海外産のオオタカの流通
37 動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助
38 長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

1 (3) 管理について特に配慮が必要な鳥獣

2 半島、離島等の地理的条件や生息環境の変化等により生息地の分断や縮小が生じ、生息分布
3 が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は増加しているものについては、その維持に留意
4 すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じて
5 いる場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による
6 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施等により、きめ細かな管理に努める。

7 また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる
8 ツキノワグマ等の鳥獣については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な
9 視野をもった管理に努める。

10 (4) 渡り鳥及び海棲^{せい}哺乳類

11 ア 国境を越えて移動する渡り鳥は、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上
12 に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息
13 状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。我が国に渡来する渡り鳥
14 の保護については、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥等保
15 護条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において連携した取組を進めてい
16 る。国は、これら二国間協力の枠組に加え、渡り性水鳥保全の多国間の国際協力枠組である
17 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップに基づき、引き続き、渡り
18 鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や国際的な共同研究等を進める。

19 国内においては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進め、渡り鳥やその生息地
20 等の保護を図るため、必要に応じて保全事業を実施する。また、渡り鳥の飛来経路やその重
21 要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機等を使用した調査を
22 進める。

23 さらに、鳥インフルエンザ対策の一環として、感染のおそれのある野鳥及び哺乳類（以下
24 「野鳥等」という。）における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランスを実施
25 し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見と発生時の円滑な対応に努める。その際
26 には、家畜衛生部局等との連携を図る。

27 イ 鳥獣保護管理法の対象となる海棲^{せい}哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとと
28 もに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策
29 を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。鳥インフルエンザ対策の一環として、海棲^{せい}哺乳
30 類も高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランスの対象とし、高病原性鳥インフ
31 ルエンザウイルスの早期発見と発生時の円滑な対応に努める。なお、国は鳥獣保護管理法第
32 80 条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲^{せい}哺乳類に属するものについては、他の
33 法令による適切な保護又は管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見
34 直しの検討を行う。

1 第五 人材の育成及び配置

1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置

鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として継続的に配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。さらに、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。また、緊急銃猟を、現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものであり、中・長期的には、地方公共団体の鳥獣行政担当職員である捕獲の担い手の育成・確保等や、委託契約等により民間事業者へ委託して実施するといった対応も必要であり、育成には時間を要することから、着実に進めていく必要がある。

国は、各都道府県や市町村において鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材や緊急銃猟の担い手が鳥獣行政担当職員として適切に配置されるよう技術的助言や必要な支援を行う。また、国は、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表する。さらに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材の育成・確保を図るため、大学等と連携した鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識を有する人材を育成・確保するための体制の運用に協力するとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を行う等の支援を行う。

2 研修等による人材育成

鳥獣保護管理事業の実施には、幅広い知識や技術が求められる。国においては、関係省庁が連携して、全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理に関する研修を実施する。都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修を実施する。

研修内容は、鳥獣の保護及び管理に係る制度、順応的管理の在り方、鳥獣保護管理事業の柱である個体群管理・生息環境管理・被害防除対策の考え方、計画の作成、モニタリング及び計画の評価、見直し等に関する内容、対策の実践等、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図る。また、内容を評価し、適切な見直しに努める。

なお、研修を受ける対象者が行政の職員と民間の技術者とは、求められる技能や知見が異なることから、対象者に合わせたカリキュラムの提供が求められる。そうしたことを踏まえ、国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進める。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わるなど、個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣の保護及び管理の担い手となることが期待される。また、将来的には、鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリン

1 グ及び評価等にも関与していくことが期待されている。国は、各都道府県において必要な認定鳥
2 獣捕獲等事業者が確保できるよう、交付金を活用した認定事業者の育成の取組を引き続き支援
3 する。

4 国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じ
5 て、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維
6 持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。また、最新の知見も踏まえた研修等の実施に
7 努めるとともに、全国の認定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう都道府県間での情報
8 共有の仕組みについて検討する。

9 なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見
10 直す。

11

12 第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

13 1 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

14 全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の内容に準じて定める。

15 2 輸入鳥獣の取扱いの適正化

16 (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方

17 特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年
18 環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 27 条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、原則
19 として、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された
20 個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。

21 ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に
22 該当することをもって指定する。

23 ア 輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。

24 イ 過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が
25 飼養されている種であること。

26 ウ 他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の
27 規制の対象とされていない種であること。

28 (2) 特定輸入鳥獣の取扱い

29 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することによ
30 り、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努める。

31 3 愛玩飼養の取扱い

32 愛玩のための飼養の目的で鳥獣を捕獲することについては、違法な捕獲や乱獲を助長するお
33 それがあることから、原則として許可しない。また、鳥獣は本来自然のままに保護することが
34 望ましいという考え方に従い、その規制の強化に努めるものとする。野鳥の愛玩飼養の慣習が
35 古くからあるものの、飼養の対象が外国産の鳥類等に限定されてしまうこと等に鑑み、これま

1 で一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、今後廃止を含めて検討
2 する。この検討は、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉的観点、国内外の生物多
3 様性の確保の観点に加え、鳥獣の飼養に対する考え方の変化も踏まえた鳥獣の愛玩飼養に関す
4 る総合的な観点から行う。

5 4 傷病鳥獣救護に関する考え方

6 鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。
7 このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も
8 生態系の重要な一要素である。また、鳥獣の傷病には、自然の傷病によるもののほか、人間活
9 動に起因する傷病も発生している。

10 人には鳥獣を敬い、命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為
11 として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側
12 面もある。

13 傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の保全や環
14 境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢
15 献に重点を置いて対応の要否を検討する。

5 5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

17 国及び都道府県は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、
18 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決
19 定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努める。

20 国は、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に
21 備え、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施され
22 るよう、あらかじめ、連絡体制の整備や関係者への研修を行う。

5 6 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

24 鳥獣に関する感染症は、希少鳥獣や鳥獣の個体群の保全を含む、生物多様性の確保及び人の
25 生活や健康、家畜の飼養等への広範な影響を及ぼすことから、鳥獣の保護及び管理に当たって
26 は、感染症対策の観点を広く取り入れ、対応していく必要がある。

27 しかしながら、国内において、鳥獣に関する感染症についての実態は不明な点が多いことか
28 ら、鳥獣に関する感染症についての情報収集や鳥獣での感染状況等に関する調査等を日頃から
29 実施していく必要がある。また、鳥獣に関する感染症による様々な影響をできる限り抑制又は
30 低減するため、そのリスクを評価するとともに、できる限り早期に発生を確認し、迅速に対応
31 を図るための監視、発生が確認された場合の対応や防疫措置など、鳥獣における感染の拡大防
32 止及び早期収束のための措置等に関する体制を整備していく必要がある。これらの取組を進め
33 ていく際には、ワンヘルス・アプローチの観点も踏まえ、公衆衛生、家畜衛生及び動物愛護管
34 理行政等の担当部局等と連携・情報共有を図りつつ、実施することが重要である。

35 また、鳥獣行政部局においては、国の関係機関や家畜衛生部局、保健衛生部局、関係市町村
36 等とも連携し、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調
37 査及び鳥獣に関する感染症対策等を実施し、国民や地域住民、捕獲従事者に対して適切な理解

1 を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

2 7 鳥獣への安易な餌付けの防止等

3 希少種保護等を目的としたものを除く鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や
4 人馴れが進むこと等による人身被害及び農林業被害や、市街地出没の一因にもなることに加え、
5 個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大を招くとともに、
6 餌付けを行った者と野生鳥獣間での感染症の伝播の要因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理、
7 人の健康への影響を生じさせるおそれがある。

8 このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、
9 地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止
10 についての普及啓発等に積極的に取り組む。

11 希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の
12 拡大又は伝播につながらないように十分に配慮した上で実施する。

13 なお、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置等の結果として鳥獣を誘引することとなる
14 行為は、鳥獣による生活環境や農林水産業等の被害につながることもある。このため、生ごみ
15 や未収穫物の適切な管理等についても、地域社会等での普及啓発等にも努め、徹底を図る。

16 8 国際的取組の推進

17 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、関係国等と連
18 携・協力しつつ、国際的取組の推進を図る。

19 9 鳥類の鉛汚染の防止

20 鳥類における鉛汚染を防止するため、北海道を始めとした全国各地で指定猟法禁止区域を指
21 定する等の取組を進めてきているが、現在も鉛汚染の発生自体は確認されており、鳥類の鉛汚
22 染による影響を防止するための取組を推進するに当たって、鉛汚染の発生実態に関する科学的
23 知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。

24 国は都道府県の協力も得て、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛汚染の現状を科学的に把握す
25 るための全国的なモニタリング体制を構築し、科学的知見の蓄積に努める。令和2（2020）年
26 度以降の全国のモニタリング調査の結果から、全国的な鉛汚染が認められており、その汚染の
27 一部は鉛弾によるものであることが確認されている。一方で、鉛弾以外の要因については十分
28 明らかになっていないことなどからも、引き続き、調査・分析により科学的知見の集積が必要
29 である。鉛汚染による鳥類への影響を評価するとともに、水鳥又は猛禽類^{きん}の保護の観点から効
30 果が見込まれる場合には、都道府県において当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣
31 捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また国は、都道府県の協力も得て、全国に
32 おける指定猟法禁止区域の設定の検討を行うとともに、試射会の実施や普及啓発等の非鉛製銃
33 弾への切替えを促進するための取組を行う。また、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕
34 獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止に
35 ついて徹底を図る。

II 希少鳥獣の保護に関する事項

第一 希少鳥獣の保護及び管理

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が個体数の減少等の主な要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、保護及び管理における感染症への対応を進めるとともに、分散化を促すための新たな生息地の整備等を進めていくことも必要である。

また、海外では、希少な鳥獣が鳥獣の間で伝播する感染症に罹患することで、それらの種の保存に悪影響を及ぼす事例が確認されている。我が国においても、一部の希少種でそのような感染症による種の保存へのリスクが高まっている可能性が考えられるが、その実態は必ずしも明らかではない。そのため、鳥獣に関する感染症のうち、国内の希少鳥獣保護の観点からリスクの高いものについては、その状況の把握に努め、希少鳥獣の保護及び管理手法を検討していく。

一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に係る被害が深刻な例もあることから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。

このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずる。

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 計画の対象とする鳥獣

(1) 希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められる種とする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成する。

(2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成する。

2 計画の期間

計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。

3 計画の対象区域

計画の対象区域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定する。

4 保護又は管理の目標

希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。

目標については、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリング調査の結果を踏まえて達成状況の評価を行い、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直す。具体的には、下記のとおり設定する。

(1) 希少鳥獣保護計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林水産業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める。

(2) 特定希少鳥獣管理計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、被害防除対策についても、地域の農林水産業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める。

5 保護事業及び管理事業

(1) 希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。

ア 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等を定めて実施する。

イ 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図る。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討する。また、各種土地利用

1 が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮
2 を求める。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状
3 態にするための方法及び内容を記載する。

4 (2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

5 計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、
6 地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の
7 意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施する。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施
8 するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。

9 ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

10 管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方
11 法、内容等を定めて実施する。

12 イ 被害防除対策に関する事項

13 被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を
14 十分なものとする上で不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理
15 事業を実施する。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、威嚇音や煙火、忌
16 避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣
17 の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協
18 力を得て実施する。

19 なお、防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改
20 良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

21 6 計画の記載項目

22 (1) 希少鳥獣保護計画の記載項目

23 希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

- 24 1) 計画策定の目的及び背景
- 25 2) 対象とする鳥獣の種類
- 26 3) 計画期間
- 27 4) 希少鳥獣の保護が行われるべき区域
- 28 5) 希少鳥獣の保護の目標
 - 29 ① 現状
 - 30 ② 目標
- 31 6) 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項
- 32 7) 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 33 8) その他希少鳥獣の保護のために必要な事項

34 人工増殖、野生復帰などの方法及び内容、モニタリングなどの調査研究、計画の実施
35 体制等について必要な事項を定めるよう努める。

1 (2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目

2 特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

- 3 1) 計画策定の目的及び背景
- 4 2) 対象とする鳥獣の種類
- 5 3) 計画期間
- 6 4) 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域
- 7 5) 特定希少鳥獣の管理の目標
- 8 ① 現状
- 9 ② 目標
- 10 6) 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項
- 11 7) 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項
- 12 8) その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

13 モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努め
14 る。

15 7 計画の作成及び実行手続

16 (1) 検討会・連絡協議会の設置

17 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から
18 なる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

19 (2) 関係地方公共団体との協議

20 希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案について
21 は、鳥獣保護管理法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7
22 条第7項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議する。

23 (3) 利害関係人の意見の聴取

24 鳥獣保護管理法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条
25 第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行
26 政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選
27 定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行う。また、対象地域での希少鳥獣に
28 による農林水産業等の被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努
29 める。

30 (4) 計画の決定及び公表・報告

31 計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知する。

32 (5) 計画に関する実施計画の作成

33 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って実施する事業を、年度別実施計
34 画として取りまとめ、公表するよう努める。

1 **(6) モニタリング**

2 対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、
3 生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタ
4 リングし、計画の進捗状況を点検する。また、モニタリング結果の概要については、公表する。
5 なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る
6 効率化に努める。

7 **8 計画の見直し**

8 計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成
9 度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の
10 必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その
11 概要を公表する。

12 **9 計画の実行体制の整備**

13 前述の検討会・連絡協議会の設置等により、大学、研究機関、鳥獣の保護及び管理の専門家
14 等と連携を図り、地域住民の理解や協力を得ることにより、施策の一貫性が確保される体制を
15 整備する。

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

令和9（2027）年4月1日から令和14（2032）年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。また鳥獣保護区の維持管理方法も含め、人の日常生活圏への危険鳥獣の侵入に繋がらないように配慮する。

(3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復

1 や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域に
2 ついて積極的に特別保護地区の指定に努める。

3 (4) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等の
4 他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地
5 域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟
6 具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

7 (5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教
8 育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

9 (6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要
10 がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等
11 により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

12 (7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であ
13 て鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路
14 としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保
15 護区の指定に努める。

16 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

17 鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

18 なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する地方公共団体間が相
19 互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道そ
20 の他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

21 (1) 森林鳥獣生息地の保護区

22 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生
23 物多様性の確保にも資するものとする。

24 森林鳥獣生息地の保護区は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これま
25 で指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は
26 存続期間の更新等を検討する。

27 区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまと
28 まりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

- 29 ア 多様な鳥獣が生息する地域
- 30 イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- 31 ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - 32 1) 天然林
 - 33 2) 林相地形が変化に富む地域
 - 34 3) 溪流又は沼沢を含む地域
 - 35 4) 餌となる動植物が豊富な地域

36 (2) 大規模生息地の保護区

37 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規

1 模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

2 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たり
3 の面積は10,000ha以上とする。

4 ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域ア 猛禽類又は大型哺乳類
5 を含む多様な鳥獣が生息する地域

6 イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

7 ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

8 (3) 集団渡来地の保護区

9 集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣保護管理法第80条第1項の規定に基づき環境省
10 令で規定されるものは除く。）集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣保護管理法第80条
11 第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来
12 地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定す
13 る。

14 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、そ
15 の際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休
16 息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

17 ア 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

18 イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復
19 が必要かつ可能と考えられるもの

20 (4) 集団繁殖地の保護区

21 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、
22 草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。

23 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能
24 な限り含める。

25 (5) 希少鳥獣生息地の保護区

26 希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、こ
27 れらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

28 (6) 生息地回廊の保護区

29 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥
30 獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての
31 機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指
32 定する。

33 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範
34 囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区
35 のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている
36 地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

1 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

2 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境
3 の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活
4 動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の
5 保護区を指定する。

6 4 特別保護地区の指定

7 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることか
8 ら、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の
9 鳥獣保護管理法第 29 条第 7 項第 4 号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指
10 定を積極的に進める。

11 特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥
12 獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特
13 別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、
14 特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、
15 できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

16 (1) 森林鳥獣生息地の保護区

17 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1
18 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。

19 (2) 大規模生息地の保護区

20 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核
21 的^{きん}地区について指定するよう努める。猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該
22 保護区において必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努める。

23 (3) 集団渡来地の保護区

24 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう
25 努める。

26 (4) 集団繁殖地の保護区

27 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲^{せい}哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中
28 核的^{きん}地区について指定するよう努める。保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲^{せい}哺乳類の繁
29 殖を確保するため必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努める。

30 (5) 希少鳥獣生息地の保護区

31 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要^{きん}な区域を広範囲に指定するよう努める。

32 (6) 生息地回廊の保護区

33 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的^{きん}地区について指定するよう努
34 める。

1 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

3 5 特別保護指定区域

4 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、
5 車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある
6 場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

7 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や渡来期に限って規制する等、
8 必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

9 6 休猟区の指定

10 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案し
11 つつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当た
12 っては、都道府県の地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布
13 に偏りが無いよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等
14 の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検
15 討する。

16 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、
17 狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

18 また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区
19 域線により指定するよう努める。

20 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産業関係者、住民等の理解が得られるように留意
21 し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理
22 計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

23 7 鳥獣保護区の整備等

24 (1) 管理施設、利用施設の整備

25 鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡
26 視等の管理の充実に配慮する。

27 ア 管理施設の整備

28 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のため
29 の施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。

30 イ 利用施設の整備

31 鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る
32 観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

33 (2) 保全事業の実施

34 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生
35 息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努

める。

なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する。

ア 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

イ 鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

都道府県は、遺伝的な攪乱^{かく}の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つこと（以下「放野」という。）を除く。以下同じ。）に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導する。この場合、下記の点に配慮する。

- (1) 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
- (2) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
- (3) 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合には、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。また、その際、猟区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

イ 放鳥の取扱い

1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。
- ③ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行う。
- ④ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。
- ⑤ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のヤマドリ、キジ等を育成する農家等に対する衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討する。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

(3) 希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

(4) 外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、単に「捕獲許可」という。）等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

1 ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理
2 のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

3 エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認める
4 ことによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

5 なお、鳥獣保護管理法においては、個人又は法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する
6 「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切か
7 つ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定
8 める法人をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許
9 可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼ
10 すおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通
11 年で捕獲することも可能である点に留意する。

12 (2) 許可に当たっての条件の考え方

13 捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法
14 の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域におけ
15 る安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、
16 見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

17 特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点
18 から適切な条件を付す。

19 また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に
20 関する適切な条件を付す。

21 (3) わなの使用に当たっての許可基準

22 ア わなの構造に関する基準

23 わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわな
24 の輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマやニホンカモシカ等の生息状況等を勘案
25 して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

26 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

27 ① イノシシ、ニホンジカ、クマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原
28 則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したも
29 のであること。

30 ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の
31 直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤー
32 の直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

33 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

34 認めない。

35 3) クマをわなで捕獲する許可申請の場合

36 くくりわなの強度によってはクマが暴れるなどによりわなが破損し、捕獲者等に危険
37 をおよぼすおそれがあるため、はこわなに限る。

1 イ 標識の装着に関する基準

2 鳥獣保護管理法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネ
3 ズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着
4 できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法による
5 こともできる。

6 (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

7 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に
8 慎重に取り扱う。

9 種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理
10 を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与
11 える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼
12 養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による
13 飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

14 (5) 鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

15 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽^{きん}類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛汚染が
16 生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び
17 素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に当たっては、非鉛
18 弾への切り替えを促進・支援する取組に努める。

19 2 目的別の捕獲許可の基準

20 捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合に
21 おいて、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

22 2-1 学術研究を目的とする場合

23 (1) 学術研究

24 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ
25 の限りでない。

26 ア 研究の目的及び内容

27 次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 28 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。
29 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは
30 認めない。
- 31 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成すること
32 ができないと認められること。
- 33 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
34 また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 35 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであ
36 ること。

1 イ 許可対象者

2 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3 ウ 鳥獣の種類・数

4 研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は
5 生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とす
6 る場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

7 エ 期間

8 1年以内。

9 オ 区域

10 研究の目的を達成するために必要な区域とする。

11 カ 方法

12 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 13 1) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止
14 猟法」という。）ではないこと。
15 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を
16 達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農
17 林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣
18 すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

19 キ 捕獲等又は採取等後の措置

- 20 1) 殺傷などを伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるもの
21 であること。
22 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下
23 への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないもので
24 あり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
25 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究
26 の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
27 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するもの
28 であること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用
29 を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

30 (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

31 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ
32 の限りでない。

33 ア 許可対象者

34 国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委
35 託を受けた者から依頼された者を含む。）

36 イ 鳥獣の種類・数

37 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上
38 上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、そ

1 他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限り
2 でない。

3 ウ 期間

4 1 年以内。

5 エ 区域

6 規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

7 オ 方法

8 網、わな又は手捕。

9 カ 捕獲等又は採取等後の措置

10 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生
11 じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を
12 講じることができる。

13 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

14 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

15 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成される
16 よう行われるものとする。

17 ア 許可対象者

18 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣
19 保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

20 イ 鳥獣の種類・数

21 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であ
22 ること。

23 ウ 期間

24 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数
25 年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応す
26 ること。

27 エ 区域

28 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

29 オ 方法

30 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

31 (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

32 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ
33 の限りでない。

34 ア 許可対象者

35 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共
36 団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

37 イ 鳥獣の種類・数

1 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

2 **ウ 期間**

3 1年以内。

4 **エ 区域**

5 申請者の職務上必要な区域。

6 **オ 方法**

7 禁止猟法は認めない。

8 **(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的**

9 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ
10 の限りでない。

11 **ア 許可対象者**

12 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共
13 団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

14 **イ 鳥獣の種類・数**

15 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

16 **ウ 期間**

17 1年以内。

18 **エ 区域**

19 必要と認められる区域。

20 **オ 方法**

21 禁止猟法は認めない。

22 **2-3 鳥獣の管理を目的とする場合**

23 **(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的**

24 **ア 許可対象者**

25 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合
26 においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合
27 は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による
28 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けて
29 いない者も許可対象者とすることができる。

30 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

31 ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保
32 されていると認められること

33 ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

34 ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

35 **イ 鳥獣の種類・数**

36 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であ
37 ること。

1 **ウ 期間**

2 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数
3 年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応す
4 ること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう
5 考慮すること。

6 **エ 区域**

7 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

8 **オ 方法**

9 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型
10 獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用
11 する場合については、この限りではない。

12 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努
13 める。

14 **(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的**

15 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下(2)において「被害」という。）
16 の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがあ
17 る場合（以下(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

18 **ア 許可対象者**

19 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定め
20 る被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃
21 猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）
22 、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。
23 ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の 1) から 4) のいずれか
24 の場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることが
25 できる。

26 1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、
27 ストリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

28 ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

29 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される
30 可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1
31 日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じ
32 ないと認められる場合

33 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバ
34 ト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

35 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイ
36 ノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

37 4) 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合

38 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

ウ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

エ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

カ その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれである又は従来への許可実績が僅少な種の取り扱い

1 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅
2 少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生
3 息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被
4 害防止方法を指導した上で許可する。

5 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕
6 獲許可をする。

7 4) 予察捕獲

8 予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、
9 過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣
10 及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

11 予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種
12 類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身
13 被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・
14 作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表
15 は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察
16 捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広
17 い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種
18 特定鳥獣管理計画を策定する。

19 5) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

20 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目
21 的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていない
22 と誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域
23 の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

24 **2-4 その他特別の事由の場合**

25 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方
26 法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

27 **(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的**

28 **ア 許可対象者**

29 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

30 **イ 鳥獣の種類・数**

31 展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

32 **ウ 期間**

33 6か月以内。

34 **エ 区域**

35 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

36 **オ 方法**

37 禁止猟法は認めない。

1 (2) 愛玩のための飼養の目的

2 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は原則として認めない。ただし、都道府県知事が特別
3 の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要で
4 ある等）があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。
5 なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

6 ア 許可対象者

7 自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年
8 以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない
9 場合に限り。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

10 イ 鳥獣の種類・数

11 メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当た
12 り1羽とする。

13 ウ 期間

14 繁殖期間中は認めない。

15 エ 区域

16 住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び
17 自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

18 オ 方法

19 禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、
20 適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

21 (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

22 ア 許可対象者

23 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

24 イ 鳥獣の種類・数

25 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は
26 個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

27 ウ 期間

28 6か月以内。

29 エ 区域

30 住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除
31 く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

32 オ 方法

33 網、わな又は手捕。

34 (4) 鵜飼漁業への利用の目的

35 ア 許可対象者

36 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

37 イ 鳥獣の種類・数

1 ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

2 **ウ 期間**

3 6か月以内。

4 **エ 区域**

5 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

6 **オ 方法**

7 手捕。

8 **(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的**

9 **ア 許可対象者**

10 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者
11 （登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除
12 く。）。

13 **イ 鳥獣の種類・数**

14 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、
15 行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できな
16 い場合を除く。）。

17 **ウ 期間**

18 30日以内。

19 **エ 区域**

20 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

21 **オ 方法**

22 禁止猟法は認めない。ただし、矢を用いる場合であつて、対象を負傷させた状態で取り逃
23 がす危険性がないと認められる場合は、この限りでない。

24 **(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的**

25 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境
26 影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は
27 採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目
28 的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。また、公益上の目
29 的で山林内の施設の点検、整備等への同行及びそれに伴う鳥獣の捕獲についてもその目的や必
30 要性を十分踏まえた上で判断する。

31 **3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項**

32

33 **3-1 捕獲許可した者への指導**

34 **(1) 捕獲物又は採取物の処理等**

35 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち
36 帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方

1 法で埋設等することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）
2 等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫
3 措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された
4 外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導
5 する。

6 また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ及びニホンカモシカ
7 については、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目
8 印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

9 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第
10 40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

11 錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣
12 以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる
13 場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合
14 は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して
15 十分周知を図る。

16 錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣
17 の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらか
18 じめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

19 (2) 従事者の指揮監督

20 法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を
21 具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

22 (3) 危険の予防

23 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対
24 策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

25 (4) 錯誤捕獲の防止

26 わなの適正な使用を徹底することに加え、クマやニホンカモシカ等の生息地であって錯誤捕
27 獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマやニホンカモシカ等の出没状況を
28 確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討
29 し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。特にクマはくくりわなによる錯誤捕獲が生じると、個
30 体の取扱が危険であるなどその対応に多大な労力を要することなどから、錯誤捕獲の防止に努
31 める。また、錯誤捕獲した鳥獣を放獣する場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事
32 業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の
33 実態について報告するよう指導する。なお、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業
34 等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が
35 捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行い、適切に対応するなど、錯誤捕
36 獲した鳥獣を捕獲等する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

3-2 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに都道府県知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

3-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と登録票（鳥に装着するもの）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元（1989）年度の登録票（登録票及び足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 登録票（鳥に装着するもの）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて再交付を行う。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

- ア 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 第 1 項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込む。

1 特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

(2) 静穏を保持するための地区

鳥獣保護管理法第 9 条第 3 項第 4 号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

2 特定猟具使用制限区域

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

3 猟区

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

(2) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類^{きん}の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛汚染が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

1 (2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

6 (3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

10 第六 特定計画の作成に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において、単に「計画」という。）の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込む。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図る。国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該ガイドラインに示されている考え方を参考にする。

15 1 計画作成の目的

計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

18 2 対象鳥獣の単位

計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。ただし、同一計画の中で複数の地域個体群についてそれぞれ作成することも可能とする。

21 ア 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

28 イ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱かくを引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3 計画期間

計画期間は、原則として3～5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて、必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

4 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議・調整を行う。

5 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、人と鳥獣との適切な関係を構築するという特定計画の目的に照らして目指すべき状態を具体的に設定するものとし、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合には、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

また、目標の達成に向けた施策及び事業が適切に行われているかを確認するため、施策及び事業と目標との因果関係を論理的に図解したロジックモデルを作成し、施策及び事業の効果が発現していく経路が論理的につながっているかを確認することが望ましい。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

6 保護事業又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせる。実施する具体的な事業については、国が作成する技術ガイドライン等に示されている事業を参考にする。

(1) 個体群管理

ア 共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、

1 齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の
2 考え方を明示する。

3 イ 第一種特定鳥獣保護計画

4 第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るた
5 め、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息
6 数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、
7 場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者
8 で共有し、設定した目標の達成を妨げない範囲で調整する。地域個体群の安定した存続を
9 確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

10 ウ 第二種特定鳥獣管理計画

11 第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提と
12 して、生活環境、農林水産業又は生態系への被害の低減等の設定された目標を踏まえて、
13 適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等
14 様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、
15 分布域が拡大しないように留意する必要がある。

16 (2) 生息環境管理

17 ア 共通事項

18 生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図る
19 ための生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人
20 里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していく。

21 イ 第一種特定鳥獣保護計画

22 第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、
23 里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地にお
24 いては森林の育成等を実施する。

25 ウ 第二種特定鳥獣管理計画

26 第二種特定鳥獣保護計画においては、人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適
27 切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

28 (3) 被害防除対策

29 被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本
30 的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網
31 等による予防、威嚇音や煙火、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理
32 等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

33 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

34 都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ
35 第二種特定鳥獣管理計画における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管
36 理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、
37 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業
38 の実施者等を可能な範囲で定める。

1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、「Ⅳ 指定管理鳥獣の管理に関する事
2 項」で詳述する。

3 8 計画の記載項目及び様式

4 計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追
5 加して差し支えない。

6 (1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

- 7 1) 計画策定の目的及び背景
 - 8 2) 保護すべき鳥獣の種類
 - 9 3) 計画の期間
 - 10 4) 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
 - 11 5) 第一種特定鳥獣の保護の目標
 - 12 6) 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
 - 13 7) 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - 14 8) その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項
- 15 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制
16 等について必要な事項を定めるよう努める。

17 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

- 18 1) 計画策定の目的及び背景
 - 19 2) 管理すべき鳥獣の種類
 - 20 3) 計画の期間
 - 21 4) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
 - 22 5) 第二種特定鳥獣の管理の目標
 - 23 6) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - 24 (指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)
 - 25 7) 第二種特定鳥獣の生息地の管理、保護及び整備に関する事項
 - 26 8) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
- 27 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等
28 について必要な事項を定めるよう努める。

29 9 計画の作成及び実行手続

30 (1) 検討会・連絡協議会の設置

31 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から
32 なる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うと
33 ともに、関係者の合意形成に努める。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保護
34 又は管理のために必要な事業、モニタリング方法等について、自然科学と社会科学の両面から
35 検討できる体制の整備に努める。

1 (2) 関係地方公共団体との協議

2 計画を策定する都道府県は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に
3 係る市町村（教育委員会を含む。）と協議する。また、都道府県の行政界を越えて分布する地
4 域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、鳥獣保護管理法第7
5 条第7項（第7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対
6 象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。

7 なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあって
8 は、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。

9 (3) 利害関係人の意見の聴取

10 利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他の方法により行う。都道府県におい
11 て計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団
12 体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象地域での
13 鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

14 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合には、あらかじめ
15 都道府県知事と情報の共有を行う。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等
16 事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内
17 容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協
18 議をする。

19 (4) 計画の決定及び公表・報告

20 計画が決定された後は、速やかに公報、ウェブサイト等の媒体により公表するよう努めると
21 ともに、環境大臣に報告する。

22 (5) 計画に関する年度別実施計画の作成

23 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度別
24 実施計画として取りまとめ、公表するよう努める。実施主体は、都道府県及び市町村とし、必
25 要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町
26 村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合が取れたものであるかを確認し、相乗効
27 果が発揮されるよう調整を行う。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲
28 等事業実施計画を作成する。

29 10 計画の評価・見直し

30 設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や
31 改善策の検討を行う。それらの評価結果を踏まえて順応的に計画の見直しを行う。なお、計画の評
32 価結果については、その概要を公表する。

33 11 計画の実行体制の整備

34 保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の
35 確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図る。また、市町村等を含めた多様

1 な主体との協働も重要であることから、特定計画を作成する部局が中心となり、組織横断的な
2 実行体制の整備に努める。なお、計画の実施項目ごとに担当部局を明記することが望ましい。

3 また、施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等
4 により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を
5 得る。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配
6 置する。国は、都道府県の支援に努める。
7

8 **第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項**

9 当該都道府県の区域内における危険鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認
10 めるときは、鳥獣保護管理事業計画に危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を、
11 以下の項目に沿って記載する。記載に当たっては、V第1に示した基本的な考え方を踏まえるとともに、
12 国が作成する技術ガイドライン等を参考とする。

13 **1 計画的な管理施策**

14 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、捕獲等、生息環境管理、被害防除対
15 策等について、長期的視点に立ち計画的な管理を行う。

16 **(1) 捕獲等**

17 Ⅲ第4、Ⅳに記載する捕獲許可を受けて行う第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整
18 の目的での捕獲等や指定管理鳥獣捕獲等事業により、人の日常生活圏に出没しないよう、山野に
19 おいて平時から長期的視点に立ち計画的に捕獲等を行う。

20 **(2) 生息環境管理**

21 危険鳥獣の人の日常生活圏へ侵入を防止するためには、危険鳥獣の捕獲だけでなく、危険鳥
22 獣が身を隠す場所をなくすなど利用しづらい環境を整備していく必要がある。森林・農地・河
23 川等の管理部局や市町村と調整し、具体的には里地里山林や耕作放棄地等において藪の刈り払
24 いを行うとともに、河川敷などの市街地等への侵入ルートとなりうる緑地帯などにおいて、樹木
25 の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う。

26 また、クマについては、本来の生息地となる奥山の森林や人間活動とクマの生息の両立を図
27 る緩衝地帯である里地里山等において人工林から針広混交林や広葉樹林への誘導、病虫害被害
28 の防除等を行うことで、採餌環境を改善し人の日常生活圏に依存する個体を防ぐことにつな
29 がる。

30 **(3) 被害防除対策**

31 危険鳥獣の被害防除対策としては、集落周辺における放任果樹、生ゴミ、コンポスト、未収
32 穫作物等の誘引物を除去することで人の日常生活圏への出没を抑制する。また、威嚇音等によ
33 る追い払いを行うことで、人に対する警戒心を植え付ける。市街地や住宅などの人の居住区、
34 農地などの人の活動域においては、防護柵の設置が有効な場合もあり、必要に応じて設置を検
35 討する。

2 適切な情報発信

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、関係機関、地域住民等の理解と協力が必要である。このため、危険鳥獣に関する正しい知識や人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な対策等について、適切に情報発信を行う。

クマについては、越冬準備期に当たる秋期において、主要な食物が欠乏すると大量出没が発生し、人身被害が急増する現象が特徴的である。このため、出没予測を継続して実施するとともに、過去の出没事例から出没危険個所をあらかじめ抽出し、平時からの生息環境管理や被害防除対策の予防的な措置に活用する。

イノシシについては、被害を予防する観点から、モニタリング等により出没の兆候を把握し、出没を抑制することが重要である。

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理法第 78 条の 2 に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を十分参照した上で記載し、地域の実情に応じて調査を実施する。

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年 1 月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに関係団体の協力を得ること等により、調査精度の向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟等による捕獲の結果（捕獲場所や捕獲数のほか、目撃効率（SPUE）、捕獲効率（CPUE）、雌雄の別、幼獣・成獣の別等）を個体数推定の基礎情報として活用する。

1 (4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

2 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び
3 被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合
4 にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

5 2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

6 (1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

7 鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の
8 生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を
9 検討・決定し、専門家、鳥獣保護管理員等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調
10 査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等
11 に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

12 (2) 捕獲等情報収集調査

13 鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業
14 での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処
15 置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣
16 （鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する
17 情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収
18 集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直し
19 を図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕
20 獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価
21 する。

22 また、錯誤捕獲に関する情報収集についても、錯誤捕獲を防止し、安全かつ確実な捕獲技術
23 の開発を進めていく上で不可欠なものであり、捕獲効率の向上及び捕獲意欲の低下防止などの
24 効果が期待される。そのため、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲され
25 た際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事
26 する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

27 (3) 制度運用の概況情報

28 都道府県が、鳥獣保護管理法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。都道府県はこの
29 情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

30 3 新たな技術の研究開発・普及

31 (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

32 銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせ
33 せた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟具の開発、ICT 等を活用した捕獲技術の開
34 発・普及、錯誤捕獲が少なくかつ効率的に捕獲できるくくりわなやはこわなの改良等を進める。
35 また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

1 また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め、普及
2 に努める。

3 (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らか
5 にし、ドローンやICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなど
6 の技術の開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防
7 する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の開発を進
8 め、普及に努める。

9 (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

10 捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の開発を進め、普及に努める。
11

12 第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

13 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛
14 り込む。

15 1 鳥獣の保護及び管理を進める行政機関

16 鳥獣の保護及び管理を進める都道府県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、
17 鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材
18 を配置するよう努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協
19 力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

20 2 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材

21 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材として、狩猟者を始めとした捕獲の担い手とともに、
22 生息環境管理や被害防除対策の担い手や、各種対策を担う関係者との調整等を行う人材も必要
23 である。こうした人材は、必ずしもそれぞれを個別に育成・確保しなければならないものでは
24 なく、特定の者が複数の役割を兼ねることもあり得るが、以下(1)～(3)の役割を担う人材の確
25 保に努め、総合的な鳥獣保護管理事業が自律的かつ持続的に可能となる実施体制を構築する。

26 なお、「クマ被害対策パッケージ」及び「クマ被害対策ロードマップ」で用いられる「ガバ
27 メントハンター」という用語は、鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材のうち公務員として
28 雇用する人材である。公務員として雇用する場合、可能な限り以下(1)～(3)の役割を総合的に
29 担える人材が望ましい。また、公務員として雇用する場合には、正職員、任期付職員、非常勤
30 職員など地域の実情を踏まえて雇用を行うこととなるが、継続的な雇用のために必要となる財
31 源の確保に努める。

32 (1) 捕獲を担う人材

33 捕獲を担う人材は、鳥獣の捕獲等を自ら実施する。このため、実際に対象鳥獣の捕獲等を実
34 施するための必要な知識や技能等を有することが求められる。具体的には、地方公共団体が行
35 う鳥獣保護管理事業の趣旨を理解し、一定の捕獲経験に加え、従事する捕獲等の内容に応じて

1 求められる捕獲技術や能力を持ち合わせていることが望ましい。特に奥山等の捕獲困難地にお
2 ける鳥獣の捕獲等に従事する場合には、十分な捕獲技術、捕獲困難地への移動能力を有してい
3 ることが望ましい。

4 また、捕獲等に当たっては、安全の確保が不可欠であることから、法令、条例、地方公共団
5 体の規則及び規程等に従って適切に業務を遂行する。地方公共団体の鳥獣行政担当職員以外の
6 者にあつては、地方公共団体からの依頼内容に従い、捕獲等を実施する。

7 緊急銃猟に従事する場合には、法令に定める緊急銃猟を実施する者の要件を満たす必要があ
8 る。その上で、人の日常生活圏での銃猟を行うに当たっては、山野での捕獲等に比べ、第三者
9 への人身事故を起こすおそれや、鳥獣による自損事故のおそれが大きいことから、こうした事
10 故を起こさないよう十分な経験及び安全管理能力を有する者であることが望ましい。また、地
11 方公共団体は、捕獲を担う人材が第三者の事故や自損事故を発生させた場合に備え、あらかじ
12 め保険の加入や条例の整備等により賠償・補償できる体制を整える必要がある。さらに、特に
13 危険を伴う業務であることから、追加的な手当の支給を行うなど、業務の特殊性を考慮する必
14 要がある。

15 (2) 生息環境管理、被害防除対策を担う人材

16 生息環境管理及び被害防除対策を実施する。生息環境管理や被害防除対策の詳細は、Ⅲ第六
17 の6(2)及び(3)の内容も参考にする。

18 生息環境管理及び被害防除対策を担う人材は、都道府県に配置される鳥獣保護管理に関する
19 専門的知見を有する人材と緊密な連携を図ることや、各種ガイドライン等を基に現場での状況
20 に応じた対策を企画立案し、実行できることが求められる。

21 (3) 関係者との調整等を担う人材

22 関係者との調整等を担う人材は、鳥獣の保護及び管理の実施に必要な関係者間の合意形成や
23 調整、鳥獣保護管理事業全体の企画立案、地域住民への説明等を実施する。

24 関係者の調整等を担う人材は、関係者の情報や意見等を踏まえ、協力関係を構築するととも
25 に、地域の課題を適切に把握し、既存の枠組みにとらわれることなく、各地域の状況に応じた
26 効果的な対応を提案し、実行できる能力が求められる。また、関係団体との調整を行う他、地
27 方公共団体が行う鳥獣保護管理事業や特定計画に沿った現場での対策の立案等を担当すること
28 が想定されることから、地域の実情に精通している他、当該地域の鳥獣の生息状況や保護管理
29 等に関する知識や技術、経験を有していることが望ましい。

30 3 鳥獣保護管理員

31 (1) 鳥獣保護管理員の活動について

32 鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する
33 調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員
34 は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として都道府県の事務を補助するものであって、
35 ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

1 (2) 鳥獣保護管理員の任命について

2 鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、
3 鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

4 (3) 鳥獣保護管理員の総数について

5 各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を
6 前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。

7 4 保護及び管理の担い手の育成及び配置

8 鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。
9 また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が
10 図られるよう研修等に努める。こうした取組については、中・長期的な視点に立って、計画的
11 に実施する。

12 (1) 人材の育成及び配置

13 ア 都道府県職員の育成及び配置

14 鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都道府県職員は、鳥獣保護管理法に基づく
15 各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、
16 大学等が実施する研修等を受講する。都道府県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として
17 研修（司法警察員としての研修を含む。）を行う。また、都道府県職員が2(1)、(2)、(3)の
18 役割を担う場合には、研修を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又
19 は情報の提供等を行う。

20 イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

21 都道府県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。
22 当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更
23 新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

24 ウ 市町村職員の育成

25 都道府県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、鳥獣保護管理
26 法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結
27 果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。また、市町村職員が2(1)、
28 (2)、(3)の役割を担う場合には、都道府県は、研修等を受講する機会を設ける。

29 エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

30 都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥
31 獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の
32 開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、
33 捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

34 (2) 狩猟者の数の確保と育成

35 都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社
36 会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割につ

1 いて普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための
2 方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。また、狩猟免許試験の受験者が
3 抽選になるなど、狩猟免許の取得を希望する者が多い場合は、狩猟免許試験の受験機会の確保
4 に努める。

5 (3) 中・長期的な視点に立った、計画的な人材の育成・配置

6 地方公共団体が、鳥獣保護管理事業の実施体制のうち、特に捕獲を担う人材、または、認定
7 鳥獣捕獲等事業者をはじめとする事業者等が必要な実施体制を整備するためには、中・長期的
8 な見通しのもとに、計画的に人材の育成・配置を進めていく必要があり、地方公共団体では安
9 定的な財源の確保に努めていくことが重要となる。このため、都道府県は、持続可能な鳥獣保
10 護管理事業の実施体制を当該都道府県全域で確保するために必要な人材の育成・配置の目標及
11 び達成年数を市町村と連携しながら定め、当該目標の達成に向け、計画的に人材の育成・配置
12 を進めるよう努める。目標は、鳥獣による被害状況や捕獲を担う人材の現在の配置状況、将来
13 的にも銃猟による捕獲が可能となる人数等を踏まえ実現可能なものとし、短期的な目標も合わ
14 せて設定しながら着実に進める。

15 また、クマによる人身被害対策が喫緊の課題となっている地域では、当面は特にクマの捕獲（緊
16 急銃猟を含む）が可能な人材の育成・配置を優先的に進めることが望ましい。その際には、地域
17 の実情に応じ、複数の市町村が連携し、必要な人材を育成・配置していくことも検討する。

18 (4) 雇用管理上の措置

19 地方公共団体の鳥獣行政担当職員の業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容され
20 る範囲を超えた言動が地方公共団体に寄せられることにより、当該職員の就業環境を害する場
21 合については、毅然とした態度で対応するとともに、職員を保護する旨の方針を組織内で明確
22 化し、事前に職員に周知・啓発しておくことで、担当職員をそのような言動から守ることが求
23 められる。

24 国は鳥獣対策に関する理解や、クマ等の捕獲に対する過度な苦情、不当要求等に対し毅然と
25 した態度で対応を取ることが国民へ周知するとともに、科学的な情報発信の強化を行う。

26 5 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

27 鳥獣保護センター等は、これまで傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び
28 普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置、整備されてきた。

29 近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、こ
30 れまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護及び
31 管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は
32 新たな施設整備等に努める。

33 6 取締り

34 狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締り
35 を行うため、以下の方策を講じる。

36 なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力に努める。

- 1 (1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。
- 2 (2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
 - 3 ア 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこ
4 と。
 - 5 イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩
6 猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- 7 (3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は
8 採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締
9 りを重点的に行うよう配慮する。
- 10 (4) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、
11 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上
12 で領置等の捜査を行う。
- 13 (5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加
14 工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- 15 (6) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕
16 獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重
17 点的に行うよう配慮する。
- 18 (7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥
19 獣保護管理員の動員体制を整備する。
- 20 (8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、鳥獣保護管理法の知識及び実技の習得に加え、
21 狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定
22 期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- 23 (9) 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱かくを防ぐ観点から、可
24 能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- 25 (10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、
26 一層の連携強化に努める。

27 7 必要な財源の確保

28 鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）
29 における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。特に
30 中・長期的な鳥獣保護管理事業の実施体制の確保に当たっては、継続して安定的な財源の確保
31 が必要である点に留意する。また、実施体制を複数の地方公共団体が連携して整備することに
32 より、必要な財源を確保するなどの工夫があり得る。

33 指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

1 第十 その他

2 以下について、必要な事項を記載するよう努める。

3 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

4 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事
5 業をめぐる現状と課題を整理する。

6 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

7 地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定
8 の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができる。この場合には、
9 鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性
10 を示す。

11 3 狩猟の適正化

12 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護
13 区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

14 4 傷病鳥獣救護への対応

15 傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

16 (1) 目的や手法の明確化

17 傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を
18 含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリン
19 グ、感染症を含む傷病の発生原因の究明をすることで効果的な予防措置を実施すること等、救
20 護の目的及び意義を明確化することが重要である。特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当
21 たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を
22 優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体の発生等生態系の異常及び感
23 染症の発生状況の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図
24 る必要がある。

25 (2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

26 傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、民間の参画等を得て
27 いくことが重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護
28 団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネッ
29 トワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定
30 の関与の上で民間による積極的な取組を推進する。

31 なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に
32 対し周知徹底する。

33

34

1 (3) 傷病鳥獣の個体の処置について

2 傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを
3 収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビ
4 リテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野
5 することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生
6 飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

7 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和
8 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、
9 非狩猟鳥獣については、鳥獣保護管理法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30
10 日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

11 (4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

12 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播
13 する感染症の感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染
14 症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律
15 第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛
16 生管理には十分留意する。

17 さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が
18 発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の
19 感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

20 なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情
21 報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

22 (5) 放野

23 放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- 24 ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること
25 等を確認する。
- 26 ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝
27 的な攪乱^{かく}を及ぼすことのないような場所を選定する。② 発見救護された場所で放野する
28 ことを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱^{かく}を及ぼすことのないよう
29 な場所を選定する。
- 30 ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

31 5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

32 都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した
33 場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施
34 されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境
35 省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6 感染症への対応

ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえ、生物多様性の確保、人の生活や健康、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備する。鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、ヒトを含む哺乳類への感染事例も報告されていることから、「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局や保健衛生部局、関係市町村等と連携しつつ適切な対応に努める。野鳥等の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥等の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥等サーベイランスを実施する人材の育成・確保、ウイルスの感染動向の変化に適応した体制の整備に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥等との関わりや野鳥等との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

2018（平成 30）年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を推進することにより、家畜衛生部局等による「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。令和 8 年 5 月 19 日一部変更。）」に基づく対策に協力し、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、都道府県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元（2019）年 12 月（令和 2 年 3 月更新）環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

1 (3) その他感染症

2 上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、「野生鳥
3 獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」に基づき、鳥獣の保護及び管理に当
4 たったの対応の必要性、対応方法等について検討する。

5 例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染
6 者が見られている鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での
7 感染は確認されていないが、国内で発生した場合に希少鳥獣等への影響が懸念される感染症につ
8 いて、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。特に、
9 生物多様性保全上のリスク評価を実施し、その結果に基づいて優先度を検討した上で、鳥獣病原体保
10 有状況調査を実施することで、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等
11 における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有
12 に努める。

13 7 普及啓発

14 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

15 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関
16 する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。また、愛鳥週
17 間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮し
18 つつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

19 普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、
20 捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧
21 に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを
22 推進するよう努める。

23 (2) 安易な餌付けの防止

24 鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民等に対する普及啓
25 発は、以下の点について留意して推進する。特にクマについては、撮影などを目的とした過度
26 な接近をする事や、以下のア～ウのいずれの場合であってもクマの警戒心を喪失させ、「問題
27 個体化」を直接的に招く極めて危険な行為であるため、特に普及啓発に努めること。

28 ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

29 イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施
30 する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう
31 十分な配慮を行う。

32 ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の
33 管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

34 (3) 猟犬の適切な管理

35 猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の
36 管理について狩猟者に注意を促す。

1 (4) 野鳥の森等の整備

2 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得すること
3 ができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等
4 を整備するよう努める。

5 (5) 愛鳥モデル校の指定

6 鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。
7 愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高
8 等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学
9 校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

10 (6) 法令の普及の徹底

11 鳥獣保護管理法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県のウェブ
12 サイト、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

1 IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

2

3 第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

4 1 目的

5 指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣管理計画が作成された鳥獣が指定管理鳥獣に指
6 定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、
7 第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合に、都道府県又は国の
8 機関が実施する。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合において
9 は、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業
10 の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

11 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する
12 都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系の被害の状況、指定
13 管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限
14 りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標
15 及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

16 2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

17 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実
18 情に応じ、適宜項目を追加して差し支えない。

19 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 20 1) 背景及び目的
- 21 2) 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 22 3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 23 4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 24 5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 25 6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - 26 ① 捕獲等の方法
 - 27 ② 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
 - 28 ③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- 29 7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 30 8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 31 9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

32

33 第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

34 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

1 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内や隣接する都府県における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、関係する都道府県との連携も含め、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

2 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。実施区域が都府県境に位置する場合など、積極的に関係都府県が連携を図り、取り組むものとする。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

ニホンジカについて計画的・効果的な捕獲対策を行うためには、生息密度及び変化率を基準に地域を区分し、被害が発生している農地・森林であって、かつ、生息密度及び変化率が高い地域や、将来的な被害増加を防ぐために早期対応が必要となる地域を捕獲強化する地域として設定し、当該地域において指定管理鳥獣捕獲等事業を計画的に実施することが望ましい。また、捕獲事業の実績や被害状況を毎年評価することにより、特定計画の目標の達成に向けて必要な捕獲対策が行われていることを確認することが望ましい。

1 (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

2 夜間銃猟については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射に
3 より人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、鳥獣保護管理法第 38 条
4 第 1 項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県
5 知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が
6 可能と判断した場合に限定して夜間銃猟を行う。

7 夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必
8 要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るため
9 の体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体
10 制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定める。

11 なお、具体的な内容については、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 8 項第 2 号に基づき、受託者
12 が夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

13 夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみ
14 ても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定める。こ
15 のため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断し、専門家や
16 関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。

17 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

18 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、
19 直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選
20 定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。ま
21 た、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、隣接する都府県や関係市町村との連携を図
22 りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備すると
23 ともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事
24 業の実施に努め、その体制を定める。

25 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

26 住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全
27 の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

28 住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じ
29 て実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住
30 民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策と
31 して、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等
32 を定める。

33 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

34 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮そ
35 の他の事項を定める。

1 (1) 被害防止計画に基づく施策との連携

2 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理
3 鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実
4 施する。

5 (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

6 指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。例え
7 ば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

8 (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

9 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用する
10 際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が
11 使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。

12 さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複してい
13 て、科学的な知見から、野鳥の鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の
14 実施にあつては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。非鉛製銃弾
15 の使用を引き続き進めていくこととする。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態
16 (鳥獣の種類、数、捕獲日、捕獲場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)を可能
17 な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

18 (4) 地域社会への配慮

19 地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では
20 地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、
21 地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性和
22 その科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。

24 第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

25 安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事
26 業実施計画を作成し実行する。

27 1 関係地方公共団体との協議

28 鳥獣保護管理法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係地方公共団
29 体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連
30 携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理
31 鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じ
32 て、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。

33 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の
34 生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。

2 利害関係人の意見の聴取

鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 5 項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努める。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該国の機関に意見聴取を行う。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 4 条第 5 項に基づき環境大臣に報告する。

4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように十分配慮する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 6 項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

都道府県知事は、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 3 項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

5 国の機関が実施する場合の手続

鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 5 項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

都道府県知事は、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 5 項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含

む。）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 6 項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。

委託に当たっては、以下の考え方で行う。

1 委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮する。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。

2 委託契約の在り方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。

3 従事者証の交付

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は鳥獣保護管理法第 8 条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者で

1 あり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

2 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、鳥獣保護管理法第
3 14条の2第9項において準用する第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕
4 獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付す
5 る。指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施す
6 る際には、従事者証を携行させる。

8 **第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画**

9 **1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成**

10 指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制
11 や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第14条の2第8項第2号に基づ
12 き、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業
13 者に委託する。

14 夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第14条の2第8項第2号に
15 基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、
16 以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

17 **(1) 夜間銃猟の実施日時**

18 夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を
19 定める。

20 **(2) 夜間銃猟の実施区域**

21 夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定める。
22 なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能
23 な場所を選定する。

24 **(3) 夜間銃猟の実施方法**

25 夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の
26 実施者等について定める。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃
27 場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策
28 としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視
29 認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を
30 定める。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定め
31 るよう努める。

32 **(4) 夜間銃猟をする者**

33 夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許並びに銃所持許可証の番号
34 及び交付年月日を記載した名簿を提出する。

1 (5) その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域
2 への注意喚起の方法等）

3 夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措
4 置や、周辺地域への注意喚起の方法について定める。具体的には、夜間銃猟の実施区域におけ
5 る住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生
6 時の対応等を定める。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、
7 実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。

8 また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意
9 を得る。

10 **2 夜間銃猟の実施手続**

11 夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分
12 な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出する。

13 都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の
14 確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところから従って、夜間銃猟をする者として確認を
15 受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。

16 都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施
17 日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性
18 や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合
19 する旨の確認を行う。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理
20 を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事
21 者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認する。

22 なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理
23 鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確保の措
24 置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び
25 実施区域に係る市町村の意見を聴取する等、十分な調整を行う。

26
27 **第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価**

28 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託
29 者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収
30 集して当該事業の成果を検証する。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏
31 まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証する。

32 さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法
33 等について検討する。

34 また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等
35 （費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥
36 獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達
37 成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・

1 妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管
2 理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣
3 の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応
4 じて外部の専門家と連携して実施する。

5 国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共
6 有に努める。

7 **V 危険鳥獣の管理に関する事項**

8 **第一 基本的な考え方**

9 危険鳥獣は、人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大き
10 いものとして政令で定める鳥獣であり、クマ、イノシシが定められている。

11 危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟により、銃器を使用して捕獲等する
12 ことが可能であるが、本来は危険鳥獣を人の日常生活圏に出没させないことが重要であり、長期
13 的な視点に立った計画的な管理施策を平時から講ずることによって市街地等への危険鳥獣の出没
14 を防止することを基本としつつ、それでもなおクマ、イノシシが人の日常生活圏に出没した場合
15 には緊急銃猟によって対処することが望ましい。

16 **第二 危険鳥獣の管理のための施策**

17 **1 人の日常生活圏への侵入の防止**

18 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するための施策については、Ⅲ第7に記載の通り
19 とする。

20 **2 緊急銃猟**

21 人の日常生活圏への侵入を防止するための施策を平時から講ずることが基本であるが、それ
22 でも危険鳥獣が出没することを完全に防ぐことは難しく、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し
23 た場合、一定の条件の下で、市町村長による緊急銃猟が認められている。緊急銃猟の実施に係
24 る考え方は以下(1)～(3)とし、国が作成するガイドライン等を参考とする。

25 **(1) 緊急銃猟に備えた平時における事前準備**

26 危険鳥獣の人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、緊急銃猟の実施
27 主体となる市町村においては対応フローや必要な人員・関係者の協力体制の整備、訓練及び研
28 修の実施、必要な備品の用意、保険の加入等の準備を行うとともに、こうした情報は対応マ
29 ニュアル等により、整理しておくことが望ましい。

30 都道府県においては、市町村から職員の派遣等の応援の要求を受けた場合はこれに応じる必
31 要があり、平時から市町村との情報交換を行い、要求等を受けた場合の支援体制を整えておく
32 ことが重要である。

33

1 (2) 緊急銃猟のための安全確保措置及び実施の判断

2 危険鳥獣の出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者等から現場の状況を適切に聞き取
3 り、必要に応じて住民への注意喚起を行う。その上で、市町村において当該地域から危険鳥獣
4 を排除する必要があると判断した場合は、鳥獣保護管理法上の緊急銃猟実施の条件を満たす見
5 込みが十分にあるかを確認する。

6 緊急銃猟が可能な条件は、危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入し、危険鳥獣による人の生命又
7 は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険
8 鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれ等
9 がない場合とされている。人の日常生活圏とは、人が生計を立て、普段活動する範囲を指し、
10 例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務先、電車、自動車、船舶等が
11 含まれる。

12 条件を満たす見込みが十分にあると判断された場合には、必要に応じて、通行制限・禁止等
13 の安全確保措置を講じる。

14 (3) 緊急銃猟の実施

15 緊急銃猟を実施しようとするときは、市町村長はその職員に指示又は職員以外の者に委託す
16 ることができる。委託する場合であっても、緊急銃猟の実施に係る最終的な責任は市町村にあ
17 る。緊急銃猟を実施する者は、証票を携帯する。

18 緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所で行われることも想定されるため、緊急時には、緊
19 急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度
20 において、土地の立入りや障害物の除去ができる権限が市町村長に付与されている。土地の立
21 入り等を行う者も証票を携帯する必要がある、緊急銃猟を行う者の証票と区別できるようにし
22 ておく必要がある。

23 必要に応じ安全確保措置が講じられた上で、条件を満たすとして緊急銃猟の実施が判断さ
24 れ、捕獲者となる職員への指示又は外部への委託が行われたら、準備ができ次第、捕獲者は銃
25 猟を行う。銃猟の実行段階においては、的確かつ迅速に対応するため、捕獲者自身が使用する
26 銃器、射撃角度、射撃のタイミング等を判断することとなるが、緊急銃猟はあくまで市町村の
27 責任において実施するものである。市町村職員は、銃猟に直接従事しない場合であっても、現
28 場において安全確保措置の確認、中止の判断等の役割を担う。

29 緊急銃猟の実施が終了した場合は、捕獲個体の生死等を確認し、安全確保措置の解除を行
30 い、緊急銃猟の実施による第三者に対する損失がないか確認を行う。

31 損失が生じ、補償を受けようとする者からの請求があった場合は、市町村長が補償すべき金
32 額を決定し、損失を補償する。

特定鳥獣保護・管理計画作成のための
ガイドライン（クマ編）
令和 8 年度版

2026（令和 8）年 4 月

環境省

目次

I.	はじめに	1
1.	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景及び目的	1
(1)	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景	1
(2)	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の目的	4
II.	クマの保護・管理の現状	6
1.	クマの第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況	6
2.	クマの現状	7
(1)	生息状況	7
(2)	出没状況	10
(3)	被害状況	12
(4)	捕獲動向	15
III.	クマの保護・管理の基本事項	19
1.	クマの保護・管理の目的	19
2.	クマの保護・管理の基本的な考え方	19
(1)	広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準	19
(2)	ゾーニング管理	25
(3)	基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）	28
(4)	出没対応	31
(5)	普及啓発	39
(6)	順応的管理のためのモニタリング	39
IV.	特定計画の運用	40
1.	クマの保護・管理の階層	40
(1)	広域の保護・管理方針の決定	40
(2)	特定計画の策定	40
2.	広域的な保護・管理の運用	44
(1)	広域協議会の運用例	44
(2)	広域的な保護・管理を進めるための国の支援	44
(3)	広域的な保護・管理の利点	45
3.	特定計画の運用のポイント	45
(1)	ゾーニング管理	45
(2)	個体群管理	47
(3)	被害防除対策及び生息環境管理	50
(4)	施策を評価するモニタリングの指標	50
V.	特定計画の記載項目	52
1.	計画の名称と考え方	52
2.	保護・管理すべき鳥獣の種類	52
3.	計画の期間	52

4.	保護・管理が行われる区域（対象地域）	52
5.	現状の分析	53
6.	現状の評価と課題の抽出	53
7.	第一種特定鳥獣の保護／第二種特定鳥獣の管理の目標	53
8.	ゾーニング管理に関する事項	54
9.	個体群管理に関する事項	54
(1)	個体群管理の考え方	54
(2)	第二種管理計画における特例	54
(3)	指定管理鳥獣対策事業交付金	55
(4)	指定管理鳥獣捕獲等事業	55
10.	生息地の保護・整備、被害防除対策、出没対応に関する事項	56
(1)	生息地の保護・整備	56
(2)	被害防除対策	56
(3)	出没対応に関する事項	56
11.	その他保護・管理のために必要な事項	57
(1)	環境部局・関係機関との連携	57
(2)	人材の育成と配置	57
(3)	普及啓発	58
(4)	モニタリング	58
(5)	錯誤捕獲対応の実施体制	58
(6)	先進技術の活用	59
VI.	事例集	60
1.	クマ保護・管理方針の決定プロセス	60
2.	指定管理鳥獣対策事業における取り組み	64
3.	ゾーニング管理の導入	67
VII.	参考文献・資料	71

I. はじめに

1. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景及び目的

(1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景

1990年代以降、1999（平成11）年に特定鳥獣保護管理計画の制度が始まるなど、保護・管理¹の取組が進み、多くの地域でヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）の個体群の回復がみられた。ただし、九州地方のツキノワグマは1941年の宮崎県笠松山での狩猟捕獲を最後に2012（平成24）年度に絶滅と判断されたほか、四国山地のツキノワグマは、絶滅の危険性が高い状況が依然続いている。

他方で、分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数及び捕獲数の増加、人身被害の発生がみられており、特に2023（令和5）年度においては秋田県や岩手県を中心に市街地等²への出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録した。これらの状況を受け、2024（令和6）年2月のクマ保護及び管理に関する検討会では、「クマによる被害の防止に向けた対策方針」（以下「対策方針」という。図I-1）が示された。本対策方針の中では、市街地等や農地へのクマの出没防止や出没時の対応体制の強化とともに、クマの指定管理鳥獣への指定が提案された。これを受け2024（令和6）年4月に環境省・農林水産省・林野庁・国土交通省・警察庁が「クマ被害対策施策パッケージ」において今後のクマの保護管理の方向性を示すとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）施行規則の一部を改正する省令により、クマ（ツキノワグマについては、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）が指定管理鳥獣に指定された。また、2025（令和7）年時点で、ヒグマでは市街地中心部まで出没する個体や市街地等の周辺部に定着する個体が確認されるなど、これまでと異なり市街地等を避けずに行動する個体が各地で多数確認された。ツキノワグマでは集落周辺への分布域の拡大、集落周辺を利用する頻度の高い個体や集落へ侵入する個体の増加が確認されており、クマの個体数の増加や分布域の拡大に伴う新たな問題が生じている。鳥獣保護管理法では、従来、住居集合地域等³において銃器を使用した鳥獣の捕獲等（銃猟）を禁じており、市街地等においてクマが出没した場合は、基本的に鳥獣保護管理法に基づく銃猟による捕獲以外の方法で対処してきたが、クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏⁴に出没した際に、的確かつ迅速に対応できるようにするため、2025（令和7）年4月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、緊急銃

¹ 鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適正な範囲に縮小させることを「管理」としている。

² 市街地や集落など人の居住地の一般用語として用いる。（鳥獣保護管理法における住居集合地域等や人の日常生活圏とは異なる概念となる。）

³ 鳥獣保護管理法第38条第2項で示す住居集合地域等であり、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す。

⁴ 鳥獣保護管理法第34条の2第1項で示す住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物などの緊急銃猟が実施可能な場所を指す。

猟制度が新たに創設された（2025（令和7）年9月施行）。

このように、2023（令和5）年度以降では、それまでと比較してクマを取り巻く状況に大きな変化が生じており、クマの対策として、放任果樹や未収穫作物等の誘引物の適切な管理を実施するとともに、個体数管理を含めた総合的な保護管理を推進することが対策方針において示された。

しかし、2025（令和7）年度には、東北地方を中心に再びクマが大量出没し、12月末時点で、許可捕獲数は過去最多の13,499頭となったほか、人身被害人数は236人（速報値）、死亡者人数は13人と2023（令和5）年度を超える大きな被害が発生した。これらの事態を受け、同年11月に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催し、「クマ被害対策パッケージ」（図I-2）を決定した。同パッケージは、環境省・総務省・文部科学省・農林水産省・林野庁・国土交通省・観光庁・防衛省・警察庁が関わり作成されたもので、市街地等からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、クマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマとのすみ分けを実現している。

一方で、従来の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（以下「ガイドライン」という。）では、個体群の状況に応じた個体群管理の方針に関する基準や被害状況を踏まえた目標設定の考え方については、ほとんど記載されていなかった。また、クマとのすみ分けを強化するためには、個体群管理と出没防止等の対策をより一層推進していくことが重要となる。

そこで、本ガイドラインでは、上記の状況に対応した記載を充実させることで、都道府県による効果的な鳥獣保護管理事業の推進を図ることとした。

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分けを図る。
- その実現に向け、「ゾーニング管理^{※1}」、「広域的な管理^{※2}」、「順応的な管理^{※3}」の3つの管理を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣[※]に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。都道府県等への技術的・財政的支援が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の誘引物の管理、電気柵の設置、追い払い、山林、耕作放棄地、移動ルートの緑地の刈り払い、緩衝帯の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、鳥獣保護管理法の改正も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- ・クマ類の生息状況、被害状況等について
- ・ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ・ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ビッキオ）
- ・論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- ・「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十員

- ・大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- ・澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- ・横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

図 I-1 クマによる被害の防止に向けた対策方針のポイント

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態**となっていることを踏まえ、関係省庁連携による**緊急的な対策**を含めた**総合的な施策パッケージ**の実施により、**国民の命と暮らしを守る**。
- **人の生活圏からクマを排除**するとともに、**周辺地域等において捕獲等を強化**することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底**を図り、**人とクマのすみ分け**を実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急に対応すること（★は着手済）	短期的に取り組むこと	中期的に取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省） ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省） ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省） ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省） ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省） ○ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省） ○クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁） ○市街地等での適切な麻酔銃の使用手法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省） ○緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁） ○河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省） 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省） ○クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省） ○適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省） ○堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁） ○保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施 （主な対象経費）ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施 ○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる 		

図 I-2 クマ被害対策パッケージ（概要）

(2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の目的

ガイドラインは、都道府県において特定鳥獣保護・管理計画（以下「特定計画」という。）を作成または改定する際の参考として、最新のクマの生息状況や被害状況、保護・管理に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的とするものである。今回の改定では、近年のクマの分布域の拡大や個体数の増加等に伴う、市街地等での人身被害等の人とクマの軋轢の増加を踏まえ、クマの個体群を管理する方法や市街地等へのクマの出没に備えた対応の考え方を新たに整理することを目的とし、特定計画を作成・運用する上で理解が必要なクマの保護・管理の基本的な考え方を示すとともに、個体群管理及び鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項、クマとのすみ分けを図るゾーニング管理の導入・運用、出没対応体制の構築に関する事項を中心に記載の充実を図った。

なお、クマの保護・管理は、地域個体群を安定的に存続させることを前提として、人とクマの軋轢の解消を目指すものである。クマの生息状況やクマを取り巻く情勢に変化が生じた場合は、本ガイドラインを見直し保護・管理の方法も順応的に変えていく必要がある。本ガイドラインは、第14次鳥獣保護管理事業計画（計画期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日）の概ね5年程度の期間を視野に入れた内容であり、最新の知見等に基づいて本ガイドラインも随時見直しが図られていくものである。

〈用語の整理〉

本ガイドラインで用いる用語については下記のとおり整理する。

- ①クマ：ヒグマ、ツキノワグマを指す。
- ②保護：鳥獣保護管理法第2条第2項に示す、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」をいう。
- ③管理：鳥獣保護管理法第2条第3項に示す、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」をいう。
- ④捕獲等：鳥獣保護管理法第2条第8項に示す、捕獲又は殺傷をいう。
- ⑤市街地等：市街地や集落など人の居住地の一般用語として用いる。(鳥獣保護管理法における住居集合地域等や人の日常生活圏とは異なる概念となる。)なお、具体的に市街地のみを指す場合には、本ガイドラインにおいて単に「市街地」と記載する。(例：P27の「図Ⅲ-2 ゾーン設定のイメージ図」の解説等)
- ⑥住居集合地域等：鳥獣保護管理法第38条第2項で示す住居集合地域等であり、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す。
- ⑦人の日常生活圏：鳥獣保護管理法第34条の2第1項で示す住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物などの緊急銃猟が実施可能な場所を指す。
- ⑧個体数：ある特定の地域や空間に存在するクマの総数をいう。
- ⑨個体群、地域個体群：個体群はある一定の空間に生息する同種の集まりで、地域個体群はそのうち、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団のことをいう。
- ⑩個体群管理：野生動物の個体数、分布、密度等を目的に合わせて調整することをいう。
- ⑪個体数管理：軋轢を低減させることと地域個体群の安定的な存続が可能となる個体数に調整することをいう。
- ⑫個体数推定：全数調査が難しい場合に統計的な手法を用いて、ある範囲に生息する動物の数を「近似値」として算出すること。
- ⑬個体数水準：クマの個体数をもとに、保護管理ユニットの状態を示す指標のこと
※本ガイドラインにおいて、個体数に関して論じる場合には、「個体数」を含む上記⑧、⑩、⑫、⑬の用語を用い、個体数だけでなく、分布、密度等の要素も合わせることで遺伝的特性等も考慮する場合に「個体群」を含む上記⑨、⑪の用語を用いる。
- ⑭許可捕獲：鳥獣保護管理法第9条に基づき、必要な許可を受けて行う捕獲等をいう。
- ⑮狩猟：鳥獣保護管理法第11条第1項第1号に示す捕獲等をいう。※本ガイドラインで用いる「狩猟」は、鳥獣保護管理法第2条第9項が示す「狩猟」とは異なる
- ⑯前ガイドライン：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版」(2022(令和4)年3月作成。)を指す。

II. クマの保護・管理の現状

1. クマの第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

国内には北海道にヒグマ、本州・四国の36都府県にツキノワグマが生息している。そのうち、1県（滋賀県）で第一種特定鳥獣保護計画（以下「第一種保護計画」という。）が、26道府県で第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種管理計画」という。）が作成されているほか、2県（山梨県、静岡県）が新たに第二種管理計画を作成中である（表Ⅱ-1）。なお、九州は50年以上確実な生息の記録が無かったため2012（平成24）年に絶滅と判断された。

2022（令和4）年に改定した前ガイドライン以降では、福井県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県が第一種保護計画から第二種管理計画に変更したほか、青森県、茨城県、三重県、奈良県及び和歌山県が新たに第二種管理計画を作成した。

表Ⅱ-1 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

（2026（令和8）年3月24日時点）※九州及び沖縄は除く。

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
北海道		○	
青森県		○	新規で作成
岩手県		○	
宮城県		○	
秋田県		○	
山形県		○	
福島県		○	
茨城県		○	新規で作成。ただし、クマの恒常的生息域ではない。
栃木県		○	
群馬県		○	
埼玉県			
千葉県	生息せず		
東京都			
神奈川県			
新潟県		○	
富山県		○	
石川県		○	
福井県		○	第一種から第二種に変更
山梨県		○	作成中
長野県		○	

※作成中の計画も含む。

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
岐阜県		○	
静岡県		○	作成中
愛知県			
三重県		○	新規で作成
滋賀県	○		
京都府		○	第一種から第二種に変更
大阪府	恒常的生息域ではない		
兵庫県		○	
奈良県		○	新規で作成
和歌山県		○	新規で作成
鳥取県		○	第一種から第二種に変更
島根県		○	第一種から第二種に変更
岡山県		○	第一種から第二種に変更
広島県		○	第一種から第二種に変更
山口県		○	第一種から第二種に変更
徳島県			
香川県	生息せず		
愛媛県	恒常的生息域ではない		
高知県			
合計	1	28*	

2. クマの現状

(1) 生息状況

1) 環境省レッドリストの掲載

国内のクマのうち、石狩西部及び天塩・増毛地方のエゾヒグマ、下北半島、紀伊半島、東中国地域、西中国地域、四国山地のツキノワグマが環境省のレッドリスト（2020）に「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」として掲載されている。なお、九州地方のツキノワグマはすでに絶滅したと考えられることから、2012（平成 24）年に環境省のレッドリストから削除された。

四国山地のツキノワグマは、高知県では1986（昭和 61）年以降、他の県では1994（平成 6）年以降に狩猟による捕獲の禁止措置が取られているが、それ以降も個体数の回復は認められていない。四国山地においては、ツキノワグマ四国個体群の絶滅を回避し、保全していくことを目的として、2016（平成 28）年度に関係機関により「ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会」を設置し、2019（令和元）年度に「ツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針」が策定された。2024（令和 6）年度の「はしっこプロジェクト」では、センサーカメラ調査によって最低 26 頭が識別され、親子 4 組が確認されている（四国森林管理局ら、四国山地におけるツキノワグマ生息調査の結果について～「はしっこプロジェクト 2024」～、<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/press/keikaku/250612.html>）。しかし、個体数や分布域は依然として限定的と考えられ、絶滅の危険性が極めて高い状況が続いている。

2) 分布状況

クマの全国的な分布に関する調査は、1980（昭和 55）年度に第 2 回自然環境保全基礎調査、2003（平成 15）年度に第 6 回自然環境保全基礎調査、2018（平成 30）年度に中大型哺乳類分布調査が実施された（環境庁、1981、環境省自然環境局生物多様性センター、2004、環境省自然環境局生物多様性センター、2019）。これらの調査の結果、四国を除き全国的にクマの分布が拡大したことが明らかになった（図Ⅱ-1）。さらに、都道府県における第一種保護計画及び第二種管理計画によると、2018（平成 30）年度以降も継続して分布域が拡大する傾向がみられている。

対策方針によると、人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、市街地等の周辺がクマに適した生息環境に変化しつつあることを背景に、クマの分布域が市街地等の人間の生活圏に隣接する状況がみられている。また、阿武隈山地や八溝山系などの新たにツキノワグマの生息が確認された地域での目撃情報の増加や、2021（令和 3）年度、2023（令和 5）年度及び 2024（令和 6）年度には伊豆半島においてツキノワグマが確認され、拡大傾向が継続している。

3) 推定個体数

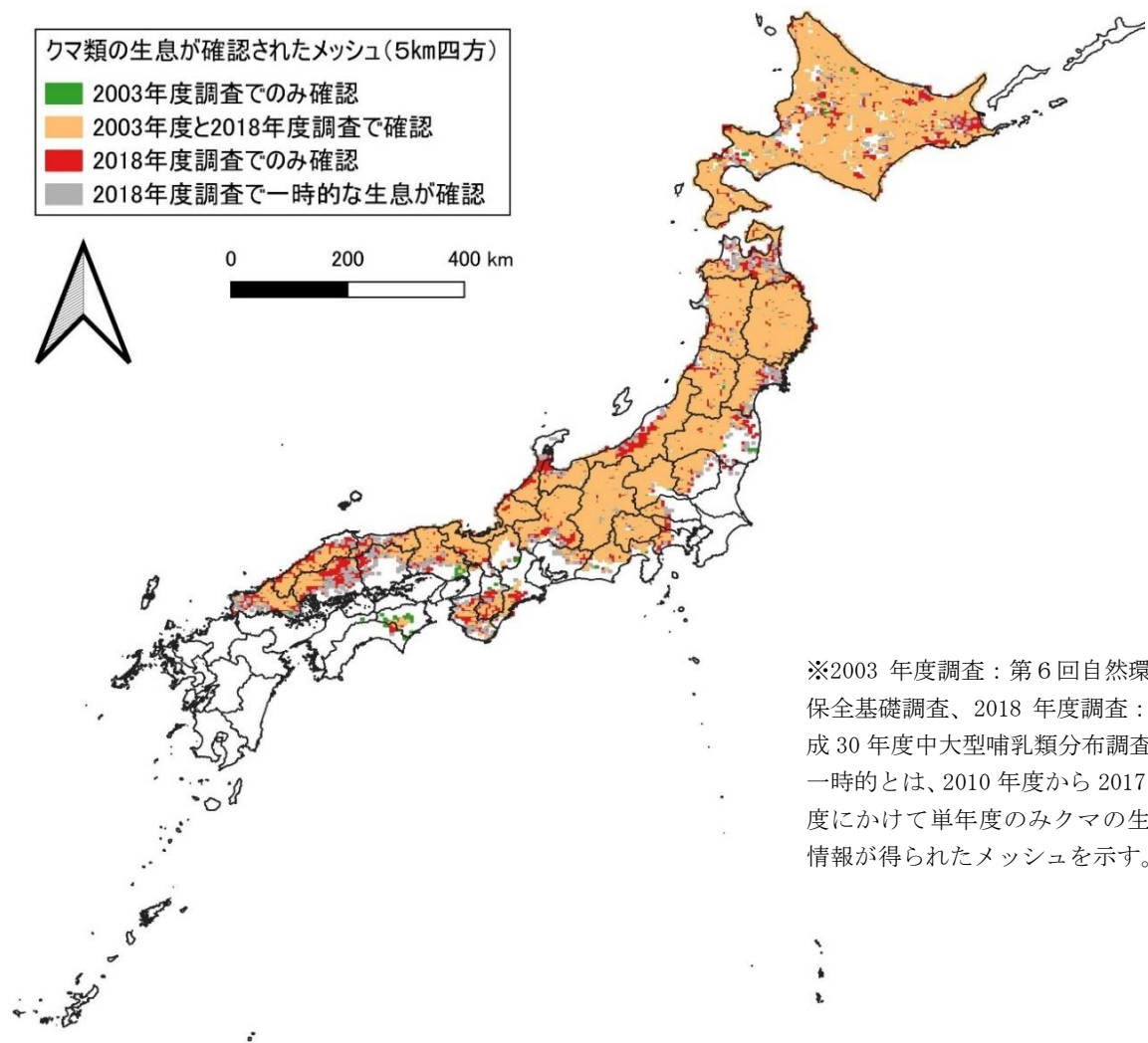
クマの特定計画等によると、19 道府県及び 6 つの地域個体群でクマの個体数推定が行われている（表Ⅱ-2）。都道府県間または同一の都道府県においても、年度により個体数の推定方法が異なる場合があるため単純に比較できる値ではないが、ツキノワグマは東北、中部、北陸に

多く生息しており、推定個体数が比較できる地域では個体数も増加の傾向がみられている。また、環境省のレッドリストでLPとして選定された西日本の多くの府県においても、2000年代以降から現在にかけて、個体数は増加傾向であると考えられる。

個体数の増加及び分布域が拡大した要因としては、

- ・ 個体群の回復を目的とした保護管理施策（1990年代以降に取り組まれた、狩猟の自粛や規制、放獣の推進、自然増加率を目安として捕獲数を設定してきたことなど）
- ・ 人口減少・高齢化による中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がクマの生息に適した環境に変化しつつあり、集落周辺への個体の定着が進んでいること

などがあげられる。なお、多くの道府県では特定計画の改定にあわせて、個体数推定のための生息調査が実施されている。都道府県内においてヘアトラップ法やカメラトラップ法など同一手法で実施された生息調査の結果によると、クマの生息地である奥山等で調査が実施されているが、それらの調査地において生息密度が減少する傾向は示されていない。



図Ⅱ-1 クマの分布状況

「平成30年度(2018年度)中大型哺乳類分布調査」調査報告書(環境省自然環境局生物多様性センター, 2019)より作成。

表Ⅱ-2 都道府県のクマ推定個体数の推移

令和8年3月時点

都道府県	推定生息数及び調査(又は特定計画での公表)年度 ^{※1}		
	最新のデータ ^{※2}	2010年代のデータ ^{※2}	2010年以前のデータ ^{※2}
北海道	11,600 2023	10,800 2014	5,400 1991
青森県	1,614 2022	1,181 2019	- -
岩手県	3,700 2020	3,400 2017	1,100 2006
宮城県	3,147 2020	1,669 2014	633 2008
秋田県	3,900 2025	1,429 2017	1,052 2010
山形県	2,300 2021	2,600 2016	1,500 2007
福島県	5,576 2020	2,970 2015	- -
茨城県 ^{※3}	- -	- -	- -
栃木県	961 2024	461 2014	338 2004
群馬県	2,022 2020	1,082 2012	- -
埼玉県 ^{※3}	- -	- -	- -
東京都 ^{※3}	- -	- -	- -
神奈川県 ^{※3}	- -	- -	- -
新潟県	1,118 2023	1,574 2017	1,080 2010
富山県	1,449 2024	1,290 2017	740 2008
石川県	1,201 2021	1,052 2017	560 1995
福井県	1,217 2024	950 2016	850 2009
山梨県	1,038 2025	723 2012	400 2000
長野県	7,270 2020	3,940 2015	2,770 2007
岐阜県	3,717 2022	2,904 2016	1,519 2006
静岡県	543 2024	- -	- -
愛知県 ^{※3}	- -	- -	- -
滋賀県	316 2023	296 2012	- -
京都府	1,639 2020	1,278 2015	300 2005
大阪府 ^{※3}	- -	- -	- -
北近畿(東部) (福井県・滋賀県・京都府)	1,166 2024	- -	- -
北近畿(西部) (京都府・兵庫県)	762 2021	- -	- -
東中国地域個体群 (兵庫県・鳥取県・岡山県)	763 2024	- -	- -
西中国地域個体群 (島根県・広島県・山口県)	1,307 2020	850 2015	480 1999
紀伊半島地域個体群 (奈良県・和歌山県・三重県)	467 2024	- -	180 1998
四国地域個体群 (徳島県・高知県)	26 2024	- -	- -

※1 上段：推定個体数(中央値、平均値、上限値と下限値の中間値などその他の値)、下段：調査年度又は特定計画での公表年度。

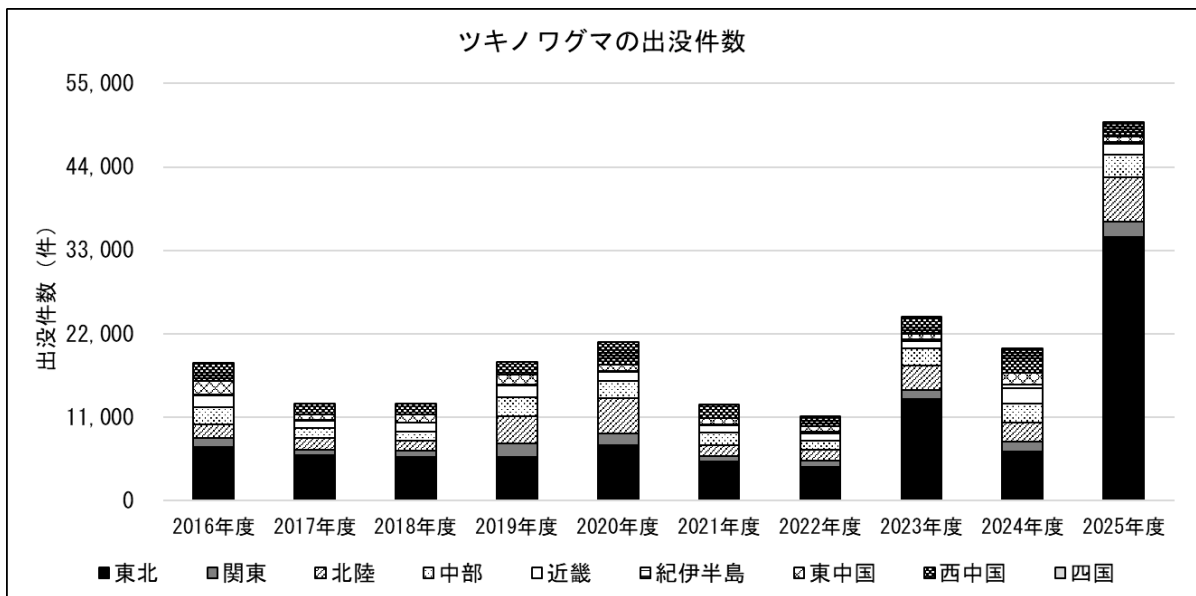
※2 同じ都道府県であっても個体数の推定方法が年度によって異なるため個体数の単純比較は出来ない点に注意する。

※3 特定計画が未策定などでツキノワグマの推定個体数を非公表または個体数に関するデータがない都道府県。

(2) 出没状況

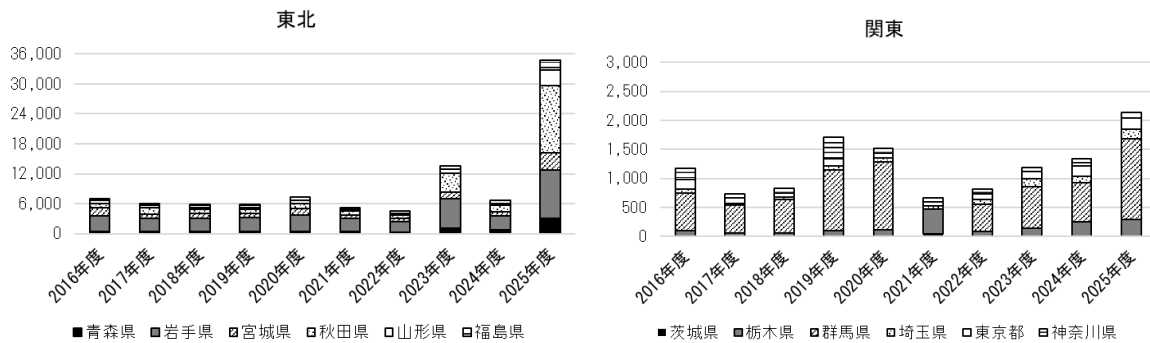
2016（平成28）年度から2026（令和8）年1月までのツキノワグマの出没件数は、東北、北陸、西中国、中部、近畿、関東、東中国、紀伊半島、四国の順に多い（図Ⅱ-2）。ただし、出没件数は都府県によって集計方法が異なること、クマに対する社会的な関心の高さに応じて報告される件数に違いが出ること、各地方で集計に用いる都道府県の数異なることから、参考値として取り扱う必要がある。なお、ヒグマは2016（平成28）年度以降の出没件数が未公表であることからここでは省いた。

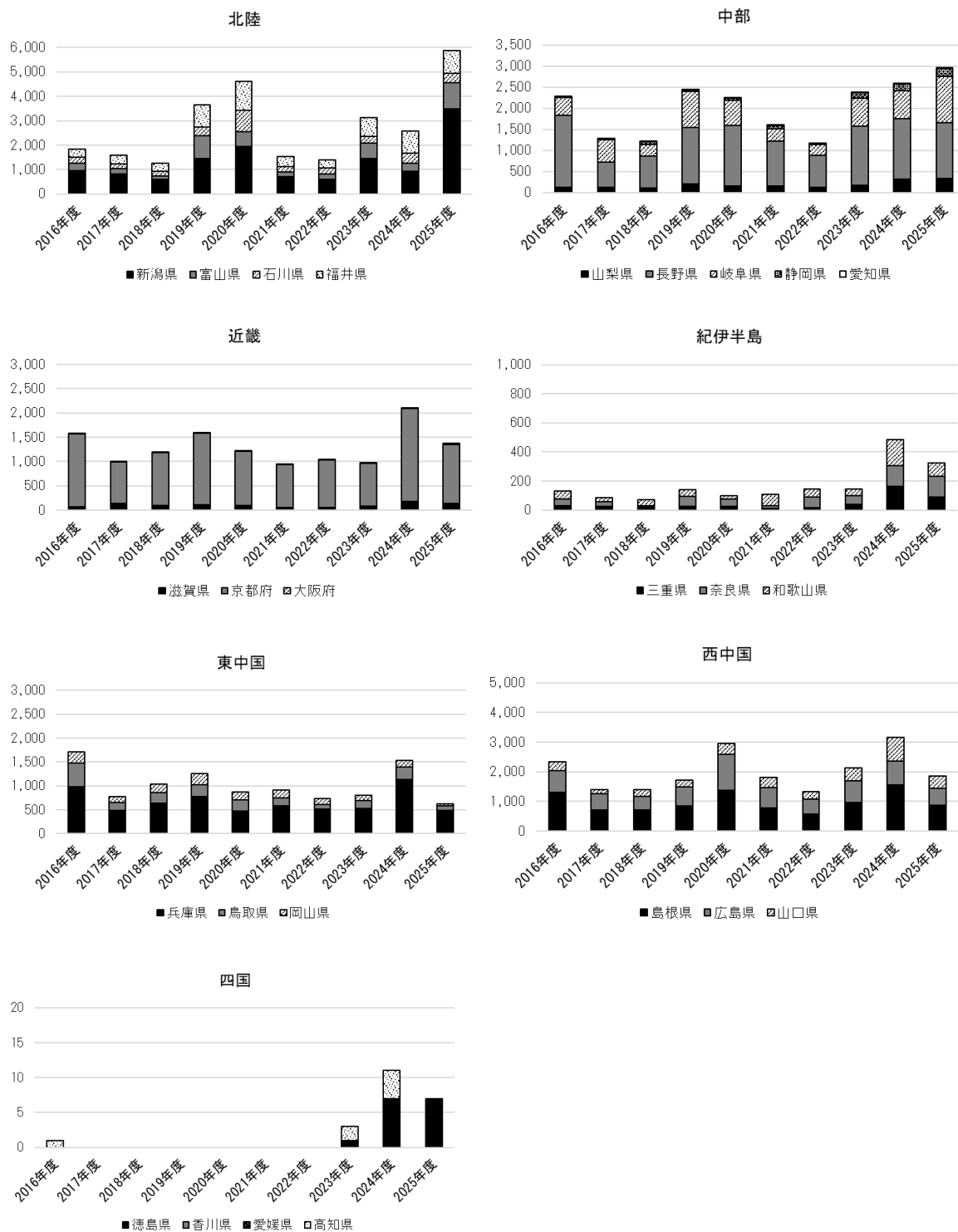
ツキノワグマの出没件数は、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度に多い傾向あり、さらに中部以西では2024（令和6）年度も高い値を示している（図Ⅱ-3）。2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度は北陸を中心に、2023（令和5）年度及び2025（令和7）年度は東北を中心にブナ科堅果類等が凶作であったことから、秋季を中心に多くの出没がみられた。特に2025（令和7）年度は、東北、関東、北陸、中部で過去最多を記録し、東北では2023（令和3）年度の2倍を上回る出没件数となった。



図Ⅱ-2 全国のツキノワグマの出没件数の推移

(2026（令和8）年1月までの速報値)





図Ⅱ-3 ツキノワグマの出没件数の推移（地方別）

※グラフの縦軸は出没件数（件）。環境省資料より作成（2026（令和8）年1月までの速報値）。

(3) 被害状況

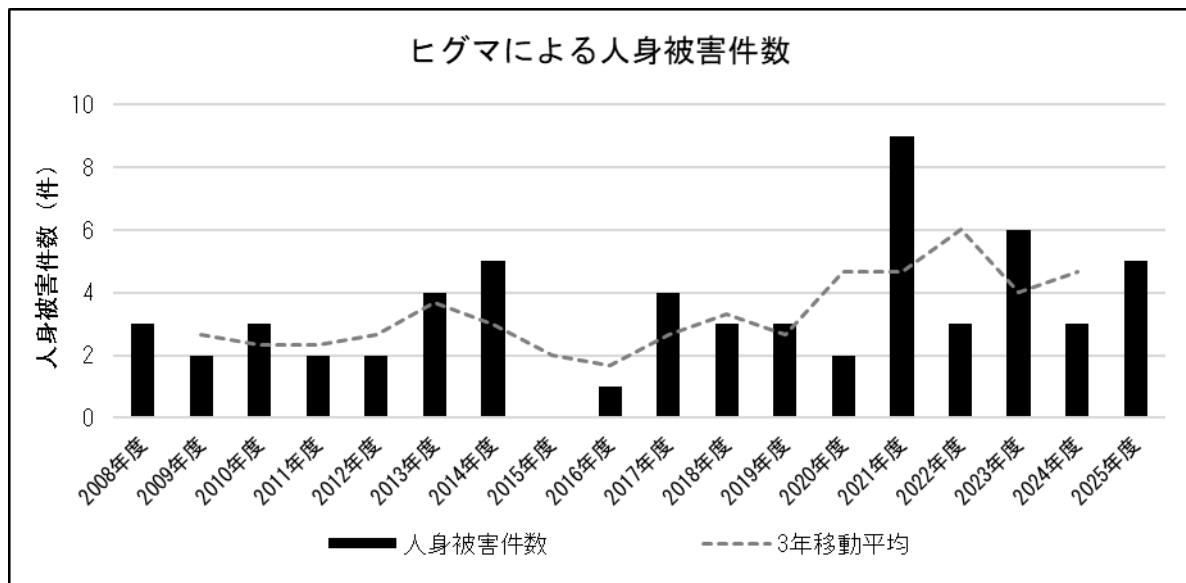
クマによる農作物被害面積及び金額は、ニホンジカ及びイノシシ等の他の野生鳥獣と比べて低い値である。一方で、人身被害が発生するリスクは他の野生鳥獣と比べて高く、人身被害が発生した場合は、死亡事故等の重大な事故につながる可能性がある。

1) 人身被害

2008（平成20）年度から2020（令和2）年度にかけて、ヒグマによる人身被害件数は年間5件以内で推移していたが、2021（令和3）年度には札幌市市街地にヒグマが出没するなどにより、過去最多である9件の人身被害が発生している（図Ⅱ-4）。また、ヒグマによる人身被害件数の3年移動平均（例：2009年度であれば、2008年度・2009年度・2010年度の3年間の人身被害件数の平均値）は、横ばいまたは増加の傾向とみられた。

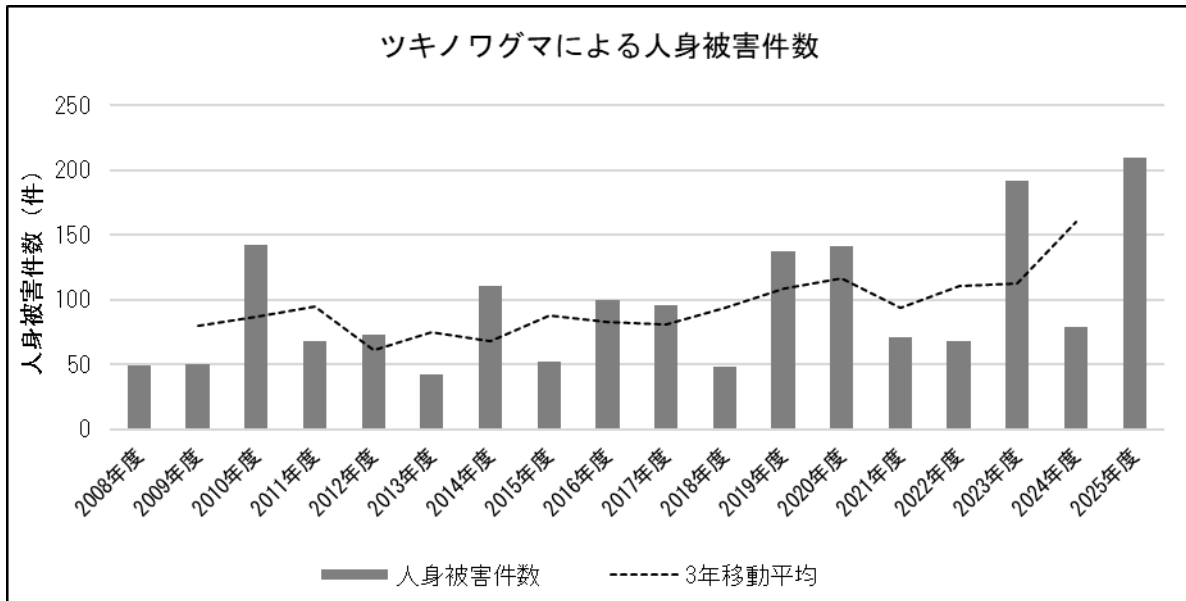
ツキノワグマによる人身被害件数は、2010（平成22）年度、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度に多く発生しており、2023（令和5）年度は東北を中心に過去最多の人身被害を記録し、さらに2025（令和7）年度はそれを上回る人身被害が発生した（図Ⅱ-5）。また、ツキノワグマによる人身被害件数の3年移動平均は緩やかに増加する傾向がみられている。

2016（平成28）年度から2026（令和8）年2月の10年間にかけての各地方におけるツキノワグマによる人身被害件数は明確な増加傾向はみられないものの、出没件数の多い2016（平成28）年度、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度は突出して多くの人身被害が発生している（図Ⅱ-6）。さらに、東北で発生する近年の人身被害は、クマの生息地である山林内よりも市街地等での発生が増加している傾向も確認されており、人家等への侵入や人家の敷地内での人身被害が発生するなど深刻な状況である。



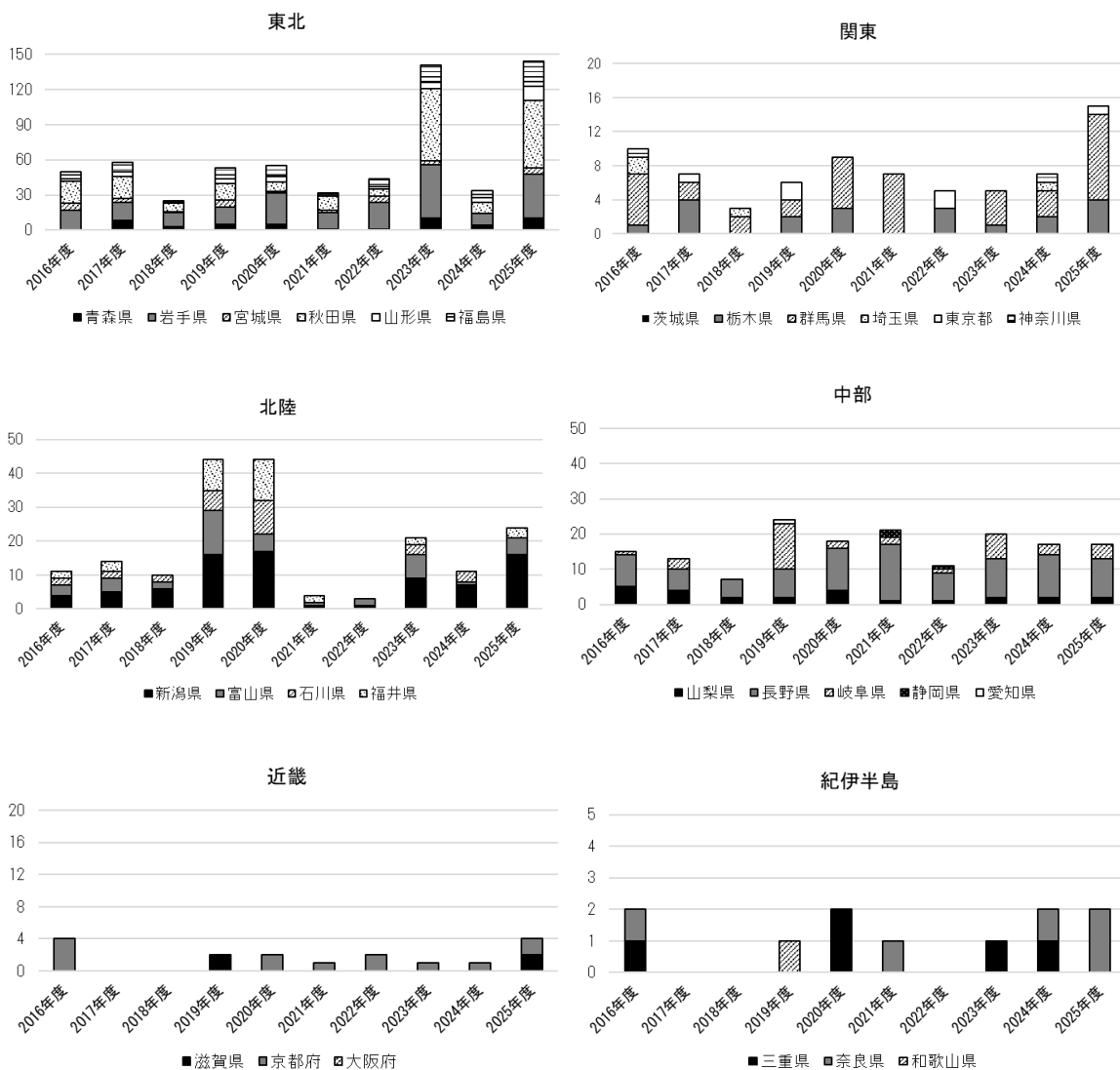
図Ⅱ-4 ヒグマによる人身被害件数の推移

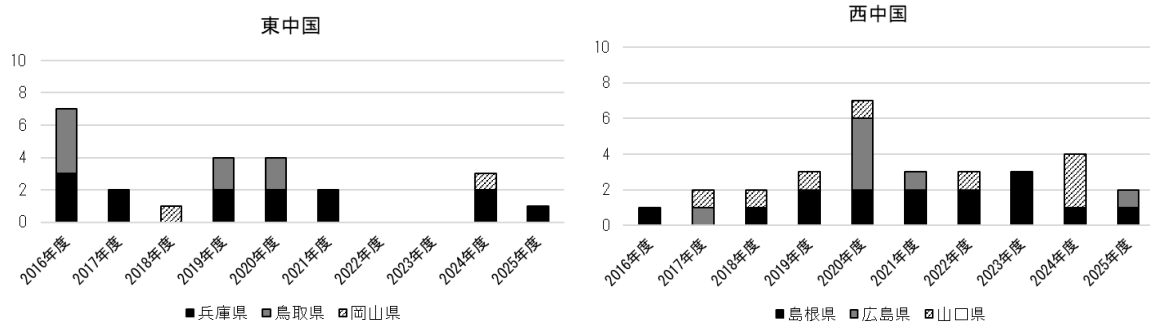
(2026（令和8）年2月までの速報値)



図Ⅱ-5 ツキノワグマによる人身被害件数の推移

(2026 (令和8) 年2月までの速報値)





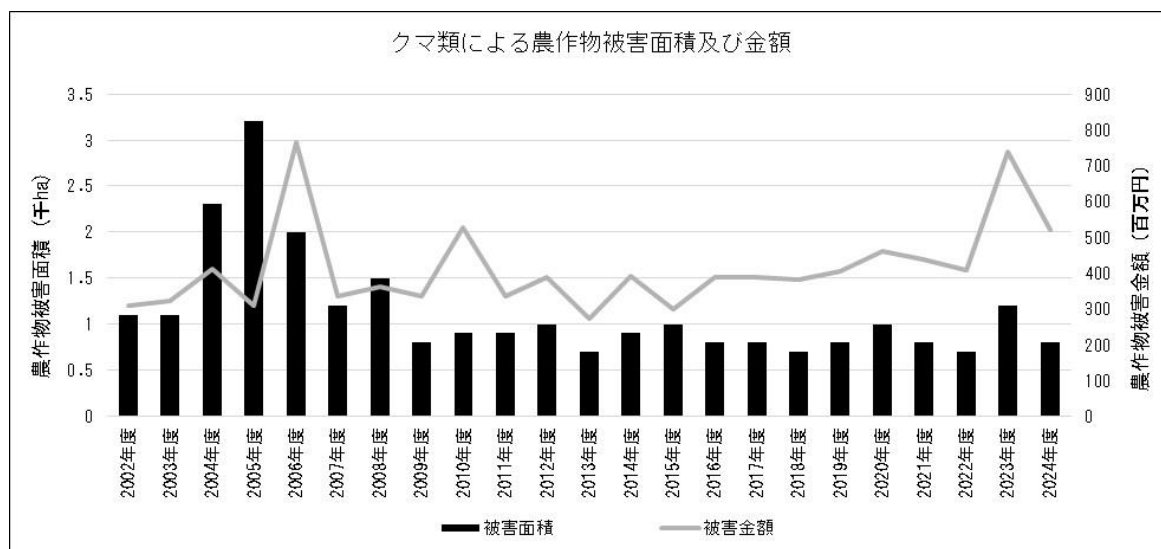
図Ⅱ-6 ツキノワグマによる人身被害件数の推移（地方別）

※グラフの縦軸は人身被害件数（件）。環境省資料より作成（2026（令和8）年2月までの速報値）

2) 農林業被害

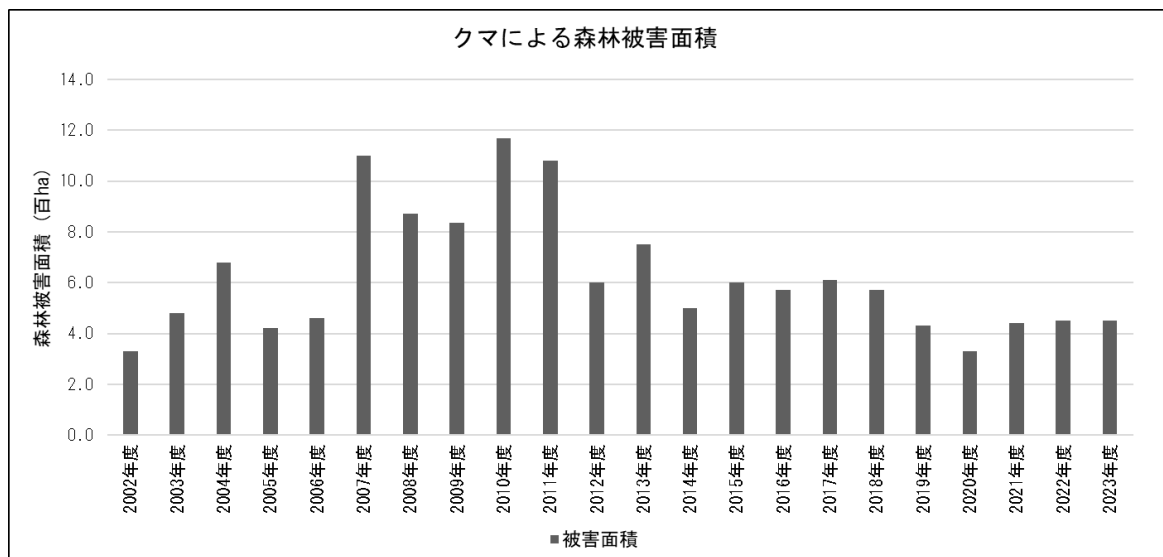
クマによる農作物被害は、野生鳥獣による被害全体の中で、被害面積が1～3%程度、被害金額が2～5%程度である。2011（平成23）年度以降は、被害面積及び金額ともに概ね横ばいで推移していたものの、2023（令和5）年度は被害金額が増加を示した（図Ⅱ-7）。

クマによる森林被害は、主にツキノワグマによる壮齢木の樹皮を歯や爪で剥ぐ「クマ剥ぎ」が報告されている。クマによる森林被害面積の割合は野生鳥獣全体による被害の10%程度である。クマによる森林被害面積は、2011（平成23）年度以降は減少し、近年は概ね横ばいの傾向を示している（図Ⅱ-8）。クマによる森林被害は、東北、関東、北陸、中部などの東日本を中心に発生しているほか、近畿及び紀伊半島などの西日本でも報告されている。



図Ⅱ-7 クマによる農作物被害面積及び金額

農林水産省 HP データより作成



図Ⅱ-8 クマによる森林被害面積

農林水産省 HP データより作成

(4) 捕獲動向

1) クマの捕獲

クマの捕獲は、狩猟による捕獲に加え、許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業が行われている。許可捕獲では、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）に加え、第一保護計画に基づく鳥獣の保護の目的での捕獲、鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的での捕獲、傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的での捕獲、第二種管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的での捕獲（以下「数の調整捕獲」という。）等が含まれる。また、2024（令和6）年からヒグマ及びツキノワグマ個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣に指定され、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施できることとなった。

なお、クマの狩猟においてわなを使用することは、大量捕獲を招くおそれがあることから、環境省ではこれを禁止している。さらに、紀伊半島地域個体群の三重県・奈良県・和歌山県、西中国地域個体群の島根県・広島県・山口県、四国山地個体群の徳島県・愛媛県・高知県及び香川県においては、ツキノワグマの狩猟による捕獲を禁止している。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）

※2025（令和7）年9月1日時点

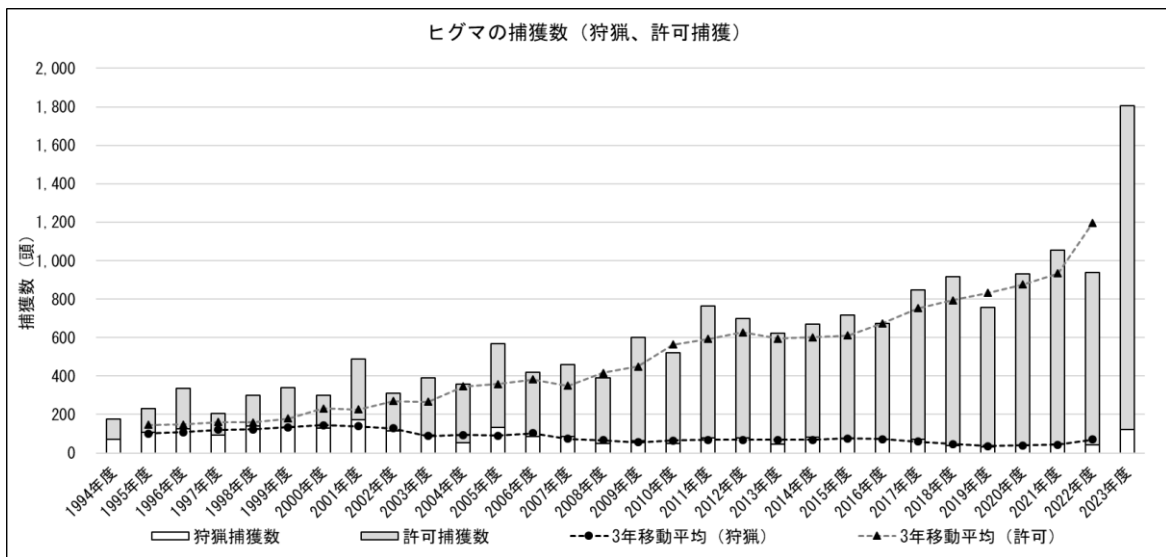
第十条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
Ursus thibetanus (ツキノワグマ)	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県の区域	令和四年九月十五日から令 和九年九月十四日まで

2) 捕獲数

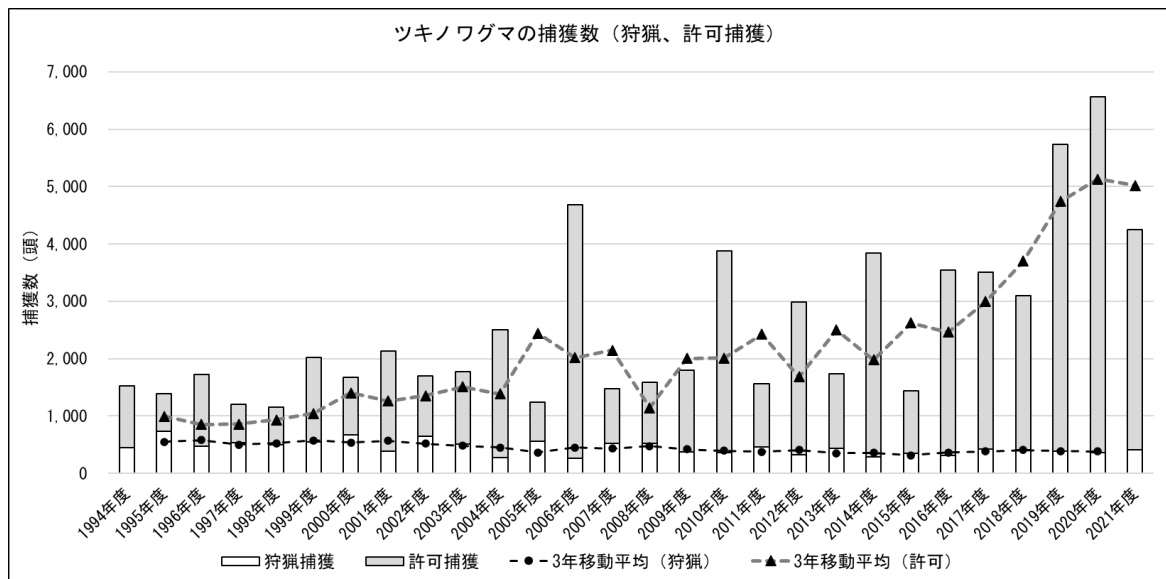
ヒグマ及びツキノワグマともに、捕獲数の多くは許可捕獲が占めている(図Ⅱ-9、図Ⅱ-10)。ヒグマでは、1994(平成6)年度から2022(令和4)年度にかけて捕獲数が増加しており、2021(令和3)年度には初めて1,000頭を超えたほか、2023(令和5)年度は過去に例のない1,804頭となった。ヒグマの許可捕獲による捕獲数は1994(平成6)年度以降は継続して増加傾向である一方で、狩猟による捕獲数は2002(平成14)年度以降は減少の傾向を示している。

ツキノワグマの捕獲数は、2006(平成18)年度に多数が捕獲されて以降は、2010(平成22)年度から隔年で増減を繰り返した後、2016(平成28)年度からは3年移動平均で増加を示している。狩猟による捕獲数は1994(平成6)年度以降、ゆるやかな減少傾向である。



図Ⅱ-9 ヒグマの捕獲数

鳥獣関係統計及び北海道ヒグマ管理計画(第2期)より作成

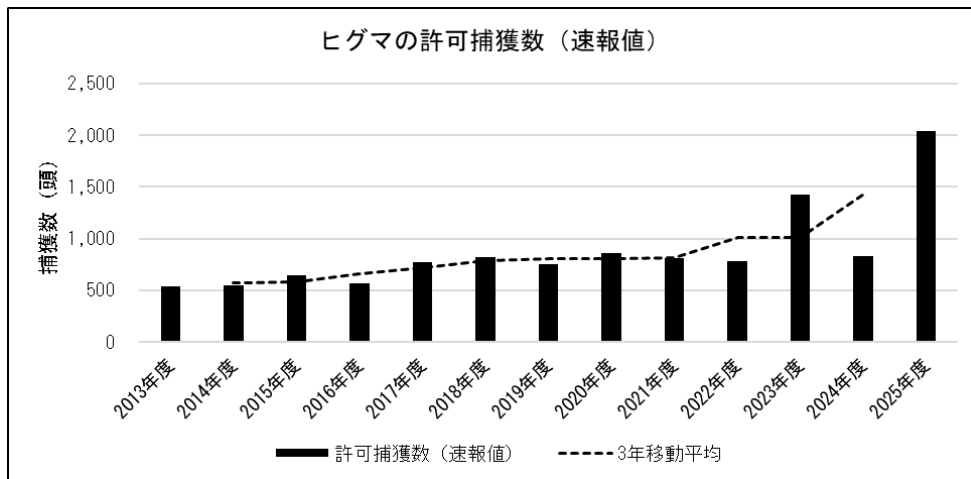


図Ⅱ-10 ツキノワグマの捕獲数

鳥獣関係統計より作成

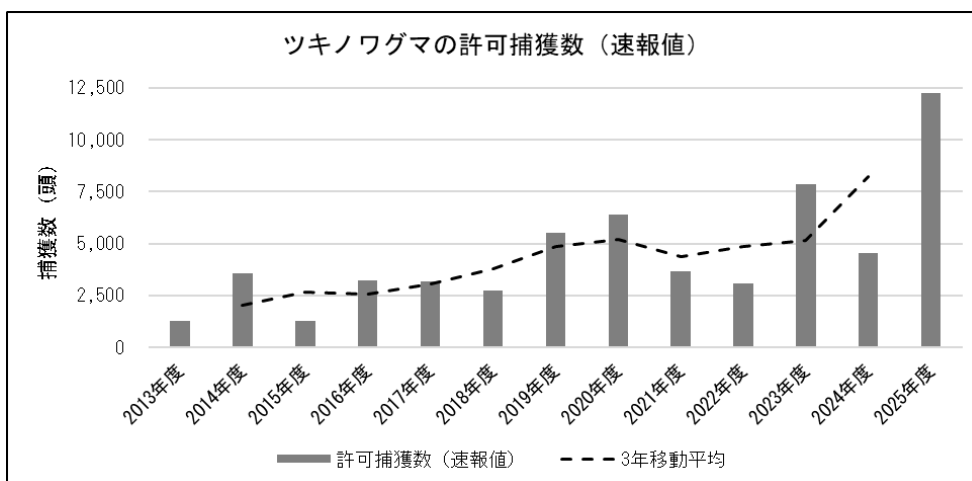
3) 許可捕獲数（速報値）

ヒグマ及びツキノワグマともに許可捕獲数は増加傾向であり、ヒグマ及びツキノワグマともに、2025（令和7）年度が最多であった（図Ⅱ-11及び図Ⅱ-12）。ツキノワグマの許可捕獲を地方別にみると、2023（令和5）年度以前では、関東では2014（平成26）年度及び2016（平成28）年度、中部では2014（平成26）年度、それ以外の地方では2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度に許可捕獲数の大きなピークがあり、その後2023（令和5）年度から2025（令和7）年度にかけて再び許可捕獲数が増加している（図Ⅱ-13）。許可捕獲数は、東北・関東・北陸・中部では2025（令和7）年度が最も多く、近畿・紀伊半島・東中国・西中国では2024（令和6）年度が最も多い状況であった。特に、東北では、人身被害件数がそれまでの最多を記録した2023（令和5）年度及び2025（令和7）年度は、許可捕獲数も両年度でそれまでの最多を記録している。いずれの地方においても、ツキノワグマでは、許可捕獲により大量に捕獲された翌年以降の数年間には許可捕獲数が下がるものの、数年後に再び多くの許可捕獲が実施されるという状況がみられている（図Ⅱ-13）。



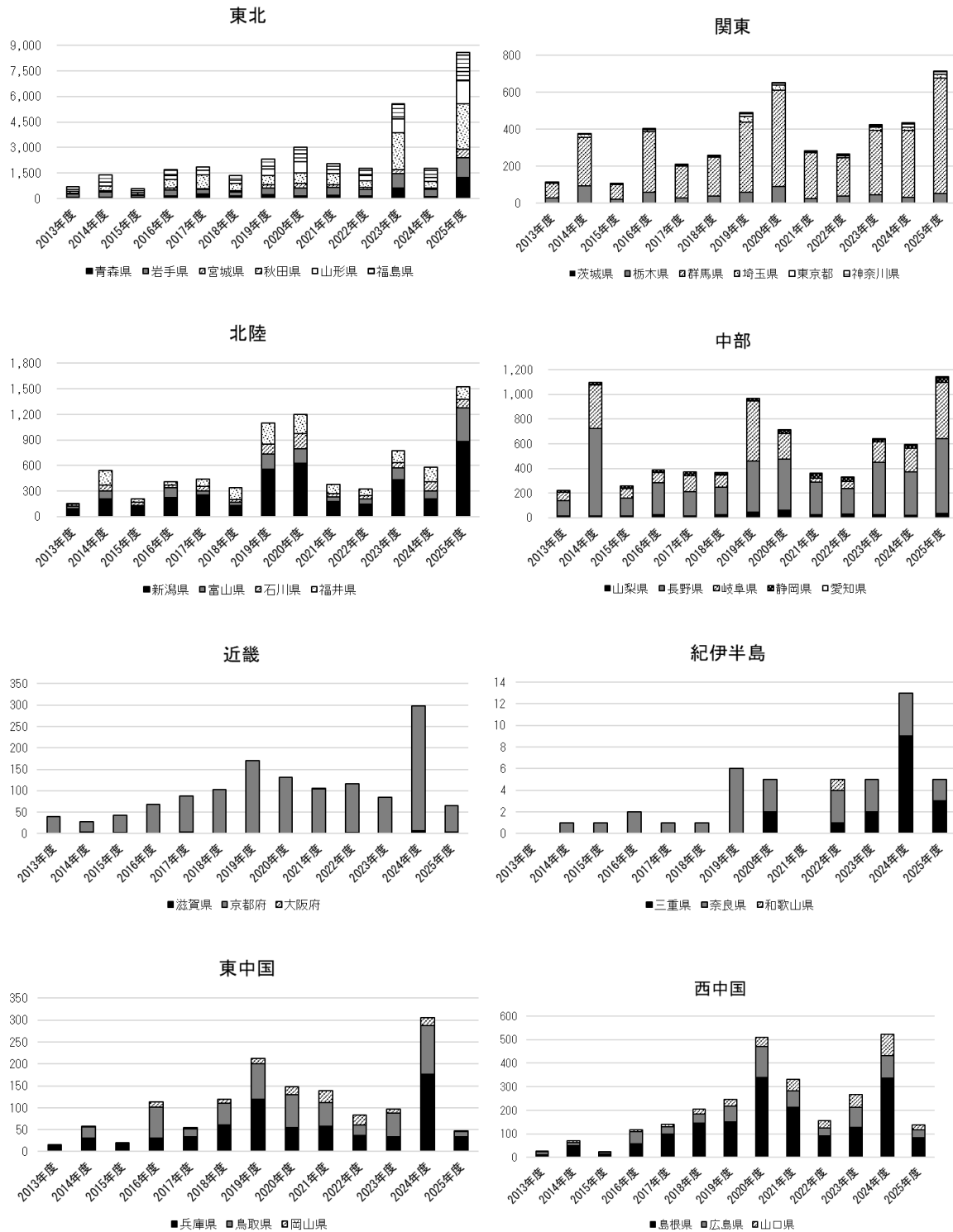
図Ⅱ-11 ヒグマの許可捕獲数

環境省資料より作成（2026（令和8）年1月まで速報値）



図Ⅱ-12 ツキノワグマの許可捕獲数

環境省資料より作成（2026（令和8）年1月までの速報値）



図Ⅱ-13 ツキノワグマの許可捕獲数（速報値）

※グラフの縦軸は捕獲数（頭）。環境省資料より作成（2026（令和8）年1月までの速報値）。

III. クマの保護・管理の基本事項

1. クマの保護・管理の目的

クマの保護・管理の目的は、地域個体群の安定的な存続と人とクマの軋轢の低減である。近年は、1990年代以降の保護・管理施策の取組により、四国を除く多くの地域においてクマの分布域と個体数の回復という目標が達成できている状況である。一方で、全国的に大量出没の規模が拡大し、市街地等へのクマの出没や人身被害の発生など人との軋轢の増加がみられている。特に、2023（令和5）年及び2025（令和7）年には、秋田県や岩手県などの東北地方を中心に、市街地等へのツキノワグマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど甚大な被害が発生した。

本ガイドラインでは、これらの状況の改善を図るために、ゾーニング管理によりそれぞれのゾーン区分で対策を推進し、人とクマとのすみ分けを強化するとともに、地域個体群の将来にわたっての存続を前提とした上で、クマの個体数及び分布域の適正な管理を推進することで人との軋轢の軽減を目指す。

2. クマの保護・管理の基本的な考え方

本章では、クマの保護・管理を進めるための基本事項である以下に関する考え方を説明する。

- ・（1）広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準
- ・（2）ゾーニング管理
- ・（3）基本的な施策（個体群管理（問題個体の管理、個体数管理）、生息環境管理、被害防除対策）
- ・（4）出没対応
- ・（5）普及啓発
- ・（6）モニタリング

なお、本ガイドラインの個体群管理では、クマの個体数管理の考え方を新たに取り入れた⁵が、問題個体⁵の管理の重要性は従来と変わらず、引き続き取り組んでいく必要がある。

（1） 広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準

1) 地域個体群と保護管理ユニット

クマは行動圏が広く、行政界を越えて行動しているため、多くの地域個体群が複数の都道府県（北海道の場合は（総合）振興局等。以下同じ。）にまたがって分布している。地域個体群は、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団であるが、遺伝子研究の進展や地域個体群間の遺伝的な交雑等により構造が変化する可能性のあるものである。そのため、広域的な保護・管理を行う便宜のため、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」として定めている。

⁵問題個体の定義は P30 参照。

保護管理ユニットは、特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省，2000）以降、ヒグマで5ユニット、ツキノワグマでは18ユニット（2000（平成12）年当時は九州が含まれたため19ユニット）が示されており、本ガイドラインにおいてもこれらの保護管理ユニットを用いた広域管理を推進する（図Ⅲ-1）。



図Ⅲ-1 ヒグマ及びツキノワグマの保護管理ユニット

2) 個体数水準

従来、クマはいずれの保護管理ユニットにおいても自然増加率の範囲内で捕獲上限割合を定めて、個体群の保護・管理を行うことを推奨していた。これは、クマの個体数がイノシシやニホンジカと比較して少ないこと、それらの獣類と比較すると自然増加率が低いこと、クマによる被害の発生は個体数の多寡よりも各個体の問題特性に起因すると考えられることなどが理由であった。

しかし、近年はクマの個体数の回復・増加及び分布域が拡大し、人身被害が増加していることから地域によっては捕獲によってクマの個体数を減らす積極的な管理をする必要性も生じている。そのため、本ガイドラインでは、保護管理ユニットの個体数水準毎の個体群管理の方針を改めることとした（表Ⅲ-1、表Ⅲ-2）。

本ガイドラインにおける個体数水準とは、保護管理ユニットの状態を示す指標である。クマの保護管理の目的は、人とクマとの軋轢を軽減することと地域個体群の安定的な存続であり、

その手法として問題個体の管理や個体数管理などの個体群管理（表Ⅲ-3）がある。危機的状況にある四国の保護管理ユニットは、地域個体群の安定的な存続のために個体数を増加させることが目標となる。一方で、軋轢の低減を目標として管理を強化する場合は、目標個体数⁶に向けた個体群管理を実施する。軋轢の低減に向けて個体数管理を行った結果として個体数水準が下がる場合はあるものの、個体数水準を下げることは目標とならないことに留意して管理を進める。

各個体数水準における個体数は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省, 2000）」において、当時の保護管理ユニットの個体数を基に定めたものであり、個体群の成長には成獣個体数が重要であることから、成獣を指標として捕獲上限割合を定めた。しかし、各地域の調査により推定される個体数が必ずしも成獣のみではないことや、軋轢の低減を考えるためには亜成獣も含めて管理することが必要なことから、本ガイドラインでは総個体数⁷もひとつの指標として取り入れた。

なお、各保護管理ユニットの個体数水準は2025（令和7）年度時点の最新の第一種保護計画及び第二種管理計画を参考に定めたものであり、今後のクマの生息状況の変化や最新の調査等に応じて保護管理ユニットの個体数水準等も変更するものであることに留意する。

⁶ 目標個体数はP28-29を参照。

⁷ ある特定の地域や空間に存在するクマの総数をいう。本ガイドラインでは特に保護管理ユニットの個体数の水準の判断に使うものは総個体数（成獣、亜成獣、幼獣の合計）と呼び、それ以外の箇所で表現する個体の数については個体数と呼ぶ。

表Ⅲ-1 保護管理ユニット及び個体数水準

対象種	保護管理ユニット		関係行政機関	個体数水準
ヒグマ	1	渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4
	2	積丹・恵庭地域	石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部	3
	3	天塩・増毛地域	空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3
	4	道東・宗谷地域	上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4
	5	日高・夕張地域	空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部	4
ツキノワグマ	1	下北半島	青森県	2
	2	白神山地	青森県、秋田県	4
	3	北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4
	4	北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4
	5	鳥海山地	秋田県、山形県	4
	6	月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4
	7	南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4
	8	越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4
	9	北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4
	10	白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4
	11	関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4
	12	富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2
	13	中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4
	14	近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4
	15	東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3
	16	西中国	島根県、広島県、山口県	4
	17	紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2
	18	四国	徳島県、愛媛県、高知県	1

表Ⅲ-2 個体数水準に応じた個体群管理の方針

個体数水準	個体群管理の方針 ^{※5}
個体数水準の考え方	個体数水準は保護管理ユニットの状態を示す指標である。保護を目的とする場合は個体数を増加させることが目標となるが、管理を目的とする場合は軋轢が軽減できる個体数で管理することが目標となる(その結果、個体数水準が4から3に下がることはあり得る)。
個体数水準 1 【総個体数 ^{※1} 】150 頭以下 (成獣個体数:100 頭以下)	■目的:保護 【捕獲上限割合】総個体数の 3%以下 狩猟禁止。捕獲が必要な場合は、可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限にとどめる。
個体数水準 2 【総個体数】150-600 頭未満 (成獣個体数:100-400 頭未満)	■目的:保護 【捕獲上限割合】総個体数の 5%以下 ■目的:管理 【捕獲上限割合】自然増加率 ^{※2} 以下 捕獲上限割合を5%以下とするが、人との軋轢が恒常的に発生するなど管理の強化が必要な場合は、第二種管理計画において、捕獲上限割合を自然増加率 ^{※2} 以下で設定してもよい。狩猟は、鳥獣保護管理法施行規則第10条において捕獲等が禁止されていない限り可能であるが、狩猟と許可捕獲等の総数は捕獲上限割合の範囲内に収めるように努める。
個体数水準 3 【総個体数】600-1,200 頭程度 (成獣個体数:400-800 頭程度)	■目的:管理 軋轢を軽減するために個体数管理を行ない、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{※3} を設定し、管理する。
個体数水準 4 ^{※4} 【総個体数】1,200 頭以上 (成獣個体数:800 頭以上)	■目的:管理 中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するため、個体数水準4を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{※3} を設定し、管理する。

※1 都道府県単体ではなく保護管理ユニット全体の総個体数を示す。複数の地域におけるツキノワグマの捕獲個体の年齢査定に関する既知の情報によると、総個体数の60~70%程度が成獣個体数であることから、本ガイドラインにおいては総個体数の目安を「成獣個体数×1.5≒総個体数」とした。

※2 クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県毎に推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター, 2011)で示された自然増加率(ツキノワグマ:中央値14.5%)を参考に設定してもよい。

※3 保護管理ユニットの目標個体数は広域協議会で設定するが、広域協議会で目標個体数を設定するのが困難な場合は、広域協議会は保護管理ユニットの個体群管理の方針(例:個体数を減少させるが最低〇頭以上で管理するなど)を定め、それを基に都道府県は特定計画において目標個体数を設定する。

※4 個体数水準4の保護管理ユニットは、保護管理ユニット毎にクマの分布面積や個体数、生息に適した森林環境や軋轢の状況等が大きく異なるためことを踏まえて、目標個体数や管理の方針を決定する。

※5 人の日常生活圏においてクマを排除する場合は、個体数水準1~4で緊急銃猟の実施が可能である。

表Ⅲ-3 個体群管理における問題個体の管理、個体数管理の概念

施策	手法	内容
個体群管理	問題個体の管理	クマの個体群から問題個体 (P30 参照) を取り除くことを目的に捕獲する方法
	個体数管理	問題個体に関わらずクマの個体数を減らすことを目的に捕獲する方法

3) 保護管理ユニットに属さない地域 (分布の拡大地域)

ここでは、現行の保護管理ユニットが定義された 2000 (平成 12) 年度以降に、保護管理ユニットに属さない場所でクマの分布が新たに確認された地域を分布の拡大地域とする。これらの分布の拡大地域については (表Ⅲ-4)、従来の保護管理ユニットとして扱うか、新たな生息地として新しく保護管理ユニットを設定するか、専門的知見を踏まえて今後ガイドラインにおいて整理していく。

なお、当該地域を保護管理の対象とするのか、クマが生息すべき場所ではないとするのか等の方針は、都道府県が関係市町村と十分に協議した上で決定する事項であり、分布の拡大地域が複数の都道府県にまたがっている場合には、都道府県で連携して整合の取れる方針を決定するよう調整を行う。

表Ⅲ-4 分布の拡大地域

分布の拡大地域		都道府県
1	津軽半島	青森県
2	阿武隈山地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県
3	伊豆半島	静岡県
4	箱根山地	神奈川県、静岡県
5	紀伊北部	岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県

(2) ゾーニング管理

野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し(ゾーニング)、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくことを野生動物に対するゾーニング管理という。クマの保護・管理では、人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的にゾーニング管理を行う。

■ ゾーン区分

本ガイドラインでは、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4つの区分でゾーニング管理を示す(表Ⅲ-5)。前ガイドラインでは、市街地等の人の居住区を排除地域、人の居住区ではないが農林水産業など人間活動が盛んで被害防除対策が重視される地域を防除地域としたが、本ガイドラインでは排除地域と防除地域を合わせて「排除エリア」として整理した。また、排除エリアへのクマの侵入防止を強化するために、本ガイドラインでは「排除エリア」の周辺に設定する「管理強化エリア」の概念を新たに追加した。

ゾーニング管理においては、人の活動域である「排除エリア」及び、侵入防止の対策を強化する「管理強化エリア」は、都道府県、市町村及び地域住民等の関係者で設定(線引きを行う)し、クマとのすみ分けを図るための対策を徹底することが重要である。一方で、クマの生息地である緩衝地帯及びコア生息地は、必ずしも森林や山塊で明確に線引きする必要はない。ただし、緩衝地帯やコア生息地として確保する範囲については、関係者間で協議を行い、クマの地域個体群を安定的に維持するために必要な環境、クマの個体数を確保する場所についての共通認識を持って対策にあたることが重要である。

排除エリア

市街地等や農地など前ガイドラインにおける排除地域及び防除地域を合わせた地域である。排除エリアでは、誘引物管理、農地等への電気柵の設置等の基本的な被害防除対策を行う。加えて、市街地等の中心部までクマが侵入するのを防止するための、森林から市街地等に連続的にのびる緑地(河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等)などの樹木の伐採及び下草の定期的な刈払いや、クマの隠れ場となるヤブの刈払い等による生息環境管理等の侵入防止対策を行い、侵入したクマは捕獲等により速やかな排除を行う。

管理強化エリア

対策方針や「特定鳥獣保護管理計画作成のためガイドライン補足資料(環境省, 2024)」(以下「補足資料」という。)で示した管理強化ゾーンと同義の区分である。クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するゾーンで、生息環境管理、被害防除対策とともに、捕獲等の対策を積極的に行う。管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、個体数管理のための捕獲を実施する場合は、管理強化エリアを最優先に行う。

緩衝地帯

クマの生息地のうちコア生息地を除いた地域である。管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、個体数の低減を目的に目標個体数に向けた捕獲を実施する場合は、緩衝地帯でも個体数管理を行うことができる。

コア生息地

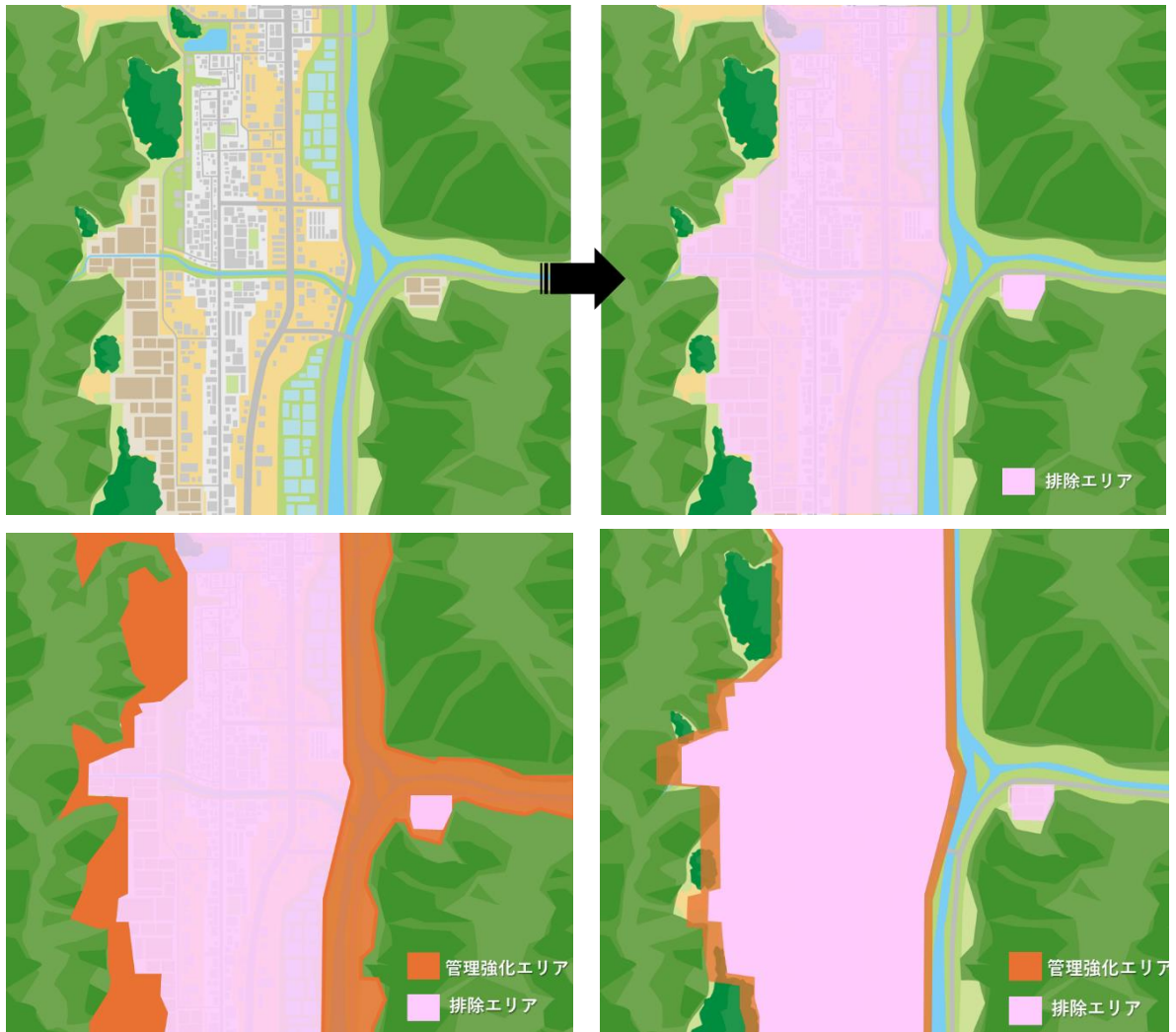
地域個体群の安定的な維持を図ることを目的に確保する地域であり、クマにとって良好な生息環境が行政界を超えて存在する場合、同一の保護管理ユニットでは隣接する都道府県と行政界を超えて確保することが重要である。例えば、国指定鳥獣保護区特別保護地区や自然公園法に基づく自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域等をコア生息地とするほか、大量出没がみられるようになった 2000 年代以前よりクマが生息していたなどの元来からのクマの生息地と考えられる地域などをコア生息地として確保することが望ましい。

なお、地域個体群を安定的に維持するために必要なクマの個体数は、コア生息地と緩衝地帯の両方で確保する。

表Ⅲ-5 クマのゾーニング管理におけるゾーンの区分、目的、定義、区分の考え

区分	目的	定義	区分の考え※
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等 や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河 畔林等を含む。 排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除 地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生 活圏」が該当。	設定
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するた めに、積極的に対策(捕獲等・生息環境管理・被害防除 対策)を実施するゾーン。 管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が 該当。	設定
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン(※緩衝地 帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)。	確保
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって 良好な生息環境を保全するゾーン(※コア生息地の中 にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)。	確保

※線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーンを「確保」とした。



図Ⅲ-2 ゾーン設定のイメージ図

■排除エリアの設定（例）

上図：市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域は排除エリアとして設定。

■管理強化エリアの設定（例）

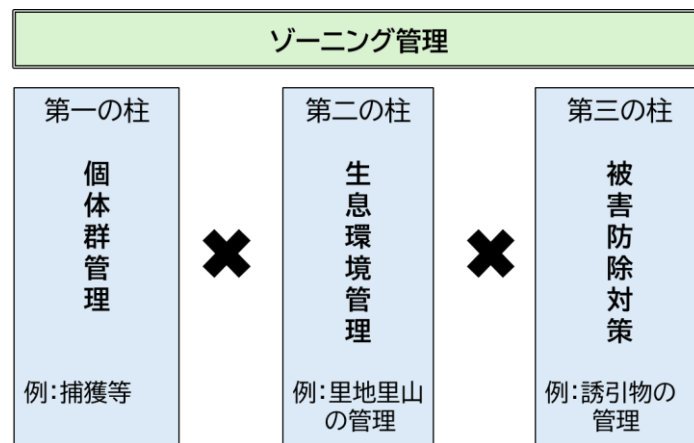
下図（左）：奥山から市街地に続く河川での目撃の増加、市街地に隣接する里山でクマ剥ぎや養蜂被害が発生していることから、河川と里山を管理強化エリアとして設定。

下図（右）：市街地から 100m の範囲にある森林、河川沿いで目撃件数が増加していることから市街地から 100m 範囲内を管理強化エリアとして設定。

※管理強化エリアは、排除エリアへのクマの侵入防止の観点から積極的に対策を実施することが必要な場所を選定したゾーンである。管理強化エリアとして設定する範囲は、一律である必要はない（例：A市東側は山林と接するため管理強化エリアを 200mの範囲を設定し、目撃の少ない西側は河川と山林の間の 50mとする）。管理強化エリアとして設定した全ての場所において毎年対策を実施する必要はなく、管理強化エリア内の対策は計画期間内で優先順位をつけて進めていく（例：1年目はA川を中心に刈り払い、2年目はB林での侵入防止柵の設置を進める。出没個体の捕獲は管理強化エリア全域を対象とする。など）
☞管理強化エリアの設定のイメージはP46を参照のこと。

(3) 基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）

特定計画の目標を達成するため、(1)で示した広域管理と(2)で示したゾーニング管理の考えのもと、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の各施策を組み合わせて実施することが重要である(図Ⅲ-3)。具体的な施策の例や設定については、【IV. 特定計画の運用(1) 2) 特定計画の策定】で示す。なお、個体群管理、河川敷の刈り払いや長期的な計画の下で林相転換を目指す生息環境管理、集落や農地などを中心に実施される被害防除対策は、鳥獣行政、河川行政、農林行政など複数の部局が関係することから、特定計画の策定や運用にあたっては、これらの関係機関・部局が十分に調整を図り、連携して進めていくことが重要である。



※個体群管理、生息環境管理、被害防除対策のいずれかのみを実施する場合や、一部の柱が十分に実施されない場合は、適切なゾーニング管理は実施できない。

図Ⅲ-3 基本的な施策（概念図）

1) 個体群管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」と「個体数管理」の2つの目的で実施する。なお、個体数管理は個体数を減少させることと同義ではなく、一定の個体数に保つことも含まれる。

クマによる人身被害や農林業被害の発生は、個体の問題度に影響するところがあり、クマの個体数に比例して単純に増加するわけではない。しかし、近年、クマの個体数が増加した地域の中には、クマの個体数の増加と分布域の拡大によりクマの生息域と人の生活圏が重なり、人の生活圏内へのクマの出没リスクの増加や人身被害の発生がみられている。加えて、個体数が著しく増加した地域では、生息環境管理や被害防除対策のみを進めたとしても、軋轢の効果的な低減にはつながりにくい。特に、秋季に堅果類等の食物資源が凶作の場合、個体数が著しく増加した地域では大量出没の規模も大きくなると考えられる。

このような地域では、人の生活圏へのクマの侵入の抑制や人との遭遇リスクを下げるために、捕獲による人の生活圏の周辺からのクマの排除等による個体群の低密度化・個体数の適正化が重要であり、軋轢の低減につながる目標個体数を設定して、それに向けて管理を実施していくことが重要である(表Ⅲ-6)。

一方で、管理を目的とする保護管理ユニットにおいても、問題個体をすべて捕獲等しなければ

ばならないわけではなく、これまで、追払い等により被害の防止につながっている場合には、引き続き、同様の方法で対応することはあり得る。

個体群管理は、捕獲による個体群への影響（個体数の増減、性別や年齢構成などの個体群の構成の変化等）、人との軋轢の状況（出没や被害の変化等）をモニタリングしながら、捕獲の効果を検証・評価して、順応的に実施することが重要である。なお、現時点では軋轢の低減につながる個体数は地域の状況によって異なるため目標個体数の設定が難しい地域も多いと思われる。その場合は、過去の個体数を参考にして目標個体数を設定し、目標に向かって捕獲を進めると同時に被害の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて捕獲数を順応的に変化させながら軋轢の低減につながる目標個体数を導き出すという進め方も可能である。そのため、管理を目的とする保護管理ユニットでは、上記を踏まえて目標個体数を設定し、問題個体の管理と個体数管理を進めていく。

表Ⅲ-6 目標個体数の設定（例）

	目標	理由
例1	<p>【計画目標】 軋轢を10年前の状態まで下げる</p> <hr/> <p>【目標個体数】 800 頭程度で管理する</p>	<p>推定個体数が 800 頭を超えた 10 年前から、被害件数と許可捕獲数が増加傾向であるほか、大量出没年の出没件数の増加と発生サイクルの短縮がみられる。そのため、軋轢の低減を目的に、10 年前の推定個体数である 800 頭を目標とする。</p>
例2	<p>【計画目標】 市街地等へのクマの出没を減らす</p> <hr/> <p>【目標個体数】 1,500 頭以下で管理する (概ね 1,500~2,000 頭の範囲)</p>	<p>近年クマの分布域の拡大により、市街地等での出没が増加している。クマの分布メッシュのうち、市街地及び周辺等と重複するメッシュで積極的に個体数管理を行い市街地等へのクマの侵入を防ぐ。クマの分布域では、市街地及び周辺等を除いた約 10,000 メッシュを担保する。さらに、これまでの調査結果を踏まえ、1メッシュあたりの平均生息密度を 0.15(0.10~0.20)頭/km² とすることを目標として、目標個体数を 1,500 頭以下(約 1,000~2,000 頭)とする。</p>
例3	<p>【計画目標】 農業被害金額を現在の半分にする</p> <hr/> <p>【目標個体数】 ユニット A:400頭以上を維持する ユニット B:800~1,200 頭</p>	<p>保護管理ユニット A の推定個体数は約 400 頭であり、過去から大きな被害は発生していない。そのため問題個体の管理を中心に、400 頭以上の個体数を維持する。</p> <p>保護管理ユニット B では、クマの個体数の増加及び分布拡大を原因とした農業被害が深刻なことから、農業被害金額の半減を目指す。農業被害及び出没件数が現在のおよそ半分だった 10 年前の個体数が約 800~1,200 頭であったことから、この個体数を目標に、主に分布拡大地域を中心に管理を行う。</p>

問題個体の管理

本ガイドラインでは、下記①②のいずれかに該当する個体を問題個体と定義する。

①排除エリア（P25 参照。）に出没している個体

※排除エリアに出没している個体だけでなく、排除エリアのごく近傍の場所にいる個体、排除エリアへの出没を繰り返してきたと考えられる個体など、排除エリアへの侵入の蓋然性が大きい個体である場合も含む。一方、単に山野にいるクマを「いつか排除エリアに侵入するおそれがある」と解釈し、問題個体として扱うことは適切ではない。なお、単に山野にいるクマについて、問題個体としてではなく、個体数管理の対象として捕獲等を行うことはあり得る。

②これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発生させた個体といった直接的な被害を発生させた個体、及び人につきまとうなど直接的な危害を与える可能性が高い個体であって、現時点では排除エリアにいない個体

※現時点では直接的な被害を起こしていないものの、他の対応事例の経験や分析等から、今後直接的な被害を発生させる可能性が高いと考えられる個体についても含む。

※コア生息地や緩衝地帯などにおいて、クマの防衛的な行動によって人身被害を起こした個体であって、その後の被害が懸念されない場合は問題個体として扱わないことも可能である。

問題個体については、周辺住民の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があること、行動がエスカレートして人身被害につながるおそれがあることから捕殺することが適当であるとされる。②については、出没や被害が発生した場所及び出没ルート周辺で集中的に捕獲を強化することで問題個体を確実に排除する。また、捕獲等した個体が、過去に問題を起こした個体であるか特定することは事態の収束の判断や今後の対策の検討につながるため、人身被害が発生するなど特に被害が深刻な場合は、捕獲等した個体と照合できるよう被害が発生した場所において必要なサンプルの採取や分析を行える体制を整えておくことが重要である。

地域住民の安全確保の観点から、問題個体を発生させないこと、問題個体による被害が深刻化する前に迅速に対応することが必要であることから、自治体は日常的にクマの目撃等の情報を収集する体制を整え、排除エリアへの出没抑制対策や管理強化エリアでの定着個体の排除、これらのエリアにおける被害防除対策を地域と協力しながら推進することが重要である。

個体数管理

近年、クマの分布域の拡大や個体数が増加しており、排除エリアへのクマの出没やそれに伴う人身被害が発生している。そこで、人とクマとの軋轢が大きい場合は、第二種管理計画において、軋轢の低減につながる目標個体数を設定し、「個体数管理」のための捕獲を管理強化エリアと緩衝地帯で行う。

個体数管理のための捕獲は、目標捕獲数の達成が目的ではなく、軋轢の低減が目的であることを踏まえて実施する。捕獲行為自体が目的化しないために、軋轢の低減につながる目標を設定した上で、捕獲が必要な場所や時期を明確にして捕獲を実施することが重要である。

2) 生息環境管理

2021（令和3）年10月に告示された鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）では、野生動物の生息環境管理は、

- ・ 個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を進めるための生息環境として保全・管理すること、
 - ・ 被害を防止するため人里周辺に鳥獣が寄り付きにくいような環境を管理すること
- の2つの事項が示されている。

（クマの生息環境の保全・管理）

クマでは、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を進めるために、コア生息地及び緩衝地帯において人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を目指すことを目的とした生息環境管理を行う。

（クマが利用しづらい環境の管理）

クマによる被害を防止するために、排除エリアや管理強化エリアの里地里山林や耕作放棄地等において、ヤブの刈り払い等を行い、クマが生息及び滞在しづらい環境を整備する。また、市街地等へのクマの侵入ルートとなりうる、森林から市街地等へ続く緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う。

都道府県や市町村において、年次の実施計画やゾーニング管理計画等を検討・作成する際は、樹木伐採を行う河川敷等の生息環境管理をすべき場所についても整理し、計画内に明記するのが望ましい。ただし、草刈りや河川敷等の生息環境管理整備においては多様な生物が影響を受ける可能性があることから、必要に応じて地域の状況に合わせて伐採の時期、範囲等についてクマ被害防止に必要な部分だけ伐採整備するなど配慮が必要である。

3) 被害防除対策

人身被害や農作物被害の減少のためには、被害が発生してから対処するのではなく、予防のために対策することが原則となる。特に人身被害の発生を防ぐには、排除エリアへのクマの侵入の防止が重要なため、排除エリアや管理強化エリアにおいて被害防除対策を適切に実施することが必要である。排除エリアでは、クマの侵入を防ぐために電気柵や防護柵等を設置するほか、未収穫作物や放任果樹等の誘引物、人家敷地内等へ誘引しないための生ごみやコンポスト、家庭菜園等の適切な管理を行う。管理強化エリアでは、生息環境管理の対策に加え、クマが定着する要因となりうるカキやクリ等の誘引物を適切に管理するほか、広域の侵入防止柵等を設置することで排除エリアへのクマの侵入を防止する。

また、緩衝地帯やコア生息地においては、ゴミなどクマの誘引物となるものの管理や利用者への普及啓発を徹底する。

（4） 出沒対応

1) 市街地等への出沒防止に係る取り組み

2024（令和6）年2月に作成された対策方針では、クマの出沒の要因として、人への警戒心の薄れのほか、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任

果樹の増加等による市街地等の周辺部がクマに適した生息環境に変化しつつあることが示されている。また、市街地等への侵入経路として、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等があげられるほか、市街地内でも緑地を利用して移動すること等が示された。

出没の防止に向けた取り組みでは、これらへの対処を基本として、耕作放棄地や放任果樹に対する対策を適切に行うほか、移動ルートとなる緑地における樹木の伐採等により侵入経路の遮断を行うことが重要である。また、秋期は、堅果類や液果類等の主要な食物資源量が大きく低下する年に出没件数が急増する傾向にあることから、それぞれの地域の対象となる食物資源の豊凶調査を行い、事前に出没予測を速やかに公表することで大量出没に備えることも重要である。

また、クマが人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟制度により、銃器を使用して捕獲等することが可能であるが、本来はクマを人の日常生活圏に出没させないことが重要であることから、緊急銃猟制度による対処のみに安易に頼ることは、行政の姿勢として必ずしも適切ではない。むしろ、「(3) 基本的な施策」により長期的な視点に立った計画的な管理施策を平時から講ずることによって市街地等へのクマの出没を防止することを基本とした上で、それでもなおクマが人の日常生活圏に出没した場合に限り緊急銃猟によって対処することが行政の姿勢として望ましい。こうした考え方については、2025（令和7）2月に鳥獣保護管理法の一部が改正され、同法第3条第1項に基づく基本指針及び同法第4条第1項に基づく鳥獣保護管理事業計画の記載事項にそれぞれ追加された（2027（令和9年）4月施行）。「(3) 基本的な施策」については、上記の鳥獣保護管理法の改正の趣旨も踏まえ、適切に取り組む。

この他、吹き矢を用いて麻酔が行われた事例がある。こうした捕獲等の方法の制度や性質を把握し、出没時の対応や平時における体制整備を適切に行う。

2) 市街地等への出没時の対応

市街地等にクマが出没した場合には、2021（令和3）年3月に作成した「クマ類の出没対応マニュアル」や2025（令和7）年7月に作成した「緊急銃猟ガイドライン」（※いずれも環境省作成）も参考に、対応することとなる。なお、市街地等にクマが出没した場合は、主に市町村が中心となった対応となることから、都道府県は市町村への必要な支援を行うことが必要である。また、出没の事例は詳細に記録し、対応の改善に活かす。出没対応の詳細は上述の出没対応マニュアルを参考することとし、本項では概略を示す。

3) 体制整備

事前準備

クマが市街地等に出没した場合には、住民の安全を最優先に確保するとともに、関係機関が連携して速やかに対応することが重要である。そのため、出没対応を円滑に進めるための事前準備として、「関係者リストの作成及び役割分担の整理」「連絡体制図の作成」「マニュアルの作成」「模擬訓練の実施」等を実施しておくことが重要である。

関係者リストの作成及び役割分担の整理

クマが市街地等に出没した場合に備え、クマの市街地等出没に対応する関係者のリストと各関係者が担う役割分担を整理しておくことが必要である。また、緊急銃猟を実施する際に必要な手順や体制は、通常の出没対応時と異なる場合があることから、緊急銃猟を実施する際の体制についても同様に整理しておくことが重要である⁸。

連絡体制図の作成

クマが出没した際に円滑な状況共有が図れるように、情報伝達に係る連絡経路を整備しておくことが重要である。連絡体制図は、通報から情報集約、関係機関の連絡までの経路について、担当機関と部署を整理して作成する。連絡経路は、クマの出没時の緊急性に応じて分類することや、同一機関の部署内での連絡経路は別に整理する等の分かりやすくなる工夫があるとよい。また、夜間休日にクマが出没する場合も想定し、業務時間外の緊急的な連絡体制図の作成も同様に必要である。なお、管轄する担当部署の変更や担当者の異動等も考慮し、連絡体制図の定期的な見直しや関係者との事前協議を年度初めに必ず実施しておくことが重要である。

マニュアルの作成

整理した関係者の役割分担と連絡体制図をもとに、クマの出没時のマニュアルを作成しておくことが重要である。マニュアルでは、クマの出没場所に応じた対応の方針、通報から現場対応及び事後作業までの流れや各機関の役割、出没対応時の判断や指揮系統、各対応（追払い、捕獲等）の実施方法や実施する際の注意点等について整理する。作成したマニュアルは、対応の事例や模擬訓練等を通して課題の抽出・整理を行い、定期的な見直しを図る。

なお、捕獲等の対応の中には、緊急銃猟による対応も考慮する。その際は、緊急銃猟時には、対応する捕獲者、市町村が担う役割が通常の場合と異なる場合があることに留意が必要である。

模擬訓練の実施

作成した出没対応マニュアルに沿って模擬訓練を行い、作成したマニュアルや出没対応時の体制の見直しを図ることが重要である。模擬訓練は、市町村、都道府県の他に、警察や捕獲従事者など実際の出没対応にあたる関係者を集めて実施する⁹。

⁸ 詳細は緊急銃猟ガイドラインを参照。

⁹ 模擬訓練の方法の詳細は「クマの出没対応構築事業の成果報告集ークマの出没の防止と円滑な対応に向けてー」を参照。

内容	役割	機関	分担
通報の 受け取り	住民等からクマの目撃等に関する情報を受け取り、情報統括に伝達する。	市町村	聞き取り・情報集約
		警察	聞き取り・市町村への情報伝達
		消防	聞き取り・市町村への情報伝達



内容	役割	機関	分担
情報統括	目撃等の情報を集約し、関係者に伝達する。	市町村	情報集約と関係者への伝達



内容	役割	機関	分担
注意喚起	学校施設や住民等に対する情報提供、パトロールや注意喚起等を行う。	市町村	関係者への注意喚起、広報
		警察	住民等への注意喚起、パトロール



内容	役割	機関	分担
本部対応 (本部班)	出没対応時に庁舎内等で情報統括を担い、現場との情報連携、必要な許可手続きの実施、報道機関対応など現場対応の支援を行う。	市町村	・情報統括、関係者との連絡調整 ・許可手続き ・報道対応
		警察	手続き等に関する警察との調整
		都道府県	市町村の支援
現場対応 (現地班)	クマの出没現場にて、通行制限の措置、住民の安全確保、捕獲等の対応を実施する。	市町村	現場統括、本部班との連絡調整
		警察	安全確保や通行制限の措置
		消防	負傷者の救護
		捕獲従事者	捕獲等の対応の実施
		都道府県	市町村の支援

図Ⅲ-4 通報から対応までの流れと分担の例（項目ごとの整理の例）

4) 銃猟による対応

クマが市街地等に出没した際には、緊急銃猟制度等により銃猟を行うことが想定されるが、関係法令についても把握する必要がある。

また、実包（ライフル弾、スラッグ弾等）を用いて対応する方法と、麻酔による方法がある。

緊急銃猟

2025（令和7）年に改正された鳥獣保護管理法では、人の日常生活圏において、クマを含む危険鳥獣が侵入し、銃猟の実施によって人の生命又は身体に危害をおよぼすおそれがないと認

められるなどの一定の条件を満たす場合に、法第 34 条の 2 に基づく緊急銃猟が可能となった。ただし、緊急銃猟を実施するにあたっては、一定の要件を満たす捕獲者が実施する必要があること、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止する措置をとることなどが法令で定められており、実施するにあたっての条件を正しく理解しておくことが必要である。緊急銃猟においては、実包のみならず、麻酔銃猟¹⁰も可能であり、適切な方法を選択する。

緊急銃猟の実施にあたっては、「緊急銃猟ガイドライン」（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室，2025）も参考に、対応することとなる。

都道府県知事による麻酔銃猟の許可

2014 年（平成 26 年）の鳥獣保護管理法の改正により創設された制度で、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 に基づき、都道府県知事の許可を受けて麻酔銃猟が可能である。本制度による捕獲等は、法第 38 条第 2 項に基づく銃猟の禁止の対象とはならず、住居集合地域等において麻酔銃猟¹⁰が可能である。

なお、法第 38 条第 3 項に基づく、弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かってする銃猟については禁止されているため、例えば、クマが建物に侵入している場合等には、法第 38 条の 2 に基づく麻酔銃猟はできない。また、都道府県知事の許可を受ける必要があるため、クマが出没した後に速やかに実施するためには、事前の連絡体制の整備が必要となる。これらの点について、緊急銃猟制度においては、法第 38 条第 2 項のみならず第 3 項の規定に関わらず銃猟が可能であり、また、都道府県知事の許可等も受ける必要がない。

その他（警察官職務執行法、刑法）

住民や対応者に危険が及ぶ場合は、警察官職務執行法第 4 条第 1 項又は刑法第 37 条（緊急避難）による対応が行われた例がある。

警察官職務執行法第 4 条第 1 項が適用される場合は、警察官の命令により発砲することが可能となる。同法の適用については、事前に警察と協議を図り、認識を共通させておくことが重要となる。

また、ハンターの判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法第 37 条の緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却されるなどしてきた。

¹⁰ 麻酔銃猟については、使用する薬剤や量により鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法に該当する場合には、法第 37 条第 1 項の許可を受ける必要がある。また、P36 の「参考 麻酔を用いた捕獲等における運用上の留意点」、P37 の「表Ⅲ-7 麻酔を用いた捕獲等の整理」も参照のこと。

5) 銃猟以外の方法で捕獲等する対応

クマが市街地等に出没した際に銃猟以外の方法で対応することはあり得る。

許可を受けて行う銃猟以外の方法による捕獲等（麻酔を用いる方法を除く）

鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、はこわな等の銃猟以外の方法を用いてクマを捕獲等することは、制度上可能である。なお、クマを迅速に捕獲等するためには一定の条件を満たす場合には緊急銃猟により対処することが望ましいが、例えば、建物内に爆発物がある場合や建物の構造等からクマが視認できない場合その他銃猟が選択できない場合や、銃猟を実施できる人材が直ちに現場に向かえない場合については、はこわなによりクマを捕獲等することはあり得る。

また、例えば、クマであっても幼獣（※）であって、網等を用いることによって作業者の危険を伴わず、かつ速やかに捕獲等を行うことができる場合が考えられる。

※一律に幼獣といっても大きさによって危険性が異なることに留意する。クマの場合、当歳仔（その年生まれ）の秋頃までは網等でも対応可能であるが、10 キロを超える冬頃には人間が上に乗っても四つ足で立ち上がるほどの力があるため、幼獣といってもリスクが高い。

許可を受けて行う銃猟以外の方法による捕獲等（麻酔を用いる方法）

鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、麻酔を用いてクマを捕獲等することは、制度上可能である。

なお、吹き矢を用いた麻酔は鳥獣保護管理法第36条の危険猟法に該当するため、同法第37条第1項に基づく危険猟法に係る許可や使用する薬剤や量によっては毒物及び劇物取締法等の手続等が必要となる。

〈 参考 麻酔を用いた捕獲等における運用上の留意点 〉

麻酔銃は、一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いものが多く、到達範囲の確認が容易である。また、麻酔銃に使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節することが可能である。これらのことから、麻酔銃による捕獲等は、きめ細かな安全対策を講じることにより、一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能である。一方で、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性がある。また、一般的に装薬銃の発射と比べて、より対象個体に近づいたうえで、確実に対象個体の体内に麻酔薬を投薬することが求められるため、従事者が反撃を受ける被害が発生し、かつ、その被害が人命に関わる甚大なものとなる可能性がある。

これらを踏まえたうえで、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合にあっては、麻酔銃猟によるクマの捕獲等は実施し得るものと考えられる。

麻酔銃猟の実施にあたっては、「住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて」（環境省, 2016）も参考に、対応することとなる。吹き矢を使用して行う麻酔についても上記の麻酔銃による捕獲等と同様に運用上の留意点があるものとして取り扱うことが適当である。

表Ⅲ-7 麻酔を用いた捕獲等の整理

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令(毒物及び劇物取締法、医薬品医療機器等法、麻酔及び向精神薬取締法)	安全かつ確実に実施できる場合(※)とはいえない場合	安全かつ確実に実施できる場合(※)
	第9条に基づく許可(鳥獣の捕獲等の許可)の要否	第37条第1項の許可(危険猟法の許可)の要否	第38条(緊急銃猟)の対応					
		第1項(夜間銃猟の禁止)	第2項(住居集合地域等における銃猟の禁止)	第3項(建物等に向かっている銃猟の禁止)				
麻酔銃猟(緊急銃猟として実施)	不要	使用する薬剤や量によっては必要	禁止の適用除外	禁止の適用除外	禁止の適用除外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
麻酔銃猟(鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施)	必要	使用する薬剤や量によっては必要	実施不可	禁止の適用除外(法9条に加え、法第38条の2の許可を得た場合のみ)	実施不可	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
吹き矢を使用した麻酔(鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施)	必要	必要	禁止の対象外	禁止の対象外	禁止の対象外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る

※麻酔による捕獲等を実施したことで、実施しなかった場合に比べ、むしろ対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性や、従事者が反撃を受ける被害が発生する可能性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔を用いた捕獲等を実施することが判断される場合。

6) 人身被害発生時の対応

人身被害の発生時は、発生状況を正確に把握するため、可能な限り現場の状況を保存し、現場検証と加害個体のサンプル採取を行う。現場検証では、表Ⅲ-8で示す内容を例に情報収集を行い、被害の発生状況や被害発生に至った背景を分析し、被害発生原因の解明と再発防止に向けた対策を検討する。また、被害発生現場では加害個体の特定につながるサンプル、被害発生現場周辺では捕獲された個体のサンプルを採取・分析し、加害個体が確実に捕獲されたなど事態の収束判断に活用する（表Ⅲ-9）。

人身被害発生の危険性があるなど、危険性の高い個体はいずれのゾーンにおいても捕獲する必要がある。ただし、コア生息地や緩衝地帯などにおいて、クマの防衛的な行動によって生じた被害であってその後の被害が懸念されない場合は、捕獲の対応を行わない選択も可能である。その場合は同様の被害が発生しないように利用者に普及啓発を行うなど、対策を強化することが重要である。

人身被害が発生した場合にどのような対応を行うか迅速に判断できるように、関係者（都道府県、市町村、警察、消防、捕獲技術者、学識経験者等）で構成する連絡協議会等を事前に立ち上げておくのが重要である。また、都道府県や市町村等の行政界で人身被害が発生する場合もあることから、連絡協議会等では隣接する行政機関も含めて構成しておくことが重要である。☞収集した情報の分析方法や分析結果を基にした対策の検討方法は、環境省（2025）「クマ類の出没対応構築事業の成果報告集」を参照。

表Ⅲ-8 収集する情報の例

項目	内容
基本情報	日時、天候
被害者の情報	年齢、性別、身長、連絡先、怪我の状況(怪我の種類、受傷部位等) 事故時の活動内容、行動人数、対策の有無(内容、装備等)
発生場所	場所(住所、位置情報)、周辺の環境(写真等)、誘引物の有無
加害クマに関する情報	事前の情報の有無(遭遇や事故発生前に目撃情報があったか等) 個体の行動(事故発生前・発生時・発生後)、大きさ、頭数(単独/親子)

表Ⅲ-9 人身被害現場で遺留品等から採取することが望ましい試料

項目	得られる情報
クマの体毛 (毛根部含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 個体の識別情報(遺伝子分析) • 性別(遺伝子分析) • 人為的食物への依存程度(安定同位体分析)
クマの血痕	<ul style="list-style-type: none"> • 個体の識別情報(遺伝子分析) • 性別(遺伝子分析)

7) 過去の人身被害事例の分析

クマによる人身被害の発生を未然に防止するためには、排除エリアにクマを侵入させない対策を徹底することに加え、いずれのゾーンにおいてもクマとの遭遇を回避する対策を実施する

ことが重要である。人身被害の防止対策を検討する上では、人身被害が発生した過去の事例を分析するとともに、人身被害に至らなかったがクマと遭遇した事例についても収集・分析を行い、クマとの遭遇の要因や適切な対策方法について検証することが重要である。

(5) 普及啓発

クマの保護・管理を進めるためには、関係機関や団体、地域住民等の理解と協力が必要である。そのためには、クマに関する正しい知識、被害防止のための必要な情報（電気柵等の設置方法、誘引物の除去等）の発信を行う。また、クマの生息地内での突発的な遭遇を回避するため、森林内での作業や登山者・観光客等に遭遇しないための方法や遭遇した際の対処法についての普及啓発を行う。

(6) 順応的管理のためのモニタリング

都道府県が作成した第一種保護計画及び第二種管理計画では、計画の運用と立案した計画の適切さをモニタリングによって評価する。計画の運用では、特定計画において設定した施策（アウトプット）が実行されたか、実行された施策が施策目標の達成（例：捕獲数〇頭、誘引物の除去数、刈払いの実施件数等）につながったか、アウトカム目標の達成（人身被害件数、農作物被害額、出没情報数の減少、目標個体数の達成など）につながったかを評価する。合わせて、特定計画で定めた保護・管理の目標と施策が実現可能なものであったか、また適切な目標であったかを評価し、これらの評価を基に特定計画の見直しを図るなど、順応的に管理することが重要である。

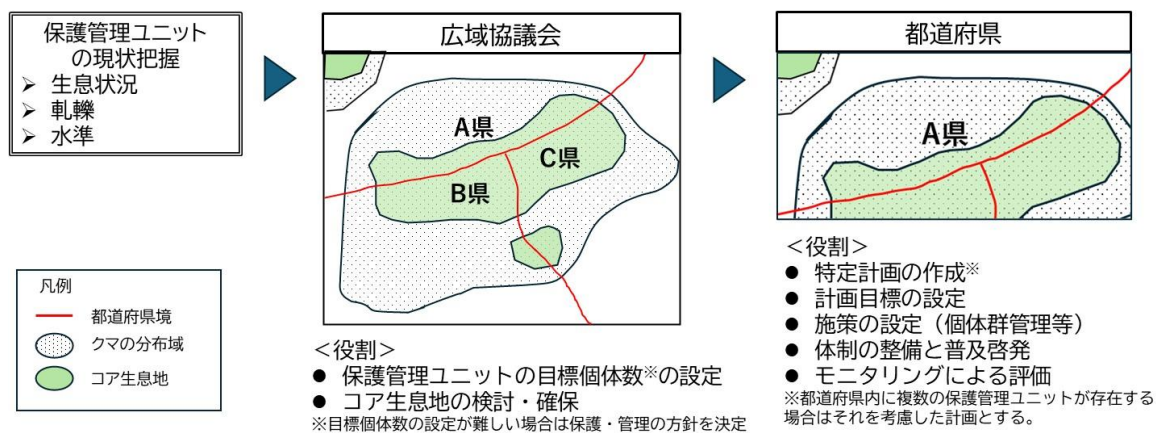
IV. 特定計画の運用

1. クマの保護・管理の階層

(1) 広域の保護・管理方針の決定

クマの保護・管理は、「保護管理ユニット」単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位での保護・管理の2つの空間スケールにより進めていく。

広域的な保護・管理では、保護管理ユニット内の都道府県が環境省と協力して広域協議会を設立する。広域協議会では、都道府県のモニタリングデータを共有し、保護管理ユニット全体の保護・管理の方針（個体群を縮小させるか、維持・増大させるか等）や、広域保護管理指針等を作成するとともに、行政界を跨って存在する奥山やクマの元来の生息域等の情報から、広域的な「コア生息地」の検討・確保を行う。さらに、個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、保護・管理の方針をもとに目標個体数を設定する（表Ⅲ-2）。なお、広域保護管理指針等や目標個体数は、目標達成までの期間と鳥獣保護管理事業計画の期間と整合を図った上で設定するのが望ましい。



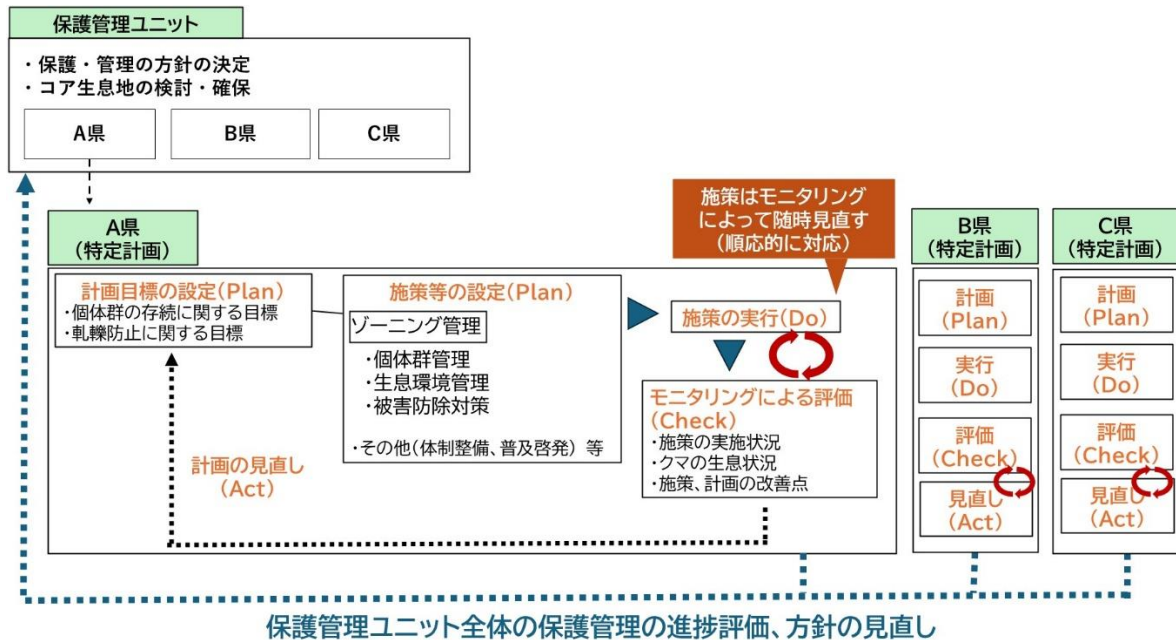
図IV-1 クマの保護・管理における広域協議会と都道府県の役割

(2) 特定計画の策定

都道府県は、保護管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定する。特定計画では、保護・管理の目標（以下「計画目標」という。）を設定した上で、計画目標を達成するために必要な、ゾーニング管理（詳細は P25-27 を参照）及び基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）（詳細は P29-31 を参照）に加え、これらの施策を適切に運用するための体制整備や普及啓発に関する事項を定める。計画目標と施策は、随時モニタリングによる状況分析を行い、次期計画の改定時には施策の実施状況及び計画目標の達成状況を評価して、計画の見直しを図る。さらに、保護管理ユニット内の都道府県の計画目標の状況、クマの生息状況、軋轢の状況について広域協議会で整理を行い、保護管理ユニットの保護・管理の方針の見直しにつなげる（図IV-2）。

なお、特定計画においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の各施策を運用す

る際はゾーンに基づいて実施される（図IV-3）。特に個体群管理については、捕獲行為そのものが目的化しないために、軋轢の低減のために、捕獲を強化するゾーンを考慮しながら実施することが重要である。



図IV-2 保護管理ユニットと都道府県におけるクマ保護・管理の階層構造

ゾーン/施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> 出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 耕作放棄地の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 排除地域への出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 耕作放棄地の解消 里地里山林の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山林の管理 	<ul style="list-style-type: none"> クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討） 	
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵・防護柵等の設置 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 誘引物（放任果樹等）の管理 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 追い払いの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 追い払いの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 追い払いの実施 	
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への注意喚起や対策の指導 被害対策に関する指導 捕獲に関する安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> 被害対策に関する指導 捕獲に関する安全指導 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 	
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 捕獲技術者の育成・確保 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） 緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む） 				

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的とした保護管理ユニットで実施される。

図IV-3 ゾーニング管理と施策の関係

< 特定計画の策定と評価の例・・ 個体数水準 4 の例示・・ >

計画目標の設定(例)

■ 軋轢軽減の目標を設定

【例】農作物被害額を 2010 年度と同程度に抑える。

【例】排除エリア内の出没件数を年間 100 件程度まで減少させる(5 年間の平均)

■ 軋轢軽減につなげるための目標個体数の設定

【例】個体数を 1,500 頭程度で維持する

施策の設定(例)

■ 計画目標達成のために実施する施策(アウトプット)を設定する

項目	現状分析	方針
ゾーニング管理	ゾーンの設定がされていないため、どこで、誰が、どのような施策を、どの程度行うべきかが不明確である。	県内におけるゾーン設定の考え方を明確にする。市町村のゾーニング管理計画の作成を支援する。
個体群管理	今年度末の個体数は 2,000 頭程度、自然増加率は 1.12 と推定。	年間の捕獲率を 15%~16%で維持する。排除エリアへの侵入個体は全て捕獲する。管理強化エリアでは、許可捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業、緩衝地帯では許可捕獲(数の調整)を行い、目標個体数に向けた捕獲は、主に管理強化エリアと緩衝地帯で実施する。
被害防除対策	農作物被害の中心は、夏季のデントコーン、秋季は果樹(リンゴ、ブドウ等)であるが電気柵の普及や適切な管理が進んでおらず被害が多発している。	デントコーン及び果樹への電気柵の設置を支援する。すでに電気柵が設置されている農家では電気柵の管理に関する講習会を実施する。
生息環境管理	A 川の河畔林、耕作放棄地を中心に目撃が多発しておりクマの市街地への出没ルートとなっている。同様の環境が他市町村にもあるが対策が進んでいない。	河畔林等において市町村が行う樹木伐採等の支援を行うとともに、耕作放棄地の解消を図る。

【施策の実施状況の確認(例)】

施策	実施状況(初期アウトカム)	収集する情報
ゾーニング管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県のゾーニング管理計画において県全体のゾーン設定の考え方や、市町村におけるゾーニング管理計画作成のためのマニュアルを作成した ・15 市町村がゾーニング管理計画を作成した。 ・上記を踏まえ、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を実施した。 	ゾーンの設定状況
個体群管理	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年間の捕獲数は 350 頭、300 頭、200 頭、230 頭、220 頭(捕獲率:11%~17.5%) ・管理強化エリアでの捕獲は 5 割程度だった。 ・捕獲個体は成獣 7 割、うちメス 4 割だった 	捕獲数 捕獲したゾーン 捕獲個体の構成
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> ・A 市ではデントコーンを対象に〇ha、B 町では果樹を対象に●ha の電気柵を設置した。 ・被害防除対策に関する講習会を 5 年間で 15 回(〇市、△市・・)開催した。 ・C 町をモデル地区に〇本のクリを伐採した。 	対策面積 対策実績
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・A 川において河畔林の樹木伐採等を合計〇ha 実施した。 	事業面積



【計画目標の達成状況の評価(例)】

計画目標	結果(中間アウトカム)	評価指標
農作物被害額を 2010 年度と同程度に抑える。	県全体の農作物被害額は 2010 年度の約 1.1 倍であり、目標は達成しなかったものの被害金額の減少につながった。対策を実施した A 市では被害金額が 8 割減少、B 町では 6 割減少した。	被害金額
排除エリア内での出没件数を年間 100 件程度まで減少させる。	県の排除エリアにおける 5 年間の平均の出没件数は 150 件(前期計画の 8 割程度)であり、減少に転じたものの目標達成には至らなかった。	ゾーン別の出没件数
個体数を 1,500 頭程度で維持する。	推定個体数は 800~1,800 頭(中央値 1,450 頭)であり目標を達成した。	推定個体数

<評価> 農作物被害額は、県全体では目標達成に至らなかったが、電気柵等の対策を行った地域では被害金額の減少につながり、特に果樹への対策が被害金額の減少に効果的であった。ただし、目標個体数への誘導が達成できたものの、排除エリアでの出没件数は目標達成に至らなかった。一方で、A 市では他市町村と比較して管理強化エリアでの捕獲が多かったこと、A 川の河川敷の樹木伐採やデントコーンへの電気柵の設置の推進等により、出没件数が前期計画の半数程度となった。次期計画では A 市をモデルに対策を進めていく。

2. 広域的な保護・管理の運用

(1) 広域協議会の運用例

ツキノワグマでは、西日本を中心に保護管理ユニットを対象とした広域協議会が設立されている(表IV-1)。一部の広域協議会では、保護管理ユニットを対象とした個体数の推定を行い、推定個体数に応じた保護・管理の方針を定め、その方針の下で各県の特定計画を策定する運用がされている。例えば、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会では、各県の個体数ではなく東中国保護管理ユニットの推定個体数を基に、狩猟による捕獲の禁止・解禁を判断し、各県の特定計画に反映する運用がされている。西中国山地ツキノワグマ対策協議会では、保護管理ユニット全体の推定個体数を基に3県共通の特定計画を作成し、それに基づく保護・管理が進められている。

表IV-1 ツキノワグマの保護・管理に係る広域協議会

協議会	構成する都道府県	内容
白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会	富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県	白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針(平成21年3月)の作成
北近畿東部地域ツキノワグマ保護管理広域協議会※1	福井県・滋賀県・京都府	広域保護管理指針(案)の作成(作成中) 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会※2	京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針(令和3年10月)の作成 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
西中国山地ツキノワグマ対策協議会	島根県・広島県・山口県	保護管理ユニットを対象とした個体数の推定、堅果類の豊凶調査 3県の特定計画の作成
紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会	三重県・和歌山県・奈良県	紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針の作成(非公表) 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
四国ツキノワグマ広域協議会	徳島県・香川県・愛媛県・高知県(協議会事務局・運営は中国四国地方環境事務所が中心)	ツキノワグマ四国地域個体群広域保護管理指針(令和2年1月)の作成

※1 近畿北部保護管理ユニットのうち、東部の地域が含まれる。

※2 近畿北部保護管理ユニットのうち、西部の地域が含まれる。

(2) 広域的な保護・管理を進めるための国の支援

2024(令和6)年4月にヒグマ及びツキノワグマ個体群(四国を除く)が指定管理鳥獣に指定されたことに伴い、地方公共団体が行うクマの捕獲や出没防止対策等について、指定管理鳥獣対策事業交付金により支援を行っているところ。なお、本交付金を活用して実施する事業の

地方公共団体負担分については特別交付税が措置される。さらに、本交付金では、協議会におけるクマの広域的な・保護管理の方針の検討・策定に係る経費について、定額の上限を引き上げるなど都道府県への交付割合と比較して高い水準で支援している(2025(令和7)年度末時点)。

また、本交付金の交付対象経費と同様の対策であって地方公共団体の単独事業についても、特別交付税が措置される。

(3) 広域的な保護・管理の利点

保護管理ユニットを単位とした広域的な保護・管理の利点は以下が挙げられる。特に保護管理ユニット内の都道府県は、国の交付金等を活用し、連携を図りながら広域的な保護・管理を進めていくことが望ましい。

- 都道府県での推定値の重複がなくなることや調査地を幅広く設定できることで、推定個体数の精度向上が見込まれる。また、複数の都道府県が連携することでモニタリングに係る費用の分担や予算の確保がしやすくなることが期待できる。
- 都道府県単体の状況から判断しづらい施策(例:狩猟の解禁、個体数の調整の判断など)について判断材料を増やすことができる。
- 隣接した都道府県との情報共有を図りやすい。
- 都道府県境部などの行政界に跨る地域での調査や施策が行いやすい。
- 複数の都道府県が連携することで、1つの都道府県の担当者が異動した際も適切な施策を継続して進めることができる。
- 保護管理ユニットの個体群管理の方針に基づき、単独の都道府県のクマの生息状況だけでなく、保護管理ユニット全体での生息状況に応じた捕獲の対応が可能となり、捕獲に対する社会的理解が得やすくなる。

3. 特定計画の運用のポイント

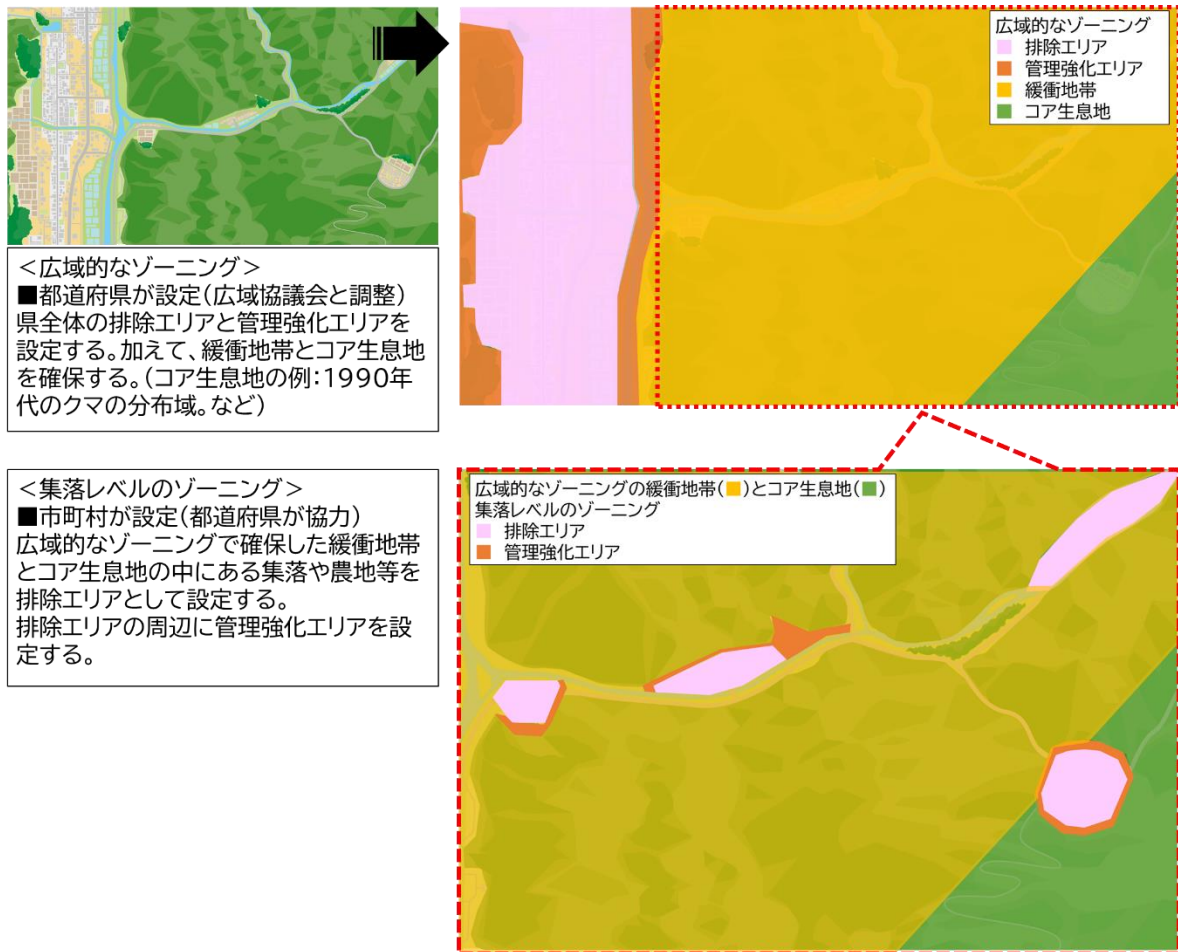
(1) ゾーニング管理

1) 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニング

ゾーニング管理は、「広域的なゾーニング」と「集落レベルでのゾーニング」の2つの空間スケールに分けて考える。(図IV-4)

広域的なゾーニングは、都道府県内のクマの分布域を管理する目的で行う。保護管理ユニットで検討した「コア生息地」に加え、都道府県内の大規模な市街地や農地等が連続する地域を「排除エリア」、排除エリアの周辺部に「管理強化エリア」を設定するといった、クマの分布域の管理に向けた方針を都道府県が決定する。

集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保された「コア生息地」及び「緩衝地帯」の中に存在する集落や農地などを「排除エリア」、「排除エリア」の周辺を「管理強化エリア」として設定し、「管理強化エリア」では排除エリアへのクマの侵入や周辺部での定着の防止を目的とした積極的な対策を行う。集落レベルのゾーニングは、市町村が地域の関係者と連携して設定する。また、都道府県は集落レベルのゾーニングが設定されるよう支援する。



図IV-4 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニングのイメージ

2) 集落レベルでのゾーンの設定方法(市町村におけるゾーニング管理計画の作成)

2022(令和4)年度から2024(令和6)年度にかけて環境省が6道県のモデル地区を対象に実施した「クマの出没対応構築事業における成果報告集」では、本ガイドラインで示す集落レベルのゾーニングにおける排除エリア及び管理強化エリアを導入する際の手順を以下のように整理している。なお、本手順では現地調査等を踏まえて地域の状況を詳細に把握するなどを行っているが、地元の情報に精通している市町村等がゾーニング管理を導入する際などは、必ずしも全ての手順を踏まないと導入できないわけではない。また、クマによる被害を防ぐために早急な対策の実施が必要な場合は、被害の状況に適した対策を実施していきながら、ゾーニング管理の導入・運用も進めていき、必要に応じて区分等の見直しを図っていくような順応的な進め方も可能である。

□ 既存情報の収集と分析

クマの目撃、被害、捕獲に関する情報と土地利用（例：国土数値情報等）を集約して図やGIS等を用いた可視化を行い、クマの目撃・被害発生等の位置と市街地から距離を分析し、現地調査や管理強化エリアを設定する際の幅の参考として整理する。

□ 現地調査による状況の把握

可視化した情報を基に現地調査（踏査による痕跡・環境調査、対策の実施状況、自動撮影カメラ等を用いた動物の利用状況の把握等）を行い情報の整理を行なう。

□ ゾーニング管理案の作成

既存情報、現地調査の結果を基に、排除エリアへの侵入リスクが高い場所や市街地等の周辺部で対策を重点的に実施する場所（特定の地点や一定の幅）を抽出し、ゾーニング管理案（主に、排除エリアと管理強化エリア）を整理する。

□ 地域との意見交換とゾーニング管理案の調整

作成したゾーニング管理案を基に、ゾーニング管理の対象となる地域と意見交換を行い出没リスクの認識を地域と共有するほか、排除エリア等の区分を地域とすり合わせ、すみ分けを図るための目標、実行する対策、行政や住民の役割分担について調整し、現実的に運用可能なゾーニング管理計画を作成する。

□ ゾーニング管理計画の運用と見直し

作成したゾーニング管理計画に基づき、ゾーニング管理を運用するとともに、設定したゾーンは定期的な見直しを図っていく。

3) 管理強化エリアの運用

排除エリアへのクマの侵入や市街地等の周辺部へのクマの定着を防ぐ目的で、排除エリアの周辺で捕獲、被害防除等の対策を強化する管理強化エリアを設定する。なお、管理強化エリアは市街地等から一定の幅（例：排除エリアから林縁に100mの範囲内）や特定の場所（例：奥山から緩衝地帯を通り抜けて市街地等まで続いている河川等）など、地域の状況に応じて柔軟に設定することが可能である。また、管理強化エリア内においても、特定計画で示す管理の目標に合わせて優先度をつけた対策を実施することが可能である（管理強化エリア内のA地区は〇年に捕獲事業で20頭捕獲する、B地区は□年に放任果樹伐採を5本行うなど）。

（2） 個体群管理

1) 保護管理ユニットの個体数水準と個体群管理の方針

クマの個体群管理の方針は保護管理ユニットの個体数水準に応じて定めており（表IV-2及び3）、個体数水準1及び個体数水準2では、問題個体の管理を中心に行うとともに、捕獲数を捕獲上限数の範囲内で管理する。なお、個体数水準2の保護管理ユニットのうち、管理を目的と

する場合は、捕獲上限数を自然増加率の範囲内で設定できるとともに、第二種管理計画を作成することで個体数管理を実施することが可能である。

一方で、個体数水準3及び4など管理を目的とする保護管理ユニットでは、軋轢の低減を目的として目標個体数を設定し、目標個体数に向けた捕獲を実施する。その場合は、問題個体の管理に加えて、目標個体数に向けて個体数管理を進めることが必要である。

なお、個体群管理はゾーニング管理と合わせて考えることが重要であり、排除エリアへの出没防止などを目的に捕獲を実施する場合は、管理強化エリアを中心に個体数管理を実施することが効果的である。管理強化エリアで実施する捕獲のみでは、目標個体数まで減少させることができない場合は、緩衝地帯においても個体数管理を実施する。

表IV-2 保護を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	—	実施しない	実施しない	実施しない

※いずれのゾーンにおいても捕殺は最小限とし、放獣等を検討する。また、問題個体の管理による捕殺数及びその他人為的要因による死亡数は捕獲上限数以下に抑えるよう努める。

表IV-3 管理を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	—	●	●	実施しない

※狩猟による捕獲はゾーン区分に関わらず、狩猟が禁止されていない区域で行われる。

2) 捕獲上限数の設定

個体数水準1及び2の保護管理ユニットでは、狩猟による捕獲数、許可捕獲数（被害防止捕獲、数の調整捕獲など）、緊急銃猟による捕獲数、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数、交通事故等による人為的な死亡数の総計が、第一種保護計画又は第二種管理計画で定める捕獲上限数の範囲内となるように管理を行う。なお、数の調整捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種管理計画を作成していない限りは実施できない。

保護を目標として個体数の回復や分布域の拡大を目指す場合は、個体数水準1では総個体数の3%以下、個体数水準2では5%以下として、年間の捕獲上限数を設定する。

個体数水準2の保護管理ユニットのうち管理を目的とする場合は、軋轢の低減を目的として第二種管理計画を作成し、捕獲上限割合を自然増加率以下で設定してもよい。クマの自然増加率は、環境省自然環境局生物多様性センター（2011）によると、ツキノワグマ：中央値14.5%とされている。ただし、自然増加率は、環境等の要因により地域で異なっていると考えられることから、保護管理ユニットあるいは都道府県で自然増加率を推定している場合は、その値を基準に捕獲上限数を設定する。

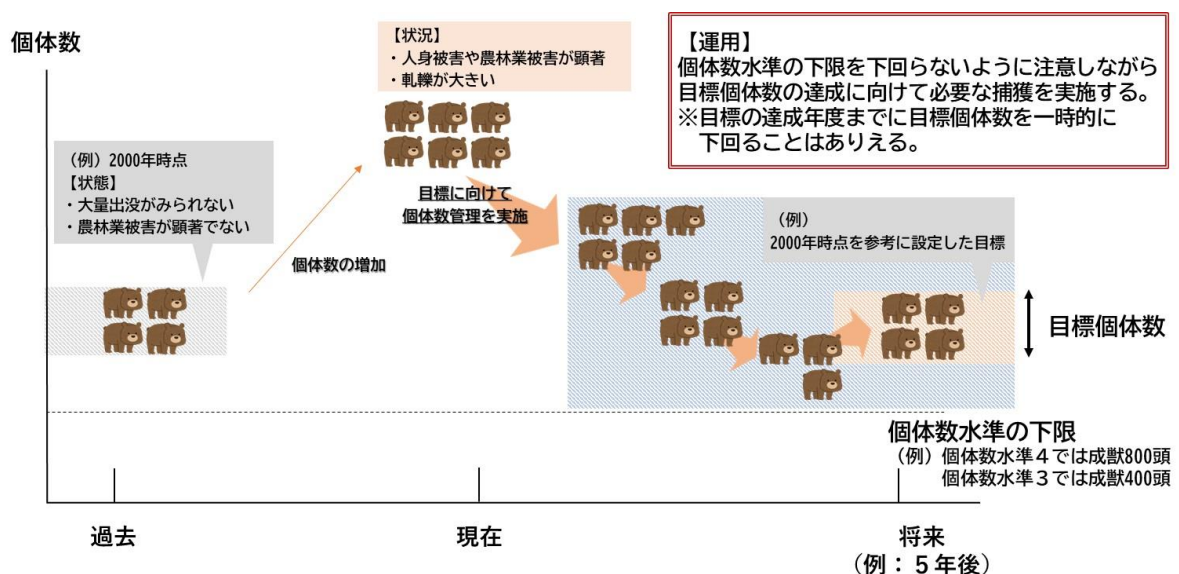
なお、捕獲上限数は単年度又は複数年度で設定する両方の方法が選択可能である。複数年度の管理では、単年度の捕獲上限数に達した場合も、管理が必要な個体があった場合は捕獲が可能

となる。また、捕獲上限割合は、特定計画の期間内で一定である必要はなく、平常年と大量出没年で捕獲上限数を変えるなど、軋轢の状況を想定しながら設定することも可能である。

3) 目標個体数の設定

管理を目的とする保護管理ユニットでは、人とクマの軋轢を軽減するために、第二種管理計画で目標個体数を定めて捕獲を実施する。目標個体数は、個体数水準3の保護管理ユニットでは個体数水準3を維持できる範囲、個体数水準4では個体数水準4を維持できる範囲を原則として、軋轢の軽減につながる個体数を設定する。保護管理ユニットの目標個体数は広域協議会が定め、それに基づいて都道府県は第二種管理計画の目標個体数を設定する。ただし、近年の分布域の拡大や個体数の増加に伴い個体数水準3から個体数水準4に変更となった保護管理ユニットなど、軋轢を軽減するために個体数水準3の個体数とする場合は、目標個体数を個体数水準3の範囲で設定してもよい。その場合は、捕獲の強化によって地域個体群の安定的な維持が妨げられないようにするため、モニタリングによって個体群の動態を定期的に把握しておくことが必要である。なお、推定個体数は幅を持って示されることから、目標個体数も幅で設定することが可能である（図IV-5）。

なお、これまでは都道府県ごとに個体数推定を行っていたことから、推定個体数がわからない保護管理ユニットがあったことや、同一の保護管理ユニット内でも調査方法等が異なっている状況がみられた。そのため、環境省では都道府県と連携して全国統一的手法で保護管理ユニットごとに個体数推定を実施する。第二種管理計画で定める目標個体数は、保護管理ユニットの個体数推定の結果も踏まえ、広域協議会で定める保護管理ユニットの目標個体数と調整を図った上で設定する。環境省による全国統一的手法による調査に加え、実態に即した保護管理を実施していただくためには、都道府県においても環境省と連携して個体数推定や密度等の調査を行っていくことが望ましい。



図IV-5 目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ (例)

4) 捕獲の区分

問題個体の管理及び個体数管理は、許可捕獲（被害防止捕獲、数の調整捕獲など）や指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用して実施される。

狩猟による捕獲は、狩猟が禁止されていない区域であればいずれのゾーン区分においても実施可能である。鳥獣保護管理法第14条（第二種管理計画に係る特例）に基づき、第二種管理計画の達成を図るために特に必要であるときには、休猟区の全部または一部について捕獲等を行うことができる区域を指定すること、狩猟期間の範囲内で期間を延長することができる。そのため、クマとの軋轢が恒常的に発生している都道府県では、クマと人との緊張関係を再構築するために、狩猟期間の延長等を行うことも検討する。狩猟期間を春期まで延長することや、春期に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこと（春期管理捕獲）は、個体の痕跡を発見しやすい残雪期の捕獲が実施できることや、冬眠明けの個体に警戒心を持たせることに加え、春期の捕獲技術を狩猟者の間で継承し、人材を育成していく観点がある。狩猟期間の延長や春期管理捕獲の実施は、これらも考慮した上で検討を行う。

なお、緊急銃猟は、その性質上、問題個体の管理を目的として実施されることから、本ガイドラインにおけるゾーン区分に関わらず、緊急銃猟の条件を満たせば、いずれのゾーンにおいても可能である。

（3） 被害防除対策及び生息環境管理

市街地等への分布拡大や個体の定着を防止するためには、適切な規模まで個体数を減少させるとともに、クマの誘引物の管理や出没防止のための生息環境管理も同時に進めていく必要がある。これらは、ゾーニング管理において設定した管理強化エリア及び排除エリアを中心に実施する。

排除エリアでは、人身被害の防止に加え、放任果樹の管理、農作物被害の防止対策、クマの隠れ場となるヤブの刈払い等を行う。人身被害の防止のためには排除エリアにクマを侵入させない対策を徹底する。排除エリアでは、市街地等の中や林縁部にあるカキ及びブクリ等の誘引物となる放任果樹を確実に管理するほか、飼料作物、野菜、果樹、養蜂箱などクマの被害が発生しやすい農作物等を電気柵等により防除する。特に果樹は、林縁部に接して栽培されることも多いため、排除エリアと接する林縁部（管理強化エリアや緩衝地帯）へのクマの定着や利用の増加を防ぐためにも、クマに餌場として認識させない対策をとることが非常に重要である。

さらに、管理強化エリアでは、クマの定着や排除エリアへの侵入を防ぐ対策を進める。排除エリアと同様に、管理強化エリア内に人間活動に起因する誘引物がある場合は取り除くほか、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などの樹木の伐採及び下草の定期的な刈払い等の生息環境管理を行う。

（4） 施策を評価するモニタリングの指標

作成した特定計画はモニタリングによって評価する。評価にあたっては、計画で定めた施策を適切に実施できたかと、実施した施策が計画目標（アウトカム目標）の達成につながったのかを別々の指標を用いて評価する。

表IV-4 施策の実施と計画目標の達成を評価する指標（例）

項目	内容	指標
実施状況の評価	ゾーニング管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンの設定状況(広域、集落レベル) ・ゾーンでの対策状況
	個体群管理	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲状況(捕獲個体の位置、数、方法、性齢区分)
	生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・刈り払い等の事業の実績 ・人工林の針広混交林化の実績
	被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引物等の管理実績 ・電気柵等の設置実績
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等の体制整備事業の実績 ・出沒対応マニュアルの作成・改訂の状況
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実績 ・注意喚起等の状況
計画目標の達成状況の評価	軋轢の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・出沒状況(ゾーン別) ・人身被害状況(ゾーン別) ・農林水産業被害の発生状況(種類、被害額、面積等) ・被害意識(アンケート調査等)
	地域個体群の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・推定個体数 ・個体群動態(年齢・性別比、繁殖率等の推移等) ・分布状況(分布域・面積・連続性等) ・森林の様態

V. 特定計画の記載項目

1. 計画の名称と考え方

特定計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものである。

鳥獣保護管理法では、生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときは「第一種特定鳥獣保護計画」、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、管理を図るために特に必要があると認めるときは「第二種特定鳥獣管理計画」を定めることができるとしている。

クマの特定計画では、都道府県内のみの生息状況に着目するのではなく、当該クマが属する保護管理ユニット全体の生息状況等を勘案し、第一種保護計画又は第二種管理計画を作成する。

2. 保護・管理すべき鳥獣の種類

ヒグマ又はツキノワグマを対象とする。

3. 計画の期間

原則として3～5年間程度とする。特定計画の上位計画となる鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。また、保護管理ユニット単位で広域保護管理指針等を作成している場合は、特定計画と広域保護管理指針等の計画期間の整合を図って作成することが重要である。

なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

4. 保護・管理が行われる区域（対象地域）

計画の対象区域は、都道府県内でクマが分布する地域とする。対象区域のうち、クマが定着し恒常的に生息している地域（例：捕獲等の情報により繁殖可能な成獣メス等が確認されている地域）と、恒常的な生息や定着の有無は不明だが分布が確認されている地域（例：毎年ではないが数年に1度程度の頻度でオスや亜成獣個体などが単発的に確認されている地域）では、必要な施策が異なることから、クマが恒常的に生息している地域と恒常的ではないが分布がみられる地域とを分けて整理しておくことが重要である。

また、都道府県内に複数の保護管理ユニットが含まれる場合は、一つの計画の中で保護管理ユニット及び対象地域を示し各ユニット毎に計画目標や施策等を設定する（表V-1）。

表V-1 都道府県内に複数の保護管理ユニットが含まれる場合の表記の例

計画名称	保護管理ユニット	市町村	地区	計画目標	施策
A 県第二種 管理計画	〇〇ユニット	○市、●町	○川東部	…	…
	△△ユニット	△市、▲町	○川西部	…	…
	■■ユニット	□市	◇半島	…	…

5. 現状の分析

クマ関連の現状に関するデータを収集し、整理した内容から現状を分析する。現状に関するデータのうち、クマの出没状況（目撃情報、痕跡情報、捕獲情報等）、生息環境の状況（堅果類の豊凶状況等）、人身被害の状況（被害件数、被害人数、被害の内容等）、農林水産被害の状況（被害面積、被害量、被害の種類等）、市街地等及びその周辺部の誘引物の状況（放任果樹等）、被害防止に向けた施策の実施状況（出没抑制対策、被害防止対策、捕獲等）等については毎年必ず収集し、現状整理を行う。また、可能な限り、毎年、クマの生息の動向（密度の増減等）を示すデータを収集し、捕獲等の情報と合わせて分析を行う。特定計画の見直し及び計画の中間評価の時期には、クマの生息状況（分布域、推定個体数等）に関するデータを収集し、計画期間内のクマの生息状況を分析する。

6. 現状の評価と課題の抽出

整理した現状から、施策の実施状況と計画目標の達成状況を評価し、施策と目標に対する課題と改善点を整理する。評価にあたっては、毎年収集するデータ（目撃等情報、捕獲情報、被害情報、施策の実施状況）を基に、毎年実施する施策に改善につなげる。また、特定計画の見直しまたは計画の中間時に生息状況と実施した施策全体の評価を行い、計画目標や方針の見直しを図ることが重要である。なお、設定した施策を実施したが、目標達成につながっていない場合は、実施する施策の内容や規模等に関する改善点を整理する、又は計画目標の見直しを図る等を行い、次期計画に反映させる。

7. 第一種特定鳥獣の保護／第二種特定鳥獣の管理の目標

クマの保護・管理の目的は、将来にわたって地域個体群を安定的に存続させるとともに、人とクマとの軋轢を軽減することである。特定計画では、この目的に基づいて、保護又は管理の目標を設定する。

鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適正な範囲に縮小させることを「管理」としている。第一種保護計画では、生息数又は生息地の拡大や維持の目標を、第二種管理計画では、地域個体群の安定的な存続が妨げられないことを前提に、生息数や生息地を適正な状況に減少させるための目標を設定する。

8. ゾーニング管理に関する事項

クマの特定計画においては、広域レベルと集落レベルのゾーニングの2つスケールでのゾーニング管理を設定する。広域レベルのゾーニングでは、クマの分布管理を踏まえ、都道府県スケールでの「コア生息地」、「緩衝地帯」を確保するとともにクマの分布域の管理に向けた方針を設定する。市町村は主に「排除エリア」と、「排除エリア」の周辺にはクマの侵入防止等の対策を強化するための「管理強化エリア」を設定する。

集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保した「コア生息地」及び「緩衝地帯」の中に存在する集落や農地等を「排除エリア」とし、「排除エリア」の周辺に「管理強化エリア」を設定する。

なお、広域レベルのゾーニングにおける「コア生息地」は、広域協議会で検討した保護管理ユニット単位で確保するクマの生息域であり、自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域、鳥獣保護区の特別保護区等の生物多様性の観点から重要な場所や、従来からクマが生息しているクマの生息にとって重要な地域、クマの放獣地として適した場所等を参考に確保する。

9. 個体群管理に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」、「個体数の管理」の2つの目的で行なう。個体数水準1及び2の保護管理ユニットでは、地域個体群の回復が主要な目的であることから、個体数水準ごとに示された数値を基準に捕獲上限割合を定めて、問題個体の管理を中心に捕獲を実施する。

軋轢の低減が主要な目的となる個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、軋轢の発生を軽減するために必要な個体数まで減少させることを管理の目標として、個体群管理を行う。第二種管理計画においては、許可捕獲（第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的、鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的等）及び指定管理鳥獣捕獲等事業を組み合わせ、目標とする個体数の達成を目指す。

なお、緊急銃猟は、特定計画の作成の有無や特定計画で定めるゾーニング管理のゾーン区分に影響されず、緊急銃猟で定める人の日常生活圏において緊急的に実施される捕獲である。そのため、個体数の管理のための捕獲には含まれないが、人の日常生活圏内における緊急的に銃猟が必要となった経緯や結果等の緊急銃猟の実施状況について記録しておく必要性について、特定計画で整理しておくことが重要である。

(2) 第二種管理計画における特例

クマの第二種管理計画を作成している場合は、鳥獣保護管理法第14条に基づき、捕獲等に関して以下の措置が可能である。

- 鳥獣保護管理法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、捕獲等を行うことができる区域を指定することができる。
- 鳥獣保護管理法第11条第2項で狩猟期間が限定されている場合は、狩猟期間の範囲内で、

限定した狩猟期間を延長することができる。

- 鳥獣保護管理法第12条第1項により規定した狩猟による捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。

(3) 指定管理鳥獣対策事業交付金

2014（平成26）年の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により指定管理鳥獣捕獲等事業制度が創設された。指定管理鳥獣とは、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして、環境大臣が定めた鳥獣であり、クマは2024（令和6）年にヒグマ及びツキノワグマ地域個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣として指定された。クマにおいては、指定管理鳥獣対策事業交付金のうち、以下の事業が対象となる（2026（令和8）年2月現在）。

【指定管理鳥獣対策事業交付金のうちクマ対策に関する事業】

●鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

●クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

※都道府県において事業を実施する場合、クマの特定計画を既に策定している又は策定されることが確実と見込まれることが必要。

※交付金を活用して実施する事業のうち地方公共団体負担分については特別交付税が措置される。また、本交付金の交付対象経費と同様の対策であって地方公共団体の単独事業についても、特別交付税が措置される。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法第7条の2第2項5号では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、第二種管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に係る事項を記載することが定められている。指定管理鳥獣捕獲等事業は、個体群管理の目標の達成を目的として実施される事業である。そのため、第二種管理計画では、計画目標の達成に向けて指定管理鳥獣捕獲等事業が担う役割を位置づけて、計画的な捕獲等事業を実施することが重要である。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業では、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めることとなっている。

- 一 指定管理鳥獣の種類
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

- 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- 六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 七 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

10. 生息地の保護・整備、被害防除対策、出沒対応に関する事項

本ガイドラインでは、人とクマとの軋轢を解消する方法のひとつとして、クマの個体数を管理する考え方を新たに取り入れた。ただし、生物多様性等の観点から、クマの地域個体群の保全は必須であることから、いずれの個体数水準の保護管理ユニットにおいても、クマ生息地の保護を図るために生息地の整備が重要である。同時に、排除エリアにクマが侵入しないような生息環境管理と被害防除対策を実施するとともに、クマが出沒した場合に向けた体制整備を図ることが重要である。

なお、2025（令和7）2月に鳥獣保護管理法の一部が改正され、鳥獣保護管理法第3条第1項に基づく基本指針及び同法第4条第1項に基づく鳥獣保護管理事業計画の記載事項にそれぞれ追加された。（2027（令和9年）4月施行）趣旨も踏まえる。

（1） 生息地の保護・整備

クマの生息地の保護・整備は、ゾーニング管理における「コア生息地」及びコア生息地に近い「緩衝地帯」が対象となる。生息地の保護・整備では、保護区等の配置の検討、生息地の連続性の確保、生息地となる森林環境の保全等があげられる。なお、生息地の保護・整備は、個体数水準1及び2の保護管理ユニットで特に重要である。生息地の連続性の確保が必要な場合、ゾーン区分をする際にコア生息地を分断しないような設定が必要となる。

（2） 被害防除対策

被害防除対策はゾーニング管理におけるいずれのゾーンにおいても重要である。基本指針においては、被害防除対策として防護柵等による予防、追い払い、誘引物の適切な管理等があげられている。また、クマによる被害では、人身被害の防止が最も重要な対策である。そのため、侵入防止柵等を設置することで、排除エリアへのクマの侵入を防止することも重要である。

（3） 出沒対応に関する事項

クマの出沒対応にあたっては、出沒場所が山林内か市街地等であるかにより大きく対応が異なる。特に、クマが市街地等へ出沒した場合は、人身被害を防止するために、通報から対応に至るまで迅速な情報伝達が不可欠であるとともに、早急かつ適切な対応の実施が必要とされる。市街地等での出沒対応は、市町村が中心となって対応することとなるが、捕獲者や警察などの関係機関と市町村が円滑に情報共有・連携が行えるような体制整備や支援を行うことが重要である。

人の日常生活圏にクマ等の危険鳥獣が出没した場合に銃猟を行なう緊急銃猟では、実施に当たって法令で定める複数の手続きがあることから、必要な手続き等について、関係者間で理解を深め共通認識を持つておく必要がある。そのため、平時から、出没対応に係る関係機関との協議の場を定期的に持つほか、模擬訓練をとおして各機関の体制や役割について認識を深めておくなど、出没対応に向けた体制整備を図っておくことが重要である。

1 1. その他保護・管理のために必要な事項

(1) 環境部局・関係機関との連携

都道府県や市町村においては、部局によって担当する獣種が異なることや、捕獲、農地等への被害対策の支援、森林管理、河川管理等の担当部局が異なることから、クマを担当する鳥獣行政部局は関連する部局（農政、森林、河川や土木等）と適切な連携を図り、特定計画に基づいた施策を実行していくことが重要である。

また、クマ市街地等への出没防止のため人とクマのすみ分けを実現するための施策の推進にあたっては、対策パッケージで示された関係省庁が連携した支援をもとに、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類総合対策事業）に加え、農業被害対策については農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策等事業）、森林整備については林野庁の森林整備事業の活用が可能である。また、都道府県・市町村の森林環境税等を活用した森林整備を推進していくことが望ましい。

(2) 人材の育成と配置

特定計画に基づくクマの保護管理を適切に進めていくためには、施策を実行する人材と体制づくりを進めることが重要である。必要な人材では、専門的な知見の下に特定計画の作成・実行に係る人材、関係者の調整を担う人材、捕獲等に係る人材等があげられるが、これらの人材を育成・配置する体制づくりが重要である。

1) 特定計画の作成・実行に係る専門人材

都道府県においてクマの保護・管理に関係する担当者は、特定計画の作成、特定計画に基づく事業の実施、評価の方法について十分な知識を有することが重要である。そのため、国や都道府県、研究機関等が実施する研修会、大学が実施するコアカリキュラムなどの体系的な専門教育を受講し、最新の知識と技術の習得と向上を図ることが重要である。加えて、都道府県は研修会の開催や専門家の派遣等により市町村が実施する対策の支援を行うほか、鳥獣の専門職員を配置するように努めること。

2) 地域での対策実施を担う専門人材

特定計画の目標を達成するためには、特定計画に基づき、現場においてきめ細やかな対策を実施する必要がある。そのため、市町村単位や複数の隣接する市町村単位で、適切な対策を実施したり地域住民へ対策の方法を指導・普及したりする人材が不可欠である。都道府県の出先

機関に配置する場合や市町村に配置する場合があるが、都道府県はそのような人材の確保や配置、指導等の支援を行う。

3) 捕獲技術者

クマは他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険が大きいため、クマの捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を持った捕獲者を都道府県内に育成することが必要である。特に、市街地等でクマの捕獲を実施する場合は、クマの生態のみならず銃刀法や鳥獣保護管理法等の関係法令に関する正しい知識が必須である。都道府県は、それらの技術を持った捕獲者を育成するために、研修会や技術を確認するための講習会等を定期的を開催することが望ましい。2)と兼任することも可能である。

(3) 普及啓発

クマの適正な保護・管理を進めるためには、関係機関や関係団体、地域住民等の理解や協力が不可欠である。そのためには、クマに関する正しい知識や特定計画に関する理解を深めるための普及啓発を行うように努める。また、出没や被害に関する情報発信をすることで、被害を未然に防ぐように促すことも同様に重要である。

(4) モニタリング

特定計画を順応的に実施していくためには、モニタリングによる評価と見直しを図っていくのが必須である。特定計画におけるモニタリングでは、「5. 現状の分析」で示すデータを基本として収集し、毎年積み重ねたデータ（目撃件数、捕獲数、被害件数・量・内容、施策の実施状況）とクマの生息状況（分布状況、推定個体数）から、計画目標の達成状況の評価を行う。また、モニタリングが適切に継続できるように、収集したデータを蓄積・管理する環境や体制、外部機関を含め蓄積したデータを適切に扱える人材の確保などの体制整備も同時に必要である。

特定計画で定める目標を確実に達成するためには、中間評価を実施し、必要に応じて取り組みを見直すことが効果的である。中間評価は、関係者間で情報共有を図るのに効果的であるほか、その後の取り組みについての合意形成は図るためにも有効である。

(5) 錯誤捕獲対応の実施体制

近年も錯誤捕獲された個体を放獣しようとした際に攻撃を受け、人身被害が発生している事例がみられることから、他の獣種の捕獲等を行う際に、クマが錯誤捕獲されるおそれがある場合には、錯誤捕獲を防止するための対策及び錯誤捕獲された個体に対して安全に対応できる体制（放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合には緊急的に捕殺することを含む）を整備しておくことが必要である。

特定計画では、錯誤捕獲を防止する措置とともに、錯誤捕獲が発生した場合に、迅速かつ安全に対応できるように、事前の体制の構築等について記載する。なお、人の日常生活圏でクマが錯誤捕獲された場合には、制度上、緊急銃猟の対象となり得る。

(6) 先進技術の活用

他の鳥獣と同様に、近年クマについても、センサーカメラ、ICT、AI、ドローン等の先進技術を活用した調査、出没防止対策、捕獲等が行われるようになってきており、積極的に活用していくことが重要である。なお、センサーやICTを活用したはこわなによる捕獲については、遠隔でわなの状況や機材が正常に稼働しているかを確認できる場合は、現地における見回りは毎日でなくても構わない。

VI. 事例集

1. クマ保護・管理方針の決定プロセス

ヒグマとの共存を目指した管理方針の決定

—あつれきの少なかった時期を目指す個体数管理—（北海道）

（情報提供：北海道 環境生活部 環境局 野生動物対策課 ヒグマ対策室）

（1）背景

北海道は、2017（平成29）年度に作成した「北海道ヒグマ管理計画（第1期）」に基づき、道内の地域個体群の管理を始めたが、第1期計画では、地域個体群の絶滅を防ぐため、個体数の状況について以下の2つの水準を定めていた。

◇ 『予防水準』：絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400頭）

◇ 『許容下限水準』：遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な水準（200頭）

第1期計画を基本として、2022（令和4）年度には「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」に基づく取組を始めたものの、ヒグマによる人身被害の発生は高止まり、2023（令和5）年度にはヒグマの許可捕獲数が過去最多を更新するなど、人とヒグマとの軋轢が顕在化したことを受けて、2024（令和6）年12月に第2期計画の改定（以下「第2期計画（改定版）」とする。）を行い、これまでの水準に加え、人とヒグマの軋轢の軽減を図るための『共存水準』を新たに設定した。

◇ 『共存水準』：人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数水準

第2期計画（改定版）では、この共存水準を目指して、地域個体群毎の捕獲目標を設定し、各地域個体群の個体数を共存水準の範囲内に収めることを目指した個体数管理に取り組んでいる。

（2）個体数管理の考え方

北海道では、ヒグマの地域個体群毎の個体数を個体数指数で表し、個体数指数の水準に応じて定めている管理措置に基づき個体数管理を行っている。管理措置は、「あつれき軽減措置」「通常措置」「個体数回復措置」「緊急保護措置」の4段階が設定され、生息状況に応じて、それぞれの措置で定める管理方針の下、捕獲に対応している。

基準	各地域個体群の 2014(平成 26)年時点の推定個体数を 100(=a)とする(個体数指数 100(=a))
目標	『共存水準』 目標値となる共存水準として各地域個体群毎に個体数指数=X を定める。
管理方法	「あつれき低減措置」 個体数指数が共存水準にあるか、それよりも高い状態のため、捕獲目標を設定して個体数管理を実施する($X \leq$ 個体数指数の状況)
	「通常措置」 個体数指数が共存水準を下回り『予防水準(個体数指数=b)』以上にある場合は、予防水準を下回らない年間捕獲上限数を設定して個体数管理を行う。
	「個体数回復措置」及び「緊急保護措置」 個体数指数が『予防水準(個体数指数=b)』を下回った場合は、個体数回復措置として、個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで個体数の回復を図る。 個体数指数が『許容下限水準(個体数指数=c)』を下回った場合は、緊急保護措置として、地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を行わない措置を取ることで、総捕獲数を可能な限り抑制する。

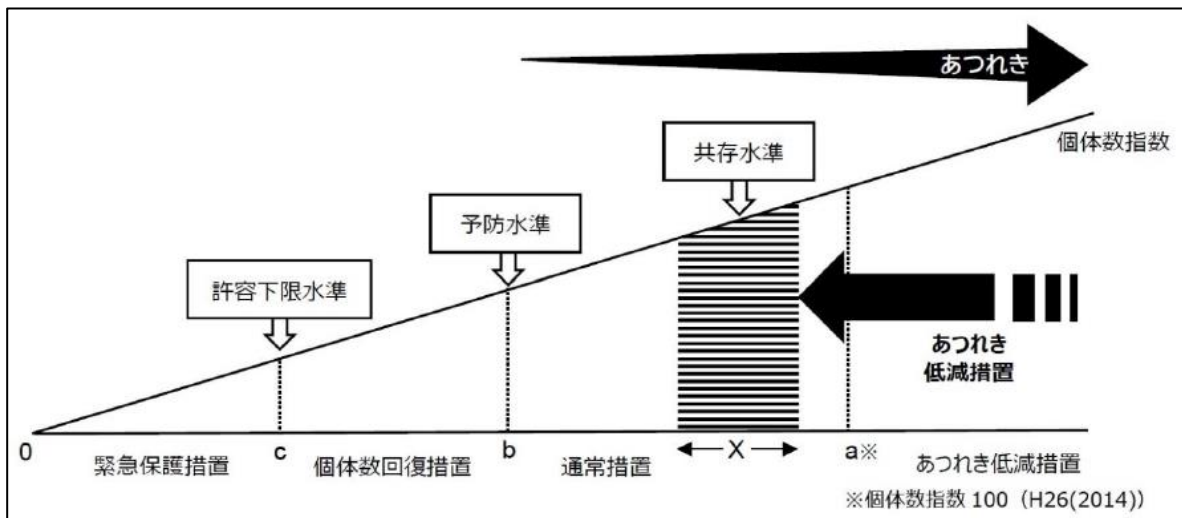


図 VI-1 管理措置と管理水準の関係 (北海道ヒグマ管理計画 (第 2 期) 改定)

(3) 個体数管理の目標・水準の決定プロセス

『許容下限水準』『予防水準』はヒグマ保護管理検討会の委員と検討の上、“各地域個体群を絶滅させないための基準（一定の数値）”として定められた。『共存水準』も同じくヒグマ保護管理検討会において、各地域個体群の推定個体数、出没情報、農業被害額のデータを示した上で、委員の意見を踏まえ地域個体群毎に決定した。

『共存水準』は、軋轢が社会問題化していなかった2001（平成13）～2010（平成22）年各年の個体数の中央値（渡島半島、積丹・恵庭、天塩・増毛、日高・夕張地域個体群）と1996（平成8）～2000（平成12）年各年の個体数の中央値（道東・宗谷地域個体群）を目安としている。

『共存水準』を定める際の明確な基準は設けていないが、いずれの地域個体群においても出没情報数や農業被害額が近年よりも少なかった年代を設定している。

☞ポイント

個体数管理で目指す「共存水準」は、あつれきの状況が許容されるならば、「一定の範囲にある個体数が共存水準にあると判断される」との考えから、幅を持たせた設定となっている。

(4) 捕獲目標の考え方

捕獲目標は「10年間の総捕獲数」として設定している。あつれきの軽減のために、目標達成に向けた捕獲は10年を待たずに前倒しで進め、緩衝地帯での捕獲などに積極的に取り組んでいく。

☞ポイント

最新のデータにより過去の個体数を推定するため、その都度、捕獲目標が書き換わることや、許可捕獲が主体の捕獲数は、出没や被害の状況に応じ、年により変動することから、単年ではなく複数年の総捕獲数を目標として設定している。

表VI-1 域個体群ごとの捕獲目標

地域個体群	現在	目標		
	個体数指数 (2023年末)	個体数水準の時期	個体数指数	総捕獲目標頭数 (2025～2033年)
渡島半島	112	2001～2010年	85	2,250
積丹・恵庭	133		66	1,030
天塩・増毛	136		64	1,200
道東・宗谷(西部)	83	1996～2000年	74	2,220
道東・宗谷(東部)	95		69	1,390
日高・夕張	119	2001～2010年	82	4,450
全道の合計	—	—	—	12,540

北海道ヒグマ保護管理検討会資料より作成。

(5) 管理計画の目的の達成を評価する指標及び方法について

第2期計画(改定版)では、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」、「ヒグマ地域個体群の存続」を目的とし、以下の目標と目標達成のための評価指標を設定している。

目標	評価指標
①人身被害の発生を可能な限りゼロにするとともに、人里への出没及び農業被害の発生を現状より減少させる。	①人身被害抑制指標 【指標】全体件数、発生時の状況や原因、発生場所ごとの件数
②各地域個体群の個体数指数を、予防水準以下には下げない。	②人里への出没、農業被害指標 【指標】市町村等からの出没情報に基づき推定した問題個体数、被害件数や被害金額など農業被害発生状況など
③各地域個体群の個体数指数が、「共存水準」よりも高い位置にあると評価された場合、捕獲目標を設定した個体数管理により、個体数指数を「共存水準」の範囲内に収める。	③地域個体群の存続指標 【指標】総捕獲数、痕跡調査による発見頻度 ④あつれき評価指標 【指標】検討中。地域ごとにあつれきの状況を評価できるよう、検討を行う。

<各評価指標の活用方法>

①の人身被害件数、②の出没情報及び農業被害額は、直近3年の平均化した値を指標として活用している(図VI-2)。

③地域個体群の存続指標は、通常措置、個体数回復措置及び緊急保護措置の評価指標であることから、あつれき低減措置が取られている第2期計画では用いていない。

④あつれき評価指標は、人身被害件数、農作物被害額、精神被害、対策労力(経費や人工などの負担等)を踏まえた指標をヒグマ保護管理委員会で検討中である。

No	項目	現状	
1	人身被害	負傷 1.6人/年 死亡 0.3人/年	人身被害抑制指標
2	出没情報	752件/年	人里への出没指標
3	農業被害	3,749万円/年	農業被害減少指標

※「人身被害」は、R4(2022)～R6(2024)年度の3年間の被害人数を平均したものを現状とした。
 ※「出没情報」は、R4(2022)～R6(2024)年の3年間の件数を平均したものを現状とした。
 ※「農業被害」は、R3(2021)～R5(2023)年度の3年間の被害額を平均したものを現状とした。

図VI-2 評価指標の結果

(北海道ヒグマ保護管理検討会資料(渡島半島地域個体群))

2. 指定管理鳥獣対策事業における取り組み

指定管理鳥獣対策事業交付金を活用したツキノワグマの管理

—地域をまたいだ捕獲体制の整備—（富山県）

（情報提供：富山県 生活環境文化部 自然保護課）

（1）背景

富山県では2023（令和5）年度に、ツキノワグマの出没件数が平常年の年間約200件を大きく上回る641件となり、7件9名の人身被害が発生した。2024（令和6）年度には4～8月の出没件数が前年度の同時期を上回るペースであったことから、2024（令和6）年10月より指定管理鳥獣対策事業交付金クマ類総合対策事業の指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）を開始し、2025（令和7）年度にも捕獲等事業を実施している。なお、捕獲等事業のほか、2024（令和6）年度には「クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成」、2025（令和7）年度には加えて「計画策定・調査等事業」「出没防止対策事業」「出没時の体制構築事業」を実施している。

（2）実施方法

富山県では、捕獲等事業を「Ⅰ．侵入個体の排除」及び「Ⅱ．問題個体管理」の2つの目的で実施しており、実施区域や捕獲方法等が異なっている（表VI-2）。

「Ⅰ．侵入個体の排除」については、富山県ツキノワグマ管理計画（第4期）におけるゾーニング区分のうち、主に被害防止地域（ゾーン3、人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域）にツキノワグマが出没し、市町村や地元猟友会等だけの対応が困難となった場合、県から「ツキノワグマ被害防止専門チーム（以下「サポートチーム」という。）」を派遣し、追い払い、追跡、捕獲などの技術的支援を行っている。

「Ⅱ．問題個体管理」については、イノシシ・ニホンジカの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している地域にツキノワグマが出没して捕獲従事者の安全確保が困難となった場合、箱わなを設置して捕獲を行っている。なお、この捕獲を行う際は、ツキノワグマを選択的に捕獲し、他種の錯誤捕獲を避けるため誘引餌にハチミツを用いている。

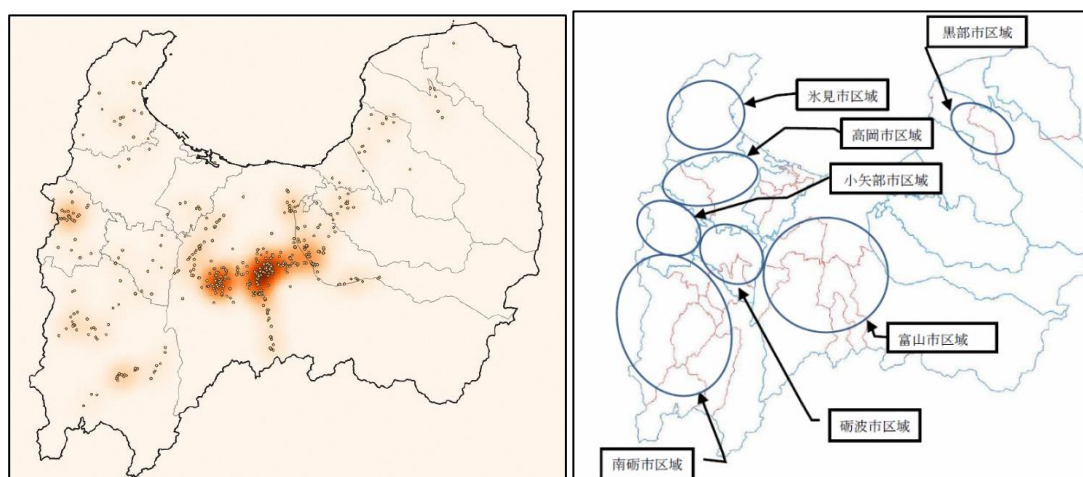
表VI-2 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲

事業目的	I.侵入個体の排除	II.問題個体の管理
実施区域※1	「ゾーン3」被害防止地域※2 (人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域)	イノシシ及びニホンジカの捕獲等事業の実施区域
捕獲作業期間	ゾーン3区域出沒時	2025(令和7)年5月1日～ 11月30日(210日間程度)
捕獲従事者	県から派遣したサポートチーム	イノシシ及びニホンジカの捕獲等事業の捕獲従事者
方法(規模)	・箱わな ・銃猟	・箱わな (1区域1～2基、計10基程度)

※1 捕獲実施地域は図VI-3参照。

※2 富山県ツキノワグマ管理計画(第4期)で定めるゾーン区分。

(令和7年度富山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ツキノワグマ)を基に作成)



図VI-3 捕獲実施区域

左図: I. 侵入個体の排除 (出沒情報ヒートマップの色が濃い地域を設定)

右図: II. 問題個体管理 (イノシシ・ニホンジカの捕獲事業の実施地域を設定)

(令和7年度富山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画より)

(3) サポートチームについて

2023(令和5)年度はツキノワグマが大量に出沒したが、市町村によっては地元猟友会にツキノワグマの捕獲経験がほとんど無く、出沒への対応が課題となっていた。そこで、2024(令和6)年度に開始された指定管理鳥獣対策事業により、県が(一社)富山県猟友会に委託し、ツキノワグマの捕獲経験が豊富な捕獲者4名からなるサポートチームを作り、ツキノワグマが市街地等に出沒した際、市町村の要請に応じて派遣する制度を開始した。派遣されたサポートチームはツキノワグマの追跡、追い払い、捕獲などの技術的支援を行うこととしており、事態の早期収束を図るとともに、ツキノワグマの捕獲経験が少ない地域においては、その地域の捕獲者に捕獲方法を指導するなどして、その地域の対応力向上も図っている。なお、サポートチ

ームを派遣する際は、市町村に対して、地元猟友会等の了解を必ず得てもらうよう留意している。

サポートチームの派遣事例(緊急銃猟への対応)

- 2025(令和7)年度に富山市吉岡地区の市街地にツキノワグマが出没した。富山市の要請を受けたサポートチーム2名が現場に派遣され、富山市、富山市猟友会、警察とともに捕獲方法等を検討した。最終的に緊急銃猟による捕獲を実施することとなり、サポートチームは射撃方向等について技術的助言を行った。当該場所が比較的広い範囲であり、捕獲者を多く配置する必要があったことから、緊急銃猟ではサポートチームのメンバーが第2捕獲者(射手)として配置され個体の捕獲に至った。

(4) 2025(令和7)年度捕獲等事業における捕獲目標の設定

捕獲等事業では、表VI-3のように過去の捕獲数等を基に捕獲目標頭数を設定した。なお、現行の富山県ツキノワグマ管理計画では捕獲上限数が定められていることから、その捕獲上限数を超えない範囲内で捕獲目標数を設定するよう留意している。

表VI-3 2025(令和7)年度の捕獲目標

事業目的	目標頭数	理由
「Ⅰ.侵入個体の排除」	年間10頭	2024(令和6)年度に市街地等にクマが出没し膠着状態や捕獲に至った事例が10件程度あったことから、年間の捕獲目標数を10頭と設定した。
「Ⅱ.問題個体管理」	年間10頭	イノシシ及びシカの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するチームが県内に10チームあり、両種の捕獲に影響する問題個体を1チームあたり1頭捕獲する必要があるとした。

(5) 2024(令和6)年度における捕獲等事業の評価について

富山県では、捕獲によって出没や被害が減少したかを検証するため、2024(令和6)年度の捕獲等事業については捕獲等事業における「捕獲数」と「出没件数」「人身被害者数」により評価することを試みた。しかしながら、2024(令和6)年度は4～8月の出没件数が多かったものの、9月の捕獲等事業開始以降に出没件数が減少したことなどにより、サポートチームの派遣や捕獲実績はなく、評価することが難しかった。

2025(令和7)年度について、最終的な評価方法は検討中だが、「Ⅱ.問題個体管理」では捕獲目標数を上回る捕獲(計13頭、2025(令和7)年12月18日時点)であった。ツキノワグマの出没件数が多かった年度であったが、捕獲等事業がイノシシ・ニホンジカの捕獲従事者の安心安全な作業の実施につながったと考えられる。また、サポートチームの派遣について、派遣数は2件と想定よりは少なかったものの、いずれの事例も技術的なサポートにより事態の早期収束や個体の捕獲に至っており、ツキノワグマ捕獲者の減少・高齢化が進む現状において、捕獲等事業におけるサポートチームの派遣は有効な手段であると考えている。

一方で、令和6年度に捕獲等の実績が無かったように、その年のツキノワグマの出没状況に

より捕獲数が大きく変動することから、単年の捕獲目標数の達成の有無により捕獲等事業を評価することは困難と考えており、適切な評価を課題として捉えている。

(6) 捕獲等事業以外の交付金メニューの活用

富山県では、捕獲等事業のほか、指定管理鳥獣対策事業を活かしてツキノワグマの保護管理に関する人材育成に取り組んでいる。具体的には「クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成」のメニューを活用した、市町村職員、警察、捕獲者を対象とした緊急銃猟の訓練の実施や、「認定鳥獣捕獲等事業者等の育成」を活用した講習の実施を通して捕獲従事者の捕獲技術向上を図っている。

3. ゾーニング管理の導入

市町村が主体となり進めるゾーニング管理

ー県全域でのゾーニング管理導入を目指してー（長野県）

（情報提供：長野県 林務部 森林づくり推進課）

(1) 背景

長野県では、2022（令和4）年度に作成した「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）」よりゾーニング管理を取り入れている。計画作成当初は、ゾーニング管理に関するノウハウや知識の蓄積が少なく市町村への導入が進まず苦慮していたことから、環境省の「クマ類の出没に対応する体制構築等事業」（2022（令和4）～2024（令和6）年度）を活用し、山形村・朝日村・小谷村の3村に加え、2024（令和6）年度に指定管理鳥獣対策事業を活用し、箕輪町・根羽村・阿智村・豊丘村・木祖村・白馬村の6町村のゾーニング管理計画を策定した。これら9町村で実施したゾーニング管理の導入方法を踏まえて「ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアル（長野県、令和7年3月）」（以下、「マニュアル」）を作成し、ゾーニング管理の導入が12市町村で行われている（2025（令和7）年度時点）。

(2) 市町村におけるゾーニング管理導入の流れ

長野県では、市町村が主体となってゾーニング管理を導入・運用できるよう、必要な技術的助言や調整支援を行いながら、表VI-4の手順でゾーニング管理を導入している。

ステップ1：ゾーン区分を検討するために必要な、ツキノワグマの生息情報や土地利用区分、植生図等を整理する。

ステップ2：ステップ1で整理した情報を基にゾーン区分等の案を作成する。

ステップ3：地域住民、関係機関（猟友会、警察、学校関係者、農林業被害関係者、観光施設関係者等）、クマ対策員¹¹、市町村及び県等が集まり、主にゾーン区分が地域の実態にあった内容であるかの検討を行う。また、ゾーン区分について認識共有が図れた後は、各ゾー

¹¹ 長野県ではクマの生態等に詳しい専門家（大学の研究者、捕獲関係者、麻酔銃関係者、獣医師、野生鳥獣関連業務に携わる専門的な知識や経験を持っている専門家）を「クマ対策員」として計11名配置している。

ンで実施する環境整備等の対策の実施主体、時期、規模などの具体的な内容について意見交換を行う。

ステップ4：これら意見交換の結果を踏まえて、ゾーニングマップ案や計画の修正を行い、ゾーニング管理実施計画案を作成する。

ステップ5：作成したゾーニング管理実施計画案について、関係者間で合意形成を図り、最終的な合意を取ったのち、ゾーニング管理実施計画案を確定する。市町村で作成したゾーニング管理実施計画案は、県の特定鳥獣保護管理検討委員会ツキノワグマ専門部会で諮った後、市町村で運用が開始される。

表VI-4 ゾーニング管理導入の流れ

ステップ	内容	実施主体
①対象地域の決定と地域の現状把握	対象地域の決定・現状把握 ゾーニング管理の対象地域の決定と地域のクマの状況を把握するための情報を収集する。	市町村
②ゾーニングマップ案の作成	データ整理・マップ案の検討 クマに関する情報を地域区分の案とともに地図に整理し、ゾーニングマップ案を作成する。	市町村
③意見交換会の開催	意見交換会(ワークショップ)の開催 関係機関及び関係者間で集まり、ゾーニングマップ案を確認しながら、地域区分や被害対策の実施主体について意見交換を実施する。	市町村 地域住民 関係機関 専門家(クマ対策員)等
④ゾーニング管理実施計画案の作成	マップ案の修正・被害対策の実施主体の整理 意見交換の結果を基にマップ案の修正等を行い、ゾーニングマップとゾーニング計画を作成する。	市町村
⑤ゾーニング管理実施計画案の確定	ゾーニング管理実施計画案の確定 県・市町村・地域住民などの関係者で集まり、ゾーニング計画案を確定する。	市町村 地域住民 関係機関 専門家(クマ対策員)等

ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアルを基に作成。

(3) 市町村におけるゾーニング管理導入の促進

長野県では、マニュアルを活用したゾーニング管理導入に関する説明会を、各市町村の担当者向けだけでなく、市長会・町村会の機会を通じて市町村長に対しても実施し、市町村におけるゾーニング管理導入を後押ししている。ゾーニングには、捕獲許可権限の委譲など市町村長の判断と責任が関係する内容も含まれていることから、導入の目的や必要性について予め市町村長に十分説明し、理解と合意を得ることが不可欠である。市町村長の理解を得ることによりゾーニング管理の円滑かつ着実な導入につなげたいと考えている。

ゾーニング管理により地域ごとの方針が明確化されるため、地域住民への説明などにおいて、対応方針や捕獲の可否を合理的に説明しやすくなり、これにより住民の理解醸成につながって

いる。また、地域区分に応じて対策内容を明確に区分できるため、限られた予算や人員を優先順位に従って配分できる。結果として、効果的かつ効率的な被害防止対策の実施が可能となる。さらには、許可捕獲に係る捕獲権限について、通常は県で許可するものだが、ゾーニング管理を導入している市町村では、排除地域にクマが出没した際、市町村長に捕獲権限を委譲することとしている。排除地域へのツキノワグマの出没後、市町村の判断により速やかに捕獲ができるというメリットを作ることで、市町村のゾーニング管理導入への意欲向上につなげている(表VI-5)。

表VI-5 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲は原則禁止。 ・個体数調整を目的として、春季捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として捕獲は許可しない。
緩衝地帯	<ul style="list-style-type: none"> ・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。 ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。 	
防除地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には捕獲を許可する。
排除地域	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する。

長野県ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアルより作成

(4) 市町村のゾーニング管理計画の運用

市町村のゾーニング管理計画は基本的に計画期間を設定していないが、ツキノワグマの出没状況や土地利用状況の変化に応じ、柔軟かつ継続的に対策を実施できるよう、地域の状況に即した取組みを随時進める仕組みとなっている。また、計画は出没記録や環境変化に応じて随時、ゾーン区分を変更できるようにしており、計画の変更や作成にあたっては、県の出先機関である地域振興局(全10局)に配置している鳥獣対策専門員が市町村に対して技術的な助言や指導を行う体制を整えている。

さらに、隣接する市町村がゾーニング管理計画を策定する場合には、市町村界においてゾーン区分の不整合が生じないように、相互に連携しながら計画作成を進めている。

(5) ゾーニング管理導入の効果について

ゾーニング管理の導入効果を把握する上で、ツキノワグマの目撃件数の変化が1つの指標となると捉えている。一例として、2025(令和7)年6月にゾーニング管理を導入した箕輪町で

は、ツキノワグマの目撃件数が2024（令和6）年度の19件から2025（令和7）年度（12月時点）は9件に減少しており、ゾーニング管理に基づく緩衝帯整備や誘引物の除去などの環境整備の成果がみられている。

また、数値として集計されていないものの、ゾーニング管理を導入したことによって緩衝帯整備面積が増加していることや、誘引木の伐採が進んでいること、さらには住民の意識が変化していることもゾーニング管理導入の効果として捉えている。

（6）課題と今後の展望

ゾーニング管理実施計画の策定時の対策意識を継続的に持続することが重要であり、計画に基づく誘引物管理、環境整備、電気柵の設置等の対策を、安定的かつ十分な財源のもとで、継続して実施していくことが課題となっている。

誘引物管理や環境整備など、捕獲以外の対策は、鳥獣対策を担う森林づくり推進課のみならず、他部局との連携が不可欠である。このため長野県では2025（令和7）年11月にツキノワグマ対策本部を設置し、農政部、建設部、環境部等が連携した横断的な管理体制を構築している。ゾーニング管理に関する課題への対応についても、これら関係部局と協働しながら対応を進めることで、より実効性の高い対策を目指している。

また、ゾーニング管理をまだ導入していない市町村に対しては、今後も継続して導入支援を行い、県内全域でのゾーニング管理の普及を図ることとしている。県内各地域で、ゾーニング管理が確実に実施されることで、人とクマの安全な共存に向けた基盤づくりを一層推進していく。

VII. 参考文献・資料

- 環境省. クマに関する各種情報・取組「出没情報・人身被害件数・捕獲数（速報値）」.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>
- 環境省. クマ被害対策施策パッケージ.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan.pdf>
- 環境省. 2016. 住居集合地域等における麻醉銃の取扱いについて.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/masuijyu.pdf>
- 環境省. 2020. レッドリスト 2020. 哺乳類.
- 環境省. 2021. クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー
https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/pdfs/manual_full.pdf
- 環境省. 2025. クマ類の出没対応体制構築事業の成果報告集ークマ類の出没と防止の円滑な対応に向けてー.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/seika.pdf>
- 環境省自然環境局. 2025. 令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務報告書.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2004. 第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2019. 中大型哺乳類分布調査報告書.
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室. 2025. 緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/guideline.pdf>
- 環境庁. 1981. 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）全国版.
- 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会. 2021. 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護指針.
- クマ類保護及び管理に関する検討会. 2024. クマ類による被害防止に向けた対策方針～クマとの軋轢の低減に向けた、人とクマのすみ分けの推進～.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-prevention-all.pdf>
- ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会. 2020. ツキノワグマ四国地域広域保護指針.
- 農林水産省. 農作物被害状況「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」.
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版
検討に関わった専門家一覧
（50音順）

大井 徹 (石川県立大学 生物資源環境学部)
小池 伸介 (東京農工大学大学院農学研究院)
近藤 麻実 (秋田県生活環境部自然保護課)
佐藤 喜和 (酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類)
澤田 誠吾 (島根県中山間地域研究センター農林技術部鳥獣対策科)
山崎 晃司 (東京農業大学 地域環境科学部)
横山 真弓 (兵庫県立大学自然・環境科学研究所)

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版

2026（令和8）年4月

発行者 環境省 自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター